明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十四年六月二十六日

○第百八十回国会

衆議院会議録 第二十八号

平成二十四年六月二十六日（火曜日）

平成二十四年六月二十六日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外五名提出）

子ども・子育て支援法案（内閣提出）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外五名提出）

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後一時二分開議

○議長（横路孝弘君）　これより会議を開きます。

○鷲尾英一郎君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、長妻昭君外五名提出、社会保障制度改革推進法案、内閣提出、子ども・子育て支援法案、和田隆志君外五名提出、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案、右八案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　鷲尾英一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外五名提出）

子ども・子育て支援法案（内閣提出）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外五名提出）

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君）　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法及び総

合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案、右八案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会保障と税の一体改革に関する特別委員長中野寛成君。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

社会保障制度改革推進法案及び同報告書

子ども・子育て支援法案及び同報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中野寛成君登壇〕

○中野寛成君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の六法律案の概要について申し上げます。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案は、低所得者等への年金額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、受給資格期間の短縮、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める措置等を講じようとするものであります。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするものであります。

子ども・子育て支援法案は、子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講じようとするものであります。

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など五十六の関係法律についての規定の整備等を行うものであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案は、経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税の使途の明確化及び税率の引き上げを行うとともに、税体系全体の再分配機能を回復する等の観点から、所得税の最高税率の引き上げ、相続税の基礎控除の引き下げ等を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置等について定めるものであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案は、消費税法等改正案と同様に、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引き上げ、引き上げ分の地方消費税の使途の明確化、消費税に係る地方交付税の率の変更等の措置を講じようとするものであります。

次に、長妻昭君外五名提出の社会保障制度改革推進法案の概要について申し上げます。

本案は、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするものであります。

次に、和田隆志君外五名提出の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要について申し上げます。

本案は、小学校就学前の子供に対する教育及び保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするものであります。

以上の法律案のうち、内閣提出の、年金制度改革関連二法案は去る五月八日に、子ども・子育て支援関連二法案及び総合こども園法案の三法律案は五月十日に、税制改革関連二法案は五月十一日に、それぞれ本会議において趣旨説明が行われ、本委員会に付託されました。

本委員会においては、内閣提出の七法律案について、五月十六日、小宮山厚生労働大臣兼少子化対策担当大臣、安住財務大臣及び川端総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十七日から質疑に入り、野田内閣総理大臣出席の総括質疑、集中審議を行ったほか、テーマ別質疑、全般質疑を行い、六月四日には福島県及び兵庫県において地方公聴会を開催し、八日には参考人から意見を聴取し、十二日及び十三日には公聴会を開催いたしました。

また、社会保障制度改革推進法案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案は、去る二十一日本委員会に付託され、二十二日、提出者長妻昭君及び田村憲久君からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。

同日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案により、年金機能強化法案に対し、低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定等を削除すること、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の対象

となる者の月額賃金の範囲等を「七万八千円」から「八万八千円」に改めること、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度の実施に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること等を内容とする修正案が、被用者年金一元化法案に対し、年金機能強化法案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加える修正案が、子ども・子育て支援法案に対し、「教育・保育施設」を認定こども園、幼稚園及び保育所とし、市町村は、支給認定に係る小学校就学前子供が、市町村長が確認する教育・保育施設から教育、保育を受けたときは、当該保護者に対し、施設型給付費を支給すること等の修正案が、子ども・子育て支援法及び総合こども園法整備法案に対し、本案の全部を修正し、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とする修正案が、消費税法等改正案に対し、所得税法、相続税法等の一部改正に係る規定を削除するとともに、低所得者に配慮する観点から、給付つき税額控除等及び複数税率の導入について総合的に検討する旨の規定を追加するほか、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することを追加する等の修正案が、地方税法及び地方交付税法改正案に対し、消費税法等改正案に対する修正案と同様に、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することを追加する等の修正案がそれぞれ提出され、提出者を代表して、長妻昭君、西博義君及び野田毅君から各修正案の趣旨の説明を聴取いたしました。

同日、各法律案及び各修正案を一括して議題とし、全般質疑を行い、また、野田内閣総理大臣出席のもと、二十五日に集中審議、本日、締めくくり質疑を行った後、総合こども園法案を除く各法律案及び各修正案について質疑を終局いたしました。次いで、社会保障制度改革推進法案及び消費税法等改正案に対する修正案について内閣の意見を聴取しました。引き続き、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、内閣提出の六法律案についてはいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、社会保障制度改革推進法案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法整備法案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

本委員会においては、約百二十九時間にわたり、慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。この際、御協力いただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　八案につき討論の通告があります。順次これを許します。高橋千鶴子さん。

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君　私は、日本共産党を代表し、消費税増税法案を初め八法案に反対の討論を行います。（拍手）

野田内閣は、社会保障と税の一体改革と称して、七本の法案を一括して特別委員会に付託しました。ところが、公の審議の一方で、水面下での三党協議を行い、二十一日、新たな二法案や修正案を提出したのです。中央、地方公聴会での意見や、重ねてきた議論も全く無視して、三党が合意したから採決をと迫り、わずか十三時間余りの審議で採決を強行しました。三党が合意すれば何でもできるなら、国会の自殺行為であり、断じて認められません。

第一に、消費税増税法案は、もともと公約違反の法案です。消費税を、二〇一四年四月に八％、二〇一五年十月に一〇％という大増税とあわせ、国民には、これまでにない二十兆円もの負担増が押しつけられます。消費を冷え込ませ、日本経済に重大な影響をもたらすことは明らかです。

消費税が最悪の欠陥税制だということははっきりしました。所得の低い人ほど負担の重い逆進性があること、中小企業など、税率を価格に転嫁できず身銭を切らざるを得ない実態があること、これらは、政府自身が認めていながら、具体策は何も示されませんでした。

また、消費税は全額社会保障に充てるというのは見せかけで、他の経費に置きかわるだけだということも明らかになりました。

しかも、三党修正で高額所得者へのわずかな負担増さえ削除され、結局、消費税増税だけが突出したのです。

国民の七割に及ぶ反対の声を無視した暴挙を、許すことはできません。

第二に、三党合意において、自民党、公明党は、最低保障年金制度の撤回を迫り、今後の公的年金制度、高齢者医療制度については三党協議を経てという縛りまでかけてしまうという異常な対応でした。

一方、後期高齢者医療制度の廃止を掲げて政権交代を果たした民主党が、今や、高齢化が社会保障費を増大させたとして公約を事実上断念するばかりか、増税やむなしの口実に高齢者を狙い撃ちにしていることは、最も重大な裏切りだと言わなければなりません。

なお、今回の被用者年金一元化法案は、保険料を引き上げ、年金給付水準は一方的に引き下げるもので、反対です。

年金受給の条件となる加入期間を二十五年から十年間に短縮したこと、男性にも遺族年金を支払うことなど、幾つかの改善点はあります。しかし、無年金、低年金問題の根本的な解決のためには、最低保障年金を確立して年金額を底上げすることが必要です。特例水準の解消やマクロ経済スライドをやめ、減らさない年金にするべきです。もちろん、消費税を財源にすることは、もってのほかであります。

第三に、政府案の子ども・子育て新システムは、保育に企業の参入を進め、国や自治体の責任を大きく後退させるものです。子供の安全、安心が脅かされるおそれがあり、待機児童解消も期待できません。

三党合意による修正案は、政府案とほとんど変わりません。総合こども園と呼んでいたものは、幼保連携認定こども園に置きかわったに等しいものです。待機児童対策は、株式会社の参入要件を若干厳しくし、多様な主体を認可することによって受け皿をふやそうとするもので、政府案と基本的に同じです。

市町村の保育実施義務を明記した児童福祉法二十四条を残したことは、保育関係者、保護者の切実な声を一定反映したものです。しかし、保育を介護保険のような直接契約にしてしまう新システム法案がほぼ原案どおり残ったために、事実上、骨抜きにされました。

今やるべきは、新システムは撤回し、国と行政の責任で認可保育所をふやし、公的保育制度を充実することであります。

第四に、見過ごせないのは、自民党の基本法案を原案としてつくられた社会保障制度改革推進法案です。

法案には、社会保障を単なる負担の見返りという保険制度に変え、自助を基本に、共助、公助で補完するという考え方が貫かれています。人間らしく生きる権利と、その実現のために国の責任を明記した憲法二十五条を真っ向から否定するものです。

医療、介護、年金を初めとする社会保障制度の今後のあり方について、新設する社会保障制度改革国民会議の議論に委ねました。これは、三党協議と有識者の会議の結論を国会に押しつけるものであり、国会の議論は、全く形だけのものになりかねません。

重大なのは、生活保護の厳格化と給付水準の適正化の検討が附則に盛り込まれたことです。今でも稼働能力や扶養義務については厳しい調査が求められ、命さえ絶たれる最悪の事態も続いています。これ以上の厳格化や引き下げは、絶対にやめるべきです。

最後に、今、被災地からは、消費税増税に、反対、不安の声がたくさん寄せられています。やりくりが大変です、これ以上消費税を取られたら生活できません、国民の苦しみがわかる人が政治をしてほしい、賢く選挙権を行使していかなければと思っていますと。

消費税増税、原発再稼働やＴＰＰなど、民主党政権にも、あるいは三党の談合政治にも、白紙委任した覚えはありません。総理が今やるべきは、解散して国民に信を問うことです。

以上で反対討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　鉢呂吉雄君。

〔鉢呂吉雄君登壇〕

○鉢呂吉雄君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました社会保障制度改革推進法案、年金制度改革関連二法案及び両修正案、子ども・子育て支援関連二法案及び両修正案、認定こども園法改正案、税制改革関連二法案及び両修正案に賛成する立場で討論を行います。（拍手）

我が国が世界に誇る皆年金あるいは皆保険が達成されてから半世紀がたちました。この間、少子高齢化の進行や非正規労働者の増大など、我が国の社会経済を取り巻く状況は大きく変化しました。今後とも社会保障制度を持続可能なものにしていくためには、給付と負担の両面、すなわち、社会保障制度改革と消費税を含む税制の抜本改革を一体的に行うことは、避けて通れない道であります。

こうしたことから、政府・与党として社会保障・税一体改革関連法案を取りまとめ、特別委員会では百三十時間にも及ぶ委員会審査を行うなど、与野党が真摯に議論を重ねてまいりました。そして、民主、自民、公明三党の修正協議がなされ、合意に基づく立法府としての一定の結論を出すに至ったことは、我が国の政治にとって極めて意義あることであり、この間、議論に携わった全ての皆様に深く敬意を表するものであります。

以下、各案に賛成する理由を申し述べます。

まず、社会保障制度改革推進法案について申し述べます。

民主党は、年金、医療、介護等の社会保障制度の改革は、国民に大きな影響を与えるものであり、多岐にわたる関係者の理解を得なければならないことから、昨年来、国民的な議論を行うことを主張し、さらに、与野党協議を呼びかけてまいりました。

本法律案では、社会保障制度改革国民会議を設置し、社会保障・税一体改革大綱その他の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、改革を行うために必要な事項を審議することとしております。国民会議は、有識者によって構成され、国会議員による兼務を妨げておりません。本法律案の成立により、安定した財源を確保しながら、給付と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るべく、改革を総合的かつ集中的に推進する大きな力になると考えております。

次に、年金機能強化法案及びその修正案について申し述べます。

特別委員会の審議を通じて、少子高齢化の進展、産業構造の変化、非正規労働者の増加等の変化に対応し、公的年金制度を将来にわたって持続可能なものに改革しなければならないという認識が共有されたと考えております。

まず、税制の抜本的な改革により、安定した財源を確保して、基礎年金の国庫負担割合を二分の一にすることについて、三党で合意が得られており、原案どおり、賛成をいたします。

低所得者への老齢基礎年金、障害年金、遺族年金の加算については、三党協議の結果、保険料納付期間等に応じて福祉的な給付措置を行うことになりました。基礎年金だけでは暮らしていけないという低年金の問題を指摘する声に真正面から応える意義は大きいと考えます。

一定の高所得の年金受給者について基礎年金額を調整することについては、引き続き検討事項となりました。

短時間労働者への社会保険適用拡大については、三党協議の結果、新たに生じる事業主負担の規模に配慮し、対象者要件のうち、賃金月額を引き上げ、実施時期を政府原案より半年後といたしました。民主党としては、パート労働者等短時間労働者の待遇改善のため、引き続き、関係者の理解を得ながら、適用拡大に取り組んでまいります。

被用者年金一元化法案は、官民格差解消のため、三つの共済年金制度に分かれている被用者年

金各制度を厚生年金制度に統一するものであり、政府原案どおり、賛成をいたします。

次に、子ども・子育て支援関連法案及びその修正案並びに改正案について賛成する理由を申し述べます。

民主党は、これまで、人生前半の社会保障の充実を訴え、子ども・子育て支援を社会保障と税の一体改革における最重要な柱と位置づけてまいりました。

政府提出法案は、全ての子供に良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、幼保一元化を含め、関連する制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭での養育支援の充実を図るために必要な制度を導入するものでありました。

特別委員会における審議の中で、幼児教育や子育て支援の基本的な考え方、実施主体に係る考え方については各党それぞれの考え方はありましたが、喫緊の課題について、それぞれが共有できたと考えます。

このたび、三党協議において一致点が見出され、税制の抜本改革による安定財源が子育て支援策に充当されることは、我が国の社会保障政策における大きな前進であると考えます。

認定こども園法改正案については、幼保連携型認定こども園について、認可、指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけることとなりました。

また、保育に関しては、市町村が実施義務を引き続き担い、利用者と市町村の契約とすることになりました。そして、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部での保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みといたしました。さらに、地域における小規模保育など、多様な保育ニーズにも対応し、財政支援が拡充されます。

このように、教育、保育の質を確保しながら量的な拡大を図ることにより、待機児童の解消が進むと期待されるため、いずれも賛成をいたします。

次に、税制改革関連法案及び両修正案について申し述べます。

我が国の新たな人口構造に対応した社会保障を充実させるには、安定財源が不可欠であり、同時に、給付と負担のあり方を大きく見直すことも、避けては通れない課題です。他方で、欧州債務危機からも明らかなように、財政赤字の増大は、世界経済全体にはかり知れない影響を与えかねません。

社会保障の充実、安定化を図るとともに、財政健全化を目指すため、消費税の引き上げ等の措置を講ずることは、どの政党が政権を担当しても、避けることができない、待ったなしの改革であります。

当然、国民の皆様にも負担をお願いするわけでありますから、その前に、政治家や官僚がみずから身を切る改革も必須であります。民主党が先般提出した、衆議院選挙における一票の格差是正、定数削減、選挙制度改革に係る法律案及び行政改革実行法案の速やかな審議及び成立を、各党に改めてお願いするものであります。

また、消費税引き上げの際に、その影響が最小限になるよう、さまざまな施策を講ずる必要があります。政府原案においても、経済成長、逆進性対策、価格転嫁対策など、さまざまな措置について明記されておりますが、特別委員会における慎重な審議も踏まえ、このたびの修正案作成に至りました。

最後に申し上げます。

私は、かつて、消費税が三％から五％に上がる最終判断をしたときの大蔵政務次官を務めさせていただきました。国民に増税をお願いするという仕事は、政治家として、非常に厳しく、つらいものであり、避けて通ることができるのであれば、誰もが避けて通りたいと思うところであろうと思います。しかし、どんなに苦しいときでも、国民に正直に説明をし、少しでも多くの国民に賛同していただけるよう最善の努力をするべきである、このように思います。そして、しっかりと結論を出すべきであると考えます。

長時間にわたる特別委員会審査を終えられた社会保障・税特別委員会の委員初め、全ての皆様に改めて敬意を表しますとともに、各案での御賛同を心からお願い申し上げ、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　渡辺浩一郎君。

〔渡辺浩一郎君登壇〕

○渡辺浩一郎君　新党きづなの渡辺浩一郎です。

私は、ただいま議題となりました社会保障と税の一体改革関連法案に対し、新党きづなを代表し、反対の立場で討論をいたします。（拍手）

五月の連休明け、社会保障と税の一体改革の議論が始まりました。百二十九時間を超える議論がなされました。ところが、六月の半ばになって、突然、民主党、自民党、公明党三党が密室で議論を開始。たった一週間で三党合意なるものができ上がったのであります。一体、あの百二十九時間の議論は何だったのでしょうか。

政府が提案した原案の段階でも、昨年の夏から民主党内で激しい議論を重ねた上でつくったものとは思えない内容でしたが、修正案は、これは自民党がつくった法案なのではと思ってしまうほど後退し、総選挙で民主党が掲げていた理念、政策のかけらも感じません。

マニフェストの主要政策である最低保障年金の創設、後期高齢者の医療制度の廃止は棚上げ。国民の生活が第一の思いのもとで、手を差し伸べなければいけない低所得者に対する年金の支給加算は給付金に変更。パートの厚生年金適用拡大は縮小。逆に、高所得者への年金支給減は見送り。富裕層の所得税、相続税の引き上げは先送り。民主党の政策の目玉である総合こども園の創設は削除。ここまで譲るのか、何も残っていないんじゃないかと思うのが、多くの国民の感想であります。

民主党に期待した、投票した有権者の思いとは真逆の法案ができ上がってしまいました。この法案に、この後、賛成する、白票を入れる民主党の議員こそ、造反の議員のレッテルを張るべきであります。

増税だけがむき出しになっている、社会保障の置き去りと消費税増税の一体でない改革法案は、思いのある国会議員の魂の一票でこの国会で葬り去り、もう一度、一から、国民の期待、負託に応

えた社会保障政策をベースに議論をするべきであります。

さらに、増税の前に、上辺だけでない徹底的な行政改革と選挙制度の改革、予算のゼロベースでの組み直しなど、永田町と霞が関を一度リセットして、どれだけ財源が出せるかチャレンジをするべきであります。

さらに、将来の社会保障のメニューを国民にきちんと掲げ、財源が足りなければ、どう負担するのかを議論するというのがあるべき姿で、社会保障のメニューが何も決まっていない中で増税だけ先行して決めるというのは、筋が通らず、国民は納得いたしません。

しかも、この後の社会保障政策は、正体不明の社会保障制度改革国民会議で議論されるとのことですが、この国民会議に社会保障の制度改革を委ねるのであれば、この国に国会議員は必要ありません。国会で議論すべきであります。

私たち新党きづなは、この単なる社会保障制度の先送りである修正案を認めるわけにはいきません。この一連の法案は、一体改革とは名ばかりの、単なる消費税を上げるためのアリバイづくりの法案でしかありません。

国民のフラストレーションは相当たまっています。今月から、年金の支給は減り、現役世代は、介護、医療の保険料が上がって、秋からは厚生年金の保険料もアップです。子育ての世代は住民税の年少扶養控除廃止。電気代、ガス代も上がっています。来年からは二十五年間も所得税が増税、再来年には市民税の増税、そして、仕上げには消費税大増税であります。支給は減り、負担は大幅にふえます。

今、年収の二百万未満が一千万人超、この二十年間で一世帯の可処分所得は五十万円も下がり、貯蓄なし世帯は十五年前の三倍にふえています。多くの皆さんが、遠い将来よりも、あす生きていくのが精いっぱいなのです。皆さんが家計のやりくりにいかに苦労しているかを、野田総理は全くわかっていない。

総理が言う、将来の社会保障が充実すれば個人消費が上向くというのは、机上の空論でしかありません。このひどいデフレの中で増税をすれば、所得は減り、個人消費が冷え込み、法人税も所得税も減って、トータルの税収は大幅に減ることが懸念されます。つまり、税率を上げても税収は上がらないのであります。税収が確保できないなら、この大変なデフレの時期に税率を上げるべきではありません。

今やることは、日本の統治機構に切り込むこと、デフレ脱却と景気回復に取り組み、皆さんの可処分所得を上げて、税率ではなくて、税収を上げていくことに全力を尽くすことであります。

よく野田首相は決められない政治からの脱却と言いますが、決めちゃいけないものを決める政治に正義はありません。このデフレ下での増税は、決めてはいけないものなのです。マニフェストに書いていないものなのですから。

ルールがあるんです。書いてあることは命がけで実行する、書いていないことはやらない、それがルールです。違いますか、野田総理大臣。

この法案が、日本経済に、将来に深刻なダメージを与えると考えている国会議員の皆さんが、政党の存続や選挙対策よりも、国民の生活に重きを置いた決断をされることを信じております。

国民の生活が第一といいながら、国民の生活が台なしだとしたら、良識ある議員諸君へ、心から、心から、そして心から反対していただきたいことをお願いし、私の反対討論を終えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　金子一義君。

〔金子一義君登壇〕

○金子一義君　私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました各案につきまして、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

社会保障と税の一体改革に関する特別委員会が四月二十六日に本院に設置されて以来二カ月、審議時間も百二十時間を超える過程で、政府提出法案の問題点が次々に明らかになってまいりました。

そして、最終局面で、自民、公明、民主三党間の修正協議が行われ、六月十五日に修正協議が調いました。そして、本日、こうして採決を迎えたことは、決められない政治と言われる中で、評価されるべきものと思います。

なお、今回、政党間協力のあり方の一つを示したものではありますが、消費税法改正法等は、我々自民党は選挙で公約したことであり、この政策に限っては協力するという、あくまでも特定の政策の協力であり、他の法案については引き続き厳しく対応していくことを申し上げる次第であります。

野田総理が一体改革は待ったなしとして提出された今法案は、国民に税負担を求めるものであります。税負担を求めるからには、社会保障の姿を国民に示してから求めるのが政治の道であります。

しかし、消費税関連法案には、年金、医療、介護、いずれについても、主要施策が抜け落ち、含まれていませんでした。後期高齢者医療廃止は今国会に提出、民主党のマニフェストの一丁目と言われる最低保障年金は来年度通常国会に提出という工程表があるだけで、具体的な姿は明らかにされていませんでした。医療の効率化も全くありませんでした。

それでは、なぜ税負担を求めるのでしょうか。

社会保障の中身を知らされず、増税だけ求めても、国民に理解されるはずがありません。これでは、税と社会保障の一体改革といいながら、単なる増税法案にすぎなかったのではないでしょうか。少なくとも、増税先行法案であります。

一方、我々自民党は、自公政権下において、年金の公的負担を二分の一に引き上げることを決定し、実施いたしました。その際生ずる財源については、消費税を含む税制抜本改革を大前提として議論してまいりました。

また、社会保障や少子化に対する費用の見通しを踏まえつつ、持続可能な財政構造を確立するための道筋と税制抜本改革を、我々が与党であった平成二十一年の税制改正に規定いたしました。今法案の出発点となる、たびたび引用される、所得税法等の一部を改正する法律附則第百四条であります。

このような経緯を背景として、審議終盤に至

り、野田内閣からの修正協議申し出に応じることといたしました。ただし、修正協議に当たっては、我々自民党は社会保障改革基本法を提出し、これをベースに協議することを求めてまいりました。

自公両党が修正協議の終了期限とした六月十五日深夜に三党修正協議がまとまり、修正協議のベースとなった基本法は、社会保障制度改革推進法と名前を変えて、今回、法案として提出されたものであります。

三党の修正協議に当たられた方々には、その御労苦に心から敬意を表したいと思います。

本案では、社会保障改革国民会議を設置して、年金、医療、介護、そして少子化対策、それぞれの制度見直しに向けた検討を行い、その結果に基づき、一年以内に必要な法制上の措置を講ずることとし、社会保障制度の改革を総合的かつ集中的に推進することとしております。

賛成する主な理由は、本法案により、年金、医療、介護、少子化対策全体の法体系が一年以内にできるようになること、社会保障の姿が法制上の整備も含めて見えるようになることであります。

また、現政権が閣議決定した社会保障・税一体改革大綱などにかかわらず幅広い観点から制度改革を実現することという、自民、公明の主張した修正に現政権が応じたことも、賛成する理由の一つであります。

賛成する第二の理由は、消費税率引き上げの前に社会保障制度改革を実現することを法律上明記したことであります。すなわち、増税先行はしないことを国民に約束したことであります。

社会保障改革推進法案以外の法案についても、それぞれ修正が行われました。評価されるポイントを一つ二つ申し上げます。

子ども・子育て関連法案は、総合こども園の創設は撤回されるなど、我が党の主張をおおむね取り入れたものとなりました。

また、当初提出された消費税法等改正案では、消費税率引き上げ時における低所得者対策としての給付つき税額控除については、所得把握の困難さ、また、景気弾力条項における成長目標に向けた具体的な施策の致命的とも言える欠陥などが含まれていました。

修正協議の結果、低所得者対策として、我々の主張する複数税率も含めた検討が行われることになりました。また、脱デフレ対策として、我が国の成長を高める研究開発分野や、予見される震災に対し防災に資する分野への資金の重点配分などの施策の検討が修正合意されたことは、評価されるところであります。

以上、各案について主な賛成理由を申し上げました。

さて、最低保障年金について申し上げます。

まず、民主党マニフェストの最低保障年金の旗をおろせとかおろせないとかの発言が飛び交っておりますが、今回の法案には全く盛り込まれておりません。そのような議論はそもそも当たりません。

一方、民主党のマニフェストの誰でももらえる最低保障年金は、文字どおり、誰でももらえる制度と私は思っておりました。多くの国民も、多少うさん臭いと思いつつ、信じていたと思います。

ところが、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会の審議の過程で、所得比例年金に四十年保険料を納めた人だけがもらえる、誰でももらえるものではないことが明らかにされました。だまされた思いであります。政治家はだまされた方が悪いで済まされるかもしれませんが、国民はそうはいきません。

昨日の審議で、野田首相は、最低保障年金について、さらに詳細の制度設計を詰めて国民に発信したいと述べておられました。ぜひ、次回選挙で改めてマニフェストに掲げられてはいかがでしょうか。もちろん、次回は、見せかけではなく、かつ、これに必要な財源もあわせ明確にされることを期待しております。

社会保障国民会議は、三党合意に従って社会保障のビジョンをつくる場であります。また、同法二条に記された基本的な考え方に基づいて協議される場であります。民主党の最低保障年金七万円が議論される余地はほとんどないと言っても過言ではないことを申し上げておきます。

最後に、一番大切な、国民との関係について申し上げます。

我々自民党は、平成二十一年総選挙の際に、主権者たる国民に、消費税を含む税制改革を明確に公約いたしました。

しかし、民主党のマニフェストや、野田首相を初めとする民主党幹部の選挙公約には、何の記述もありませんでした。加えて、当時の鳩山代表や党幹部の言動は、任期中の四年間の消費税の立法化を全て否定しておられます。

また、総理は、本日午前中の総括質疑の中で、なぜ民主党内にいまだに反対するような人がいるのかという我が党の逢沢議員の質問に対し、マニフェストに書かれていないことをやろうとしたことである、民主党議員の多くは、地元に帰ると、うそつき、ペテン師と呼ばれている、このことだ、野田首相が述べておられました。

やらないということをやるという決断をしたならば、法案成立後直ちに民意を問うのが憲政の常道であります。そしてまた、これが、うそつき、ペテン師の呪縛から民主党議員を解き放つことにもなることを申し上げ、討論を終わります。

（拍手）

○議長（横路孝弘君）　服部良一君。

〔服部良一君登壇〕

○服部良一君　社民党の服部良一です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、社会保障と税の一体改革関連の政府提出法案、民主党、自民党、公明党提出の法案及び修正案の全てに対して、反対の討論を行います。（拍手）

政府案は、一体改革とは名ばかりの、ばらばら改革、つまみ食い改革です。

社会保障の全体像も、所得税、資産課税、法人税の不公平を是正する税制抜本改革もないままに、庶民と中小零細企業に負担を押しつける消費増税を先行させることは、断じて許されません。デフレ下で、賃金も上がらず、中小零細企業は値引きを強いられている中で、消費税率を上げることは、生活、経済を破壊します。

今やるべきことは、震災復興であり、デフレ対策であり、非正規雇用でない、安定した質の高い雇用をふやす強力な政策の推進です。野田政権

は、優先順位を全く取り違えていると言わざるを得ません。一体改革の出発点となったビジョンをまとめた検討会の座長が言われるとおり、改革は矮小化され、単なる増税の口実になりました。

そして、今回の修正案に至っては、ばらばら改革にも値しない、だまし討ち・談合増税法案であり、断固として反対です。

税制法案では、支え合う社会の回復という文言が削除され、社会保障制度改革推進法案では、自助、家族が前面に出るだけでなく、附則に、生活保護制度の厳格化が盛り込まれました。

そもそも、夫が終身雇用の正社員、妻が専業主婦というモデル自体が崩壊しており、介護、子育ての負担を家族だけに押しつけることには限界があります。自己責任、家族責任を強調して、経済的、社会的ゆがみを放置してはなりません。貧困、格差を解消することこそが政治に求められていることであり、一体改革の根幹だったはずです。

野田総理、政府・与党に申し上げたい。弱肉強食、市場原理至上主義の新自由主義政策を転換し、政権交代で生活再建を約束したマニフェストは死にました。政権交代のドラマは、きょうで完全に終わりました。消費増税をしないという公約は破棄、最低保障年金創設、後期高齢者医療制度廃止も、事実上撤回じゃないですか。

総理、政治生命をかけるべきは、震災や原発事故からの生活再建、社会の再生であり、脱原発、エネルギー政策を大転換させること、沖縄の声に寄り添い、辺野古の新基地建設、オスプレーの普天間基地配備をやめることです。

財政再建が強調される一方、社会の持続可能性そのものが危機に陥っています。現役世代が高齢世代を支える力そのものを強める必要があります。それなのに、負担が先行し、受益の全体像も、バランスも、全く見えません。

子ども・子育て支援も、政府原案は制度が複雑になる一方で効果は不透明、総合こども園を撤回した修正案はますます寄せ集めになりました。人生それぞれのステージに応じて、また、どんなリスクに直面しても必ず支えてくれるという社会保障制度への信頼が重要なのに、これでは、国民の不安が高まる一方です。

子供の貧困はなくせるのですか。ワーキングプアの若者が将来に希望を持てますか。望みどおりに結婚し、出産し、子育てができる社会になりますか。シングルマザーの生活は楽になるのですか。リストラ、賃金カットにさらされている中高年層はどうなりますか。無年金、低年金の高齢者が不安なく暮らすことができるようになりますか。誰でも、生活が困窮したときに、生活保護などのセーフティーネットがちゃんと支えてくれるのですか。

こういった声に、大丈夫ですよと答えを出すのが一体改革ではないのですか。年金制度、医療制度も先が見えず、消費税もどこまで上がるかわからないという中で、どうやって、安心して仕事をし、生活をしろというのですか。

野田総理、気分は大連立ですか。民自公密室談合で修正協議が進み、特別委員会では採決のみが急がれ、国会審議は形骸化しました。まさに、国会無視、国民無視であり、議会制民主主義の自己否定です。一体改革関連法案は廃案にし、社会保障制度の全体像を示し、税制のあり方について、徹底的に国民的な議論をすべきです。

消費増税のみならず、原発再稼働、ＴＰＰ、沖縄・辺野古新基地建設、オスプレー配備など、対米追随の国民生活破壊にひた走る野田内閣は即刻退陣すべきであると強く申し上げ、私の反対討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　斉藤鉄夫君。

〔斉藤鉄夫君登壇〕

斉藤鉄夫君　私は、公明党を代表して、社会保障と税の一体改革関連六法案に対する民主、自民、公明提出の修正案、同じく三党提出の社会保障制度改革推進法案及び認定こども園法の一部改正案について、いずれも賛成の立場から討論を行います。（拍手）

世界に類を見ない高齢化が進展する我が国において、持続可能な安定した社会保障制度をどのように構築していくのか、そしてそのための安定財源をどのように確保していくのかは、待ったなしの課題であります。

公明党は、政権を担っていたときから、年金、医療、介護、子育てを初め社会保障制度の改革と税制の抜本改革、現政権の言葉をかりれば、社会保障と税の一体改革の必要性を認識し、二〇〇九年の改正所得税法の附則に改革の方向性を示すなど、努力を続けてきたところであります。

その後、政権交代が起こり、四年間消費税は上げないとした民主党政権になってから、一旦はこうした機運は大きく後退したものの、民主党政権三人目となる野田総理が、突如として消費税増税を掲げ、政治生命をかけるとまで言い切って、関連法案が提出されました。

公明党は、消費税増税の提案そのものが民主党の公約にはなかったこともさることながら、社会保障と税の一体改革といいつつ、その実情は、増税先行で、国民の安心のセーフティーネットである社会保障改革が置き去りにされてしまうのではないかなど、消費税増税に当たっての幾つかの条件が整っていないと強く主張してきました。

特別委員会では、長時間に及ぶ審議がなされましたが、社会保障の全体像については、必ずしも政府から明確な姿が示されることはありませんでした。

このままでは、形だけの社会保障と税の一体改革になってしまう。特に、先ほど指摘した、消費税増税の前提として、社会保障の全体像を示すことや、景気・経済対策、低所得者対策などの制度設計を明確にする必要がある。そのために、協議を通じて我が党の主張を最大限反映させるべきと考え、公明党は修正協議に臨みました。

協議の結果、社会保障の全体像は、今後設置される国民会議における審議を踏まえて、消費税増税が実施されるまでに明確化することとし、それなしには増税ができない仕組みとなりました。

また、デフレからの脱却に向けて、防災・減災対策を初めとする景気・経済対策を講じ、景気の回復を図ること、低所得者対策は最初の消費税率八％引き上げ段階から講じることなど、増税先行ではない方向で合意に達し、あわせて、関連法案の修正も行うこととなったものであります。

以下、修正部分を中心に、主な賛成理由を述べさせていただきます。

まず初めに、社会保障制度改革推進法案では、年金、医療、介護、子育ての課題は、新設される国民会議での議論を経て、消費税増税前までに必要な法制上の措置を講ずるものとしています。すなわち、社会保障の全体像を消費税増税前までに明確にすることが法的に担保された。この点は極めて重要であると考えます。

さらに、三党合意では、今後の公的年金制度、高齢者医療制度に係る改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議するとしており、民主党のマニフェストを初め各政党のさまざまな主張がそのまま国民会議で議論されるのではなく、その実施時期を含め、三党間で協議されたものが国民会議の議論の対象となると認識しております。

一方、法案では、年金、医療及び介護においては社会保険制度を基本とするとしており、公明党としても、この趣旨に沿って制度改革を積極的に進めていく決意です。

景気が低迷したままで国民に新たな負担を求める増税を実行することは、かえって日本経済や国民生活に悪影響を与えかねません。政府案の、実質二％、名目三％の成長を目指すとの条文は、政策努力の目標ではあるものの、少しでもそこに近づける具体的な方策が示されるべきです。

公明党は、デフレからの脱却、景気回復を確実にするために、東日本大震災の教訓も踏まえつつ、防災・減災対策に資する投資を集中的に行うべきと主張してきました。

今般の税法の修正案にて、成長戦略や事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分するとして景気・経済対策の検討条項が盛り込まれたことや、増税の実施時期は時の政権が景気回復などの状況を確認して判断することとなったことは、評価をいたします。

今後、現下の経済状況に鑑み、この条文の趣旨に沿って、できる限り前倒しで景気・経済対策を講じることが重要である、必要に応じて補正予算も編成すべきと強く申し上げます。

次に、消費税増税に当たっての低所得者対策、逆進性対策についてです。

消費税には、所得の低い方ほど負担が重くなる、いわゆる逆進性の問題があり、低所得者対策の実施は不可欠です。その手法としては、複数税率や給付つき税額控除などが考えられます。

政府案では、消費税一〇％時点では複数税率は行わないこととし、いわゆるマイナンバーが定着した後の給付つき税額控除などが記されていますが、その内容はもちろん、その間に実施される簡素な給付措置の内容すら不明確でありました。

今般の三党合意では、低所得者対策は、消費税を八％に引き上げるときから確実かつしっかりとした対策を実行すること、さらには複数税率の導入も検討する旨を修正案等で明らかにしたことは、大きな前進であると考えます。

次に、年金、子育て、税制の各関連法案について申し上げます。

初めに、年金関連法案についてです。

そもそも、民主党が、現行の年金制度は破綻していると主張し、最低保障年金の創設や、国民年金も含めた年金一元化をマニフェストに掲げてきました。それにもかかわらず、抜本改革の具体像を示せない中で、今般、現行制度に基づく改善案を提示してきました。この点は、これまで公明党が主張してきた方向性とおおむね同じであります。

政府案では、年金の受給資格期間の短縮、また、短時間労働者の社会保険の適用拡大や、遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大、産休中の社会保険料免除、さらに、官民格差解消を図るための厚生年金と共済年金の一元化や職域加算の廃止など、公明党が以前から主張してきたとおりの内容となっております。

他方、低所得者等への年金額の加算については、政府案の定額加算六千円は取りやめ、公明党が主張してきた定率加算する方法を参考に、保険料納付済み期間に応じた福祉的給付にて対応することで合意しました。また、消費税引き上げまでに、この給付に関する法律を成立させることとしており、公明党の主張する低年金対策の趣旨を踏まえたものと評価するものであります。

次に、子育て関連法案についてであります。

私たち公明党は、真に子供の幸福の実現に資するものであるか否か、また、安心して子育てができる社会の実現に資するのか否かという視点を基本に検討してきました。

特に、三党の修正協議の結果、幼保一体への取り組みに関しては、現行の認定こども園の改正で十分に対応可能であり、その中で、二重行政による手続の煩雑さや、財政的な支援の不足といった課題に対処することとなりました。

また、関係者の間で強い懸念があった市町村の保育の実施義務も、我が党の主張どおり、引き続き義務を担うように修正しました。

今般、社会全体で子育てを支援する総合的枠組みが整備されたことの意義は、極めて大きいものがあると考えます。

なお、政府の試算では、必要とされる財源は一兆円ですが、現時点で財源はなお不足しており、子育て、幼児教育、保育の質、量の充実のため、政府は財源確保に最大限努力すべきであることを強く申し上げます。

次に、税制関連法案について申し上げます。

消費税の税率引き上げについては、持続可能な安心の社会保障制度を構築するために必要な安定財源を確保することの重要性などに鑑み、また、消費税率引き上げまでに社会保障の改革を進めること、景気回復を確認すること、低所得者対策を具体化することなどが確保されたため、賛成するものであります。

なお、消費税以外の税目については、今般の改正では実施を見送るものとしたものの、再分配機能の強化の観点からの所得税の最高税率の引き上げ、相続税の見直し、さらには、自動車取得税の廃止を含めた自動車関連諸税の抜本的見直し、消費税増税に伴う住宅対策などの課題は、消費税引き上げ前までに結論を得ることとしており、税制全体の改革が実行されることが担保されたものと考えます。

以上、賛成する主な理由を申し述べました。

残念ながら、足元の政治状況を見れば、国の行方に責任を持つべき政権党である民主党内での内

紛に象徴されるように、決められない政治が恒常化しつつあるように見受けられます。

このように、全くもって頼りない民主党は、政権党たる資格を持ち合わせておらず、いずれ、総選挙において国民から厳しい審判が下されることは明白であります。

しかし、さはさりとて、私たち野党が、日本の政治の危機に対して、全く責任感を共有せず、全ての課題を単に先送りし続ければ、本当に日本が沈没してしまいます。

少子高齢化が進む日本の中で、特に、社会保障と税の一体改革のような待ったなしの課題に対し、国民の皆様に実情や政策の必要性を丁寧かつ真摯に説明することはもちろん、その上で、政治が合意形成を図りながら決断し結論を出していく、決められる政治を国民は強く望んでいるのではないでしょうか。

私たちは、言うべきことは言う、歯どめをかけるべきはしっかりと歯どめをかける、その上で、国民生活にとって重要な改革を前に進めていく、このことを最後に強く申し上げ、公明党を代表しての賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　渡辺喜美君。

〔渡辺喜美君登壇〕

○渡辺喜美君　みんなの党代表渡辺喜美であります。

増税法案に大反対の立場から討論をいたします。（拍手）

議場を見渡すと、約八割以上が増税翼賛議員になろうとしているじゃありませんか。おぞましい光景ですよ。

一九三〇年代の準戦時体制のもとで、政党内閣制は崩壊をいたしました。選挙の洗礼を受けない官僚内閣制が完成し、後に大政翼賛体制が確立、官僚ファシズムが横行いたしました。まさに今、国会が、増税官僚のシナリオに乗って、日本政治史の一大汚点をつくろうとしております。

民主党は、選挙で国民に約束したことは守らない。政権交代後三人目の総理大臣になったら、官僚の腹話術でしゃべる人形と化し、マニフェストに書いてないことに命をかける。今や、第二自民党内閣であり、選挙の洗礼を受けていない増税官僚内閣、国民に対するうそつき内閣と言えるでしょう。

国会は、官僚の決めた増税追認機関になろうとしています。増税官僚は、自分たちの思いどおりになる野田総理、谷垣総裁のゴールデンコンビのいるうちに増税をやらせようと画策をした。まさに千載一遇のチャンス。そして、民自公の三党談合で全てが決まるようになった。

もともと、社会保障・税の一体改革とは、社会保障の薄い皮で増税のあんこをくるんだ薄皮まんじゅうでした。でも、野党自民党を使った官僚の腹話術で、最低保障年金制度、後期高齢者医療制度の廃止、給付つき税額控除の導入、歳入庁創設が、全て事実上の撤回ですよ。増税のあんこしか残っておりません。

欧州金融危機のさなか、消費税増税決定は、一九九七年アジア通貨危機と日本の金融危機が重なったときと類似いたします。消費税増税など九兆円の負担増に加え、国会では、財政構造改革法という、目先の赤字国債を減らす法案を通しました。結果として、同法は、金融パニックとデフレ突入で、翌年には御破算になったんです。

増税の前にやるべきことがあるだろう。まず、震災復興と原発事故対応です。

そして、みんなの党は、デフレ脱却で名目四％成長を達成する、議員、公務員が身を削り、国のへそくり吐き出しと天下り根絶を訴えます。

社会保障制度は所得の再分配であります。逆進性の高い消費税を使うべきではありません。歳入庁をつくって、所得税の体系の中で再分配をやるのが王道です。

みんなの党は、結党以来、消費税は全額地方の財源にすべきと言ってまいりました。官僚統制、中央集権体制を打破するには、これが一番手っ取り早い方法だからです。

野田総理が政権交代前に言っていたシロアリ退治はどうしたんですか。公務員の身分つき天下りである現役出向は全面解禁、天下りシロアリ城はますます強化をされた。特別会計のへそくりは、相変わらずシロアリの餌になっている。うそつき増税をやっても平気なんですか。

民主党、自民党の心ある人たちに申し上げます。

派閥の前に、党がある。党の前に、国家国民がある。国会議員は全国民の代表です、誰の代理人でもありません。みずからの信念に従って行動し、国民の負託に応える政治的義務を負っている。これは、政治道義上の至上命令、すなわち義命であります。

国民に約束もしていない消費税増税法案に賛成しようという民主党の皆さん、あなた方は国会議員として恥ずかしくないのか。今からでも遅くはない。党議拘束などはね返し、みずからの信じるところに従って投票してください。私自身の経験からも言えることですが、党議に反し、離党覚悟で信念ある行動をした議員を、国民はよく見ていますよ。国民も、天も、決して見捨てることはありません。

国民の皆さん、決して政治を諦めないでください。民自公の増税翼賛会に対して、みんなの党がちゃぶ台返しを用意いたします。政界再編をやりましょう。野田内閣は、国民に対するうそつき、うそつき内閣です。だめ出し権を行使いたしましょう。次の総選挙で、増税法案に賛成をした議員に必ず鉄槌を食らわせましょう。

以上、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（横路孝弘君）　これより採決に入ります。

まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。（拍手）

次に、社会保障制度改革推進法案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（横路孝弘君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（横路孝弘君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百六十二

可とする者（白票）　三百七十八

否とする者（青票）　八十四

○議長（横路孝弘君）　右の結果、社会保障制度改革推進法案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

社会保障制度改革推進法案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安住　淳君　阿久津幸彦君
阿知波吉信君　赤松　広隆君
網屋　信介君　荒井　聰君
五十嵐文彦君　井戸まさえ君
池田　元久君　石井登志郎君
石毛　鍈子君　石田　勝之君
石津　政雄君　石山　敬貴君
泉　健太君　磯谷香代子君
市村浩一郎君　糸川　正晃君
稲富　修二君　稲見　哲男君
今井　雅人君　打越あかし君
生方　幸夫君　江端　貴子君
枝野　幸男君　小川　淳也君
小沢　鋭仁君　小野塚勝俊君
小原　舞君　緒方林太郎君
大泉ひろこ君　大串　博志君
大島　敦君　大谷　信盛君
大西　健介君　大西　孝典君
大畠　章宏君　逢坂　誠二君
岡田　克也君　岡田　康裕君
岡本　充功君　奥田　建君
奥野総一郎君　奥村　展三君
加藤　公一君　鹿野　道彦君
海江田万里君　柿沼　正明君
勝又恒一郎君　金森　正君
神山　洋介君　川内　博史君
川口　浩君　川口　博君
川越　孝洋君　川端　達夫君
川村秀三郎君　菅　直人君
吉良　州司君　城井　崇君
菊田真紀子君　岸本　周平君
北神　圭朗君　工藤　仁美君
櫛渕　万里君　楠田　大蔵君
沓掛　哲男君　熊田　篤嗣君
黒岩　宇洋君　桑原　功君
玄葉光一郎君　小泉　俊明君
小平　忠正君　小林　興起君
小宮山洋子君　小室　寿明君
小山　展弘君　古賀　一成君
後藤　斎君　後藤　祐一君
郡　和子君　近藤　和也君
近藤　昭一君　近藤　洋介君
佐々木隆博君　斉木　武志君
斉藤　進君　齋藤　勁君
坂口　岳洋君　阪口　直人君
笹木　竜三君　柴橋　正直君
下条　みつ君　城島　光力君
白石　洋一君　神風　英男君
首藤　信彦君　末松　義規君
杉本かずみ君　仙谷　由人君
園田　康博君　田島　一成君
田嶋　要君　田名部匡代君
田中けいしゅう君　田中眞紀子君
田中美絵子君　田村　謙治君
平　智之君　高井　崇志君
高井　美穂君　高木　義明君
高野　守君　高橋　昭一君
高橋　英行君　髙邑　勉君
高山　智司君　滝　実君
竹田　光明君　武正　公一君
玉木　朝子君　玉木雄一郎君
樽床　伸二君　津川　祥吾君
津島　恭一君　津村　啓介君
辻元　清美君　筒井　信隆君
手塚　仁雄君　寺田　学君
道休誠一郎君　富岡　芳忠君
中井　洽君　中川　正春君
中塚　一宏君　中根　康浩君
中野　寛成君　中野　譲君
中林美恵子君　中屋　大介君
中山　義活君　仲野　博子君
永江　孝子君　長尾　敬君
長島　昭久君　長島　一由君
長妻　昭君　長安　豊君
仁木　博文君　西村智奈美君
野木　実君　野田　国義君
野田　佳彦君　橋本　清仁君
橋本　博明君　橋本　勉君
鉢呂　吉雄君　初鹿　明博君
鳩山由紀夫君　花咲　宏基君
浜本　宏君　早川久美子君
伴野　豊君　樋口　俊一君
平岡　秀夫君　平野　博文君
福島　伸享君　福田衣里子君
藤井　裕久君　藤田　一枝君
藤田　大助君　藤田　憲彦君
藤村　修君　古川　元久君
古本伸一郎君　細川　律夫君
細野　豪志君　本多　平直君
馬淵　澄夫君　前原　誠司君
牧野　聖修君　松岡　広隆君
松崎　公昭君　松野　頼久君
松原　仁君　松宮　勲君
松本　大輔君　松本　剛明君
松本　龍君　三日月大造君
三谷　光男君　三村　和也君

三井　辨雄君　皆吉　稲生君
宮崎　岳志君　宮島　大典君
向山　好一君　村越　祐民君
室井　秀子君　本村賢太郎君
森岡洋一郎君　森本　和義君
森本　哲生君　森山　浩行君
矢﨑　公二君　谷田川　元君
山尾志桜里君　山口　和之君
山口　壯君　山崎　摩耶君
山崎　誠君　山田　良司君
山井　和則君　山花　郁夫君
山本　剛正君　湯原　俊二君
柚木　道義君　横光　克彦君
吉川　政重君　吉田　泉君
吉田おさむ君　吉田　公一君
吉田　統彦君　笠　浩史君
和嶋　未希君　和田　隆志君
若井　康彦君　若泉　征三君
鷲尾英一郎君　渡辺　周君
渡部　恒三君　あべ　俊子君
安倍　晋三君　逢沢　一郎君
赤澤　亮正君　秋葉　賢也君
麻生　太郎君　甘利　明君
井上　信治君　伊東　良孝君
伊吹　文明君　石田　真敏君
石破　茂君　石原　伸晃君
稲田　朋美君　今津　寛君
今村　雅弘君　岩屋　毅君
江渡　聡徳君　江藤　拓君
遠藤　利明君　小里　泰弘君
小野寺五典君　小渕　優子君

大島　理森君　大野　功統君
加藤　勝信君　加藤　紘一君
梶山　弘志君　金子　一義君
金子　恭之君　金田　勝年君
鴨下　一郎君　川崎　二郎君
河井　克行君　河村　建夫君
木村　太郎君　城内　実君
岸田　文雄君　北村　茂男君
北村　誠吾君　小池百合子君
小泉進次郎君　小泉　龍司君
古賀　誠君　後藤田正純君
河野　太郎君　高村　正彦君
近藤三津枝君　佐田玄一郎君
佐藤　勉君　齋藤　健君
坂本　哲志君　塩崎　恭久君
塩谷　立君　柴山　昌彦君
下村　博文君　新藤　義孝君
菅　義偉君　菅原　一秀君
田中　和徳君　田野瀬良太郎君
田村　憲久君　平　将明君
高市　早苗君　高木　毅君
竹下　亘君　竹本　直一君
武田　良太君　武部　勤君
橘　慶一郎君　棚橋　泰文君
谷　公一君　谷垣　禎一君
谷川　弥一君　谷畑　孝君
徳田　毅君　中谷　元君
中村喜四郎君　永岡　桂子君
長島　忠美君　長勢　甚遠君
二階　俊博君　丹羽　秀樹君
西野あきら君　西村　康稔君

額賀福志郎君　野田　聖子君
野田　毅君　馳　浩君
浜田　靖一君　林　幹雄君
平井たくや君　平沢　勝栄君
福井　照君　福田　康夫君
古川　禎久君　古屋　圭司君
保利　耕輔君　細田　博之君
町村　信孝君　松浪　健太君
松野　博一君　松本　純君
三ッ矢憲生君　宮腰　光寛君
村上誠一郎君　村田　吉隆君
望月　義夫君　茂木　敏充君
森　英介君　森　喜朗君
森山　裕君　柳本　卓治君
山口　俊一君　山本　公一君
山本　幸三君　山本　拓君
山本　有二君　吉野　正芳君
赤松　正雄君　井上　義久君
池坊　保子君　石井　啓一君
石田　祝稔君　稲津　久君
漆原　良夫君　江田　康幸君
遠藤　乙彦君　大口　善徳君
佐藤　茂樹君　斉藤　鉄夫君
坂口　力君　高木美智代君
高木　陽介君　竹内　譲君
遠山　清彦君　富田　茂之君
西　博義君　東　順治君
古屋　範子君　下地　幹郎君
中島　正純君　松下　忠洋君
園田　博之君　平沼　赳夫君
衛藤征士郎君　土肥　隆一君

否とする議員の氏名

相原　史乃君　青木　愛君
東　祥三君　石井　章君
石原洋三郎君　小沢　一郎君
大谷　啓君　大山　昌宏君
太田　和美君　岡島　一正君
岡本　英子君　加藤　学君
笠原多見子君　金子　健一君
川島智太郎君　木村たけつか君
菊池長右ェ門君　京野　公子君
熊谷　貞俊君　黒田　雄君
小宮山泰子君　古賀　敬章君
階　猛君　瑞慶覧長敏君
菅川　洋君　鈴木　克昌君
高松　和夫君　橘　秀徳君
玉城デニー君　辻　惠君
中川　治君　中津川博郷君
中野渡詔子君　萩原　仁君
畑　浩治君　樋高　剛君
福嶋健一郎君　牧　義夫君
松崎　哲久君　三宅　雪子君
水野　智彦君　村上　史好君
山岡　賢次君　山田　正彦君
横山　北斗君　赤嶺　政賢君
笠井　亮君　穀田　恵二君
佐々木憲昭君　志位　和夫君
塩川　鉄也君　高橋千鶴子君
宮本　岳志君　吉井　英勝君
石田　三示君　内山　晃君
小林　正枝君　斎藤やすのり君
中後　淳君　豊田潤多郎君

三輪　信昭君　　渡辺浩一郎君
渡辺　義彦君　　阿部　知子君
重野　安正君　　照屋　寛徳君
中島　隆利君　　服部　良一君
吉泉　秀男君　　浅尾慶一郎君
江田　憲司君　　柿澤　未途君
山内　康一君　　渡辺　喜美君
浅野　貴博君　　石川　知裕君
松木けんこう君　　亀井　静香君
木内　孝胤君　　佐藤ゆうこ君
田中　康夫君　　中島　政希君
平山　泰朗君　　横粂　勝仁君

○議長（横路孝弘君）　次に、子ども・子育て支援法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。

（拍手）

次に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（横路孝弘君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（横路孝弘君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百六十二
可とする者（白票）　三百七十七
否とする者（青票）　八十五

○議長（横路孝弘君）　右の結果、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安住　淳君　　阿久津幸彦君
阿知波吉信君　　赤松　広隆君
網屋　信介君　　荒井　聰君
五十嵐文彦君　　井戸まさえ君
池田　元久君　　石井登志郎君
石毛　鍈子君　　石田　勝之君
石津　政雄君　　石山　敬貴君
泉　健太君　　磯谷香代子君
市村浩一郎君　　糸川　正晃君
稲富　修二君　　稲見　哲男君
今井　雅人君　　打越あかし君
生方　幸夫君　　江端　貴子君
枝野　幸男君　　小川　淳也君
小沢　鋭仁君　　小野塚勝俊君
小原　舞君　　緒方林太郎君
大泉ひろこ君　　大串　博志君
大島　敦君　　大谷　信盛君
大西　健介君　　大西　孝典君
大畠　章宏君　　逢坂　誠二君
岡田　克也君　　岡田　康裕君
岡本　充功君　　奥田　建君
奥野総一郎君　　奥村　展三君
加藤　公一君　　鹿野　道彦君
海江田万里君　　柿沼　正明君
勝又恒一郎君　　金森　正君
神山　洋介君　　川内　博史君
川口　浩君　　川口　博君
川越　孝洋君　　川端　達夫君
川村秀三郎君　　菅　直人君
吉良　州司君　　城井　崇君
菊田真紀子君　　岸本　周平君
北神　圭朗君　　工藤　仁美君
櫛渕　万里君　　楠田　大蔵君
沓掛　哲男君　　熊田　篤嗣君
黒岩　宇洋君　　桑原　功君
玄葉光一郎君　　小泉　俊明君
小平　忠正君　　小林　興起君
小宮山洋子君　　小室　寿明君
小山　展弘君　　古賀　一成君
後藤　斎君　　後藤　祐一君
郡　和子君　　近藤　和也君
近藤　昭一君　　近藤　洋介君
佐々木隆博君　　斉木　武志君
斉藤　進君　　齋藤　勁君
坂口　岳洋君　　阪口　直人君
笹木　竜三君　　柴橋　正直君
下条　みつ君　　城島　光力君
白石　洋一君　　神風　英男君
首藤　信彦君　　末松　義規君
杉本かずみ君　　仙谷　由人君
園田　康博君　　田島　一成君
田嶋　要君　　田名部匡代君
出口けいしゅう君　　田中眞紀子君
田中美絵子君　　田村　謙治君
平　智之君　　高井　崇志君
高井　美穂君　　高木　義明君
高野　守君　　高橋　昭一君
高橋　英行君　　髙邑　勉君
高山　智司君　　滝　実君
竹田　光明君　　武正　公一君
玉木　朝子君　　玉木雄一郎君
樽床　伸二君　　津川　祥吾君
津島　恭一君　　津村　啓介君
辻元　清美君　　筒井　信隆君
手塚　仁雄君　　寺田　学君

道休誠一郎君　中井　洽君　中塚　一宏君　中野　寛成君　中林美恵子君　中山　義活君　永江　孝子君　長島　昭久君　長妻　昭君　仁木　博文君　野木　実君　野田　佳彦君　橋本　博明君　鉢呂　吉雄君　花咲　宏基君　早川久美子君　樋口　俊一君　平野　博文君　藤井　裕久君　藤田　大助君　藤村　修君　古本伸一郎君　細野　豪志君　馬淵　澄夫君　牧野　聖修君　松崎　公昭君　松原　仁君　松本　大輔君　松本　龍君　三谷　光男君　三井　辨雄君

富岡　芳忠君　中川　正春君　中根　康浩君　中野　譲君　中屋　大介君　仲野　博子君　長尾　敬君　長島　一由君　長安　豊君　西村智奈美君　野田　国義君　橋本　清仁君　橋本　勉君　鳩山由紀夫君　浜本　宏君　伴野　豊君　平岡　秀夫君　福島　伸享君　藤田　一枝君　藤田　憲彦君　古川　元久君　細川　律夫君　本多　平直君　前原　誠司君　松岡　広隆君　松野　頼久君　松宮　勲君　松本　剛明君　三日月大造君　三村　和也君　水野　智彦君

皆吉　稲生君　宮島　大典君　村越　祐民君　本村賢太郎君　森本　和義君　森山　浩行君　谷田川　元君　山口　和之君　山崎　摩耶君　山田　良司君　山花　郁夫君　湯原　俊二君　横光　克彦君　吉田　泉君　吉田　公一君　笠　浩史君　和田　隆志君　若泉　征三君　渡辺　周君　あべ　俊子君　逢沢　一郎君　秋葉　賢也君　甘利　明君　伊東　良孝君　石田　真敏君　石原　伸晃君　今津　寛君　岩屋　毅君　江藤　拓君　遠藤　利明君　小里　泰弘君　小渕　優子君　大島　理森君

宮崎　岳志君　向山　好一君　室井　秀子君　森岡洋一郎君　矢崎　公二君　山尾志桜里君　山口　壯君　山崎　誠君　山井　和則君　山本　剛正君　柚木　道義君　吉川　政重君　吉田おさむ君　吉田　統彦君　和嶋　未希君　若井　康彦君　鷲尾英一郎君　渡部　恒三君　安倍　晋三君　赤澤　亮正君　麻生　太郎君　井上　信治君　伊吹　文明君　石破　茂君　稲田　朋美君　今村　雅弘君　江渡　聡徳君　遠藤　利明君　小野寺五典君　大島　理森君

大野　功統君　加藤　紘一君　金子　一義君　金田　勝年君　川崎　二郎君　北村　茂男君　城内　実君　小池百合子君　小泉　龍司君　後藤田正純君　高村　正彦君　佐田玄一郎君　齋藤　健君　坂本　哲志君　塩崎　恭久君　柴山　昌彦君　新藤　義孝君　菅原　一秀君　田野瀬良太郎君　平　将明君　髙木　毅君　竹本　直一君　武部　勤君　棚橋　泰文君　谷垣　禎一君　谷畑　孝君　中谷　元君　永岡　桂子君　長勢　甚遠君　丹羽　秀樹君　西村　康稔君

加藤　勝信君　梶山　弘志君　金子　恭之君　鴨下　一郎君　河井　克行君　木村　太郎君　岸田　文雄君　北村　誠吾君　小泉進次郎君　古賀　誠君　河野　太郎君　近藤三津枝君　佐藤　勉君　坂本　哲志君　塩谷　立君　下村　博文君　菅　義偉君　田中　和徳君　田村　憲久君　高市　早苗君　竹下　亘君　武田　良太君　橘　慶一郎君　谷　公一君　谷川　弥一君　徳田　毅君　中村喜四郎君　長島　忠美君　二階　俊博君　西野あきら君　額賀福志郎君

野田　聖子君　林　幹雄君　平沢　勝栄君　福井　照君　福田　康夫君　保利　耕輔君　細田　博之君　松浪　健太君　松本　純君　宮腰　光寛君　村田　吉隆君　茂木　敏充君　森　英介君　森山　裕君　柳本　卓治君　山口　俊一君　山本　公一君　山本　拓君　吉野　正芳君　井上　義久君　石井　啓一君　稲津　久君　江田　康幸君　大口　善徳君　斉藤　鉄夫君　高木美智代君　竹内　譲君　富田　茂之君　東　順治君　下地　幹郎君　長島　忠美君　二階　俊博君　平沼　赳夫君　松下　忠洋君　園田　博之君　土肥　隆一君

野田　毅君　浜田　靖一君　平井たくや君　福井　照君　古川　禎久君　保利　耕輔君　町村　信孝君　松野　博一君　三ッ矢憲生君　村上誠一郎君　望月　義夫君　森　英介君　山本　幸三君　山本　有二君　赤松　正雄君　池坊　保子君　石田　祝稔君　漆原　良夫君　遠藤　乙彦君　佐藤　茂樹君　坂口　力君　高木　陽介君　遠山　清彦君　西　博義君　古屋　範子君　中島　正純君　園田　博之君　衛藤征士郎君

否とする議員の氏名

相原　史乃君　青木　愛君　豊田潤多郎君　三輪　信昭君
東　祥三君　石井　章君　渡辺浩一郎君　渡辺　義彦君
石原洋三郎君　小沢　一郎君　阿部　知子君　重野　安正君
大谷　啓君　大山　昌宏君　照屋　寛徳君　中島　隆利君
太田　和美君　岡島　一正君　服部　良一君　吉泉　秀男君
岡本　英子君　加藤　学君　浅尾慶一郎君　江田　憲司君
笠原多見子君　金子　健一君　柿澤　未途君　山内　康一君
川島智太郎君　木村たけつか君　渡辺　喜美君　浅野　貴博君
菊池長右ェ門君　京野　公子君　石川　知裕君　松木けんこう君
熊谷　貞俊君　黒田　雄君　亀井　静香君　木内　孝胤君
小宮山泰子君　古賀　敬章君　佐藤ゆうこ君　田中　康夫君
階　猛君　瑞慶覧長敏君　中島　政希君　平山　泰朗君
菅川　洋君　鈴木　克昌君　横粂　勝仁君
高松　和夫君　橘　秀徳君
玉城デニー君　辻　惠君
中川　治君　中津川博郷君
中野渡詔子君　萩原　仁君
畑　浩治君　初鹿　明博君
樋高　剛君　福嶋健一郎君
福田衣里子君　牧　義夫君
松崎　哲久君　三宅　雪子君
村上　史好君　山岡　賢次君
山田　正彦君　横山　北斗君
赤嶺　政賢君　笠井　亮君
穀田　恵二君　佐々木憲昭君
志位　和夫君　塩川　鉄也君
高橋千鶴子君　宮本　岳志君
吉井　英勝君　石田　三示君
内山　晃君　小林　正枝君
斎藤やすのり君　中後　淳君

○議長（横路孝弘君）　次に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（横路孝弘君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（横路孝弘君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百五十九

可とする者（白票）　三百六十三

否とする者（青票）　九十六

○議長（横路孝弘君）　右の結果、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。（拍手）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安住　淳君　阿久津幸彦君　大西　健介君　大西　孝典君
阿知波吉信君　赤松　広隆君　大畠　章宏君　逢坂　誠二君
網屋　信介君　荒井　聰君　岡田　克也君　岡田　康裕君
五十嵐文彦君　井戸まさえ君　岡本　充功君　奥田　建君
池田　元久君　石井登志郎君　奥野総一郎君　奥村　展三君
石毛　鍈子君　石田　勝之君　加藤　公一君　鹿野　道彦君
石津　政雄君　泉　健太君　海江田万里君　柿沼　正明君
磯谷香代子君　市村浩一郎君　勝又恒一郎君　金森　正君
糸川　正晃君　稲富　修二君　神山　洋介君　川口　浩君
稲見　哲男君　今井　雅人君　川口　博君　川越　孝洋君
打越あかし君　生方　幸夫君　川端　達夫君　川村秀三郎君
江端　貴子君　枝野　幸男君　菅　直人君　吉良　州司君
小川　淳也君　小野塚勝俊君　城井　崇君　菊田真紀子君
小原　舞君　緒方林太郎君　川口　博君　川越　孝洋君
大泉ひろこ君　大串　博志君　川端　達夫君　川村秀三郎君
大島　敦君　大谷　信盛君　菅　直人君　吉良　州司君
城井　崇君　菊田真紀子君　神山　洋介君　川口　浩君
岸本　周平君　北神　圭朗君　勝又恒一郎君　金森　正君
工藤　仁美君　櫛渕　万里君　加藤　公一君　鹿野　道彦君
楠田　大蔵君　杳掛　哲男君　海江田万里君　柿沼　正明君
黒岩　宇洋君　桑原　功君　奥野総一郎君　奥村　展三君
玄葉光一郎君　小平　忠正君　奥田　建君　岡田　康裕君
小宮山洋子君　小室　寿明君　岡本　充功君　岡田　克也君
小山　展弘君　古賀　一成君　大畠　章宏君　逢坂　誠二君
後藤　斎君　後藤　祐一君
郡　和子君　近藤　和也君
近藤　昭一君　近藤　洋介君
佐々木隆博君　斉木　武志君
斉藤　進君　齋藤　勁君
坂口　岳洋君　阪口　直人君
笹木　竜三君　柴橋　正直君
下条　みつ君　城島　光力君
白石　洋一君　神風　英男君
首藤　信彦君　末松　義規君
杉本かずみ君　仙谷　由人君

園田　康博君　田島　一成君
田嶋　要君　田名部匡代君
田中けいしゅう君　田中眞紀子君
田中美絵子君　田村　謙治君
高井　崇志君　高井　美穂君
髙木　義明君　高野　守君
高橋　昭一君　高橋　英行君
髙邑　勉君　高山　智司君
滝　実君　竹田　光明君
武正　公一君　玉木　朝子君
玉木雄一郎君　樽床　伸二君
津川　祥吾君　津島　恭一君
津村　啓介君　辻元　清美君
筒井　信隆君　手塚　仁雄君
寺田　学君　道休誠一郎君
富岡　芳忠君　中井　洽君
中川　正春君　中塚　一宏君
中根　康浩君　中野　寛成君
中野　譲君　中林美恵子君
中屋　大介君　中山　義活君
仲野　博子君　永江　孝子君
長尾　敬君　長島　昭久君
長島　一由君　長妻　昭君
長安　豊君　仁木　博文君
西村智奈美君　野木　実君
野田　国義君　野田　佳彦君
橋本　博明君　鉢呂　吉雄君
花咲　宏基君　浜本　宏君
早川久美子君　伴野　豊君
樋口　俊一君　平岡　秀夫君
平野　博文君　藤井　裕久君

藤田　一枝君　藤田　大助君
藤田　憲彦君　藤村　修君
古川　元久君　古本伸一郎君
細川　律夫君　細野　豪志君
本多　平直君　馬淵　澄夫君
前原　誠司君　牧野　聖修君
松岡　広隆君　松崎　公昭君
松原　仁君　松宮　勲君
松本　大輔君　松本　剛明君
松本　龍君　三日月大造君
三谷　光男君　三村　和也君
三井　辨雄君　皆吉　稲生君
宮島　大典君　向山　好一君
村越　祐民君　室井　秀子君
本村賢太郎君　森岡洋一郎君
森本　和義君　森本　哲生君
森山　浩行君　矢崎　公二君
谷田川　元君　山尾志桜里君
山口　和之君　山口　壯君
山崎　摩耶君　山崎　誠君
山田　良司君　山井　和則君
山花　郁夫君　山本　剛正君
湯原　俊二君　柚木　道義君
横光　克彦君　吉川　政重君
吉田　泉君　吉田おさむ君
吉田　公一君　吉田　統彦君
笠　浩史君　和嶋　未希君
和田　隆志君　若井　康彦君
若泉　征三君　鷲尾英一郎君
渡辺　周君　渡部　恒三君
あべ　俊子君　安倍　晋三君

逢沢　一郎君　赤澤　亮正君
秋葉　賢也君　麻生　太郎君
甘利　明君　井上　信治君
伊東　良孝君　伊吹　文明君
石田　真敏君　石破　茂君
石原　伸晃君　今津　寛君
今村　雅弘君　江渡　聡徳君
岩屋　毅君　江藤　拓君
遠藤　利明君　小里　泰弘君
小野寺五典君　小渕　優子君
大島　理森君　大野　功統君
加藤　勝信君　加藤　紘一君
梶山　弘志君　金子　一義君
金子　恭之君　金田　勝年君
鴨下　一郎君　川崎　二郎君
河井　克行君　河村　建夫君
木村　太郎君　城内　実君
岸田　文雄君　北村　茂男君
北村　誠吾君　小池百合子君
小泉進次郎君　小泉　龍司君
古賀　誠君　後藤田正純君
河野　太郎君　高村　正彦君
近藤三津枝君　佐田玄一郎君
佐藤　勉君　齋藤　健君
坂本　哲志君　塩崎　恭久君
塩谷　立君　柴山　昌彦君
下村　博文君　新藤　義孝君
菅　義偉君　菅原　一秀君
田中　和徳君　田村　憲久君
田野瀬良太郎君　平　将明君
高市　早苗君

髙木　毅君　竹本　直一君
武部　勤君　棚橋　泰文君
谷　公一君　谷垣　禎一君
谷畑　孝君　中谷　元君
永岡　桂子君　長勢　甚遠君
西村　康稔君　丹羽　秀樹君
額賀福志郎君　野田　聖子君
浜田　靖一君　林　幹雄君
平沢　勝栄君　福井　照君
福田　康夫君　古川　禎久君
保利　耕輔君　町村　信孝君
松浪　健太君　松本　純君
宮腰　光寛君　村田　吉隆君
茂木　敏充君　森　英介君
森　喜朗君　山口　俊一君
山本　公一君　山本　幸三君
山本　拓君　吉野　正芳君
井上　義久君　石井　啓一君
稲津　久君

竹下　亘君　武田　良太君
橘　慶一郎君　谷　公一君
谷川　弥一君　徳田　毅君
中村喜四郎君　長島　忠美君
二階　俊博君　西野あきら君
額賀福志郎君　野田　毅君
浜田　靖一君　平井たくや君
福井　照君　古川　禎久君
保利　耕輔君　町村　信孝君
松野　博一君　三ッ矢憲生君
村上誠一郎君　望月　義夫君
森　英介君　森山　裕君
山口　俊一君　山本　幸三君
山本　有二君　赤松　正雄君
池坊　保子君　石田　祝稔君
漆原　良夫君

江田　康幸君　遠藤　乙彦君
大口　善徳君　佐藤　茂樹君
斉藤　鉄夫君　坂口　力君
高木美智代君　高木　陽介君
竹内　譲君　遠山　清彦君
富田　茂之君　西　博義君
東　順治君　古屋　範子君
下地　幹郎君　中島　正純君
松下　忠洋君　園田　博之君
平沼　赳夫君　衛藤征士郎君
土肥　隆一君

否とする議員の氏名

相原　史乃君　青木　愛君
東　祥三君　石井　章君
石原洋三郎君　石山　敬貴君
小沢　一郎君　大谷　啓君
大山　昌宏君　太田　和美君
岡島　一正君　岡本　英子君
加藤　学君　笠原多見子君
金子　健一君　川内　博史君
川島智太郎君　木村たけつか君
菊池長右ェ門君　京野　公子君
熊谷　貞俊君　熊田　篤嗣君
黒田　雄君　小泉　俊明君
小林　興起君　小宮山泰子君
古賀　敬章君　階　猛君
瑞慶覧長敏君　菅川　洋君
鈴木　克昌君　平　智之君
高松　和夫君　橘　秀徳君
玉城デニー君　辻　惠君
中川　治君　中津川博郷君
中野渡詔子君　萩原　仁君
橋本　勉君　畑　浩治君
初鹿　明博君　鳩山由紀夫君
樋高　剛君　福嶋健一郎君
福島　伸享君　福田衣里子君
牧　義夫君　松崎　哲久君
松野　頼久君　三宅　雪子君
水野　智彦君　村上　史好君
山岡　賢次君　山田　正彦君
横山　北斗君　赤嶺　政賢君
笠井　亮君　穀田　恵二君
佐々木憲昭君　志位　和夫君
塩川　鉄也君　高橋千鶴子君
宮本　岳志君　吉井　英勝君
石田　三示君　内山　晃君
小林　正枝君　斎藤やすのり君
中後　淳君　豊田潤多郎君
三輪　信昭君　渡辺浩一郎君
渡辺　義彦君　阿部　知子君
重野　安正君　照屋　寛徳君
中島　隆利君　服部　良一君
吉泉　秀男君　浅尾慶一郎君
江田　憲司君　柿澤　未途君
山内　康一君　渡辺　喜美君
浅野　貴博君　石川　知裕君
松木けんこう君　亀井　静香君
木内　孝胤君　佐藤ゆうこ君
田中　康夫君　中島　政希君
平山　泰朗君　横粂　勝仁君

○議長（横路孝弘君）　次に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

（拍手）

○議長（横路孝弘君）　本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

出席国務大臣

総　務　大　臣　川端　達夫君
財　務　大　臣　安住　淳君
厚生労働大臣
国　務　大　臣　小宮山洋子君
国　務　大　臣　岡田　克也君

○議長の報告

（議決通知）

一、去る二十一日、本院は、国会の会期を六月二十二日から九月八日まで七十九日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、国家公務員倫理審査会委員に中村正武君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、食品安全委員会委員に佐藤洋君、山添康君、三森国敏君、上安平洌子君、石井克枝君及び村田容常君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、公正取引委員会委員に幕田英雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、公害等調整委員会委員長に富越和厚君を、同委員に吉村英子君及び玉生茂子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に木内登英君及び佐藤健裕君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、労働保険審査会委員に伊藤博元君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十一日、本院は、運輸審議会委員に鷹箸有宇壽君及び松田英三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

（法律公布奏上及び通知）

一、去る二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律
劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律

（報告書受領）

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

平成二十三年度第四・四半期（出納整理期間を含まず。）における予算使用の状況
平成二十三年度第四・四半期における国庫の状況

（議席変更）

一、昨二十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一七九	中山　義活君	
一八〇	奥田　建君	
二五五	五十嵐文彦君	
二五六	牧野　聖修君	
二五七	吉田おさむ君	
二五八	石田　勝之君	
二五九	生方　幸夫君	
二六〇	松崎　公昭君	
二六一	石毛　鍈子君	
二六二	武正　公一君	
二六三	伴野　豊君	
三二七	齋藤　勁君	
三二八	長島　昭久君	

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任		補欠	
田嶋　要君		長妻　昭君	
田村　謙治君		泉　健太君	

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任		補欠	
渡部　恒三君		磯谷香代子君	
宮本　岳志君		佐々木憲昭君	
豊田潤多郎君		小林　正枝君	
磯谷香代子君		渡部　恒三君	
佐々木憲昭君		宮本　岳志君	
小林　正枝君		豊田潤多郎君	

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任		補欠	
勝又恒一郎君		金森　正君	
石田　真敏君		丹羽　秀樹君	
金子　一義君		石原　伸晃君	
宮本　岳志君		高橋千鶴子君	
豊田潤多郎君		斎藤やすのり君	
中島　隆利君		阿部　知子君	
山内　康一君		江田　憲司君	
丹羽　秀樹君		伊東　良孝君	
金森　正君		勝又恒一郎君	
伊東　良孝君		石田　真敏君	
		石原　伸晃君	
		高橋千鶴子君	
		斎藤やすのり君	
		阿部　知子君	
		江田　憲司君	
		金子　一義君	
		宮本　岳志君	
		豊田潤多郎君	
		中島　隆利君	
		山内　康一君	

（議案提出）

一、去る二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（二階俊博君外十六名提出）

（議案付託）

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外五名提出、衆法第二四号）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外五名提出、衆法第二五号）

以上二件　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外五名提出）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外五名提出）

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（二階俊博君外十六名提出）

（議案通知）

一、去る二十一日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案
劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案

一、去る二十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

懲戒処分を受けた検察官の処遇等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原子力基本法改正等において「我が国の安全保障に資する」との文言が追加されたことに関する質問主意書（服部良一君提出）
脱法ハーブの取り締まりに関する再質問主意書（馳浩君提出）
事業仕分けの判定に対する外務省の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシア首相の択捉訪問に係る報道に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出ブータン王国に大使館を新設することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出漁業共済の加入状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出日本向け米国カリフォルニア州産のサクランボからコドリンガが発見されたことに関する質問に対する答弁書

平成二十四年六月十三日提出

質問第二九〇号

ブータン王国に大使館を新設することに関する質問主意書

提出者　木村　太郎

ブータン王国に大使館を新設することに関する質問主意書

昨年十一月、ブータン国王夫妻が来日し、我が国国民と触れ合い、励まし、また国会に於いてスピーチを行うなど、東日本大震災以降に明るいニュースを作ってくれたことは記憶に新しい。

国民もブータンという国に強い関心と親しみを持ってきている。今回、外務省はブータン王国に大使館を新設する方針を打ち出したが、今後両国間の友好と交流を高めていくためにも大いに期待されるところである。

従って、次の事項について質問する。

一　国は、ブータン王国に大使館を新設するタイムスケジュールを具体的にどのように考えているのか、野田内閣の見解如何。

二　東京にブータン王国の大使館を新設する方針であるが、国はタイムスケジュールを具体的にどのように考えているのか、野田内閣の見解如何。

三　一及び二に関連し、それぞれ大使館を新設することにより、両国間でどのようなことが期待されると考えているのか。また、外交面に於いて、どのように積極的な取り組みを展開していくのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二九〇号

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出ブータン王国に大使館を新設することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出ブータン王国に大使館を新設することに関する質問に対する答弁書

一について

ブータン王国に我が国の大使館を開設するか否かについては、現在外務省内で検討中であり、お尋ねにある当該大使館を新設するとの方針は、現時点では何ら決定していない。したがって、お尋ねの「タイムスケジュール」についてお答えすることは困難である。

二について

政府としては、ブータン王国が東京に大使館を設置することを決定したとは承知しておらず、お尋ねの「タイムスケジュール」についてお答えすることは困難である。

三について

一について及び二についてで述べたとおり、現時点で御指摘のそれぞれの大使館の新設について何ら決定されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、大使館の設置は、我が国の外交政策の円滑な実施に資するものと考えている。また、ブータン王国との二国間関係については、これまでに築いてきた緊密な友好関係を更に発展させるよう、引き続き人的交流等に取り組む考えである。

平成二十四年六月十四日提出

質問第二九一号

漁業共済の加入状況に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

漁業共済の加入状況に関する質問主意書

漁業所得補償対策を踏まえ、漁業共済の加入が我が青森県に於いて伸びていることが、県漁業共済組合の調査で明らかになってきた。

漁業者の収入の安定を図るためにも漁業共済の加入促進は極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一　全国の漁業共済の加入状況について示されたい。

二　一に関連し、都道府県別や漁場環境等によって、それぞれ加入実績の格差があるのか示されたい。

三　漁業共済の内、漁獲共済と特定養殖共済で分けた場合、全国の加入状況は、それぞれどのようになっているのか示されたい。

四　漁業共済の内、漁獲共済と特定養殖共済で分けた場合、都道府県別や漁場環境等によって、それぞれ加入実績の格差があるのか示されたい。

五　国として、漁業共済の加入について目標数値を設定しているのか、野田内閣の見解如何。

六　漁業共済の加入促進を図るため、国は今後どのような具体的な対策を講じていくのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二九一号

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出漁業共済の加入状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出漁業共済の加入状況に関する質問に対する答弁書

一及び三について

平成二十四年三月末における漁業共済の加入

件数は、二万三千五百七十六件であり、このうち漁獲共済（漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第七十七条第一号の漁獲共済をいう。以下同じ。）の件数は一万三千八百十八件、特定養殖共済（同条第三号の特定養殖共済をいう。以下同じ。）の件数は四千二百六十九件である。

二及び四について

漁業共済の都道府県別の加入件数について、お尋ねにある漁業所得補償対策として、漁業共済の加入者に対し共済掛金の補助及び損失の更なる補塡を行う事業である漁業収入安定対策事業を開始する前の平成二十二年度の件数と同事業を開始した平成二十三年度の件数を比較した場合、件数が増加している都道府県は、熊本県、北海道、長崎県等である。また、同様の比較を行った場合、件数が増加している都道府県は、漁獲共済の都道府県別の加入件数については、北海道、長崎県、兵庫県等であり、特定養殖共済の都道府県別の加入件数については、熊本県、愛知県、岡山県等である。これらの道県において加入件数が増加した要因については、漁業経営の状況、関係行政機関等の取組等に関する各都道府県ごとの違いや海水温、海流等の漁場環境の違いが、漁業共済の加入状況にどのように結びつくのか不明であることから、断定的にお答えすることは困難である。

五について

漁業共済の加入率について、農林水産省として目標を設定していない。

六について

漁業共済は、自然災害等に対応して中小漁業者の経営の安定を図るために重要な制度であることから、農林水産省としては、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会と連携して、中小漁業者等に対し、パンフレットの配布、説明会の開催等により、漁業共済の仕組み、漁業共済に加入した場合の利点等について分かりやすく情報提供を行い、加入促進に努めていく考えである。

平成二十四年六月十四日提出
質問第二九二号

日本向け米国カリフォルニア州産のサクランボからコドリンガが発見されたことに関する質問主意書

提出者　木村　太郎

日本向け米国カリフォルニア州産のサクランボからコドリンガが発見されたことに関する質問主意書

日本向けに輸出される殺虫処理をしていない米国カリフォルニア州産サクランボからコドリンガの幼虫が発見された。

コドリンガは国内ではこれまで未発生であり、またリンゴの重要害虫とされることから、国内の関係者が警戒をしていた。今回の発見により、リンゴ関係者を始め果樹生産者から不安の声が高まり、国として万全の対策を期待する声が高まっている。

従って、次の事項について質問する。

一　今回、コドリンガが発見された状況及び国内の果樹生産者に与える影響について、どのように捉え認識しているのか、野田内閣の見解如何。

二　国はコドリンガの日本上陸を防ぐため、米国産輸入サクランボについて殺虫処理を求めていたが、サクランボはコドリンガが好んで寄生しないため、発生密度が低い園地での生産、園地での定期的な日本側主体の査察、加えて収穫後の果実検査を三回行うなどを条件に、カリフォルニア州、ワシントン州、オレゴン州産については、例外的に殺虫処理をしなくてもその輸入を認めてきた。しかし今回、殺虫処理していないカリフォルニア州産サクランボからコドリンガが見つかったことから、この例外的な条件を抜本的に見直し、殺虫処理を米国側に求めていくべきと考えるが、野田内閣の見解如何。

三　二に関連し、サクランボを殺虫処理したか否か、また産地の標記が義務付けられていない現状を改善することも極めて重要と考えるが、国はどのように米国側に求めていくのか、野田内閣の見解如何。

四　二及び三に関連し、今回、コドリンガが見つかったことにより、カリフォルニア州産サクランボの日本への輸出は停止されたが、この停止における今後の見通し、また輸出再開するための条件について国はどのように捉えているのか、野田内閣の見解如何。

五　二～四に関連し、日本向けの輸出停止前に、既に日本に輸入されたカリフォルニア州産サクランボはどのくらいの数量となっているのか。また、そのことについて、国内にコドリンガが侵入している恐れが全くないと言いきれるのか、野田内閣の見解如何。

六　五に関連し、コドリンガが侵入しているか否か、国として、完璧に調査及び駆除する用意はあるのか、野田内閣の見解如何。

七　コドリンガはリンゴのみならず、ナシ、モモなどバラ科の果実を好み、繁殖力が強く、既に発生している米国、欧州、中国、アフリカなどでは根絶に相当な苦慮をしている状況である。今後、国は国内におけるコドリンガの侵入防止に万全を期すため、検疫の在り方など、どのように対応をしていくのか、野田内閣の見解如何。

八　一～七に関連しての情報提供を、リンゴ生産地を始め農業者団体、地方自治体等と随時、的確な情報交換をすることが重要と考えるが、国はどのように対応していくのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二九二号
平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出日本向け米国カリフォルニア州産のサクランボからコドリンガが発見されたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出日本向け米国カリフォルニア州産のサクランボからコドリンガが発見されたことに関する質問に対する答弁書

一について

我が国が米国から同国産のさくらんぼを輸入する場合の植物検疫に関しては、「植物防疫法施行規則別表二の五の項のアメリカ合衆国から発送されるガーネット種等のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」（平成四年農林水産省告示第五百十八号）に基づき、くん蒸を行うなどの措置が講じられている場合に輸入することを認めているほか、同国カリフォルニア州等の樹園地のうち同国農務省がコドリンガの発生数が一定数以下であると確認した樹園地から出荷された果実については、同国内において同省による検査を三回行うなど、平成二十一年六月五日に発効した同省との間の取決め（以下単に「取決め」という。）に従った措置（以下「特例措置」という。）が講じられている場合には、くん蒸が行われていないものを輸入することを認めている。お尋ねの事案（以下「本件事案」という。）は、同国から我が国に輸出する予定であった米国カリフォルニア州産のさくらんぼについて、同省が、特例措置として検査を行っていたところ、本年五月二十一日にコドリンガと疑われる幼虫を確認し、遺伝子診断による検定の結果、同月三十一日に当該幼虫を最終的にコドリンガと同定したものである。

このように、本件事案におけるコドリンガの確認は、特例措置として検査を行った過程で同省が同国内において確認したものであり、特例措置が有効に機能していたと認識している。したがって、本件事案において、同省がコドリンガを確認したことをもって、コドリンガが我が国に侵入するおそれが直ちに高まるとは考えられず、国内の果樹生産者への影響もないと考えている。

二から四までについて

本件事案を受け、米国農務省は、特例措置を講じて同国から我が国に輸出される米国カリフォルニア州産のさくらんぼの輸出を、取決めに基づき、停止したところである。農林水産省としては、同国農務省に対し、本件事案の原因を調査するとともに当該調査の結果に基づき再発防止策を報告するよう要請したところであり、当該報告を踏まえ、今後の対応を検討することとしている。

五から七までについて

特例措置を講じたものとして我が国が米国から輸入した同国カリフォルニア州産のさくらんぼの輸入量は、農林水産省の「植物検疫統計」によれば、平成二十二年が約三十五トン、平成二十三年が約六百トン、平成二十四年（同年五月三十一日まで）が約四百トンとなっている。

農林水産省においては、従来から、海外から我が国へのコドリンガの侵入を防止するため植物検疫を実施するとともに、植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第三項に規定する港及び飛行場並びに樹園地において、都道府県とも連携しつつ、コドリンガの海外からの侵入の有無を確認するための調査を実施しているところである。当該調査の結果、コドリンガを確認した場合には、その侵入状況の調査及び分析を実施し、直ちに防除に取り組むこととしている。なお、これまでに国内でコドリンガを確認したとの報告はない。

八について

五から七までについてで述べたとおり、これまでに国内でコドリンガを確認したとの報告はないが、農林水産省においては、生産者、生産者団体、地方公共団体等に対し、本件事案の内容を同省植物防疫所のホームページに掲載するなど、広く情報提供を行ってきており、今後とも、植物検疫においてコドリンガを確認した事案が発生した場合には、このような取組により、当該事案に関する情報を速やかに提供していく考えである。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第十九条第一項中「又は兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改め、同条第四項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第二十八条第一項ただし書中「ときに、」の下に「他の年金たる給付（」を加え、「以下この条において同じ。）若しくは」を「又は」に改め、「するものを除く。」の下に「）をいう。」を加え、「他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付」を「他の年金たる給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一　七十歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二　七十歳に達した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　七十歳に達した日

第三十四条第三項中「障害基礎年金」を「障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したこ

とが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金」に改める。

第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項並びに第三十九条中「妻」を「配偶者」に改める。

第四十条第二項中「妻」を「配偶者」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十一条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第四十一条の二第一項中「妻」を「配偶者」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十二条の二第二項第二号及び第三項中「妻」を「配偶者」に改める。

第八十七条の二第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同条第四項中「、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日に」を削る。

第八十九条中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

第九十条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）」を「被保険者等」に改め、「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号、第三号及び第四号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十条の二第一項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改め、同条第二項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改め、同条第三項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十条の三第一項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十四条第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同項ただし書中「第九十条の二第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第百五条第三項中「受給権者」の下に「又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」を加える。

第百八条第二項中「第八十九条第一号」を「第八十九条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第百九条の四第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　第八十九条第二項の規定による申出の受理

第百十六条第一項及び第百二十七条第三項第三号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（被保険者の資格の特例）」を付する。

附則第四条を削り、附則第四条の二を附則第四条とする。

附則第五条第一項第一号中「又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの」を削り、同条第七項第二号中「できる者及び附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも」を「できる者に」に改める。

附則第六条中「又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれか」を削る。

附則第七条第一項中「第一号被保険者でなかつた期間のうち」を削り、「及び」を「、保険料納付済期間及び」に改める。

附則第九条の三の二第一項第四号を削る。

第二条　国民年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の三」に改める。

第六条中「並びに第百五条第一項及び第四項」を「、第百五条第一項及び第四項並びに第百八条の二の三」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第二十六条ただし書中「二十五年」を「十年」に改める。

第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（老齢基礎年金の額の加算に係る特例）

第二十七条の六　老齢基礎年金の受給権者が、被保険者及び被保険者であつた者の所得の分布状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、老齢基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る老齢基礎年金の額は、第二十七条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例老齢加算額（次に掲げる額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を合算した額をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

一　七万二千円に改定率を乗じて得た額

二　第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、保険料免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数の六分の一（保険料四分の一免除期間にあつては、当該期間の月数の八分の一）に相当する月数を合算した月数（当該合算した月数と第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額

3　前項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

第三章第二節中第二十九条の次に次の二条を加える。

（高額所得による支給停止）

第二十九条の二　老齢基礎年金は、その受給権者の前年の所得が調整開始所得額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、当該老齢基礎年金の額の二分の一に相当する額に調整停止率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

2　前項の調整停止率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（当該率が一を上回るときは、一）とする。

一　受給権者の前年の所得から前項の調整開始所得額を控除して得た額

二　調整上限所得額から前項の調整開始所得額を控除して得た額

3　第一項の調整開始所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

4　第二項第二号の調整上限所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して著しく高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条の三　受給権者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の申出をすることができる。この場合において、その該当することとなつた日の属する月から翌年の七月までの老齢基礎年金については、同日の属する年の前年又は前々年における当該受給権者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

一　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた場合

二　離職、休業、廃業その他厚生労働省令で定める事由により、当該年の所得が前条第三項に規定する調整開始所得額を下回ると見込まれる場合

2　前項の規定により前条第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該受給権者の前項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の属する年の所得が同条第三項に規定する調整開始所得額を超えるときは、当該受給権者に支給する老齢基礎年金で前項に規定する期間に係るものは、当該受給権者が同項各号に該当することとなつた日の属する月に遡つて、同条第一項の規定の例により、その一部の支給を停止する。

3　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（障害基礎年金の額の加算に係る特例）

第三十三条の三　障害基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害基礎年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるものは、障害基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る障害基礎年金の額は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例障害加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　前項に規定する特例障害加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金に係る第二項に規定する特例障害加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相

当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

5　第二項の規定によりその額が加算された障害基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二　少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

三　日本国内に住所を有しないとき。

6　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三第一項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）」を「扶養親族等」に改める。

第三十六条の四第一項中「がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない」を「は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その損害を受けた旨の申出をすることができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

第三十七条第三号中「受給権者」の下に「（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）」を加え、同条第四号中「第二十六条ただし書に該当しないもの」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（遺族基礎年金の額の加算に係る特例）

第三十九条の三　遺族基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する遺族基礎年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるものは、遺族基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る遺族基礎年金の額は、前三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例遺族加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　前項に規定する特例遺族加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　子に支給する遺族基礎年金に係る第二項に規定する特例遺族加算額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその子の数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

5　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

6　第二項の規定によりその額が加算された遺族基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二　少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

三　日本国内に住所を有しないとき。

7　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第四十九条第一項中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十五条第一項中「次に掲げる額」の下に「の合算額」を加え、同項第一号中「及び第三号に掲げる額を除く」を「、第三号及び第四号イに掲げる額を除き、同号ロに掲げる額を加えた額とする」に改め、同項第三号中「費用」の下に「（当該給付に要する費用のうち第三十三条の三第二項に規定する特例障害加算額の給付に要する費用を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額

イ　第二十七条の六第二項に規定する特例老齢加算額、第三十三条の三第二項に規定する特例障害加算額及び第三十九条の三第二項に規定する特例遺族加算額の給付に要する費用の総額

ロ　第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給されなかつた額に相当する額の総額

第百八条第二項中「は、受給権者」の下に「若しくは受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」を加える。

第百八条の二の二の次に次の一条を加える。

第百八条の二の三　市町村は、第二十七条の六

第二項、第二十九条の二第一項、第二十九条の三第二項、第三十三条の三第二項又は第三十九条の三第二項の規定による年金給付に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあつたときは、その処分に必要な範囲内において、当該受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第百九条の四第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第百九条の四第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第二十七条の六第一項の規定による請求の受理

第百九条の四第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第二十九条の三第一項の規定による申出の受理

第百九条の四第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　第三十三条の三第一項の規定による請求の受理

第百九条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第三十六条の四第一項の規定による申出の受理

第百九条の四第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　第三十九条の三第一項の規定による請求の受理

第百九条の四第一項第三十号の二の次に次の一号を加える。

三十の三　第百八条の二の三の規定による情報の受領

第百九条の四第一項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二　附則第五条第五項の規定による申出の受理

第百九条の十第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二　第二十七条の六第二項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第七号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

八の三　第二十九条の二第一項並びに第二十九条の三第一項及び第二項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第八号の二に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

第百九条の十第一項第十号中「事務（」の下に「第百九条の四第一項第十一号の二に掲げる申出の受理及び」を加える。

第百九条の十第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第三十三条の三第二項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

第百九条の十第一項第十三号中「第三十九条の二第二項（」の下に「第三十九条の三第五項及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十三の二　第三十九条の三第二項の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十二号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

附則第七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第七条　削除

附則第七条の二の前に見出しとして「（被保険者期間に関する特例）」を付する。

附則第七条の五第二項中「第十条第一項、」を削り、同条第四項中「第十条第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第九条第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「であつて、」を「であつて」に改め、「合算対象期間」の下に「（附則第五条第一項第一号又は第三号に該当した期間（第二号被保険者又は第三号被保険者であつた期間、保険料納付済期間及び六十歳以上であつた期間を除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、「二十五年以上であるものは、同条、第三十七条（第四号に限る。）」を「十年以上であるものは、第二十六条」に、「みなす」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改め、同条第二項中「附則第七条第二項の規定は、前項に規定する」を削り、「準用する」を「は、第十一条の規定の例による」に改める。

附則第九条の二に次の一項を加える。

7　第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二」とする。

附則第九条の二の二に次の一項を加える。

7　第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二の二」とする。

附則第九条の二の五を附則第九条の二の七とし、附則第九条の二の四を附則第九条の二の六とし、附則第九条の二の三中「前条第三項」を「第九条の二の二第三項」に改め、同条を附則第九条の二の五とし、附則第九条の二の二の次に次の二条を加える。

（老齢基礎年金の額の加算の特例）

第九条の二の三　第二十七条の六の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは、「老齢基礎

年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

（老齢基礎年金の支給停止の特例）

第九条の二の四　第二十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金は」とあるのは、「老齢基礎年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）は」とする。

附則第九条の三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同条第四項中「第九条の二の三」を「第九条の二の五」に、「第九条の二の四」を「第九条の二の六」に改める。

附則第九条の四の四中「次条」を「次条第一項」に改める。

附則第九条の四の五中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、附則第九条の二第七項及び第九条の二の二第七項の規定にかかわらず、第二十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

六　事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ　一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ　当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ　報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、七万八千円未満であること。

ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　九三、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第一一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一六級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一七級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第一八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第一九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二一級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満

第二二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二六級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二七級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二八級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二九級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三〇級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三一級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

第二十一条第一項中「十七日」の下に「（厚生労働省令で定める者にあつては、十一日。第二十三条第一項、第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項において同じ。）」を加え、同条第三項中「又は第二十三条の二」を「、第二十三条の二又は第二十三条の三」に改める。

第二十三条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の改定）

第二十三条の三　厚生労働大臣は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に従事しないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しない場合に限る。）をいい、船員たる被保険者にあつては、船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さないことをいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2　前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

第二十四条第一項中「第二十二条第一項若しくは」を「第二十二条第一項、第二十三条の二第一項若しくは」に改め、「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を加える。

第二十六条第一項中「月。以下この項」を「月。以下この条」に改め、同項に次の一号を加える。

六　当該被保険者に係る第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

第二十六条に次の一項を加える。

3　第一項第六号の規定に該当した者（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬月額」とする。

第三十七条第一項中「又は兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改め、同条第四項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第四十二条第二号中「二十五年」を「十年」に改める。

第四十四条の三第一項ただし書中「ときに、」の下に「他の年金たる給付（」を加え、「以下この条において同じ。）若しくは」を「又は」に改め、「するものを除く。」の下に「）をいう。」を加え、「他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付」を「他の年金たる給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定め

る日において、同項の申出があつたものとみなす。

一　老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二　五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日

第五十二条第三項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害厚生年金」に改める。

第五十八条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「又は第四十二条第二号に該当する者」を「（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第六十五条の二に次のただし書を加える。

ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

第六十六条第一項中「妻」を「配偶者」に改め、「第二項」の下に「、前条本文」を加え、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条の二中「している被保険者」の下に「（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例）

第八十一条の二の二　産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

第八十一条の三第二項中「第百三十九条第七項又は第八項」の下に「（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第九十八条第三項中「受給権者」の下に「又は受給権者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者」を加える。

第百条の四第一項第四号中「及び第二十三条の二第一項」を「、第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項」に改め、「（第二十三条の二第一項」の下に「、第二十三条の三第一項」を加え、同項第二十七号中「第八十一条の二」の下に「及び第八十一条の二の二」を加える。

第百条の十第一項第二十九号中「第八十一条の二」の下に「、第八十一条の二の二」を加える。

第百三十九条第七項中「加入員（」の下に「第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている加入員及び」を加え、同条第八項中「している加入員」の下に「（次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている加入員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

9　加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十条第九項中「している当該加入員」の下に「（次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている当該加入員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

10　当該加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、第八項中「前条第八項に」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項の」と、「前条第八項の」とあるのは「同条第九項において準用する同条第八項の」と、前項中「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二　削除

附則第四条の三第一項中「又は前条第一項」を削る。

附則第四条の五第一項中「（附則第四条の二第一項に該当する者を除く。）」を削る。

附則第九条の二第一項中「受給権者」の下に「（第五項において「老齢厚生年金の受給権者」という。）」を、「第四項」の下に「、第五項」を加え、「附則第十三条の五第一項」を「第五項及び附則第十三条の五第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一　老齢厚生年金の受給権者となつた日において、被保険者でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害厚生年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二　障害厚生年金等を受けることができることとなつた日において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、被保険者でないとき。

三　被保険者の資格を喪失した日（引き続き被保険者であつた場合には、引き続く被保険者の資格を喪失した日）において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金等を受けることができるときに限る。）。

附則第十四条第一項中「であつて」を「のうち」

に、「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、「合算対象期間」の下に「（以下この条において「合算対象期間」という。）」を加え、「二十五年以上であるものは」を「十年以上である者は」に改め、「及び第五十八条第一項（第四号に限る。）」及び「、第二十八条の四第一項」を削り、「みなす」を「みなし、被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者は、第五十八条第一項（第四号に限る。）及び附則第二十八条の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改め、同条第二項中「附則第七条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、「前項に規定する」を削る。

附則第二十八条の四第一項中「第四十二条第二号に該当しない者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者」に改める。

附則第二十九条第一項第四号を削る。

附則第三十二条第二項第三号中「及び第八項」の下に「（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」を、「第九項」の下に「（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第九号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第八条第一項中「附則第三十二条第六項」を「附則第三十二条第八項」に、「以下この条において」を「以下この条及び附則第二十七条において」に、「同条第四項」を「旧国民年金法第五条第四項」に、「同法」を「旧国民年金法」に改め、同条第二項中「、国民年金法第十条第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなし」を削り、「同法第二十六条（同法第三十七条第四号において適用する場合を含む。）」を「国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号」に改め、同条第五項中「、国民年金法第十条第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に」を削り、「同法」を「国民年金法」に改め、「、それぞれ」を削り、同条第七項中「国民年金の被保険者期間又は」を削り、同条第八項中「第十条第一項及び」及び「第三十七条第四号、」を削り、「場合を含む。）」の下に「、第三十七条第三号及び第四号」を加える。

附則第八条の二中「第三十二条第六項」を「第三十二条第八項」に改める。

附則第十二条第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「、次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）」を「同条」に、「みなす。」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法」を「その者の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十一号において同じ。）が同法」に、「読み替えられた同法による退職共済年金」を「読み替えられた同法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）」に、「受けることにより同法による退職共済年金」を「受けることにより同法による遺族共済年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法」を「その者の遺族が国の施行法」に、「同法」を「国の施行法」に、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の」を削り、「以下「新地方の施行法」を「第十四号及び第十五号において「地方の施行法」」に、「同法附則第二十八条の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「又は同法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「受けることにより」の下に「その者の遺族（同法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。）が」を加え、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十四号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の」を「その者の遺族（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）が」に、「退職共済年金」を「遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）」に改め、同項に次の一号を加える。

二十　共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及

び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

附則第十二条第二項中「新国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。

附則第十三条中「含む。）」の下に「及び同法第二十七条の六第二項第二号」を加える。

附則第十四条に次の一項を加える。

5　第一項及び第二項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、附則第十七条第四項並びに同法附則第九条の二第七項、第九条の二の二第七項及び第九条の四の五第二項の規定にかかわらず、同法第二十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条及び第十七条」とする。

附則第十五条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「新国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第一項及び第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条第四項並びに同法附則第九条の二第七項、第九条の二の二第七項及び第九条の四の五第二項の規定にかかわらず、同法第二十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条及び第十七条」とする。

附則第十五条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「とする」を「と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改め、同条第六項中「新国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

8　第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十八条」とする。

附則第二十二条中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七条中「通算老齢年金」及び「通算退職年金」の下に「であつて旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間及び通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものその他政令で定めるもの」を加える。

附則第二十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

附則第三十一条第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十九条の三の規定を適用する場合においては、同条第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。

附則第三十二条第一項中「第十一項まで及び第十三項」を「第十三項まで、第十五項及び第十六項」に改め、同条第二項中「第五項」の下に「から第七項まで」を加え、同条中第十三項を第十五項とし、第六項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「及び第三十三条の二」を「から第三十三条の三まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国民年金法第二十七条の六の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　国民年金法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金について準用する。この場合において、国民年金法第二十七条の六第二項第一号中「を乗じて得た額」とあるのは、「を乗じて得た額に保険料納付済期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第一項の規定により第一号被保険者としての被保険者期間とみなされたものに限る。）の月数と保険料免除期間の月数とを合算した月数を同法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）に規定する通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額」とするほか、必要な技術的読替えその他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条に次の一項を加える。

16　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、第五項から第七項までの規定により同法の規定を準用する老齢年金、通算老齢年金及び障害年金に関する処分について準用する。

附則第三十四条第一項第三号中「附則第十七条」を「附則第十七条第一項」に改め、同条第二項中「同項中」を「同項第一号中」に、「次号及び第三号」を「次号、第三号及び第四号イ」に、「、「四百八十」を「、同項第二号イ中「四百八十」に、「読み替えるものとする」を「、同項第四号イ中「第二十七条の六第二項」とあるのは「第二十七条の六第二項（昭和六十年改正法附則第三十二条第五項において準用する場合を含む。）」と、「特例老齢加算額」とあるのは「特例老齢加算額、昭和六十年改正法附則第七十八条の四第二項に規定する特例厚生老齢加算額、昭和六十年改正法附則第八十七条の四第二項に規定する特例農林障害加算額」と、同号ロ中「第二十九条の三第二項の規定」とあるのは「第二十九条の三第二項の規定（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項において準用する場合、昭和六十年改正法附則第七十八条第十三項及び第八十七条第十六項、平成八年改正法附則第十六条第十四項並びに平成十三年統合法附則第十六条第二十一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする」に改める。

附則第三十五条第二項中「相当する給付に要する費用」の下に「（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十四条第五号イに掲げる額、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第百二十条第五号イに掲げる額及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号イに掲げる額を除き、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十四条第五号ロに掲げる額、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第百二十条第五号ロに掲げる額及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号ロに掲げる額を加えた額に相当する費用とする。）」を加える。

附則第四十三条第十二項中「第八十一条の二」の下に「及び第八十一条の二の二」を加える。

附則第四十八条第二項中「第五十八条第一項第四号、」及び「、第二十八条の四」を削り、「同じ。）及び」の下に「第五十八条第一項第四号並びに」を、「附則第十四条第一項」の下に「及び第二十八条の四」を加え、同条第三項中「同法附則第十四条第一項」を「第五十八条第一項第四号並びに同法附則第十四条第一項及び第二十八条の四」に改める。

附則第五十七条中「ものを含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「有し、かつ」を「有する者のうち」に、「、附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、「及び第五十八条第一項（第四号に限る。）」及び「、第二十八条の四第一項」を削り、「、同法第四十二条第二号」を「、厚生年金保険法第四十二条第二号」に、「みなす」を「みなし、厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者（同法附則第十四条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるもののとみなされる者を除く。）であつて附則第十二条第一項第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第五十八条第一項（第四号に限る。）及び同法附則第二十八条の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改める。

附則第六十三条第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六条の三の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。

附則第七十四条第一項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第五項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「妻」を「配偶者」に改める。

附則第七十八条第一項中「同法」を「旧厚生年金保険法」に、「第十二項」を「第十二項から第十四項まで」に、「並びに第七十五条」を「、第七十五条、第七十八条の四並びに第七十八条の五」に改め、同条第二項中「及び第九項」を「、第九項、第十三項及び第十四項」に改め、「及び第六項」の下に「、第七十八条の四並びに第七十八条の五」を加え、同条に次の二項を加える。

13　旧厚生年金保険法による老齢年金等（旧厚生年金保険法による老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、通算老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第七十八条の四において同じ。）のうち、第二項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規

定を適用するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金等に関する処分について準用する。

附則第七十八条の三の次に次の二条を加える。

（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例）

第七十八条の四　旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧厚生年金保険法による老齢年金等の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例厚生老齢加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による老齢年金等に係る特例厚生老齢加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条の五　旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例厚生障害加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例厚生障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による障害年金に係る特例厚生障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八十六条第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。

附則第八十七条第一項中「同法」を「旧船員保険法」に、「及び第十四項」を「、第十四項、第十六項及び第十七項」に、「附則第五十六条第二項」を「第五十六条第二項」に、「附則第六十九条第二項並びに前条」を「第六十九条第二項、前条、第八十七条の四並びに第八十七条の五」に改め、同条第三項中「及び第十項」を「、第十項、第十六項及び第十七項」に改め、「第八項まで」の下に「並びに第八十七条の四及び第八十七条の五」を加え、同条に次の二項を加える。

16　旧船員保険法による老齢年金等（旧船員保険法による老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、通算老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第八十七条の四において同じ。）のうち、第三項の規定により読み替えられた旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規

定を適用するものとされた旧船員保険法による老齢年金等に関する処分について準用する。

附則第八十七条の三の次に次の二条を加える。

（旧船員保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例）

第八十七条の四　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧船員保険法による老齢年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧船員保険法による老齢年金等の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保老齢加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧船員保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる船員保険の被保険者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧船員保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、旧船員保険法による老齢年金等に係る特例船保老齢加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の五　旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保障害加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例船保障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、旧船員保険法による障害年金に係る特例船保障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九十九条の三中「第一号法定受託事務」の下に「（次項において「第一号法定受託事務」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　附則第三十二条第十六項、第七十八条第十四項、第七十八条の四第三項、第七十八条の五第四項、第八十七条第十七項、第八十七条の四第三項及び第八十七条の五第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「次条第一項」を「附則第十七条第一項」に改め、同条第二項中「及び第十三項」を「から第十五項まで」に、「次条第三項」を「次条、附則第十六条の三及び第十七条第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

14　旧国共済法による退職年金等（旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付のうち退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び次条において同じ。）のうち、第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第一項第一号に規定する額（減額退職年金にあっては同号に規定する額に第六項の規定により適用するもの

とされた昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た額とし、通算退職年金にあっては第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第四十条第一項第一号に規定する額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧国共済法による退職年金等に関する処分について準用する。

附則第十六条の次に次の三条を加える。

（旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例）

第十六条の二　旧国共済法による退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧国共済法による退職年金等の額は、前条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第四十条第一項第一号に規定する額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧国共済法による退職年金等に関する処分について準用する。

附則第十六条の次に次の三条を加える。

（旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例）

第十六条の二　旧国共済法による退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧国共済法による退職年金等の額は、前条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定により計算した額に特例共済退職加算額（七万二千円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（次条第二項において「国民年金改定率」という。）を乗じて得た額に当該旧国共済法による退職年金等の額の計算の基礎となる旧適用法人共済組合員期間の月数を昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧国共済法による退職年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、旧国共済法による退職年金等に係る特例共済退職加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の三　旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付のうち障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある者に支給されるものに限る。第六項において「旧国共済法による障害年金」という。）の受給権者であって、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第十六条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定により計算した額に特例共済障害加算額（七万二千円に国民年金改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例共済障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に相当する額とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、旧国共済法による障害年金に係る特例共済障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第十六条の四　附則第十六条第十五項、第十六条の二第三項及び前条第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第十七条第一項中「前条第一項」を「附則第十六条第一項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「附則第十六条第二項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第六条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十

三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで並びに次条並びに附則第十六条の三」に改め、「この項」の下に「、次条第二項及び附則第十六条の三第二項」を加え、同条に次の二項を加える。

21　移行農林退職年金等（移行農林年金のうち退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び次条において同じ。）のうち、第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項第一号に規定する額（減額退職年金にあっては同号に規定する額に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十一条第一項に規定する割合を乗じて得た額とし、通算退職年金にあっては第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

22　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた移行農林退職年金等に関する処分について準用する。

附則第十六条の次に次の三条を加える。

（移行農林退職年金等の額の加算に係る特例）

第十六条の二　移行農林退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、移行農林退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の移行農林退職年金等の額は、前条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林退職加算額（七万二千円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（次条第二項において「国民年金改定率」という。）を乗じて得た額に旧農林共済組合員期間の月数を昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定はその額が加算された移行農林退職年金等の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該移行農林退職年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、移行農林退職年金等に係る特例農林退職加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の三　移行農林年金のうち障害年金（旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級又は二級に該当する者に支給するものに限る。第六項において「移行農林障害年金」という。）の受給権者であって、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林障害加算額（七万二千円に国民年金改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例農林障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に相当する額とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、移行農林障害年金に係る特例農林障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第十六条の四　附則第十六条第二十二項、第十六条の二第三項及び前条第四項において準用

する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第十七条第一項中「前条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

附則第四十四条第一項ただし書中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第十四条の五　年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかわらず、国民年金事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　　号）の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第十四条の六　年金積立金管理運用独立行政法人は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第十四条の三前段の規定による負担を行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至ったときは、附則第十四条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第十四条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附則第三十二条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十二条の五を附則第三十二条の七とし、附則第三十二条の四の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第三十二条の五　年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法第一条第二項の規定にかかわらず、厚生年金保険事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な

改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第三十二条の六　年金積立金管理運用独立行政法人は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第三十二条の三前段の規定による負担を行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至ったときは、附則第三十二条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第三十二条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第八条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項を削る。

附則第七条第一項中「附則第三十二条第五項」を「附則第三十二条第七項」に改める。

附則第十条第一項中「別に法律で定める月」を「平成二十六年四月」に改める。

附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　特定月の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者に支給する老齢基礎年金についての国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項第二号中「保険料四分の一免除期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十条第一項第二号の規定による月数の計算の基礎となる期間に係る保険料四分の一免除期間」と、「第二十七条各号」とあるのは「同法附則第十条第一項各号」とする。

附則第十三条第七項中「別に法律で定める年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条及び附則第十六条を次のように改める。

第十五条　削除

（基礎年金の国庫負担に要する費用の財源）

第十六条　特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項（附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

附則第十六条の二を削る。

附則第十九条第二項中「及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削る。

附則第三十二条の七を次のように改める。

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源）

第三十二条の七　特定年度以後の各年度において、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条　削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第三号中「失踪」を「失踪」に改める。

第四十二条第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同条第九項中「月は」を「月を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

第四十二条第十一項中「若しくは第九項」を「、第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあっては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」

という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

12　前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

第四十二条の二第二項中「前条第十一項」を「前条第十三項」に改める。

第七十三条の二第一項中「月。以下この項」を「月。以下この条」に改め、同項に次の一号を加える。

六　当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

第七十三条の二に次の一項を加える。

3　第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

第七十六条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第七十八条の二第一項ただし書中「取得したときに、」の下に「他の年金である給付（」を加え、「以下この条において同じ。）」を「）、」に、「以下この条において同じ。）若しくは」を「）又は」に、「以下この条において同じ。）の」を「）をいう。以下この条において同じ。）の」に、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付」を「他の年金である給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、それぞれ当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者　他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二　五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日

第八十八条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

第九十一条第一項中「祖父母」の下に「（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間」を「夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するとき」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、「遺族共済年金が」の下に「第七十四条の二第一項若しくは第二項、前項本文、」を加え、同条第三項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「妻」を「配偶者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第四項前段」を削り、同項を同条第五項とする。

第百条の二中「組合員（」の下に「次条の規定の適用を受けている組合員及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

第百条の二の二　産前産後休業をしている組合員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百二条第一項及び附則第十二条第九項中「第百条の二」の下に「及び第百条の二の二」を加える。

附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十二条の四の二第一項中「受給権者」の下に「（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）」を、「第五項」の下に「、第六項」を加え、「附則第十二条の六の三第一項において」を「第六項及び附則第十二条の六の三第一項において」に改め、同条に次の一項を加える。

6　退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害

共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二　障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三　組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続く組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができるときに限る。）。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第十三条の十第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十一条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表新法第七十六条第一項第一号の項及び新法第七十六条第二項第三号の項を削り、同表新法第七十七条第二項の項中「特定更新組合員等又は特定衛視等」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第八条に規定する者若しくは施行法第九条に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）又は施行法第二十五条各号のいずれかに該当する者（以下「特定衛視等」という。）」に改め、同表新法附則第十二条の三第三号の項を削る。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「第七十六条、」を削り、「、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項、第十二条の八第一項」を「並びに附則第十二条の八第一項」に改め、「並びに第十三条の十第一項」を削り、同条第二項中「組合員期間等が二十五年未満」を「組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六条、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満」に、「大正十五年四月二日」を「同日」に改め、「第十一号まで」の下に「及び第二十号」を加え、「第七十六条、」及び「、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項」を削り、同条第三項中「第七十六条、」及び「、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項」を削り、同条第四項中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十九条第一項及び第四項中「妻」を「配偶者」に改める。

附則第三十一条第一項中「及び附則第六十四条第四号」を「並びに附則第六十四条第四号及び第五号」に改める。

附則第四十条の次に次の二条を加える。

（退職年金等の額の加算に係る特例）

第四十条の二　退職年金等（退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の退職年金等の額は、附則第三十五条若しくは第三十七条又は前条の規定により算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第四項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

第四十条の三　退職年金等のうち、附則第三十五条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金にあつては附則第四十条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この

場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（障害年金の額の加算に係る特例）

第四十二条の二　障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同じ。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第六項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条第一項第一号中「規定」の下に「（附則第四十条の二及び第四十二条の二の規定を除く。）」を加える。

附則第六十四条第四号中「定める費用」の下に「（次号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する費用については、国等が負担する。

イ　附則第四十条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十二条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額

ロ　附則第四十条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「附則第八条の六」を「附則第八条の八」に改める。

附則第八条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、附則第八条の六を附則第八条の八とする。

附則第八条の五中「前条第五項に規定する国債の償還が行われる年度」を「平成二十六年度以後の各年度」に、「前条第二項」を「附則第八条の四第二項」に改め、同条を附則第八条の七とし、附則第八条の四の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第八条の五　国家公務員共済組合連合会は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかわらず、法による長期給付の事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第八条の六　国家公務員共済組合連合会は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第八条の三前段の規定による負担のうち国に係るものを行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至つたときは、附則第八条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第八条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第十四条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「含む」の下に「。附則第八条の八において同じ」を加える。

附則第八条の八を次のように改める。

（基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源）

第八条の八　特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用（国の負担に係るものに限る。）の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第三号中「失踪」を「失踪」に改める。

第七十八条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十条の二第一項ただし書中「ときに、」の下に「他の年金である給付（」を加え、「以下この条において同じ。）」を「」に、「以下この条において同じ。）若しくは」を「又は」に、「以下この条において同じ。）の」を「をいう。以下この条において同じ。）の」に、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付」を「他の年金である給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者　他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二　五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日

第九十九条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

第九十九条の四第一項中「祖父母」の下に「（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間」を「夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するとき」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、「遺族共済年金が」の下に「第七十六条の二第一項若しくは第二項、前項本文、」を加え、同条第三項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「妻」を「配偶者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第四項前段」を削り、同項を同条第五項とする。

第百十四条の二第一項中「組合員（」の下に「次条の規定の適用を受けている組合員及び」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

五　当該組合員が次条の規定の適用を受ける産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を開始したとき。

第百十四条の二の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

第百十四条の二の二　産前産後休業をしている組合員（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百十四条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月から

その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項中「第百十四条の二第一項」の下に「及び第百十四条の二の二」を加え、「及び同条第二項」を「並びに第百十四条の二第二項」に改める。

附則第十八条第八項中「第百十四条の二第一項」の下に「及び第百十四条の二の二」を加える。

附則第十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十条の二第一項中「受給権者」の下に「（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）」を、「、第五項」の下に「、第六項」を加え、「附則第二十四条の三第一項において」を「第六項及び附則第二十四条の三第一項において」に改め、同条に次の一項を加える。

6　退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二　障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三　組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続く組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができるときに限る。）。

附則第二十八条の四第一項中「、第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八条の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」、「、第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削る。

附則第二十八条の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第二十八条の十三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第十六条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第四項中「前三項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第九条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第十条第一項から第三項までの規定中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第四項中「前三項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する更新組合員、第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者又は前項に規定する場合における同項に規定する更新組合員若しくは同項に規定する更新組合員以外の者」に改め、同条第五項中「更新組合員以外の者で第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの」を「第二項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者又は第三項に規定する場合における同項に規定する更新組合員以外の者」に改める。

第十一条の前の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削る。

第四十八条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第五十五条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第六十二条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部改正）

第十七条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「新共済法附則の規定及び新施行法」を「地方公務員等共済組合法附則の規定及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「新共済法第七十八条、」を「地方公務員等共済組合法」に、「、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項、」を「並びに」に改め、「並びに附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第二項中「新共済法第七十八条、」

を「地方公務員等共済組合法」に、「、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項、」を「並びに」に改め、「並びに附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第三項中「組合員期間等が二十五年未満である者」を「組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが、国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、地方公務員等共済組合法第七十八条、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である者」に、「大正十五年四月二日」を「同日」に、「第一号及び第十二号から第十六号まで」を「第一号、第十二号から第十六号まで及び第二十号」に、「新共済法第七十八条、」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第四項中「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「新共済法第七十八条、」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「、附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第五項中「二十五年」を「十年」に、「新共済法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第十四条中「前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）」を「施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるもの」に改める。

附則第三十条第一項中「妻」を「配偶者」に、「新国民年金法第三十七条ただし書」を「国民年金法第三十七条ただし書」に、「国民年金法第三十八条」を「国民年金法第三十八条」に改め、同条第四項中「新共済法」を「地方公務員等共済組合法」に、「妻」を「配偶者」に改める。

附則第四十七条の次に次の二条を加える。

（退職年金等の額の加算に係る特例）

第四十七条の二　退職年金等（退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の退職年金等の額は、附則第四十三条、附則第四十五条又は附則第四十六条の規定により算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第四項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

第四十七条の三　退職年金等のうち、附則第四十三条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金にあつては附則第四十六条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条の次に次の一条を加える。

（障害年金の額の加算に係る特例）

第四十八条の二　障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同じ。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第六項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧共済法別表第三に定める一

級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九十四条第一項第一号中「規定」の下に「（附則第四十七条の二、附則第四十七条の三及び附則第四十八条の二の規定を除く。）」を加える。

附則第百二十条第四号中「政令で定める費用」の下に「（次号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する費用については、国又は地方公共団体が負担する。

イ　附則第四十七条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十八条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額

ロ　附則第四十七条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「。附則第八条の三において同じ」を削る。

附則第八条の三を削る。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十九条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「専任でない者」の下に「又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「常時勤務に服しない者」を「一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　九三、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第十級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第十一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第十二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第十三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第十四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第十五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第十六級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第十七級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第十八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第十九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第二十級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満

第二十二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二十五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二十六級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二十七級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二十八級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二十九級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三十級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三十一級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三十二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

第二十二条第二項中「十七日」の下に「（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同条第九項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

第二十二条第十一項中「若しくは第九項」を「、第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　事業団は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した加入者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している加入者は、この限りでない。

12　前項の規定によつて改定された標準給与は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準給与とする。

第二十三条第二項中「前条第十一項」を「前条第十三項」に改める。

第二十五条の表第七十三条の二第一項の項を次のように改める。

第七十三条の二第一項	第百条の二	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項
	第百条の二の二	私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項

第二十五条の表第七十八条の二第一項の項を次のように改める。

第七十八条の二第一項	地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する

第二十五条の表第七十八条の二第二項の項を削り、同表附則第十二条第九項の項中「第百条の二」の下に「及び第百条の二の二」を、「第二十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十八条第二項中「加入者（」の下に「第四項の規定の適用を受けている加入者及び」を加え、同条第三項中「している加入者」の下に「（次項の規定の適用を受けている加入者を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4　産前産後休業をしている加入者（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する

任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者が負担すべき掛金を免除する。

5　産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

第三十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表第七十六条第一項第一号の項及び第七十六条第二項第三号の項を削り、同表第七十七条第二項第一号の項中「特定更新加入者」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者（以下「特定更新加入者」という。）」に改め、同表附則第十二条の三第三号の項を削る。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号中「この条において」を削る。

附則第六条第一項中「掲げる額」の下に「（第三号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する額

イ　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条の二第二項又は第四十二条の二第二項の規定により加算する額の給付に要する費用の額の総額

ロ　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「附則第二条の五」を「附則第二条の七」に改める。

附則第二条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二条の五を附則第二条の七とし、附則第二条の四の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第二条の五　日本私立学校振興・共済事業団は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た金額に相当する金額を基準として当該各年度ごとに政令で定める金額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法による長期給付の事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める金額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める金額」とあるのは、「定める金額から第三項の規定により買い入れた国債の金額に相当する金額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める金額を控除して得た金額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第二条の六　日本私立学校振興・共済事業団は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第二条の三前段の規定による補助を行うために必要となる金額として政令で定めるところにより算定した金額を超える金額に相当する金額の国債を保有するに至つたときは、附則第二条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える金額に相当する金額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額及び次条第一項の規定により返還した国債の金額に相当する金額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第二条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十三条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の七を次のように改める。

（基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源）

第二条の七　特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち附則第二条の二前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第二十四条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第二条に次の一号を加える。

八　補完的給付等に該当する加算　福祉的目的のため経過的又は補完的に、かつ、専ら又は主として国庫を財源として支給される国民年金法その他の法令による給付に加算する額に相当する部分であって、同法第二十七条の六の規定その他の政令で定める規定によるものをいう。

第八条第三項中「国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者でなかった期間のうち、」を削り、「規定により同法」を「規定により国民年金法」に、「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第六章第二節第二款中第十七条の次に次の一条を加える。

（補完的給付等に該当する加算の制限）

第十七条の二　第十一条から第十三条まで、第十九条及び第二十条の規定により支給する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額は、国民年金法第二十七条の六、第三十三条の三及び第三十九条の三の規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

第十八条第一項中「経過した」とする」を「経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改める。

第二十条第一項中「その者の妻」を「その者の配偶者（当該死亡した日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前にある場合にあっては、妻に限る。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「妻」を「配偶者」に改め、同項第四号中「第二十六条ただし書及び」を「第三十七条第三号及び第四号並びに」に改める。

第三十七条第一項第四号中「第四十二条第二号」を「第五十八条第一項第四号」に改める。

附則第六条中「及び附則第八条」を「、附則第八条及び第二十九条の二」に改める。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。

（旧国民年金法等による補完的給付等に該当する加算の制限）

第二十九条の二　附則第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定により支給する旧国民年金法による通算老齢年金その他の政令で定める給付の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第五項その他の政令で定める規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

（健康保険法の一部改正）

第二十五条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

九　事業所に使用される者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ　一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ　当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ　報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二

条第一項の規定の例により算定した額が、七万八千円未満であること。

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

第三条第七項第一号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

第四十一条第一項中「十七日」の下に「（厚生労働省令で定める者にあっては、十一日。第四十三条第一項、第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項において同じ。）」を加え、同条第三項中「又は第四十三条の二」を「、第四十三条の二又は第四十三条の三」に改める。

第四十三条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の改定）

第四十三条の三　保険者等は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第四十一条の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2　前項の規定によって改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項若しくは」を「第四十二条第一項、第四十三条の二第一項若しくは」に改め、「第四十三条第一項」の下に「、第四十三条の二第一項」を加え、同条第三項中「第四十三条第一項」の下に「、第四十三条の二第一項」を加える。

第百五十八条中「及び次条」を「、次条及び第百五十九条の三」に改める。

第百五十九条中「している被保険者」の下に「（第百五十九条の三の規定の適用を受けている被保険者を除く。）」を加える。

第百五十九条の二の次に次の一条を加える。

第百五十九条の三　産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第二百四条第一項第五号中「及び第四十三条の二第一項」を「、第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項」に、「同項」を「第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項」に改め、同項第十二号中「第百五十九条」の下に「及び第百五十九条の三」を加える。

第二百五条の二第一項第五号中「第百五十九条」の下に、「第百五十九条の三」を加える。

附則第二条第七項中「第百五十九条」の下に「、第百五十九条の三」を加える。

附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国庫補助の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三　平成二十八年度以後、当分の間、第百五十三条第一項中「第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。」とあるのは「附則第十三条の六第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同法第三十四条第一項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。」と、第百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。）」とする。

（船員保険法の一部改正）

第二十六条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

第十九条第一項中「次条」を「第二十条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業を終了した際の改定）

第十九条の二　厚生労働大臣は、産前産後休業（船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さないことをいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条及び次条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して

厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第十八条の規定によるほか、産前産後休業終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、産前産後休業終了日の翌日の属する月の翌月（産前産後休業終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、第十八条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があったことにより当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、変更があった月の翌月（変更があった日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

第二十条第一項第一号から第三号までの規定中「翌日」の下に「、産前産後休業終了日の翌日」を加える。

第百十八条中「している被保険者」の下に「（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百十八条の二　産前産後休業をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第百五十三条第一項第二号中「第十九条」を「第十九条の二」に、「同条第一項」を「第十九条第一項及び第十九条の二第一項」に改め、同項第七号中「第百十八条」の下に「及び第百十八条の二」を加える。

第百五十三条の八第一項第四号中「第百十八条」の下に「、第百十八条の二」を加える。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第二十七条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条の二第一号中「第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の三第一号中「第三号及び附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の七を附則第十三条の十一とし、附則第十三条の六を附則第十三条の十とし、附則第十三条の五の次に次の四条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）

第十三条の六　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　調整対象給付費見込額等

二　当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の五第一項の規定により算定した概算後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者見込数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（第三項において「補正後前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の八において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額」という。）

イ　加入者（特定加入者（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）である者を除く。）の見込数

(1)　健康保険法の規定による被保険者

その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(2)　船員保険法の規定による被保険者

その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(3)　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(4)　地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(5)　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者　その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(6)　国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員　その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの

と、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

ロ　特定加入者である者の見込数に、各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ　前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の見込数

ニ　前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の見込数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

三　調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

四　前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に補正後概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の八において同じ。）

2　前項第二号イの加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

3　第一項第四号の補正後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を補正後前期高齢者加入見込率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

第十三条の七　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　調整対象給付費額等

二　当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の六第一項の規定により算定した確定後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次項において「補正後前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額」という。）

イ　加入者（特定加入者である者を除く。）の数

ロ　特定加入者である者の数に、各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ　前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の数

ニ　前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

三　調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額

四　前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に補正後確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。）

2　前項第四号の補正後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数に対する前期高齢者である加入者の総数の割合を補正後前期高齢者加入率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第十三条の八　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

第十三条の九　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して得た額と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準

額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

附則第十四条の四の次に次の二条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例）

第十四条の五　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数及び同条第二項に規定する概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額（第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。次条第二項において同じ。）の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数を乗じて得た額とする。

第十四条の六　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十一条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数及び同条第二項に規定する確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額とする。

（介護保険法の一部改正）

第二十八条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項及び第百二十六条第一項中「この章において」を削る。

附則に次の二条を加える。

（被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例）

第十一条　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3　第一項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの（以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一　健康保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

二　船員保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

三　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

四　地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

五　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者　その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

六　国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員　その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

4　前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

第十二条　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十三条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

3　第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者（特定第二号被保険者を除く。）の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部改正）

第二十九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項中「この章において」を削る。

附則に次の二条を加える。

（被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例）

第九条　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3　第一項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの（以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一　健康保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

二　船員保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

三　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

四　地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

五　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者　その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

六　国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員　その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

4　前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

第十条　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十三条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

3　第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者（特定第二号被保険者を除く。）の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条、第十三条及び第二十二条の規定並びに附則第五十七条及び第七十一条の規定　公布の日

二　第九条の規定　この法律の公布の日又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の公布の日のいずれか遅い日

三　第一条中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十条第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の七の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行の日

四　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第百条の四第一項、第百条の十第一項第二十九号、第百三十九条及び第百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項

第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第十四条第一項、第二十二条第一項及び第二項並びに第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条中私立学校教職員共済法第十四条第一項並びに第二十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十五条中健康保険法第三条及び第四十一条第一項の改正規定、同法附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十三条まで及び第五十九条の規定　平成二十八年四月一日

（検討等）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、平成三十一年三月三十一日までの間に短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲を更に拡大するための法制上の措置を講ずる。

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条　次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一　この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

二　この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

三　第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えられた国民年金法第八十五条第一項第四号に掲げる額に相当する費用

四　第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第五号に掲げる額に相当する費用のうち国の負担に係るもの

五　第二十一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六条第一項第三号に掲げる額に相当する費用

（未支給年金に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の国民年金法第十九条の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に第一条の規定による改正後の国民年金法第十九条第一項に規定する年金給付の受給権者が死亡した場合について適用する。

第五条　第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第十九条の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の国民年金法第十九条の規定を準用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第六条　第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八条の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第一条の規定による改正後の国民年金法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機

能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（障害年金の額の改定請求に関する経過措置）

第七条　昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第三十四条第三項の規定は適用せず、第一条の規定による改正後の国民年金法第三十四条第三項の規定を準用する。

（遺族基礎年金に関する経過措置）

第八条　第一条の規定による改正後の国民年金法中遺族基礎年金に関する規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に死亡した第一条の規定による改正後の国民年金法第三十七条第一項に規定する被保険者又は被保険者であった者について適用し、同日前に死亡した同項に規定する被保険者又は被保険者であった者に係る支給要件に関する事項については、なお従前の例による。

（国民年金保険料の免除に関する経過措置）

第九条　第一条の規定による改正後の国民年金法第八十九条第二項の規定は、第一条の規定による改正前の国民年金法第八十九条の規定により納付することを要しないものとされた保険料（以下この条において「改正前法定免除保険料」という。）のうち、第四号施行日の属する月以後の期間に係る保険料についても適用し、改正前法定免除保険料のうち、第四号施行日の属する月前の期間に係る保険料については、なお従前の例による。

（国民年金任意加入期間の合算対象期間算入に関する経過措置）

第十条　第一条の規定による改正後の国民年金法附則第七条第一項（第二条の規定による改正後にあっては、同条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項）の規定は、第四号施行日の前日において国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった期間（国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であった期間については、適用しない。

2　前項に規定する被保険者であった期間は、国民年金法附則第七条第一項及び第九条第一項の規定を適用する場合（第二条の規定による改正後にあっては、同条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合（第二条の規定による改正後にあっては、同条の規定による改正後の国民年金法附則第七条第一項（第二条の規定による改正後にあっては、同条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項）に規定する合算対象期間（以下「合算対象期間」という。）に算入する。

3　前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一条の規定の例による。

4　第二項の規定により合算対象期間に算入された期間を有する者に対する昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日以後に公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十条第二項の規定により合算対象期間に算入された期間」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

第十一条　昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者であった期間（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であった期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあっては、第四号施行日において、合算対象期間に算入する。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により合算対象期間に算入される期間について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第十条第二項」とあるのは、「附則第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第十二条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者であった期間（国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当するものに限り、国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間及び六十歳以上であった期間を除く。以下この項において同じ。）を有する者に係る当該被保険者であった期間は、国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあっては、第四号施行日において、合算対象期間に算入する。

2　附則第十条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により合算対象期間に算入される期間について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第十条第二項」とあるのは、「附則第十二条第一項」と読み替えるものとする。

（国民年金の任意脱退に関する経過措置）

第十三条　第二条の規定による改正前の国民年金法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けて国民年金の被保険者の資格を喪失した者が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において国民年金法第七条第一項第一号に該当するときは、その者は、施行日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、施行日に、国民年金法第八条の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2　第二条の規定による改正前の国民年金法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかった期間は、第二条の規定による改正後の国民年金法附則第九条第一項の規定を適用する場合にあっては、合算対象期間に算入する。

3　前項の規定により合算対象期間に算入される期間の計算については、国民年金法第十一条の規定の例による。

（老齢基礎年金等の支給に関する経過措置）

第十四条　施行日の前日において現に国民年金法による老齢基礎年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であって政令で定めるものの受給権を有しない者であって、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十六条その他政令で定める規定による老齢基礎年金その他老齢を支給事由とする年金たる給付（以下この条において「老齢基礎年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による老齢基礎年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（老齢基礎年金等の老齢給付の支給の停止に関する経過措置）

第十五条　第二条の規定による改正後の国民年金法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定（他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。）は、施行日の属する月以後の月分として支給される老齢基礎年金等の老齢給付（老齢基礎年金（第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第十三項及び第八十七条第十六項、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第十四項並びに第六条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第二十一項の規定により老齢基礎年金とみなされたものを含む。）並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法附則第九条の三の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される老齢基礎年金等の老齢給付については、なお従前の例による。

（厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第十六条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条（同条第六号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第十七条　当分の間、特定適用事業所（事業主が同一である一又は二以上の適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この条において同じ。）であって、当該一又は二以上の適用事業所に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この条及び附則第四十六条において同じ。）及びこれに準ずる者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上であり、かつ、その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三以上である短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者をいう。以下この条及び附則第四十六条において同じ。）をいう。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。次項において同じ。）以外の適用事業所に使用される七十歳未満の者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

2　特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所の厚生年金保険の被保険者に対する前項の規定の適用については、当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用する者のうち厚生年金保険の被保険者であるものの四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

3　前項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第二項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

（厚生年金保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第十八条　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十三条の三の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業（次条及び附則第二十条において「産前産後休業」という。）について適用する。

（厚生年金保険の三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に関する経過措置）

第十九条　第四号施行日において、厚生年金保険法第二十六条の規定の適用を受けている者であって、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十六条第一項第六号の規定を適用する。

（厚生年金保険の産前産後休業期間中の被保険者及び加入員の特例に関する経過措置）

第二十条　第四号施行日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二の二、第百三十九条第九項又は第百四十条第十項の規定を適用する。

（老齢厚生年金等の支給に関する経過措置）

第二十一条　施行日の前日において現に厚生年金保険法による老齢厚生年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であって政令で定めるものの受給権を有しない者であって、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条その他政令で定める規定による老齢厚生年金その他老齢を支給事由とする年金たる保険給付（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢厚生年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による老齢厚生年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（未支給の保険給付に関する経過措置）

第二十二条　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する保険給付の受給権者が死亡した場合について適用する。

第二十三条　第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる保険給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十七条の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

第二十四条　第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる保険給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十七条ノ二の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第二十五条　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。

（障害年金の額の改定請求に関する経過措置）

第二十六条　昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十二条第三項の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十二条第三項の規定を準用する。

第二十七条　昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金については、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第四十五条ノ三第三項の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十二条第三項の規定を準用する。

（特例による老齢厚生年金の額の計算等の特例の経過措置）

第二十八条　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第五項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（以下この条において「老齢厚生年金の受給権者」という。）又は老齢厚生年金の受給権者であった者が、第四号施行日以後に第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第五項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において老齢厚生年金の受給権者であった者であって、被保険者でなく、かつ、同項第一号に規定する障害厚生年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第二十九条　第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定は、第四号施行日の前日において、同項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する者に対する第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第五項中「経過した」と、「七十歳」とあるのは「経過した」と、「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、「七十歳」と、「日」とするとあるのは「日」と、同条第三項中「当該申出のあつた日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（国家公務員共済組合法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第三十条　第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十二条第十一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業（次条及び附則第三十二条において「産前産後休業」という。）について適用する。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）

第三十一条　第四号施行日において、国家公務員共済組合法第七十三条の二の規定の適用を受けている者であって、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十三条の二第一項第六号の規定を適用する。

（国家公務員共済組合法による産前産後休業期間中の組合員の特例に関する経過措置）

第三十二条　第四号施行日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の二の規定を適用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第三十三条　第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。

（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）

第三十四条　第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であった者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であった者であって、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（退職共済年金等の支給に関する経過措置）

第三十五条　施行日の前日において現に国家公務員共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有しない者であって、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付（以下この条において「退職共済年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等の支給の停止に関する経過措置）

第三十六条　第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第四十条の三の規定は、施行日の属する月以後の月分として支給される退職年金等（第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第四十条の二第一項に規定する退職年金等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される退職年金等については、なお従前の例による。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第三十七条　第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条

第三項中「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。

（地方公務員等共済組合法による産前産後休業期間中の組合員の特例に関する経過措置）

第三十八条　第四号施行日前に第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四条の二の二の規定を適用する。

（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）

第三十九条　第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第二十条の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であった者が、第四号施行日以後に第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第二十条の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であった者であって、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（退職共済年金等の支給に関する経過措置）

第四十条　施行日の前日において現に地方公務員等共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるものの受給権を有しない者であって、第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付（以下この条において「退職共済年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等の支給の停止に関する経過措置）

第四十一条　第十七条の規定による改正後の昭和六十年地共済改正法附則第四十七条の三の規定は、施行日の属する月以後の月分として支給される退職年金等（第十七条の規定による改正後の昭和六十年地共済改正法附則第四十七条の二第一項に規定する退職年金等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される退職年金等については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第四十二条　第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第十一項及び第十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業について適用する。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業期間中の加入者の特例に関する経過措置）

第四十三条　第四号施行日前に第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項の規定を適用する。

（支給の繰下げに関する経過措置）

第四十四条　第二十四条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、第四号施行日の前日において、同項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第二十四条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する者に対する第二十四条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条の規定の適用については、同条第一項中「経過した」と、「七十歳」とあるのは「経過した」と、「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、「七十歳」と、「日」とする」とあるのは「日」と、同条第三項中「当該申出のあった日」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする」とする。

（健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第四十五条　第五号施行日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項（同項第九号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第四十六条　当分の間、特定適用事業所（事業主が同一である一又は二以上の適用事業所（健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下この条において同じ。）であって、当該一又は二以上の適用事業所に使用される通常の労働者及びこれに準ずる者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上であ

り、かつ、その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三以上である短時間労働者をいう。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。次項において同じ。）以外の適用事業所に使用される者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。

2　特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所の健康保険の被保険者に対する前項の規定の適用については、当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用する者のうち健康保険の被保険者であるものの四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

3　前項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「若しくは船員保険法」とあるのは「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）若しくは船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六条第二項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「規定する事務及び」とあるのは「規定する事務並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

（健康保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第四十七条　第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。

（健康保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置）

第四十八条　第四号施行日前に第二十五条の規定による改正後の健康保険法第四十三条の三第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十九条の三の規定を適用する。

（船員保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第四十九条　第二十六条の規定による改正後の船員保険法第十九条の二の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業について適用する。

（船員保険の産前産後休業期間中の被保険者の特例に関する経過措置）

第五十条　第四号施行日前に第二十六条の規定による改正後の船員保険法第十九条の二第一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第二十六条の規定による改正後の船員保険法第百十八条の二の規定を適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第五十四条　船員保険法の一部を次のように改正する。

附則第五条第九項及び第十項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第五十五条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第六項及び第六十条第七項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第五十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の項中「並びに第百五条第一項及び第四項」を「、第百五条第一項及び第四項並びに第百八条の二の三」に改め、同表国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の項を次のように改める。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）	一　附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関する事務 二　附則第三十二条第十六項、第七十八条第十四項、第七十八条の四第三項、第七十八条の五第四項、第八十七条第十七項、第八十七条の四第三項及び第八十七条の五第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
別表第一海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の項の次に次のように加える。	
厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）	附則第十六条第十五項、第十六条の二第三項及び第十六条の三第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
別表第一農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）の項の次に次のように加える。	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）	附則第十六条第二十二項、第十六条の二第三項及び第十六条の三第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第五十七条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人日本製鉄八幡共済組合（」の下に「昭和十八年十月一日に財団法人日本製鉄八幡共済組合という名称で設立された法人をいい、」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第五十八条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十五項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第五十九条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の二の次に次の一条を加える。

第二十一条の三　平成二十八年度及び平成二十九年度の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは「前々年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額と」とあるのは「概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）と」とする。

2　平成三十年度以後の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の七第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第六十条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第四項及び第六条第四項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第六十一条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十二条　国民年金法等の一部を改正する法律

（平成元年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「改正後の国民年金法第十条第一項の規定を適用する場合にあっては、国民年金の被保険者期間に、改正後の」及び「、それぞれ」を削り、同条第二項中「国民年金の被保険者期間又は」及び「改正後の」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十三条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第五項中「第九条の二の三」を「第九条の二の五」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）

第六十四条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第一号及び第三項第六号並びに第六十八条第二項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第六十五条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十三条第四号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」を「又は三親等内の親族」に改め、同条第三項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第四十五条第三項第七号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条　前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二条の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する年金給付に係る受給権者が死亡した場合について適用する。

2　第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第二項に規定する年金給付の受給権を有する者又は農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第一項に規定する旧経営移譲年金受給権者若しくは旧農業者老齢年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第二項又は第十一条第一項の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第三十七条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二条の規定を準用する。

3　第四号施行日以後に独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）附則第十四条第一項の旧経営移譲年金受給権者又は旧農業者老齢年金受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金たる給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法第三十七条の規定は適用せず、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十二条の規定を準用する。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第四号に掲げる額

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、施行日の属する年度の予算から適用し、当該年度の前年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十六の項、四十九の項、八十五の項、九十二の項及び百二の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第七十条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条　この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止及び受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止及び受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　老齢基礎年金、老齢厚生年金等の受給資格期間を二十五年から十年に短縮するものとすること。

2　被保険者等の所得の分布状況等を勘案して政令で定める基準に該当する受給権者は、老齢基礎年金の額の加算に係る特例の請求をできるものとし、老齢基礎年金の額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額と保険料免除期間の月数に応じた額を合算した額を加算したものとすること。障害基礎年金及び遺族基礎年金についてもこれに準じた特例の請求をできるものとすること。

3　受給権者の所得が、平均的な所得に比して高額な所得に相当する一定の金額を超えるときは、老齢基礎年金の額の二分の一を上限に、老齢基礎年金の支給を停止するものとすること。

4　遺族基礎年金について、被保険者等の子のある配偶者又は子に支給するものとすること。

5　基礎年金の国庫負担割合二分の一を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成二十六年度とすること。

6　年金積立金管理運用独立行政法人等は、平成二十六年度以後の各年度において、発行額面金額の総額を二十で除して得た額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、平成二十四年度の基礎年金の国庫負担に係る国債（年金交付国債）の償還の請求をすることができるものとし、政府は、償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならないものとすること。

7　一週間の所定労働時間が二十時間以上であり、かつ、報酬の月額が七万八千円以上である等の要件に該当する短時間労働者について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とすること。なお、当分の間、従業員が常時五百人以下の事業主に使用される者については、被保険者としないものとすること。

8　産前産後休業期間について、申出により、厚生年金保険及び健康保険の保険料等を免除するものとすること。

9　この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止及び受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の措置を講じるものであるが、低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定等を削除すること、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大について、拡大の対象となる者の月額賃金の範囲及び厚生年金保険の標準報酬月額の下限を「七万八千円」から「八万八千円」に改めること、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること等の修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二条　国民年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の三」に改める。

第六条中「並びに第百五条第一項及び第四項」を「、第百五条第一項及び第四項並びに第百八条の二の三」に改める。

第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（老齢基礎年金の額の加算に係る特例）

第二十七条の六　老齢基礎年金の受給権者が、被保険者及び被保険者であつた者の所得の分布状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、老齢基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属

する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る老齢基礎年金の額は、第二十七条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例老齢加算額（次に掲げる額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を合算した額をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

一　七万二千円に改定率を乗じて得た額

二　第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、保険料免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数の六分の一（保険料四分の一免除期間にあつては、当該期間の月数の八分の一）に相当する月数を合算した月数（当該合算した月数と第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額

3　前項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

第三章第二節中第二十九条の次に次の二条を加える。

（高額所得による支給停止）

第二十九条の二　老齢基礎年金は、その受給権者の前年の所得が調整開始所得額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、当該老齢基礎年金の額の二分の一に相当する額に調整停止率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

2　前項の調整停止率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（当該率が一を上回るときは、一）とする。

一　受給権者の前年の所得から前項の調整開始所得額を控除して得た額

二　調整上限所得額から前項の調整開始所得額を控除して得た額

3　第一項の調整開始所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

4　第二項第二号の調整上限所得額は、被保険者の所得の分布状況その他の事情を勘案して高齢者の平均的な所得に比して著しく高額な所得に相当する所得として政令で定める額とする。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条の三　受給権者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の申出をすることができる。この場合において、その該当することとなつた日の属する月から翌年の七月までの老齢基礎年金については、同日の属する年の前年又は前々年における当該受給権者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

一　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた場合

二　離職、休業、廃業その他厚生労働省令で定める事由により、当該年の所得が前条第三項に規定する調整開始所得額を下回ると見込まれる場合

2　前項の規定により前条第一項の規定による老齢基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該受給権者の前項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の属する年の所得が同条第三項に規定する調整開始所得額を超えるときは、当該受給権者に支給する老齢基礎年金で前項に規定する期間に係るものは、当該受給権者が同項各号に該当することとなつた日の属する月に遡つて、同条第一項の規定の例により、その一部の支給を停止する。

3　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（障害基礎年金の額の加算に係る特例）

第三十三条の三　障害基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害基礎年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるものは、障害基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る障害基礎年金の額は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例障害加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　前項に規定する特例障害加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十

円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金に係る第二項に規定する特例障害加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

5　第二項の規定によりその額が加算された障害基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二　少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

三　日本国内に住所を有しないとき。

6　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三第一項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）」を「扶養親族等」に改める。

第三十六条の四第一項中「がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない」を「は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その損害を受けた旨の申出をすることができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（遺族基礎年金の額の加算に係る特例）

第三十九条の三　遺族基礎年金の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する遺族基礎年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるものは、遺族基礎年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の当該請求に係る遺族基礎年金の額は、前三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に特例遺族加算額を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　前項に規定する特例遺族加算額は、七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　子に支給する遺族基礎年金に係る第二項に規定する特例遺族加算額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその子の数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

5　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

6　第二項の規定によりその額が加算された遺族基礎年金は、その受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第一号及び第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その該当する期間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

二　少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

三　日本国内に住所を有しないとき。

7　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第八十五条第一項中「次に掲げる額」の下に「の合算額」を加え、同項第一号中「及び第三号に掲げる額を除く」を「、第三号及び第四号イに掲げる額を除き、同号ロに掲げる額を加えた額とする」に改め、同項第三号中「費用」の下に「（当該給付に要する費用のうち第三十三条の三第二項に規定する特例障害加算額の給付に要する費用を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額

イ　第二十七条の六第二項に規定する特例老齢加算額、第三十三条の三第二項に規定する特例障害加算額及び第三十九条の三第二項に規定する特例遺族加算額の給付に要する費用の総額

ロ　第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給されなかつた額に相当する額の総額

第百八条第二項中「は、受給権者」の下に「若しくは受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」を加える。

第百八条の二の二の次に次の一条を加える。

第百八条の二の三　市町村は、第二十七条の六第二項、第二十九条の二第一項、第二十九条の三第二項、第三十三条の三第二項又は第三十九条の三第二項の規定による年金給付に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあつたときは、その処分に必要な範囲内におい

て、当該受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第百九条の四第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第二十七条の六第一項の規定による請求の受理

第百九条の四第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第二十九条の三第一項の規定による申出の受理

第百九条の四第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　第三十三条の三第一項の規定による請求の受理

第百九条の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第三十六条の四第一項の規定による申出の受理

第百九条の四第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　第三十九条の三第一項の規定による請求の受理

第百九条の四第一項第三十号の二の次に次の一号を加える。

三十の三　第百八条の二の三の規定による情報の受領

第百九条の十第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二　第二十七条の六第二項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第七号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

八の三　第二十九条の二第一項並びに第二十九条の三第一項及び第二項の規定による老齢基礎年金の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第八号の二に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

第百九条の十第一項第十号中「事務（」の下に「第百九条の四第一項第十一号の二に掲げる申出の受理及び」を加える。

第百九条の十第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第三十三条の三第二項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

第百九条の十第一項第十三号中「第三十九条の二第二項（」の下に「第三十九条の三第五項及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十三の二　第三十九条の三第二項の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十二号の二に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

附則第九条の二に次の一項を加える。

7　第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二」とする。

附則第九条の二に次の一項を加える。

7　第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「附則第九条の二の二」とする。

附則第九条の二の五を附則第九条の二の七とし、附則第九条の二の四を附則第九条の二の六とし、附則第九条の二の三中「前条第三項」を「第九条の二の二第三項」に改め、同条を附則第九条の二の五とし、附則第九条の二の二の次に次の二条を加える。

（老齢基礎年金の額の加算の特例）

第九条の二の三　第二十七条の六の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは、「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

（老齢基礎年金の支給停止の特例）

第九条の二の四　第二十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「老齢基礎年金は」とあるのは、「老齢基礎年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）は」とする。

附則第九条の三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同条第四項中「第九条の二の三」を「第九条の二の五」に、「第九条の二の四」を「第九条の二の六」に改める。

附則第九条の四の四中「次条」を「次条第一項」に改める。

附則第九条の四の五中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する第二十七条の六の規定の適用については、附則第九条の二第七項及び第九条の二の二第七項の規定にかかわらず、第二十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

六　事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ　一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ　当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ　報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労

働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、七八万八千円未満であること。

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　九三、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第一一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一六級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一七級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第一八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第一九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二一級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満
第二四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第二五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二六級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二七級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第二八級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第二九級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第三〇級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第三一級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「附則第三十二条第六項」を「附則第三十二条第八項」に、「以下この条において」を「以下この条及び附則第二十七条において」に、「同条第四項」を「旧国民年金法第五条第四項」に、「同法」を「旧国民年金法」に改め、同条第二項中「、国民年金法第十条第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなし」を削り、「同法第二十六条（同法第三十七条第四号において適用する場合を含む。）」を「国民年金法第二十六条、第三十七条第三号及び第四号」に改め、同条第五項中「、国民年金法第十条第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に」を削り、「同法」を「国民年金法」に改め、「、それぞれ」を削り、同条第七項中「国民年金の被保険者期間又は」を削り、同条第八項中「第十条第一項及び」及び「第三十七条第四号、」を削り、「場合を含む。）」の下に「、第三十七条第三号及び第四号」を加える。

附則第八条の二中「第三十二条第六項」を「第三十二条第八項」に改める。

附則第十三条中「含む。）」の下に「及び同法第二十七条の六第二項第二号」を加える。

附則第十四条に次の一項を加える。

5　第一項及び第二項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、附則第十七条第四項並びに同法附則第九条の二第七項、第九条の二の二第七項及び第九条の四の五第二項の規定にかかわらず、同法第二十七条の六第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条及び第十七条」とする。

附則第十五条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「新国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。同条に次の一項を加える。

7　第一項及び第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

4　第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十七条」とする。

附則第十八条第一項第一号中「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号中「附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、同条第五項中「とする」を「と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする」に改め、同条第六項中「新国民年金法附則第七条第二項」を「国民年金法附則第九条第二項」に改める。同条に次の一項を加える。

8　第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項中「次条」とあるのは、「次条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十八条」とする。

附則第三十二条第一項中「第十一項まで及び第十三項」を「第十三項まで、第十五項及び第十六項」に改め、同条第二項中「第五項」の下に「から第七項まで」を加え、同条中第十三項を第十五項とし、第六項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「及び第三十三条の二」を「から第三十三条の三まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国民年金法第二十七条の六の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条に次の一項を加える。

6　国民年金法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条に次の一項を加える。

16　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、第五項から第七項までの規定により同法の規定を準用する老齢年金、通算老齢年金及び障害年金に関する処分について準用する。

附則第三十四条第一項第三号中「附則第十七条」を「附則第十七条第一項」に改め、同条第二項中「同項中」を「同項第一号中」に、「次号及び第三号」を「次号、第三号及び第四号イ」に、「、「四百八十」を「、同項第二号イ中「四百八十」に、「読み替えるものとする」を「、同項第四号イ中「第二十七条の六第二項」とあるのは「第二十七条の六第二項（昭和六十年改正法附則第三十二条第五項において準用する場合を含む。）」と、「特例老齢加算額」とあるのは「特例老齢加算額、昭和六十年改正法附則第七十八条の四第二項に規定する特例厚生老齢加算額、昭和六十年改正法附則第八十七条の四第二項に規定する特例厚生老齢加算額、平成十三年統合法附則第十六条の三第二項に規定する特例厚生老齢加算額、平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条の二第二項に規定する特例農林退職加算額」と、「第三十三条の三第二項」とあるのは「第三十三条の三第二項（昭和六十年改正法附則第三十二条第七項において準用する場合を含む。）」と、「特例障害加算額」とあるのは「特例障害加算額、昭和六十年改正法附則第七十八条の五第二項に規定する特例厚生障害加算額、昭和六十年改正法附則第八十七条の五第二項に規定する特例厚生障害加算額、平成八年改正法附則第十六条の三第二項に規定する特例共済障害加算額、平成十三年統合法附則第十六条の三第二項に規定する特例厚生老齢加算額、昭和六十年改正法附則第八十七条の四第二項に規定する特例厚生老齢加算額、平成十三年統合法附則第十六条の三第二項に規定する特例農林障害加算額」と、同号ロ中「第二十九条の三第二項の規定」とあるのは「第二十九条の三第二項の規定（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項において準用する場合、昭和六十年改正法附則第七十八条第十三項及び第八十七条第十六項、平成八年改正法附則第十六条第十四項並びに平成十三年統合法附則第十六条第二十一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする」に改める。

附則第三十五条第二項中「相当する給付に要する費用」の下に「（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十四条第五号イに掲げる額、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第百二十条第五号イに掲げる額及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六十四条第五号ロに掲げる額、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第百二十条第五号ロに掲げる額及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号ロに掲げる額を加えた額に相当する費用とする。）」を加える。

附則第七十八条第一項中「同法」を「旧厚生年金保険法」に、「第十二項」を「第十二項から第十四項まで」に、「並びに第七十五条」を「、第七十五条、第七十八条の四並びに第七十八条の五」に改め、同条第二項中「及び第九項」を「、第九項、第十三項及び第十四項」に改め、「及び第六項」の下に「、第七十八条の四並びに第七十八条の五」を加え、同条に次の二項を加える。

13　旧厚生年金保険法による老齢年金等（旧厚生年金保険法による老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、通算老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第七十八条の四において同じ。）のうち、第二項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金等に関する処分について準用する。

附則第七十八条の三の次に次の二条を加える。

（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例）

第七十八条の四　旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第二項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧厚生年金保険法による老齢年金等の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例厚生老齢加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧厚生年金保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による老齢年金等に係る特例厚生老齢加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条の五　旧厚生年金保険法による障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例厚生障害加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例厚生障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、旧厚生年金保険法による障害年金に係る特例厚生障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八十七条第一項中「同法」を「旧船員保険法」に、「及び第十四項」を「、第十四項、第十六項及び第十七項」に、「附則第五十六条第二項」を「第五十六条第二項」に、「附則第六十九条第二項並びに前条」を「第六十九条第二項、前条、第八十七条の四並びに第八十七条の五」に改め、同条第三項中「及び第十項」を「、第十項、第十六項及び第十七項」に改め、「第八項まで」の下に「並びに第八十七条の四及び第八十七条の五」を加え、同条に次の二項を加える。

16　旧船員保険法による老齢年金等（旧船員保険法による老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、通算老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び特例老齢年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び附則第八十七条の四において同じ。）のうち、第三項の規定により読み替えられた旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧船員保険法による老齢年金等に関する処分について準用する。

附則第八十七条の三の次に次の二条を加える。

（旧船員保険法による年金たる保険給付の額の加算に係る特例）

第八十七条の四　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧船員保険法による老齢年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧船員保険法による老齢年金等の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保老齢加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額に当該旧船員保険法による老齢年金等の額の計算の基礎となる船員保険の被保険者期間の月数を通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧船員保険法による老齢年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該老齢年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、旧船員保険法による老齢年金等に係る特例船保老齢加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の五　旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保障害加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とし、当該請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例船保障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、旧船員保険法による障害年金に係る特例船保障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

する。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に特例船保障害加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例船保障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、旧船員保険法による障害年金に係る特例船保障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九十九条の三中「第一号法定受託事務」の下に「（次項において「第一号法定受託事務」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　附則第三十二条第十六項、第七十八条第十四項、第七十八条の四第三項、第七十八条の五第四項、第八十七条の四第三項及び第八十七条の五第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　削除

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「次条第一項」を「附則第十七条第一項」に改め、同条第二項中「及び第十三項」を「から第十五項まで」に、「次条第三項」を「次条、附則第十六条の三及び第十七条第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

14　旧国共済法による退職年金等（旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付のうち退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び次条において同じ。）のうち、第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第三十五条第一項第一号に規定する額（減額退職年金にあっては同号に規定する額に第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た額とし、通算退職年金にあっては第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法附則第四十条第一項第一号に規定する額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた旧国共済法による退職年金等に関する処分について準用する。

附則第十六条の次に次の三条を加える。

（旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例）

第十六条の二　旧国共済法による退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、旧国共済法による退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の旧国共済法による退職年金等の額は、前条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定により計算した額に特例共済退職加算額（七万二千円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（次条第二項において「国民年金改定率」という。）を乗じて得た額に当該旧国共済法による退職年金等の額の計算の基礎となる旧適用法人共済組合員期間の月数を昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された旧国共済法による退職年金等の支給について、国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三

の規定は当該退職年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、旧国共済法による退職年金等に係る特例共済退職加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の三　旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付のうち障害年金（旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある者に支給されるものに限る。第六項において「旧国共済法による障害年金」という。）の受給権者であって、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第十六条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定により計算した額に特例共済障害加算額（七万二千円に国民年金改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例共済障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に相当する額とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、旧国共済法による障害年金に係る特例共済障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第十六条の四　附則第十六条第十五項、第十六条の二第三項及び前条第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第十七条第一項中「前条第一項」を「附則第十六条第一項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「附則第十六条第二項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第六条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで並びに」に改め、同条第三項中「この項」の下に「、次条第二項及び附則第十六条の三第二項」を加え、同条に次の二項を加える。

21　移行農林退職年金等（移行農林年金のうち退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。次項及び次条において同じ。）のうち、第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項第一号に規定する額（減額退職年金にあっては同号に規定する額に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十一条第一項に規定する割合を乗じて得た額とし、通算退職年金にあっては第六項の規定により読み替えて適用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

22　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた移行農林退職年金等に関する処分について準用する。

附則第十六条の次に次の三条を加える。

（移行農林退職年金等の額の加算に係る特例）

第十六条の二　移行農林退職年金等の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、移行農林退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の移行農林退職年金等の額は、前条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林退職加算額（七万二千円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（次条第二項において「国民年金改定率」という。）を乗じて得た額に旧農林共済組合員期間の月数を昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当す

るものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は前項の規定によりその額が加算された移行農林退職年金等の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該移行農林退職年金等に関する処分について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、移行農林退職年金等に係る特例農林退職加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の三　移行農林年金のうち障害年金（旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級又は二級に該当する者に支給するものに限る。第六項において「移行農林障害年金」という。）の受給権者であって、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあった日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあった日の属する月が一月から六月までの月である場合にあっては、当該請求のあった日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定により計算した額に特例農林障害加算額（七万二千円に国民年金改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。）を加算した額とし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3　旧制度農林共済法別表第二の上欄の一級に該当する者に支給する障害年金に係る前項に規定する特例農林障害加算額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に相当する額とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、移行農林障害年金に係る特例農林障害加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第十六条の四　附則第十六条第二十二項、第十六条の二第三項及び前条第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第十七条第一項中「前条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　削除

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第十四条の五　年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかわらず、国民年金事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第十四条の六　年金積立金管理運用独立行政法人は、前条第三項の規定による買入れが行わ

れた場合その他政令で定める場合において、附則第十四条の三前段の規定による負担を行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至ったときは、附則第十四条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第十四条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附則第三十二条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十二条の五を附則第三十二条の七とし、附則第三十二条の四の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第三十二条の五　年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法第一条第二項の規定にかかわらず、厚生年金保険事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びにこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第三十二条の六　年金積立金管理運用独立行政法人は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第三十二条の三前段の規定による負担を行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至ったときは、附則第三十二条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第三十二条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「附則第三十二条第五項」を「附則第三十二条第七項」に改める。

附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　特定月の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者に支給する老齢基礎年金についての国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第二項第二号中「保険料四分の一免除期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十条第一項第二号の規定による月数の計算の基礎となる期間に係る保険料四分の一免除期間」と、「第二十七条各号」とあるのは「同法附則第十条第一項各号」とする。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条及び附則第十六条を次のように改める。

第十五条　削除

（基礎年金の国庫負担に要する費用の財源）

第十六条　特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項（附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を

行うための消費税法等の一部を改正する等の法律○○（平成二十四年法律第○○号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

附則第三十二条の七を次のように改める。

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源）

第三十二条の七　特定年度以後の各年度において、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　削除　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条　削除

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「及び附則第六十四条第四号」を「並びに附則第六十四条第四号及び第五号」に改める。

附則第四十条の次に次の二条を加える。

（退職年金等の額の加算に係る特例）

第四十条の二　退職年金等（退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の退職年金等の額は、附則第三十五条若しくは第三十七条又は前条の規定により算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

第四十条の三　退職年金等のうち、附則第三十五条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金にあつては附則第四十条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（障害年金の額の加算に係る特例）

第四十二条の二　障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同じ。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第六項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条第一項第一号中「規定」の下に「（附則第四十条の二及び第四十二条の二の規定を除く。）」を加える。

附則第六十四条第四号中「定める費用」の下に「（次号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する費用については、国等が負担する。

イ　附則第四十条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十二条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額

ロ　附則第四十条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　削除国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「附則第八条の六」を「附則第八条の八」に改める。

附則第八条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、附則第八条の六を附則第八条の八とする。

附則第八条の五中「前条第五項に規定する国債の償還が行われる年度」を「平成二十六年度以後の各年度」に、「前条第二項」を「附則第八条の四第二項」に改め、同条を附則第八条の七とし、附則第八条の四の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第八条の五　国家公務員共済組合連合会は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た額に相当する額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかわらず、法による長期給付の事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額から第三項の規定により買い入れた国債の額に相当する額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める額を控除して得た額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びにこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第八条の六　国家公務員共済組合連合会は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第八条の三前段の規定による負担のうち国に係るものを行うために必要となる額として政令で定めるところにより算定した額を超える額に相当する額の国債を保有するに至ったときは、附則第八条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える額に相当する額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び次条第一項の規定により返還した国債の額に相当する額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第八条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「含む」の下に「。附則第八条の八（六）において同じ」を加える。

附則第八条の八（六）を次のように改める。

（基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源）

第八条の八（六）　特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用（国の負担に係るものに限る。）の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第四十七条の次に次の二条を加える。

（退職年金等の額の加算に係る特例）

第四十七条の二　退職年金等（退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）、減額退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）及び通算退職年金（六十五歳以上の者に支給されるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者が、国民年金法第二十七条の六第一項に規定する政令で定める基準に該当するときは、当該受給権者は、退職年金等の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の退職年金等の額は、附則第四十三条、附則第四十五条又は附則第四十六条の規定により算定した金額に特例退職共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額に当該退職年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の月数を国民年金等改正法附則第五条第十五号に掲げる通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものの月数で除して得た率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第四項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　国民年金法第二十七条の六第三項の規定は、前項の規定によりその額が加算された退職年金等の支給について準用する。

4　前三項に定めるもののほか、退職年金等に係る特例退職共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等に係る高額所得による支給停止）

第四十七条の三　退職年金等のうち、附則第四十三条第一項第一号に規定する金額（減額退職年金にあつては同号に規定する金額に附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額とし、通算退職年金にあつては附則第四十六条第一項第一号に規定する金額とする。）に相当する部分については、国民年金法による老齢基礎年金とみなして同法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八条の次に次の一条を加える。

（障害年金の額の加算に係る特例）

第四十八条の二　障害年金（障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。第六項において同じ。）の受給権者であつて、前年の所得（一月から七月までの月分のこの項に規定する障害年金の額の加算については、前々年の所得とする。）が、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する政令で定める額以下であるものは、障害年金の額の加算に係る特例の適用を請求することができる。

2　前項の規定による請求をした者に対する当該請求のあつた日の属する月の翌月から翌年の七月までの月分（当該請求のあつた日の属する月が一月から六月までの月である場合にあつては、当該請求のあつた日の属する月の翌月から当該年の七月までの月分）の障害年金の額は、前条の規定により算定した金額に特例障害共済加算額（七万二千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）をいう。第六項において同じ。）を加算した金額とし、当該請求のあつた月の翌月から、年金の額を改定する。

3　障害の程度が旧共済法別表第三に定める一級に該当する者に支給する特例障害共済加算額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額の百分の百二十五に相当する金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4　国民年金法第三十三条の三第五項の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害年金の支給について準用する。

5　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第三十三条の三第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

6　前各項に定めるもののほか、障害年金に係る特例障害共済加算額の加算に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九十四条第一項第一号中「規定」の下に「（附則第四十七条の二、附則第四十七条の三及び附則第四十八条の二の規定を除く。）」を加える。

附則第百二十条第四号中「政令で定める費用」の下に「（次号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えるときは、当該超える額に相当する額を除く。）」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　当該費用のうち、当該年度におけるイに掲げる額からロに掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する費用については、国又は地方公共団体が負担する。

イ　附則第四十七条の二第二項に規定する特例退職共済加算額及び附則第四十八条の二第二項に規定する特例障害共済加算額の給付に要する費用の額の総額

ロ　附則第四十七条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十九条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	七八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上　九三、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第十級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第十一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第十二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第十三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第十四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第十五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第十六級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第十七級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第十八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第十九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第二十級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第二十五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二十六級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二十七級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第二十八級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第二十九級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第三十級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第三十一級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三十二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　削除　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号中「この条において」を削る。

附則第六条第一項中「掲げる額」の下に「（第三号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を超えると

きは、当該超える額に相当する額を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該年度におけるイに掲げる額から口に掲げる額（その額がイに掲げる額を超えるときは、当該イに掲げる額を限度とする。）を控除して得た額に相当する額

イ　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条の二第二項又は第四十二条の二第二項の規定により加算する額の給付に要する費用の額の総額

ロ　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条の三の規定によりみなして適用する国民年金法第二十九条の二第一項又は第二十九条の三第二項の規定により支給を停止された金額の総額

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　削除私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「附則第二条の五」を「附則第二条の七」に改める。

附則第二条の四第四項中「ついては」の下に「、次条第三項の規定により政府が買い入れる場合を除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二条の五を附則第二条の七とし、附則第二条の四の次に次の二条を加える。

（国債の償還等）

第二条の五　日本私立学校振興・共済事業団は、平成二十六年度以後の各年度において、前条第二項の規定により交付された国債の平成二十六年四月一日における発行額面金額の総額を二十で除して得た金額に相当する金額を基準として当該各年度ごとに政令で定める金額を限り、当該国債の償還の請求をすることができる。

2　政府は、前項の規定による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3　政府は、平成二十六年四月一日以後、国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第一条第二項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済法による長期給付の事業の財政の安定的運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、予算で定める金額を限り、前条第二項の規定により交付した国債を買い入れて消却することができる。

4　前項の規定による買入れが行われた場合における当該買入れが行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における第一項の規定の適用については、同項中「定める金額」とあるのは、「定める金額から第三項の規定により買い入れた国債の金額に相当する金額を勘案して当該各年度ごとに政令で定める金額を控除して得た金額」とする。

5　第二項の規定による償還及び第三項の規定による買入れに要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還並びに買入れ及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第二条の六　日本私立学校振興・共済事業団は、前条第三項の規定による買入れが行われた場合その他政令で定める場合において、附則第二条の三前段の規定による補助を行うために必要となる金額として政令で定めるところにより算定した金額を超える金額に相当する金額の国債を保有するに至ったときは、附則第二条の四第二項の規定により交付された国債のうち当該超える金額に相当する金額の国債を政府に返還しなければならない。

2　政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3　前条第三項の規定による買入れが行われた場合において、第一項の規定による返還が行われたときにおける当該返還が行われた日の属する年度の翌年度以後の各年度における同条第四項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額及び次条第一項の規定により返還した国債の金額に相当する金額の合算額」とする。

4　前三項に定めるもののほか、附則第二条の四第二項の規定により政府が交付した国債の返還及びこれに伴う消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の七を次のように改める。

（基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源）

第二条の七　特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち附則第二条の二前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第二十四条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第二条に次の一号を加える。

八　補完的給付等に該当する加算　福祉的目的のため経過的又は補完的に、かつ、専ら又は主として国庫を財源として支給される国民年金法その他の法令による給付に加算する額に相当する部分であって、同法第二十七条の六の規定その他の政令で定める規定によるものをいう。

第六章第二節第二款中第十七条の次に次の一条を加える。

（補完的給付等に該当する加算の制限）

第十七条の二　第十一条から第十三条まで、第十九条及び第二十条の規定により支給する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額は、国民年金法第二十七条の六、第三十三条の三及び第三十九条の三の規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

附則第六条中「及び附則第八条」を「、附則第八条及び第二十九条の二」に改める。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。

（旧国民年金法等による補完的給付等に該当する加算の制限）

第二十九条の二　附則第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定により支給する旧国民年金法による通算老齢年金その他の政令で定める給付の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第五項その他の政令で定める規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

（健康保険法の一部改正）

第二十五条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

九　事業所に使用される者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ　一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ　当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ　報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八七万八千円未満であること。

ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第二三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条、第十三条及び第二十二条の規定並びに附則○第二条の二から第二条の四まで、○第五十七条及び第七十一条の規定　公布の日

二　削除第九条の規定　この法律の公布の日又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の公布の日のいずれか遅い日

三　第一条中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十条第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の七の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行の日

四　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項

にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第百条の四第一項、第百条の十第一項第二十九号、第百三十九条及び第百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第十四条第一項、第二十二条第一項及び第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十二条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、○第五十一条から第五十三条まで及び第五十九条○の規定　平成二十八年四月一日

（検討等）

第二条　政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、平成三十一年三月三十一日までの間に短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲を更に拡大するための法制上の措置を講ずる。

第二条の二　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三　高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四　国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条　次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一　この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

二　この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

三　第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えられた国民年金法第八十五条第一項第四号に掲げる額に相当する費用

四　第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第五号に掲げる額に相当する費用のうち国の負担に係るもの

五　第二十一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六条第一項第三号に掲げる額に相当する費用

（老齢基礎年金等の老齢給付の支給の停止に関する経過措置）

第十五条　削除第一条の規定による改正後の国民年金法第二十九条の二及び第二十九条の三の規定（他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。）は、施行日の属する月以後の月分とし

て支給される老齢基礎年金等の老齢給付（老齢基礎年金（第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第十三項及び第八十七条第十六項、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第十四項並びに第六条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第二十一項の規定により老齢基礎年金とみなされたものを含む。）並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法附則第九条の三の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される老齢基礎年金等の老齢給付については、なお従前の例による。

（退職年金等の支給の停止に関する経過措置）

第三十六条　削除第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第四十条の三の規定は、施行日の属する月以後の月分として支給される退職年金等（第十二条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第四十条の二第一項に規定する退職年金等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される退職年金等については、なお従前の例による。

（退職年金等の支給の停止に関する経過措置）

第四十一条　削除第十七条の規定による改正後の昭和六十年地共済改正法附則第四十七条の三の規定は、施行日の属する月以後の月分として支給される退職年金等（第十七条の規定による改正後の昭和六十年地共済改正法附則第四十七条の二第一項に規定する退職年金等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同月前の月分として支給される退職年金等については、なお従前の例による。

（被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の額の算定の特例に伴う経過措置）

第四十八条の二　平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定により読み替えられた第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十三条第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十三条第一項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第四十八条の三　平成二十八年度における第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十三条第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第二十五条の規定による改正後の健康保険法附則第五条の三の規定の適用がないものとして第二十五条の規定による改正後の健康保険法第百五十三条第二項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律○の（以下「高齢者医療確保法」という。）○の規定による概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第五十一条の二　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者交付金の額は、第二十七条の規定による改正後の高齢者医療確保法（以下「改正後高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十四条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の三　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者交付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三条の七第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十五条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の四　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十八条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法附則第十三条の八の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の五　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後高齢者医療確保法第十三条の九の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十九条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の六　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による概算後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第百二十条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の七　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る高齢者医療確保法の規定による確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第百二十一条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十一条の八　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年度における各保険者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金（次項において「前期高齢者交付金等」という。）の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2　改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第百二十四条において準用する同項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

第五十二条の二　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二十八条の規定による改正後の介護保険法（以下「改正後介護保険法」という。）附則第十一条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第百五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の三　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、改正後介護保険法附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第百五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の四　社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年度における各医療保険者に係る介護保険法の規定による納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2　改正後介護保険法第百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法○（以下「平成十八年介護保険法」という。）の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第五十四条　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二十九条の規定による改正後の平成十八年介護保険法（以下「改正後平成十八年介護保険法」という。）附則第九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第百五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十五条　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による確定納付金の額は、改正後平成十八年介護保険法附則第十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後平成十八年介護保険法第百五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十六条　社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十八年度における各医療保険者に係る平成十八年介護保険法の規定による納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2　改正後平成十八年介護保険法第百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

（船員保険法の一部改正）

第五十四条　船員保険法の一部を次のように改正する。

附則第五条第九項及び第十項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十二項」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第五十五条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第六項及び第六十条第七項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第五十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の項中「並びに第百五条第一項及び第四項」を「、第百五条第一項及び第四項並びに第百八条の二の三」に改め、同表国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の項を次のように改める。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）	一　附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関する事務 二　附則第三十二条第十六項、第七十八条第十四項、第七十八条の四第三項、第七十八条の五第四項、第八十七条第十七項、第八十七条の四第三項及び第八十七条の五第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の項の次に次のように加える。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）	附則第十六条第十五項、第十六条の二第三項及び第十六条の三第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）の項の次に次のように加える。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）	附則第十六条第二十二項、第十六条の二第三項及び第十六条の三第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第五十八条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十五項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　平成二十八年度における附則第五十九条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「改正後国保法」という。）附則第二十一条の三の規定により読み替えられた改正後国保法附則第二十一条第五項に規定する調整対象基準額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において改正後国保法附則第二十一条の三の規定の適用がないものとして改正後国保法第二十一条第五項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第六十条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第四項及び第六条第四項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十三項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十三条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第五項中「第九条の二の三」を「第九条の二の五」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十七条○から第六十九条まで　削除

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第四号に掲げる額

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、施行日の属する年度の予算から適用し、当該年度の前年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十六の項、四十九の項、八十五の項、九十二の項及び百二の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第七十条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業」を「若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」に、「又は休業」を「若しくは休業又は当該産前産後休業」に改める。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年四月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に、「第三章の三　被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十三―第七十八条の二十一）」を「第三章の四　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第七十八条の二十一―第七十八条の三十七）」に、「第七十九条の七」を「第七十九条の十四」に、「第八十九条」を「第八十九条の二」に改める。

第二条の四第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第八十四条の六第三項第二号」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（実施機関）

第二条の五　この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　厚生労働大臣

二　国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

四　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務　日本私立学校振興・共済事業団

2　前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令で定めるものが行う。

第三条第一項第一号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条第二項中「同条同項」を「同項」に改める。

第十四条中「、若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（被保険者の種別の変更に係る資格の得喪）

第十五条　同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別（第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があつた場合には、前二条の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

第十六条及び第十七条　削除

第十八条に次の一項を加える。

4　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、前三項の規定は、適用しない。

第二章第一節中第十八条の次に次の一条を加える。

（異なる被保険者の種別に係る資格の得喪）

第十八条の二　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者は、第十三条の規定にかかわらず、同時に、第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。

2　第一号厚生年金被保険者が同時に第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者の資格を有するに至つたときは、その日に、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失する。

第十九条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「さらに被保険者」を「更に被保険者又は国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　前三項の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

5　同一の月において被保険者の種別に変更があつたときは、前項の規定により適用するものとされた第二項の規定にかかわらず、その月は変更後の被保険者の種別の被保険者であつた月（二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、最後の被保険者の種別の被保険者であつた月）とみなす。

第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十三条の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に

関する法律」に改め、「第二条第一項の規定による育児休業」の下に「又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業」を加え、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。

第二十三条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「船員たる」を「船員（国家公務員共済組合の組合員たる船員及び地方公務員共済組合の組合員たる船員を除く。以下同じ。）たる」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。

第二十四条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第二十四条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第二十四条の三　第二十一条から第二十四条までに定めるもののほか、報酬月額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条第一項中「、厚生労働省令」を「、主務省令」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項第五号中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同項第六号中「第八十一条の二の二」を「第八十一条の二の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）」とあるのは、「申出」とする。

第二十八条及び第三十一条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第三十一条の三　第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主については、この節の規定（第二十八条及び前条を除く。）は、適用しない。

第三十二条中「とする」を「とし、政府及び実施機関（厚生労働大臣を除く。第三十四条第一項、第四十条、第七十九条第一項及び第二項、第八十一条第一項、第八十四条の五第二項並びに第八十四条の六第二項並びに附則第二十三条の三において「政府等」という。）が行う」に改める。

第三十三条中「基いて、厚生労働大臣」を「基づいて、実施機関」に改める。

第三十四条第一項中「の積立金」の下に「及び第七十九条の二に規定する実施機関積立金」を、「をいう。）」の下に「政府等が」を加える。

第三十五条第一項中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一円」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（一月期支払の年金の加算）

第三十六条の二　前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2　毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第三十八条第一項中「保険給付、」を「保険給付又は」に改め、「又は他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）」を削り、「遺族厚生年金を除く。）、国民年金法」を「遺族厚生年金を除く。）又は同法」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）」を削り、「老齢厚生年金を除く。）、国民年金法」を「老齢厚生年金を除く。）又は同法」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）」を削り、同条第二項ただし書中「、国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付」を「又は国民年金法による年金たる給付」に改める。

第三十九条第三項中「停止して年金たる保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十条中「政府」を「政府等」に改める。

第四十条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第四十三条第三項中「、資格を喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

第四十三条の二第一項第二号イ中「この法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下この号において「被用者年金被保険者等」という。）」を「被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「標準報酬月額等（この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。）」を「標準報酬」に、「被用者年金被保険者等の」を「被保険者の」に、「標準報酬月額等の」を「標準報酬の」に、「被用者年金被保険者等に」を「被保険者に」に改め、同条第二項第一号中「標準報酬月額と標準賞与額（以下「前年度の標準報酬月額等」

を「標準報酬（以下「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「標準報酬月額と標準賞与額（以下「前々年度等の標準報酬月額等」を「標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十三条の三第二項中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に、「前々年度等の標準報酬月額等」を「前々年度等の標準報酬」に改める。

第四十三条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者（この法律又は加入者」を「公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者」に、「「公的年金被保険者等総数」を「この号において「公的年金被保険者総数」に、「公的年金被保険者総数の」を「公的年金被保険者総数の」に改め、同条第二項第一号中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「前々年度等の標準報酬月額等」を「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十三条の五第二項第一号中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「前々年度等の標準報酬月額等」を「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十四条の二第一項中「老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十四条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項ただし書中「、国民年金法」を「又は国民年金法」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。）」を削る。

第四十六条第一項中「若しくはこれに相当するものとして政令で定める日」を「（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日」に改め、「若しくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定める日」を削り、「以下「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の使用される者」を「国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）に、「する。以下この項において同じ」を「する。以下「総報酬月額相当額」という」に改め、同項ただし書中「同項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「七十歳以上の使用される者の」を加え、同条第七項中「、共済組合が支給する年金たる給付、私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第四十八条第一項中「、第五十四条第二項ただし書及び第五十四条の二第一項」を「及び第五十四条第二項ただし書」に改める。

第五十二条第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第五十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（支給停止）」を付する。

第五十四条の二を削る。

第五十六条第二号中「、共済組合が支給する年金たる給付又は私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第六十条第一項中「（次項の規定が適用される場合を除く。）」を削り、同項第二号中「その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年金等」という。）のいずれか」を削り、同号ロ中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に改め、「の合計額」及び「又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの」を削り、「これら」を「同項」に、「以下同じ」を「次条第三項及び第六十四条の二において同じ」に改め、「から政令で定める額を控除した額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号ロ」を「前項第二号ロ」に、「老齢厚生年金等の額の合計額」を「老齢厚生年金の額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十一条第二項中「老齢厚生年金等のいずれか」を「老齢厚生年金」に改め、「、又は同条第二項第一号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を上回るとき」を削り、「それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額又は同条第二項第二号に定める額」を「当該合算した額」に、「当該老齢厚生年金等」を「当該老齢厚生年金」に改め、同条第三項中「又は同条第二項の規定」を「の規定」に、「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、「又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるもの」を「の規定」に改め、「又は同条第二項第一号イ」及び「それぞれ」を削り、「同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「又は同条第二項第一号ロの額」を削る。

第六十四条の二を削る。

第六十四条の三第一項中「老齢厚生年金等のいずれか」を「老齢厚生年金」に、「当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額」を「当該老齢厚生年金の額」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十四条の二とする。

第六十六条第一項ただし書中「第三十八条の二第一項若しくは第二項、」を削る。

第六十九条から第七十二条までを次のように改める。

第六十九条から第七十二条まで　削除

第七十八条に次の一項を加える。

2　第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付については、前項の規定は、適用しない。

第七十八条の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の四第一項中「厚生労働大臣」を「、厚生労働省令」に改める。

第七十八条の五並びに第七十八条の六第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の七中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八条の八中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の九中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八条の十四第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の十五中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十八条の十六中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第七十八条の十七中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例

（年金たる保険給付の併給の調整の特例）

第七十八条の二十二　第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）であつて、一の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間（以下「一の期間」という。）に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく当該一の被保険者の種別と異なる他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間（以下「他の期間」という。）に基づく年金たる保険給付を受けることができるものについて、第三十八条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「遺族厚生年金を除く」とあるのは「当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金及び遺族厚生年金を除く」と、「老齢厚生年金を除く」とあるのは「老齢厚生年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族厚生年金を除く」とする。

（年金たる保険給付の申出による支給停止の特例）

第七十八条の二十三　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る年金たる保険給付の受給権者について、一の期間に基づく第三十八条の二第一項に規定する年金たる保険給付についての同項の規定による申出又は同条第三項の規定による撤回は、当該一の期間に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく他の期間に基づく年金たる保険給付についての当該申出又は当該撤回と同時に行わなければならない。

（年金の支払の調整の特例）

第七十八条の二十四　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付の受給権者について、第三十九条第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に基づく乙年金（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「当該一の期間に基づく甲年金（以下この項において「甲年金」という。）の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金の支給」と、「年金が支払われたとき」とあるのは「当該年金が支払われたとき」と、「年金の内払」とあるのは「当該一の期間に基づく年金の内払」と、「年金を減額して」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金を減額して」と、「年金が支払われた場合」とあるのは「当該一の期間に基づく年金が支払われた場合」とする。

（損害賠償請求権の特例）

第七十八条の二十五　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付について、第四十条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「その価額」とあるのは、「その価額をそれぞれの保険給付の価額に応じて按分した価額」とする。

（老齢厚生年金の受給権者及び年金額の特例）

第七十八条の二十六　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十二条（この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同条第一項に規定する被保険者であつた全期間並びに同条第二項及び第三項に規定する被保険者であつた期間は、各号の厚生年金被保険者期間ごとに適用し、同条第一項に規定する被保険者期間は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用し、同条第三項に規定する被保険者の資格は、被保険者の種別ごとに適用する。

（老齢厚生年金に係る加給年金額の特例）

第七十八条の二十七　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして第四十四

条（この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項に規定する加給年金額は、政令で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額に加算するものとする。

（老齢厚生年金の支給の繰下げの特例）

第七十八条の二十八　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十四条の三の規定を適用する場合においては、一の期間に基づく老齢厚生年金についての同条第一項の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時に行わなければならない。この場合において、同項ただし書中「他の年金たる保険給付」とあるのは「他の年金たる保険給付（当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金を除く。）」と、同条第四項中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び同条第五項」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（老齢厚生年金の支給停止の特例）

第七十八条の二十九　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第四十六条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下この項において「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同条に規定する一の期間（第七項において「一の期間」という。）に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の受給権者」と、「及び老齢厚生年金の額」とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た額」と、「第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする第四十四条の三第四項に規定する加算額を合算して得た額を除く」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の全部」と、同条第七項中「被保険者期間の月数」とあるのは「被保険者期間の月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。）」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害厚生年金の額の特例）

第七十八条の三十　障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、障害厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害手当金の額の特例）

第七十八条の三十一　障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害手当金の額については、前条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（遺族厚生年金の額の特例）

第七十八条の三十二　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の額については、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）については、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに支給するものとし、そのそれぞれの額は、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算に関する規定により計算した額をそれぞれ一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎として第六十条第一項第一号の規定の例により計算した額に応じて按分した額とする。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3　前項の場合において、第六十二条第一項の規定による加算額は、政令で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする遺族厚生年金の額に加算するものとする。

4　前三項に定めるもののほか、遺族厚生年金

の額の計算及びその支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害厚生年金等に関する事務の特例）

第七十八条の三十三　第七十八条の三十の規定による障害厚生年金及び第七十八条の三十一の規定による障害手当金の支給に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る初診日における被保険者の種別に応じて、第二条の五第一項各号に定める者が行う。

2　前項の規定は、前条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に関する事務について準用する。

（遺族厚生年金の支給停止に係る申請の特例）

第七十八条の三十四　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族について、二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に基づく遺族厚生年金を受けることができる場合には、一の期間に基づく遺族厚生年金についての第六十七条又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による申請は、当該一の期間に基づく遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく他の期間に基づく遺族厚生年金についての当該申請と同時に行わなければならない。

（離婚等をした場合の特例）

第七十八条の三十五　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第七十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬についての同項の規定による請求は、他の期間に係る標準報酬についての当該請求と同時に行わなければならない。

2　前項の場合においては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間又は当該一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして第七十八条の十四第一項及び第七十八条の二十第一項の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間ごとに第七十八条の十四第二項及び第三項、第七十八条の二十第二項及び第五項並びに附則第十七条の十一から第十七条の十三までの規定を適用する。

この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第七十八条の三十七　この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条第一項中「政府」を「政府等」に改め、同項第二号中「この条」の下に「及び第百条の三の二第一項」を加え、同条第二項中「政府」を「政府等」に改め、「第九十四条の二第一項」の下に「及び第二項」を、「負担」の下に「及び納付」を加える。

第七十九条の二中「年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「積立金」という。）」を「積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「特別会計積立金」という。）及び実施機関（厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。）の積立金のうち厚生年金保険事業（基礎年金拠出金の納付を含む。）に係る部分に相当する部分として政令で定める部分（以下「実施機関積立金」という。）をいう。以下この章において同じ。）」に改める。

第七十九条の三第一項中「積立金の」を「特別会計積立金の」に、「積立金を」を「特別会計積立金を」に改め、同条第二項中「積立金」を「特別会計積立金」に改め、同条に次の一項を加える。

3　実施機関積立金の運用は、前条の目的に沿つて、実施機関が行うものとする。ただし、実施機関積立金の一部については、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済法（以下「共済各法」という。）の目的に沿つて運用することができるものとし、この場合における同条の規定の適用については、同条中「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とする。

第七十九条の七の見出しを「（年金積立金管理運用独立行政法人法等との関係）」に改め、同条中「（平成十六年法律第百五号）」の下に「、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）」を加え、第四章の二中同条を第七十九条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第七十九条の十四　この章に定めるもののほか、積立金の運用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条の六中「厚生労働大臣」を「その職員の任命権者」に改め、同条を第七十九条の十二とし、第七十九条の五を第七十九条の十一とする。

第七十九条の四中「厚生労働省」の下に「、財務省、総務省及び文部科学省」を加え、同条を第七十九条の十とする。

第七十九条の三の次に次の六条を加える。

（積立金基本指針）

第七十九条の四　主務大臣は、積立金の管理及

び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「積立金基本指針」という。）を定めるものとする。

2　積立金基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

二　積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

三　積立金の管理及び運用に関し管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が遵守すべき基本的な事項

四　その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

3　主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更するものとする。

4　積立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

5　財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求めることができる。

6　主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（積立金の資産の構成の目標）

第七十九条の五　管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第一項に規定する管理運用の方針において同条第二項第三号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。

2　管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3　管理運用主体は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。

4　主務大臣は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、当該目標の変更を命ずることができる。

5　前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

（管理運用の方針）

第七十九条の六　管理運用主体は、その管理する積立金（地方公務員共済組合連合会にあつては、地方公務員共済組合連合会が運用状況を管理する実施機関の実施機関積立金を含む。以下この章において「管理積立金」という。）の管理及び運用（地方公務員共済組合連合会にあつては、管理積立金の運用状況の管理を含む。以下この章において同じ。）を適切に行うため、積立金基本指針に適合するように、かつ、前条第一項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、管理及び運用の方針（以下この章において「管理運用の方針」という。）を定めなければならない。

2　管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

二　管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

三　管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

四　その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

3　管理運用主体は、積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

4　管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣（以下この章並びに第百条の三の三第二項第一号及び第三項において「所管大臣」という。）の承認を得なければならない。

5　管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に従つて管理積立金の管理及び運用を行わなければならない。

7　所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に対し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。

（管理運用主体に対する措置命令）

第七十九条の七　所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用に係る業務に関しこの法律の規定若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置又は当該管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針若しくは当該管理運用の方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

（管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

第七十九条の八　管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

2　所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

3　所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。

4　年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

（積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

第七十九条の九　主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

2　前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3　主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

4　前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

第八十条の見出しを「（国庫負担等）」に改め、同条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「含む」の下に「。次項において同じ」を、「執行」の下に「（実施機関（厚生労働大臣を除く。）によるものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この項において同じ。）が納付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、共済各法の定めるところによる。

第八十一条第一項中「政府」を「政府等」に改める。

第八十一条の二中「厚生労働省令の」を「主務省令で」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者が使用される事業所の事業主」とあるのは、「被保険者」とする。

第八十一条の三第二項中「として保険給付」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

第八十二条に次の二項を加える。

4　第二号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については、同項中「事業主は」とあるのは、「事業主（国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する労働組合その他政令で定める者を含む。）は、政令で定めるところにより」とする。

5　第三号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については、同項中「事業主は」とあるのは、「事業主（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により給与を負担する都道府県その他政令で定める者を含む。）は、政令で定めるところにより」とする。

第八十四条の次に次の九条を加える。

（保険料の徴収等の特例）

第八十四条の二　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る保険料の徴収、納付及び源泉控除については、第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項、第八十二条第二項及び第三項並びに前三条の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによる。

（交付金）

第八十四条の三　政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。）ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用（以下「厚生年金保険給付費等」という。）として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。

第八十四条の四　地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、毎年度、地方公務員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。以下この条及び第八十四条の七において同じ。）ごとに地方公務員共済組合に係る厚生年金保険給付費等として算定した金額を、当該地方公務員共済組合に対して交付する。

（拠出金及び政府の負担）

第八十四条の五　実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

2　次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付す

る基礎年金拠出金保険料相当分（基礎年金拠出金から第八十条第一項、国家公務員共済組合法第九十九条第四項第二号、地方公務員等共済組合法第百十三条第四項第二号又は私立学校教職員共済法第三十五条第一項に規定する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を控除した額をいう。次条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項第一号において同じ。）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。

3　財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

（拠出金の額）

第八十四条の六　前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納付する基礎年金拠出金保険料相当分の額を控除した額とする。

一　標準報酬按分率

二　積立金按分率

2　前項の拠出金算定対象額は、当該年度における厚生年金保険給付費等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分の合計額を加えた額とする。

3　第一項第一号の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一　実施機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額（第八十四条の八第一項において「実施機関における標準報酬の総額」という。）を、当該年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二　当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の合計額の予想額に対する保険料、この法律に定める徴収金その他政令で定めるものの合計額の予想額の占める割合を平均したものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した率（次項第二号において「保険料財源比率」という。）

4　第一項第二号の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一　実施機関ごとに、当該年度の前年度における実施機関積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下この号において「実施機関の積立金額」という。）を、当該年度の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下「厚生年金勘定の積立金額」という。）と実施機関の積立金額との合計額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二　一から保険料財源比率を控除した率

5　厚生労働大臣は、第三項各号及び前項第一号に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第八十四条の七　地方公務員共済組合は、政令で定めるところにより、毎年度、地方公務員共済組合連合会が納付すべき拠出金の額のうち、前条の規定により算定した額に準ずるものとして政令で定めるところにより算定した額を負担する。

（報告等）

第八十四条の八　厚生労働大臣は、実施機関に対し、当該実施機関を所管する大臣を経由して、当該実施機関における標準報酬の総額その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

2　実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、前項の報告を行うものとする。

3　実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、第八十四条の五第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、第八十四条の五第三項に規定する予想額その他これに関連する事項で厚生労働省令で定めるものについて、実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。

5　厚生労働大臣は、前各項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第八十四条の九　厚生労働大臣は、第八十四条の三から前条までの規定の適用に関し必要があると認めるときは、実施機関を所管する大臣に対し、当該実施機関に係る同条第一項の報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該実施機関の業務の状況を監査させることを求めることができる。

（政令への委任）

第八十四条の十　第八十四条の三から前条までに定めるもののほか、交付金の交付及び拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（保険料の滞納処分等の特例）

第八十七条の二　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者に係る保険料の繰上徴収、保険料その他この法律の規定による徴収金の督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収については、第八十五条及び前二条の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによる。

第五章中第八十九条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第八十九条の二　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者に係る保険料その他この法律の規定による徴収金については、前二条の規定は、適用しない。

第九十条第一項中「被保険者」を「厚生労働大臣による被保険者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の審査請求及び前二項」を「第一項及び第二項の審査請求並びに第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「審査請求をした日」を「第一項の審査請求をした日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる者による被保険者の資格又は保険給付に関する処分に不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

一　第二条の五第一項第二号に定める者　国家公務員共済組合法に規定する国家公務員共済組合審査会

二　第二条の五第一項第三号に定める者　地方公務員等共済組合法に規定する地方公務員共済組合審査会

三　第二条の五第一項第四号に定める者　私立学校教職員共済法に規定する日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会

第九十条に次の一項を加える。

6　第二項、第四項及び前項に定めるもののほか、第二項に規定する処分についての審査請求については、共済各法の定めるところによる。

第九十一条中「保険料」を「厚生労働大臣による保険料」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前条第二項第一号及び第二号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

3　前条第二項第三号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促若しくは国税滞納処分の例による処分に不服がある者は、同号に定める者に対して審査請求をすることができる。

4　前二項に定めるもののほか、前二項の審査請求については、共済各法の定めるところによる。

第九十一条の二中「前二条」を「第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条」に改める。

第九十一条の三中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

第九十五条、第九十六条第一項及び第九十七条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第九十八条に次の一項を加える。

5　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者、これらの者に係る事業主及び第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者については、前各項の規定は、適用しない。

第九十九条に次の一項を加える。

2　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る事業主については、前項の規定は、適用しない。

第百条に次の一項を加える。

4　第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については、前三項の規定は、適用しない。

第百条の二第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付又はその」を「国民年金法による年金たる給付又は受給権者の」に、「国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第七項に規定する政令で定める」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「官公署」の下に「（実施機関を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第百条の二に次の一項を加える。

4　実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百条の三第一項中「年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）」を「実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条において同じ。）」に、「当該年金保険者たる共済組合等」を「当該実施機関」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、同条第二項中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（実施機関相互間の連絡調整）

第百条の三の二　実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。

2　前項の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（主務大臣等）

第百条の三の三　第四章の二及び第三項における主務大臣とは、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2　この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十九第一項の規定による主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

一　第七十九条の八第一項及び第二項の主務省令　所管大臣の発する命令

二　第七十九条の九第一項の主務省令　厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣の発する命令

3　所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。

（国家公務員法及び地方公務員法との関係）

第百条の三の四　厚生年金保険は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する国家公務員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条に規定する一般職に属する地方公務員については、それぞれ国家公務員法第百二十五条に規定する年金制度又は地方公務員法第四十三条に規定する共済制度の一部とする。

第百条の四第一項第六号中「第二十四条の三第一項」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の三第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同項第十一号中「（第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二十号を次のように改める。

二十　削除

第百条の四第一項第二十七号中「第八十一条の二及び第八十一条の二の二」を「第八十一条の二第一項及び第八十一条の二の二第一項」に改め、同項第三十三号中「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十五号中「第九十八条（同条第四項」を「第九十八条第一項から第四項まで（同項」に、「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十六号中「附則第二十九条第九項」に改め、同項第三十七号中「第百条の二」を「第百条の二第二項から第四項まで」に改め、同項中第四十二号を第四十三号とし、第四十一号を第四十二号とし、第四十号を第四十一号とし、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　附則第七条の二第一項及び第二項の規定による確認

第百条の十第一項第四号、第五号及び第八号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第十号中「同項第四十号」を「同項第四十一号」に改め、同項第十三号中「、同条第三項」を「並びに同条第三項」に改め、「並びに第五十四条の二第一項」を削り、同項第十六号中「及び第六十九条」を削り、同項第十八号中「、第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項、第六十五条」を削り、同項第二十号中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同項第二十四号中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項第二十九号中「第八十一条の二、第八十一条の二の二」を「第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項」に改め、同項第三十二号中「次号」を「第三十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十二の二　第百条の二第一項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

第百条の十第一項第三十七号中「第百条の四第一項第四十一号」を「第百条の四第一項第四十二号」に改める。

第百一条中「厚生労働省令」の下に「又は主務省令」を加える。

第百四条の二を第百四条の三とし、第百四条の次に次の一条を加える。

第百四条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七十九条の五第三項、第七十九条の六第五項又は第七十九条の八第一項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二　第七十九条の五第四項の規定による主務大臣の命令又は第七十九条の六第七項若しくは第七十九条の七の規定による所管大臣の命令に違反したとき。

三　第七十九条の六第四項の規定により承認を受けなければならない場合において、その承認を受けないで管理運用の方針を定め、又は変更したとき。

第百七条中「被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）」を加える。

第百二十四条中「若しくは共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき、又は第五号」を「又は第五号若しくは第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者となつたとき。

第百三十二条第二項中「附則第十七条の四第八項」を「附則第十七条の四第十一項」に改める。

第百三十三条中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第百三十三条の二第二項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第百三十二条第二項中「附則第十七条の四第八項」を「附則第十七条の四第十一項」に改める。

第百三十三条中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第百三十三条の二第二項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百三十三条の二の二　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、前条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第百三十六条中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第百三十六条の三第一項第五号ハ中「意志表示」を「意思表示」に改める。

第百四十一条第一項中「第八十六条から第八

十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第百六十三条の三第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第百六十四条第一項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第百六十九条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第百七十六条第二項中「始めて」を「初めて」に改める。

第百八十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（政令への委任）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百八十条の三　この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢年金給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条の二の次に次の一条を加える。

（適用事業所に関する経過措置等）

第二条の三　私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園を設置する者又は同項に規定する総合こども園を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園又は同項に規定する総合こども園において常時使用する従業員の数が五人未満であるものに限る。）は、この法律の適用については、当分の間、第六条第一項第二号に規定する法人とみなす。

2　適用事業所に使用されない七十歳未満の者であつて、第二条の五第一項第二号又は第三号に規定する組合員であるものは、この法律の適用については、当分の間、第九条に規定する適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなす。

3　前項の規定により適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなされた者を使用する事業所の事業主は、この法律の適用については、第六条に規定する適用事業所の事業主とみなす。

附則第四条の二を次のように改める。

（被保険者の資格の特例）

第四条の二　国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、被保険者としない。

附則第四条の三第一項及び第四項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第五項中「、又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削り、同条に次の一項を加える。

10　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る事業主については、第三項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない。

附則第七条の二の見出しを「（他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間の確認等）」に改め、同条第一項中「国民年金法附則第七条の五第二項に規定する組合員又は加入者であつた期間につき」を「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、」に、「者についての当該組合員又は加入者であつた期間」を「ものの被保険者であつた期間」に、「当分の間、当該共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を「各号の厚生年金保険者期間に応じ、第二条の五第一項各号に定める者」に改め、同条第二項中「前項の場合に」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分について」に改め、「第十条第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は当該組合員若しくは加入者であつた期間に基づく」を削り、「若しくは遺族基礎年金」を「又は遺族基礎年金」に改め、「当該組合員又は加入者であつた期間に基づく」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者であつて、第四十二条、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第四十七条の三第一項、第五十二条第四項、第五十四条第二項ただし書、第五十五条第一項、第五十八条第一項、次条第一項又は附則第八条若しくは第十三条の四第一項の規定の適用を受けようとするものの保険料納付済期間（第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るものを除く。）、保険料免除期間及び合算対象期間（国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間をいう。）については、当分の間、厚生労働大臣の確認を受けたところによる。

3　第九十条第一項及び第二項から第五項まで、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、第一号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の二に次の一項を加える。

5　国民年金法第百一条第一項から第五項まで及び第百一条の二の規定は、第二項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の三第一項中「限る。）は」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「老齢厚生年金」を「当該各号に掲げる者の区分に応じ当該者の被保険者の種別に係る被保険者期間に基づく老齢厚生年金」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項第二号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「生まれたもの」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に

次の一号を加える。

四　特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。）である被保険者又は被保険者であつた者のうち、附則第八条各号のいずれにも該当するに至つたとき（そのときにおいて既に被保険者の資格を喪失している者にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日）において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

附則第七条の五第一項中「又は同条第一項に規定する政令で定める日（」を「（被保険者に係る同条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。）」に改め、「、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項」を削り、「第十三条の六第一項、第四項」を「第十三条の六第四項」に改める。

附則第七条の六第四項並びに第七条の七第三項及び第四項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第八条の二第一項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「掲げるもの」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　特定警察職員等である者であつて次の表の上欄に掲げるものについて前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十六年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和四十年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項中「喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）」を加える。

附則第十一条の二第一項及び第二項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第四項中「百円」を「一円」に改める。

附則第十一条の三第一項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第二項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同条第三項中「百円」を「一円」に改める。

附則第十三条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十三条の二第一項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第二項中「坑内員・船員の老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、同条第四項中「坑内員・船員の老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十三条の四第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第十三条の六第一項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改める。

附則第十三条の七第四項並びに第十三条の八第二項及び第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第十六条第三項中「喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

附則第十六条の四を削る。

附則第十七条中「第三十八条第一項」の下に「（第七十八条の二十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「、「及び遺族共済年金」とあるのは「及び遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」と」及び「、「退職共済年金及び当該遺族厚生年金」とあるのは「退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）及び当該遺族厚生年金」と」を削る。

附則第十七条の二第二項を削る。

附則第十七条の三中「老齢厚生年金等のいずれかの受給権」を「老齢厚生年金の受給権」に、「取得した日」とあるのは「六十五歳」を「取得した日に」とあるのは「六十五歳」に改め、「その他これに相当する年金たる給付であつて政令で定めるもの」を削り、「達した日）」と、」を「達した日）に」と、」に、「、「当該老齢厚生年金等」を「、「当該老齢厚生年金」に、「取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金等」を「取得した日の」とあるのは「当該老齢厚生年金」に、「達した日）」とする」を「達した日）の」とする」に改める。

附則第十七条の四中第八項を第十一項とし、同条第七項中「並びに第三項及び第四項」を「及び第三項から第七項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5　昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7　昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第六項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6　昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

4　対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

5　対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6　対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

附則第十八条から第二十三条までを次のように改める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げの特例）

第十八条　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、附則第七条の三第一項の規定を適用する場合においては、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行わなければならない。

2　前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七条の三の規定を適用する。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の基本手当等との調整の特例）

第十九条　前条の規定を適用して支給する附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七条の四及び第七条の五の規定を適用する。この場合において、附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び同条第五項」と、附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第五項」とあり、及び「同条第一項及び第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び同条第五項」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の特例）

第二十条　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者については、附則第八条（附則第八条の二において読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用する。ただし、附則第八条第二号の規定については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして適用する。

2　前項に規定する者であつて、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であるものについては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第九条の二から第九条の四まで及び第十一条から第十一条の六までの規定を適用する。この場合において、附則第十一条第一項中「附則第八条の規定による老齢厚生年金」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八条の規定による老齢厚生年金の額」と、「老齢厚生年金」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た数を乗じて得た額」と、同項第三号中「総報酬月額相当額に」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、当該受給権者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止に関するこの法律その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る特例による老齢厚生年金の支給の繰上げの特例）

第二十一条　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、附則第十三条の四第一項の規定を適用する場合においては、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行わなければならない。

2　前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第十三条の四から第十三条の六までの規定を適用する。この場合において、同条第一項中「附則第十三条の四第三項」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第十三条の四第三項」と、「老齢厚生年金の額（」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額（」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第二号中「総報酬月額相当額に」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第三号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第三号中「総報酬月額相当額に」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第一号及び第二号中「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」と、同項第三号中「総報酬月額相当額に」とあるのは「総報酬月額相当額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第四号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、

（老齢厚生年金に関する経過措置の特例）

第二十二条　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして附則第十六条の規定により読み替えて適用する第四十四条第一項及び第三項の規定を適用する。

（拠出金の額の算定に関する特例）

第二十三条　当分の間、第八十四条の六の規定の適用については、同条第一項中「拠出金算定対象額に、」とあるのは「拠出金算定対象額に」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該拠出金算定対象額に支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第三項第二号中「という。）」とあるのは「という。）に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第四項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用する第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一　実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この号、次条及び附則第二十三条の三において同じ。）ごとに、当該実施機関に係る当該年度における厚生年金保険給付費等として算定した額に基礎年金拠出金保険料相当分を加えた額を、当該年度における第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二　百分の五十

附則第二十三条の次に次の四条を加える。

第二十三条の二　平成二十七年度から平成三十八年度までの間、第八十四条の六第三項第一号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、実施機関ごとに、当該年度における保険料の各月の保険料率（第二号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十三条の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第三号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十四条の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第四号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とする。）を、当該各月に応じ、当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額（以下この項において「実施機関保険料相当額」という。）を、当該年度における保険料の各月分に応じ第八十一条第四項の表の下欄に定める保険料率を、当該各月に応じ、第一号厚生年金被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乗じて得た額の合計額に各実施機関ごとの実施機関保険料相当額の合計額を加えて得た額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率とする。

2　厚生労働大臣は、前条第二項第一号及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十三条の三　政府は、政府等に係る当該年度の厚生年金保険給付費等のそれぞれの額に対する当該政府等に係る当該年度の前年度における第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額若しくは実施機関の積立金額のそれぞれの比率のいずれかが現に一を下回つている場合又は財政の現況及び見通しの作成に当たり次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率のいずれかが一を下回ることが見込まれる場合には、同条の規定による拠出金の額の算定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

第二十三条の四　政府は、附則第二十三条の規定による特例について、附則第二十三条の二の規定の施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体の長の退職の取扱いに関する特例）

第二十三条の五　都道府県知事又は市町村長（特別区の区長（地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。）を含む。）である被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前後の第三号厚生年金被保険者期間は引き続いたものとみなす。

一　任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二　退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

附則第二十八条の二第一項中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に限る。次条第一項及び附則第二十八条の四第一項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「又は第二項」を削る。

附則第二十八条の四第三項中「第二項並びに第六十四条の二」を「第六十四条の二」に改める。

附則第二十九条第六項中「脱退一時金」を「厚生労働大臣による脱退一時金」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第九十条第三項及び第四項」を「第九十条第四項及び第五項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第九十条第二項各号に掲げる者による脱退一時金に関する処分に不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

附則第二十九条の三を削り、附則第二十九条の二を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に次の一条を加える。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等）

第二十九条の二　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして前条第一項

の規定を適用する。ただし、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに、同条第三項及び第四項の規定の例により計算した額とする。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条第五項中「であつた者が老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。

附則第三十九条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二条」を「・第二条」に、「第五十三条」を「第五十三条の八」に、

「第三節　長期給付
第一款　通則
第二款　退職
第三款　障害
第四款　遺族
第五款　離婚
第六款　被扶

を「第三節　長期給付
第一款　通則
第二款　退職
第三款　障害
第四款　遺族
第五款　離婚
第六款　被扶

七条の七）

を「第三節　長

第九十三条の十二）

条の十三―第九十三条の十七）」

期給付（第七十二条―第九十三条）」に改める。

付

（第七十二条―第七十五条）

共済年金（第七十六条―第八十条の二）

共済年金及び障害一時金（第八十一条―第八十

共済年金（第八十八条―第九十三条の四）

等をした場合における特例（第九十三条の五―

養配偶者である期間についての特例（第九十三

第一条の二を削る。

第二条第三項中「第八十一条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に、「該当する」を「該当する程度の」に改める。

第三条第三項中「第七十二条第一項各号に掲げる」を「第七十二条第一項に規定する」に改め、同条第四項中「介護納付金」という。）」の下に「、厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）」を加える。

第六条第一項第六号中「（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削る。

第十三条の二中「（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）」を削り、「正当な理由がなく漏らして」を「漏らし、又は盗用して」に改める。

第二十一条第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第二項第一号中「業務（」の下に「厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金（以下この号において「厚生年金交付金」という。）の受入れ、」を加え、同号イ中「決定」を「裁定」に改め、同号ロ中「基礎年金拠出金の納付及び」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに」に、「を含む」を「その他の政令で定める費用をいう」に改め、同号ハ中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ホ　厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

第二十四条第一項第六号中「決定」を「裁定」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第二十四条第三項中「第一項第七号及び第八号」を「第一項第八号」に改める。

第三十五条の二の見出しを「（長期給付に充てるべき積立金の積立て）」に改め、同条第一項中「長期給付（」の下に「厚生年金拠出金及び」を加え、「及び」を「の納付並びに」に、「を含む」を「の拠出を含む」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条中「第十三条まで、第十四条から」を削り、「連合会」と」の下に「、第十三条の二中「組合の事務」とあるのは「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、「従事していた」とあるのは「これらの者であつた」と」を加える。

第三十八条第二項ただし書中「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に改める。

第四十一条の見出しを「（給付の決定及び裁定）」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「（以下「受給権者」という。）」及び「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3　長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

第四十二条から第四十五条まで　削除

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十六条第一項中「掛金」を「第百条第一項に規定する掛金等」に、「同項」を「第百一条第三項」に改める。

第四十七条から第五十条までを次のように改める。

第四十七条から第五十条まで　削除

第五十二条の二中「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同条を第五十二条の四とする。

第五十二条の次に次の二条を加える。

（標準報酬）

第五十二条の二　標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満

第一二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第一三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第一四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第一五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第一六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第一七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第一八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第一九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第二〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満
第二一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第二二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満
第二三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満
第二四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上　七七〇、〇〇〇円未満
第二五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上　八一〇、〇〇〇円未満
第二六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上　八五五、〇〇〇円未満
第二七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上　九〇五、〇〇〇円未満
第二八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上　九五五、〇〇〇円未満
第二九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上　一、〇〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上　一、〇五五、〇〇〇円未満
第三一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上　一、一一五、〇〇〇円未満
第三二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上　一、一七五、〇〇〇円未満
第三三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上
第三四級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二七五、〇〇〇円以上　一、三三五、〇〇〇円未満
第三五級	一、三三〇、〇〇〇円	一、三三五、〇〇〇円以上　一、三九五、〇〇〇円未満
第三六級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三九五、〇〇〇円以上　一、四五五、〇〇〇円未満
第三七級	一、四五〇、〇〇〇円	一、四五五、〇〇〇円以上　一、五一五、〇〇〇円未満
第三八級	一、五一〇、〇〇〇円	一、五一五、〇〇〇円以上　一、五七五、〇〇〇円未満
第三九級	一、五七〇、〇〇〇円	一、五七五、〇〇〇円以上　一、六三五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、六三〇、〇〇〇円	一、六三五、〇〇〇円以上　一、六九五、〇〇〇円未満
第四一級	一、六九〇、〇〇〇円	一、六九五、〇〇〇円以上　一、七五五、〇〇〇円未満
第四二級	一、七五〇、〇〇〇円	一、七五五、〇〇〇円以上　一、八一五、〇〇〇円未満
第四三級	一、八一〇、〇〇〇円	一、八一五、〇〇〇円以上

2　前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

3　組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

4　前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5　第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

6　組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7　前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

8　組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9　前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

10　組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

11　前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12　組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

13　前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

14　組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十

項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第五十二条の三　組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2　前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第五十三条の見出しを「（被扶養者に係る届出及び短期給付）」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、第四章第二節第一款中同条の次に次の七条を加える。

（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十三条の二　短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2　前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3　第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（不正受給者からの費用の徴収等）

第五十三条の三　偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額（その短期給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3　組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第五十三条の四　組合は、給付事由（第七十条第一項又は第七十一条の規定による短期給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

（短期給付を受ける権利の保護）

第五十三条の五　この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十三条の六　租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

（短期給付の制限）

第五十三条の七　この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2　第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第百十一条第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組

合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十三条の八　組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条第一項第二号中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改める。

第五十九条第一項中「及び第八十七条の五第一項」を削る。

第六十六条第四項中「について障害共済年金」を「について厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同項ただし書中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について厚生年金保険法による障害手当金」に改め、同条第六項中「、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法」及び「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「国民年金法による退職又は」を「国民年金法による」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に、「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改め、同条第八項中「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改める。

第七十条に次の三項を加える。

2　前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

一　配偶者及び子

二　父母

三　孫

四　祖父母

3　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4　第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第七十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章第三節第一款から第六款までの款名を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条　この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

一　老齢厚生年金

二　障害厚生年金及び障害手当金

三　遺族厚生年金

2　長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

一　任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

3　長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

第七十二条の二から第七十二条の六までを削る。

第七十三条から第九十三条までを次のように改める。

第七十三条から第九十三条まで　削除

第九十三条の二から第九十三条の十七までを削る。

第九十四条から第九十七条までを次のように改める。

第九十四条　第百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第九十五条から第九十七条まで　削除

第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「、介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む。第三項」を「（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項」に、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一　短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同

条第二項第一号中「費用」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは「、労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中」及び「、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び国の負担金」とあるのは「、労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは」を「国の負担金」とあるのは、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第百条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「の掛金」を「の掛金等」に改め、同項ただし書中「長期給付に係る掛金」を「組合員保険料」に、「地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に、「掛金は」を「組合員保険料は」に改め、同条第三項中「（第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百条の二の見出しを「（育児休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百条の二の二の見出しを「（産前産後休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百一条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に改め、「国家公務員退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を加え、同条第三項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第五項中「掛金の」を「掛金等の」に、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金を」を「掛金等を」に改める。

第百二条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第四項（同条第六項及び第七項」を「第五項（同条第七項及び第八項」に、「の規定」を「並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定」に、「金額（」を「金額（組合員に係るものに限るものとし、」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号から第四号まで」を「第九十九条第二項第三号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「第二十四条第一項第七号に規定する長期給付」を「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に改め、「限る。）」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を、「負担すべき金額」の下に「（組合員に係るものに限る。）」を加える。

第百二条の二中「長期給付に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を、「に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）」を加える。

第百二条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべて」を「全て」に、「標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が地方の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合　地方の不足額から前事業年度の末日における地方の実施機関積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額を加算した額をい

う。）を超える場合にあつては、当該限度額）

第百二条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付（基礎年金拠出金を含む。次項において同じ。）に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「、長期給付に係る」を「、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第百三条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加える。

第百六条の見出しを「（組合又は連合会に対する通知等）」に改め、同条中「組合」を「組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」に改める。

第百十一条第一項中「基く給付」を「基づく短期給付」に改め、「、短期給付については」及び「、長期給付については五年間」を削り、同条第三項中「遺族給付」を「支払未済給付」に改める。

第百十二条中「給付」を「短期給付」に改める。

第百十三条を次のように改める。

第百十三条　削除

第百十四条中「受給権者」を「短期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百十四条の二を削る。

第百十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付及び掛金」を「短期給付及び掛金等」に改め、同項を同条とする。

第百十八条中「給付」を「短期給付」に改める。

第百二十四条の二第一項中「（第四十一条第二項の規定を除く。）」及び「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と」を削り、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」を「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

第百二十四条の三中「別表第三」を「別表第二」に、「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第四項の」を「第五項の」に、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改める。

第百二十六条の六中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第百二十七条の二中「漏らした」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

附則第六条の二及び第六条の三を削る。

附則第十一条の三中「「介護納付金並びに」を「並びに介護納付金」に、「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」を「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」に改め、「、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と」を削る。

附則第十二条の二から第十二条の十三までを削る。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附則第十三条の二から第十三条の十までを削る。

附則第十四条中「附則第十二条の二から前条までその他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の」を削る。

附則第十四条の三第五項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第二十条及び第二十条の二を削り、附則第二十条の二の二を附則第二十条とする。

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条第三項	を除く。）を含む	並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。）を含む
第九十九条第四項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する

附則第二十条の三第四項の表第百十一条第二項の項中「附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の三第一項」に改め、同表第百二十二条の項中「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改め、同表第百三十条の項中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改め、同条を附則第二十条の二とし、附則第二十条の四を附則第二十条の三とし、附則第二十条の五を附則第二十条の四とする。

附則第二十条の六中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同条を附則第二十条の五とする。

附則第二十条の七第一項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第三項」を「附則第二十条の二第三項」に改め、同条を附則第二十条の六とする。

附則第二十条の八第一項及び第三項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同条を附則第二十条の七とする。

附則第二十条の九第一項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の八とする。

附則第二十条の十第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の九とする。

附則第二十条の十一中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十とする。

附則第二十条の十二中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十一とする。

附則第二十条の十三中「附則第二十条の三」を「附則第二十条の二」に改め、同条を附則第二十条の十二とする。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条―第二条」を「第一条・第二条」に、「第五十五条の二」を「第五十五条の九」に、

「第三節　長期給付
第一款　通則（第七十四条―第七十七条）
第二款　退職共済年金（第七十八条―第八十三条）
第三款　障害共済年金及び障害一時金（第八十四条―第九十条）
第四款　遺族共済年金（第九十一条―第九十八条）
第五款　地方公共団体の長に対する長期給付（第九十九条）
第六款　離婚等をした場合における特例（第九十九条の二―第百三条）
第七款　被扶養配偶者である期間についての特例（第百四条―第百七条）
九条の九）
付の特例（第百条―第百四条）
百五条―第百七条の六）
の特例（第百七条の七―第百七条の十一）」

を「第十四条―第九十八条）

三節　長期給付（第七十四条―第百七条）」に、

「第五章　福祉事業（第百十二条・第百十二条の二）」を「第五章　福祉事業（第百十二条・第百十二条の二）
第五章の二　実施機関積立金の管理及び運用（第百十二条の三―第百十二条の九）」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五　報酬　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

第二条第一項第六号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条第三項中「第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改め、「該当する」の下に「程度の」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（組合の業務）

第三条の二　組合は、次に掲げる業務を行う。

一　短期給付の決定及び支払

二　長期給付の裁定及び支払

三　長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）に充てるべき積立金の積立て

四　業務上の余裕金及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金の管理及び運用

五　掛金及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定による保険料の徴収

六　前各号に定めるもののほか、厚生年金保険法その他の法律により組合が行うものとされた業務

2　組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる。

第五条第一項第七号中「給付」を「短期給付及び長期給付」に改め、同項第八号中「（第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削り、同条第二項中「及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）」を削り、同条第五項中「地方職員共済組合等」を「警察共済組合」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六条中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合、指定都市職員共済組合」に改める。

第九条第二項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）」に改める。

第十九条の二中「（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）」を削り、「正当な理由がなく漏らし」を「漏らし、又は盗用し」に改める。

第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第二十四条中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」を「基礎年金拠出金」に改める。

第二十七条第一項中「市町村職員共済組合又は」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は」に、「すべての市町村職員共済組合及びすべての」を「全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　市町村連合会の業務は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち、第三条の二第一項第二号から第四号までに掲げる業務その他総務省令で定める業務とする。

第二十七条第三項第三号中「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第二十八条第一項第七号中「の決定及び支払」を削る。

第三十条第三項中「理事（」の下に「指定都市職員共済組合の第十三条第六項第一号に掲げる組合会の議員が選挙した理事、」を加え、「第十三条第六項第二号」を「同項第二号」に改める。

第三十八条第一項中「者について」の下に「、第十九条の二の規定は市町村連合会の役員若しくは市町村連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第三十八条の二第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二　組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整を行うこと。

三　第五章の二に定めるところにより実施機関積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

第三十八条の二第二項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「又は」を「、又は」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四　長期給付積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

五　厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）を納付し、又は同法第八十四条の三に規定する交付金（以下「厚生年金交付金」という。）を受け入れること。

六　基礎年金拠出金を納付すること。

第三十八条の二第三項中「第百三十四条第八項」を「第百三十四条第十項」に改める。

第三十八条の三第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七　厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整に関する事項

八　第五章の二に定めるところにより行う実施機関積立金の運用状況の管理に関する事項

第三十八条の三第一項中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九　長期給付積立金に関する事項

十　厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する事項

十一　基礎年金拠出金に関する事項

第三十八条の三第三項中「第一項第七号及び第九号」を「第一項第十二号」に改める。

第三十八条の八第一項中「長期給付（」を「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）の長期給付（」に、「及び」を「（を含む。）並びに厚生年金拠出金の納付及び」に改め、「を含む。）」を削り、同条第二項中「（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）」を削る。

第三十八条の九第一項中「者について」の下に「、第十九条の二の規定は地方公務員共済組合連合会の役員若しくは地方公務員共済組合連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第四十条第二項ただし書中「国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に改める。

第四十三条の見出しを「（給付の決定及び裁定）」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「（以下「受給権者」という。）」及び「（長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第百九条、第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十五の二及び第百四十四条の三十において同じ。）」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3　長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定する。

第四十四条から第四十七条まで　削除

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十八条第一項中「掛金」を「第百十四条第一項に規定する掛金等」に改め、「において、」の下に「当該組合が」を加え、「同項の規定により」を「第百十五条第三項の規定により当該組合に対して」に改め、「があるときは」の下に「、当該組合は」を加え、同条第二項中「において、」の下に「組合が」を、「その者が」の下に「当該」を、「があるときは」の下に「、当該組合は」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合が」とあるのは「組合又は市町村連合会が」と、「当該組合は」とあるのは「当該組合又は当該市町村連合会は」と、前項中「組合が」とあるのは「組合（市町村連合会を含む。以下この項において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条から第五十二条まで　削除

第五十四条中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（標準報酬）

第五十四条の二　標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満

第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上　七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上　八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上　八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上　九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上　九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

2　前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

3　組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

4　前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5　第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

6　組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7　前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

8　組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9　前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

10　組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

11　前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12　組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

13　前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

14　組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第五十四条の三　組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2　前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

（短期給付の給付額の算定の基準となる標準報酬）

第五十四条の四　短期給付（第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第五十四条の二第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下「標準報酬の日額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

第五十五条の見出し中「給付」を「短期給付」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四章第二節第一款中第五十五条の二を第五十五条の九とし、第五十五条の次に次の七条を加える。

（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十五条の二　短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2　前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3　第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（不正受給者からの費用の徴収等）

第五十五条の三　偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額（その短期給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第六十条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3　組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第五十五条の四　組合は、給付事由（第七十二条第一項又は第七十三条の規定による短期給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

（短期給付を受ける権利の保護）

第五十五条の五　この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十五条の六　租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

（短期給付の制限）

第五十五条の七　この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2　第五十五条の二の規定により支給する支払

未済の短期給付（以下この項及び第百四十四条の二十三第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条の八　組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十七条第一項第二号中「国の組合」を「国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同条第二項第三号中「給料」を「報酬」に改める。

第六十一条第一項中「及び第九十六条第一項」を削る。

第六十八条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第四項中「について障害共済年金」を「について障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「障害共済年金の額（当該障害共済年金」を「障害厚生年金の額（当該障害厚生年金」に、「、当該障害共済年金」を「、当該障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「、この法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法」を削り、「による退職又は老齢」を「による老齢」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に改める。

第六十九条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削る。

第七十条中「の各号の一」を削り、「給料日額」を「標準報酬の日額」に、「百分の六十」を「百分の五十」に改める。

第七十条の二第一項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業」を「育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に、「育児休業をする」を「育児休業等をする」に、「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」を削り、同条第二項中「育児休業（」を「育児休業等（」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に改め、同条第三項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」を削る。

第七十条の三第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第七十一条（見出しを含む。）中「給料」を「報酬」に改める。

第七十二条中「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「標準報酬の月額」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

一　配偶者及び子

二　父母

三　孫

四　祖父母

3　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4　第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第七十三条中「前条」を「前条第一項」に、「別表第一」を「別表」に、「給料に乗じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「標準報酬の月額に乗じて得た」に改める。

第四章第三節第一款から第七款までの款名を削る。

第七十四条から第百七条までを次のように改める。

第七十四条　この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

一　老齢厚生年金

二　障害厚生年金及び障害手当金

三　遺族厚生年金

第七十五条から第百七条まで　削除

第百七条の二から第百七条の十一までを削る。

第百八条から第百十一条までを次のように改める。

第百八条　第百十五条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第百九条から第百十一条まで　削除

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　実施機関積立金の管理及び運用

（地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針等）

第百十二条の三　総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の四第一項又は第三項の規定により積立金基本指針（同条第一項に規定する積立金基本指針をいう。次条において同じ。）が定められ、又は変更されたときは、直ちに、これを内閣総理大臣及び文部科学大臣に通知するものとする。

2　地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険法第七十九条の六第一項、第三項又は第七項の規定により管理運用の方針（同条第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下この条及び次条において同じ。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合（第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。次項において同じ。）及び市町村連合会の意見を聴かなければならない。

3　地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針には、組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会（以下この章において「実施機関」という。）がそれぞれの実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この章において同じ。）について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たつて遵守すべき基準を定めるものとする。

4　総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の六第四項の規定により地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針を承認しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

（実施機関の基本方針）

第百十二条の四　実施機関は、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針（以下この章において「管理運用方針等」という。）に適合するように、当該実施機関積立金の資産の構成に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した実施機関積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　実施機関は、管理運用方針等が変更されたときその他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3　実施機関は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4　主務大臣（総務大臣を除く。）は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

5　総務大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、当該実施機関の基本方針が地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針に適合しているかどうかについて、地方公務員共済組合連合会の意見を聴くものとする。

6　実施機関（地方公務員共済組合連合会を除く。）は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを地方公務員共済組合連合会に送付するとともに、公表しなければならない。

7　主務大臣は、実施機関の基本方針が管理運用方針等に適合しなくなつたと認めるときは、当該実施機関に対し、基本方針の変更を命ずることができる。

（実施機関積立金の管理及び運用）

第百十二条の五　実施機関は、第二十五条（第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）及び第三十八条の八第四項の規定によるほか、管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に従つて、実施機関積立金の管理及び運用を行わなければならない。

（実施機関積立金の管理及び運用の状況に関する報告）

第百十二条の六　実施機関（公立学校共済組合及び警察共済組合並びに地方公務員共済組合連合会を除く。）は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、実施機関積立金の管理及び運用の状況についての報告書（以下この条において「運用報告書」という。）を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

2　公立学校共済組合及び警察共済組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該運用報告書を第一項の規定により提出を受けた運用報告書の写しとともに総務大臣に提出しなければならない。

3　地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該運用報告書を第一項の規定により提出を受けた運用報告書の写しとともに総務大臣に提出しなければならない。

4　地方公務員共済組合連合会は、第一項及び第二項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、他の実施機関に対し、実施機関積立金の管理及び運用の状況について必要な報告を求めることができる。

（実施機関積立金の管理及び運用に対する措置）

第百十二条の七　地方公務員共済組合連合会は、他の実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、当該

実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

2　地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による措置を求めたときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。

3　総務大臣は、公立学校共済組合又は警察共済組合の実施機関積立金の管理及び運用の状況に関し前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その写しを主務大臣に送付するものとする。

4　主務大臣は、実施機関における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等又は当該実施機関の基本方針に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、その管理及び運用の状況を管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

5　主務大臣（総務大臣を除く。）は、実施機関に対して前項の規定による措置（管理運用方針等に適合させるために必要な措置に限る。）をとることを命じようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に通知するものとする。

6　総務大臣は、実施機関（公立学校共済組合及び警察共済組合に限る。）における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

（政令への委任）

第百十二条の八　この章に定めるもののほか、実施機関積立金の管理及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

（運用職員に関する厚生年金保険法の準用）

第百十二条の九　厚生年金保険法第七十九条の十から第七十九条の十二までの規定は、実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する文部科学省及び警察庁の職員（政令で定める者に限る。）について準用する。

第百十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第四項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。

第百十三条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「の給付」を「の事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合の事業に要する費用で長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第百十三条第六項を次のように改める。

6　地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

第百十三条第七項を削る。

第百十四条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員が被保険者として負担する保険料（以下「組合員保険料」という。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「掛金を」を「掛金等を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の組合員保険料は、徴収しない。

第百十四条第三項を次のように改める。

3　掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の定款で定める。

第百十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百十四条の二の見出しを「（育児休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条第一項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業（以下この条において「育児休業等」という。）」を「育児休業等」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項を削る。

第百十四条の二の二（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百十五条第一項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、同条第三項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に、「行なわれない」を「行われない」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第五項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第六項中「掛金のうち、」を「掛金等のうちに、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金を」を「掛金等を」に改める。

第百十六条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に、「及び第四項」を「又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項」に、「職員団体が」を「職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が」に、「第百十四条の二第一項」を「組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二」に、「掛金」を「掛金等」に改め、「並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号」を「第百十三条第四項第二号」に、「並びに同条第四項」を「及び同条第五項」に改め、「限る。）」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を加え、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」を「地方公共団体等」に、「金額を」を「金額（組合員に係るものに限る。）を」に改め、同項を同条第三項とする。

第百十六条の二中「長期給付に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）」を、「）に要する費用」の下に「（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）」を加える。

第百十六条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべての」を「全ての」に、「掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等の額」を「同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が国の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「国の不足額」という。）が前事業年度の末日における国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合　国の不足額から前事業年度の末日における国の実施機関積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

第百十六条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。次項において同じ。）に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「長期給付に係る組合等」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の組合等」に改める。

第百十七条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合」に改める。

第百二十条中「長期給付で」を「指定都市職員共済組合」に、「ものに係る審査請求」を「審査請求のうち長期給付に係るもの」に改める。

第百二十二条中「及び受給権者」を「又は短期給付若しくは長期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

（外国で勤務する組合員についての特例）

第百三十九条　外国で勤務する組合員に対するこの法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

第百四十条第一項中「（第四十三条第二項の規定を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合においては、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）は、」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

第百四十一条第一項後段を次のように改める。

この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは「組合の」とする。

第百四十一条第三項中「第百十三条第三項」を「第百十三条第四項」に、「次条第一項」を「第百四十二条第一項」に改める。

第百四十一条の二中「と、「組合の」を「と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の」に、「「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を「第六章」に改める。

第百四十一条の三中「と、第四章」を「と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、第四章」に、「「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を「第六章」に改める。

第百四十二条第二項の表を次のように改める。

第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの
第二条第一項第六号	地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの	一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与
第四十三条第二項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二第二項及び第三項
第五十四条の二第十項	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項
第七十条の二第二項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三	国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所

条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項	職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項	その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間	第七十条の三第一項
	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの	

第百十三条第一項	地方公共団体	国		
第百十三条第二項各号列記以外の部分	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の	国の		
第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国		
第百十五条第二項	地方自治法第二百四条第二項に規定する	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく		
第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関		
	規定により地方公共団体	規定により国		
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体		
第百三十八条	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）	国		
第百四十条第一項	任命権者又は	任命権者若しくは		
	又は地方公共団体の事務又は	若しくは地方公共団体の事務若しくは		

	政令で定める場合を除く。）	政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）
当該公庫等職員		当該公庫等職員又は特定公庫等役員
（公庫等職員	公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）は	（公庫等職員又は特定公庫等役員	公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）又は特定公庫等（第百四十条第一項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）は
公庫等」と、		公庫等又は特定公庫等」と、
公庫等職員		公庫等職員又は特定公庫等役員
第百四十条第二項第二号		

第百四十条第三項	含む。）	含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合
	これらの他の公庫等職員	公庫等職員又は特定公庫等役員
第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）	地方公共団体	国

第百四十二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第百四十三条第三項中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を、「第二十四条」の下に「（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十四条の三第一項中「この法律の規定（第二条第一項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分に限る。）、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第百三条第二項ただし書、第百十三条第一項から第三項まで（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同条第五項、第百十五条、第百十六条、第百三十五条から第百三十八条まで、前条、第百四十四条の二十八並びに第百四十四条の三十一の規定を除く。）」を「この法律の規定（第百十五条及び第百十六条を除く。）中長期給付及び福祉事業に係る部分」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の	第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、

	職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの	勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの
第二条第一項第六号	地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの	第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの
第二条第二項	前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号	前項第三号
第四十八条第二項	給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）	給付金
第百十三条第二項各号列記以外の部分	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）	団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）
第百十三条第二項第三号	地方公共団体	団体

第百四十四条の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。

第百四十四条の十二第一項中「及び負担金（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）」を「（第百十三条第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。）及び負担金（同号の負担金をいい、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料」に改め、同条第二項中「給与」を「報酬」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第三項中「期末手当等を」を「期末手当等（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当に相当する手当を含む。以下この項において同じ。）を」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第四項中「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加える。

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八までを次のように改める。

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八まで　削除

第百四十四条の十九中「第二条第一項第五号の項」の下に「及び第二条第一項第六号の項」を加え、「同表第百十三条第二項第二号の項、第百十三条第二項第三号の項及び第百十三条第二項第四号の項」を「同表第百十三条第二項第三号の項」に改める。

第百四十四条の二十一中「第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に関する事項について、第百二十二条の規定は」を「第百二十二条の規定は、」に改める。

第百四十四条の二十二の見出しを「（健康保険法等との関係）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百四十四条の二十三第一項中「基づく給付」を「基づく短期給付」に改め、「、短期給付については」及び「、長期給付については五年間」を削り、同条第二項中「第百四十四条の二十六第二項において同じ。）、」を「）及び」に改め、「その他前章の規定による徴収金」を削り、同条第三項中「遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）」を「支払未済給付」に改め、同項各号中「遺族給付」を「支払未済給付」に改め、同条第四項を削る。

第百四十四条の二十四中「給付」を「短期給付」に改める。

第百四十四条の二十四の二を削る。

第百四十四条の二十五中「受給権者に」を「短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）に」に改める。

第百四十四条の二十五の二を削る。

第百四十四条の二十六第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同項を同条とする。

第百四十四条の三十中「給付」を「短期給付」に改める。

第百四十四条の三十二第二項中「給付」を「長

期給付」に改める。

第百四十五条中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第百四十六条の二中「第十九条の二」の下に「（第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「秘密を漏らし」を「、秘密を漏らし、又は盗用し」に改める。

第百四十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第百十二条の四第六項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第百四十八条第四号中「第百四十四条の二十七第五項」を「第百十二条の四第七項、第百十二条の七第四項又は第百四十四条の二十七第五項」に改める。

附則第三条の二第一項中「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号。次項において「昭和四十九年法律第九十五号」という。）の公布の日から当該運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改め、同条第二項中「昭和四十九年法律第九十五号の公布の日から当該組合会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二　削除

附則第十四条の三から第十四条の五までを次のように改める。

（市町村連合会が行う共同事業）

第十四条の三　市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一　構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）の短期給付（第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

二　構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

三　構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業

四　前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

2　市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3　前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4　構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

5　調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。

6　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の四から第十四条の五まで　削除

附則第十四条の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条第八項中「第百十四条の二第一項」を「第百十四条の二」に改める。

附則第十八条の二を削る。

附則第十九条から第二十八条までを次のように改める。

第十九条から第二十八条まで　削除

附則第二十八条の二から第二十八条の十三までを削る。

附則第三十一条の二第三項中「第百十四条第五項」を「第百十四条第四項」に改める。

附則第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

附則第三十三条の二を削る。

附則第三十四条中「及び第四項」を削り、「給料の総額」を「標準報酬の月額の総額」に改める。

附則第三十四条の二を削る。

附則第四十条の三を次のように改める。

第四十条の三　削除

附則別表第一から附則別表第六までを削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第四条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条」に、「掛金」を「掛金等」に、「第三十八条の二―第四十条」を「第三十九条・第四十条」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第五条中「退職共済年金及び」を削る。

第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号中「給与」を「報酬」に改める。

第十七条第二項ただし書中「で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うも

の」を削り、「厚生年金保険の被保険者」の下に「（加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。）」を加える。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十二条の見出しを「（標準報酬月額）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「標準給与の等級及び月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「区分」を「等級区分（次項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）」に、「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同項の表中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、

第三十級	六二〇、〇〇〇円

を

第三十級	六二〇、〇〇〇円
第三十一級	六五〇、〇〇〇円
第三十二級	六八〇、〇〇〇円
第三十三級	七一〇、〇〇〇円
第三十四級	七五〇、〇〇〇円
第三十五級	七九〇、〇〇〇円
第三十六級	八三〇、〇〇〇円
第三十七級	八八〇、〇〇〇円
第三十八級	九三〇、〇〇〇円
第三十九級	九八〇、〇〇〇円
第四十級	一、〇三〇、〇〇〇円
第四十一級	一、〇九〇、〇〇〇円
第四十二級	一、一五〇、〇〇〇円
第四十三級	一、二一〇、〇〇〇円

六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
一、一七五、〇〇〇円以上	

に改め、同条第十三項中「給与月額」を「報酬月額」に、「第二項、第五項」を「第三項、第六項」に、「第九項若しくは第十一項」を「第十項若しくは第十二項」に、「第七項」を「第八項」に、「給与を」を「報酬を」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「給与の支払」を「報酬の支払」に、「給与の総額」を「報酬の総額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与に」を「報酬に」に、「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改

め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び第十二項」を「第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十二条の二第二項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第二項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

第二十三条の見出しを「（標準賞与額の決定）」に改め、同条第一項中「標準賞与の額を」を「標準賞与額を」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

第二十三条第二項中「前条第十三項」を「前条第十四項」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に改め、「及び平均標準給与額（次条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二に規定する平均標準給与額をいう。）」を削り、同条第二項中「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条の表以外の部分中「及び長期給付」を削り、「、第四十二条、第四十二条の二」を「及び第三項」に、「第五十条から第五十二条まで」を「第五十一条から第五十二条の三まで、第五十三条の六」に、「、第九十六条及び第九十七条第四項」を「並びに第九十四条」に、「、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二」を「並びに別表第一」に改め、「、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項」を削り、「、附則第十二条第一項」を「並びに附則第十二条第一項」に改め、「、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項」及び「あり、及び連合会」と」を削り、「「標準報酬」とあるのは「標準給与」を「「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」に改め、「、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と」を削り、同条の表第四十一条第一項の項中「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）」を削り、同表第四十七条第二項の項を削り、同表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十三条の三第二項	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関
	又は健康保険法	若しくは健康保険法
	その保険医又は主治の医師	その学校法人等、保険医又は主治の医師

第二十五条の表第五十五条第一項第二号の項中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同表第五十五条第二項の項を次のように改める。

第五十五条第二項	運営規則	共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）

第二十五条の表第六十六条第六項の項を削り、同表第六十九条の項を次のように改める。

第六十九条	、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金	又は休業手当金

第二十五条の表第七十三条の二第一項の項から第九十七条第一項の項までを削り、同表附則第十二条第五項の項中「の標準報酬」の下に「の月額」を加え、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、「標準期末手当等」の下に「の額」を加え、「標準賞与」を「標準賞与額」に改め、同表附則第十三条の十第六項の項を削る。

第二十五条の二の前の見出し並びに同条及び第二十五条の三を削る。

第六章の章名中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十七条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金」の下に「及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「掛金は」を「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は」に改め、同条第三項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第二十八条第二項から第五項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十九条の見出しを「（掛金等の納付義務及び報酬からの控除等）」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「給与を」を「報酬を」に、「給与から」を「報酬から」に、「給与に」を「報酬に」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「標準賞与の額」を「標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十九条の二の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金完納」を「掛金等の完納」に改め、同条第四項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金は」を「掛金等は」に改め、同条第五項中「あたり、掛金額」を「当たり、掛金等の額」に改め、同条第六項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条及び第三十四条第二項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十六条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等」に改め、「この法律」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加え、「、診査又は処分」を「又は診査」に改める。

第三十八条中「係る組合」の下に「（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」を加える。

第三十八条の三及び第三十九条を削る。

第三十八条の二の見出しを削り、同条を第三十九条とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十七条第一項中「給与等」を「報酬等」に改め、同条第二項中「法律」の下に「若しくは厚生年金保険法」を加える。

第四十七条の二及び第四十七条の三を削る。

第四十七条の四中「（事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。）」を削り、「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加え、同条を第四十七条の二とする。

第五十二条中「第四十七条の四」を「第四十七条の二」に改め、「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加える。

附則第二十一項を次のように改める。

21　前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

附則中第二十五項から第三十項までを削り、第三十一項を第二十五項とし、第三十二項を第二十六項とし、第三十三項を第二十七項とする。

附則第三十四項中「附則第三十三項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第三十五項を附則第二十九項とし、附則第三十六項を附則第三十項とする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第五条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百

十五号）第三十二条に規定する保険給付を行うこと。

第二十三条第二項中「による納付金」の下に「、厚生年金保険法の規定による拠出金」を、「の納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加え、同条第三項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

第三十三条第一項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「規定する」の下に「厚生年金保険法の規定による拠出金及び」を、「納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加える。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定　公布の日

二　附則第八十七条中国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第百七条及び第百九条の規定　平成二十五年四月一日

三　附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定、附則第百条の規定、附則第百二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに同法附則第九十八条の次に三条を加える改正規定並びに附則第百五条及び第百五十二条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第三条中地方公務員等共済組合法附則第三条の二及び第十四条の七の改正規定　平成二十六年七月一日

五　第三条中地方公務員等共済組合法第二十三条第一項、第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第五十一条の規定　平成二十六年十二月一日

（検討）

第二条　この法律による公務員共済の職域加算額（第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項及び次条において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項及び次条において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。次条において同じ。）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2　この法律による私学共済の職域加算額（第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条において「改正前私学共済法」という。）第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。次条において同じ。）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

（職域加算額の廃止に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合員等期間（改正前国共済法若しくは改正前地共済法の組合員又は改正前私学共済法の加入者である期間をいう。）を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付（厚生年金保険法の規定により支給する保険給付を除く。）その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

（用語の定義）

第四条　この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前厚生年金保険法　第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

二　旧厚生年金保険法　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

三　改正前国共済法　第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四　改正前国共済施行法　附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）をいう。

五　旧国共済法　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

六　改正前地共済法　第三条の規定による改正

前の地方公務員等共済組合法をいう。

七　改正前地共済施行法　附則第百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。

八　旧地共済法　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

九　改正前私学共済法　第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

十　旧私学共済法　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一　旧国家公務員共済組合員期間　国家公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十二　旧地方公務員共済組合員期間　地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三　旧私立学校教職員共済加入者期間　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む。）をいう。

（厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置）

第五条　昭和二十年十月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者であって、施行日において改正前厚生年金保険法第十二条第一号に掲げる者に該当するもののうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるもの（施行日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。）は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

（厚生年金保険の被保険者期間の計算の特例）

第六条　前条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であって、平成二十七年十月に当該被保険者の資格を喪失したものについて、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかったものとみなす。

（厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置）

第七条　旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間は、それぞれ第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

一　改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

二　改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

三　改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

四　旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

五　旧地共済法第八十三条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

六　旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

七　昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

八　昭和六十年地共済改正法附則第四十二条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

九　改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

十　前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

2　前項の規定により第二号厚生年金被保険者期

間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であった期間又は前項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

3　第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年地共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に五分の六を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

（厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置）

第八条　旧国家公務員共済組合員期間（昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項の規定により旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前国共済法による標準報酬の月額（昭和六十一年四月一日前の期間にあっては、昭和六十年国共済改正法附則第九条の規定の例により計算した額とする。）、旧地方公務員共済組合員期間（昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項の規定により旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前地共済法による掛金の標準となった給料の額（同日前の期間にあっては、昭和六十年地共済改正法附則第八条の規定の例により計算した額とする。）に政令で定める数値を乗じて得た額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の改正前私学共済法による標準給与の月額（同日前の期間にあっては、昭和六十年私学共済改正法附則第四条の規定の例により計算した額とする。）は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2　旧国家公務員共済組合員期間の期末手当等（改正前国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）を受けた月における改正前国共済法による標準期末手当等の額、旧地方公務員共済組合員期間の期末手当等（改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）を受けた月における改正前地共済法による掛金の標準となった期末手当等の額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の賞与（改正前私学共済法第二十一条第二項に規定する賞与をいう。）を受けた月における改正前私学共済法による標準賞与の額は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の賞与（厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。）を受けた月における厚生年金保険法による標準賞与額とみなす。

（端数処理に関する経過措置）

第九条　改正後厚生年金保険法第三十五条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う保険給付を受ける権利の裁定又は保険給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う保険給付を受ける権利の裁定若しくは保険給付の額の改定又は長期給付を受ける権利の決定若しくは長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

2　附則第八十七条の規定による改正後の国民年金法第十七条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定については、なお従前の例による。

（改正前国共済法等による従前の処分）

第十条　この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

一　改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為

二　改正前地共済法、旧地共済法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為

三　改正前私学共済法、旧私学共済法又はこれらに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為

（老齢厚生年金等の額の計算等の特例）

第十一条　施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下「平成二十四年国民年金等改正法」という。）附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

一　改正前国共済法による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金

（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

二　改正前地共済法による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）又は旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

三　改正前私学共済法による退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金

2　施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

3　施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一　改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

二　改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金

三　改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第十二条　改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2　前項に規定する年金たる保険給付については、次条から附則第十六条までの規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定であってこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）によって改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例）

第十三条　施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。）が厚生年金保険法の被保険者（施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項において「被保険者である日」という。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（施行日前から引き続き国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次項において「国会議員等である日」という。）又は改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日（次項において「七十歳以上の使用される者である日」という。）の属する月（施行日の属する月以後の月に限る。）において、同項に規定する総報酬月額相当額（次項、次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。）と改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する基本月額（次条第二項において「基本月額」という。）との合計額から支給停止調整額（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する支給停止調整額をいう。次条第二項において同じ。）を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

2　施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く。）が被保険者である日又は国会議員等である日が属する月（施行日の属する月以後の月に限る。）において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額（その額が、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額とする。）に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

一　基本月額が支給停止調整開始額（改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額（改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整変更額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）以下であるとき　総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二　基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき　支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三　基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき　総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四　基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき　支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

第十四条　厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（附則第十六条に規定する者を除く。）であって、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加算額を合算して得た額を除く。」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2　前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額から改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前支給停止額」という。）を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額（以下この項において「支給停止相当額」という。）を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3　第一項に規定する受給権者であって、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十五条　厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であって、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「と老齢厚生年金等の額の合計額（附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。）と、「定める額に」とあるのは「定める額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2　前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前特例支給停止額」という。）を控除した額（以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。）の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特例支給停

止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額（以下この項において「特定支給停止相当額」という。）を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3　第一項に規定する受給権者であって、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十六条　附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。次項において「改正前平成十六年改正法」という。）附則第四十三条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2　改正前平成十六年改正法附則第四十三条第二項に規定する年金たる保険給付の受給権者について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（改正前国共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例）

第十七条　改正後厚生年金保険法第四十六条の規定並びに附則第十三条第一項及び第十四条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2　改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定並びに附則第十三条第二項及び第十五条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害厚生年金の支給要件の特例）

第十八条　厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付（他の法令の規定によりこれらの年金たる給付とみなされたものを含む。）のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2　施行日前に改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であって旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有するもの及び当該給付の支給事由となった傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号。以下この項において「平成六年国共済改正法」という。）附則第八条第三項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十九号）附則第八条第三項の規定により支給される改正前地共済法による障害共済年金又は改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成六年国共済改正法附則第八条第三項の規定により支給される改正前私学共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。）が、当該給付の支給事由となった傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあっては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3　前項の規定による請求があったときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

（初診日が施行日前にある傷病による障害等の場合における経過措置）

第十九条　疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十五条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族厚生年金の支給要件の特例）

第二十条　次に掲げる年金たる給付（死亡を支給事由とするものを除く。）の受給権者その他の者であって政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一　改正前国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）

二　改正前地共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）又は旧地共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）

三　改正前私学共済法による年金たる給付又は旧私学共済法による年金たる給付

（老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例）

第二十一条　施行日の前日において附則第十一条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者（当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）であって、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合においては、同法第四十四条第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。）の月数が二百四十以上」と、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付に関する規定の適用）

第二十二条　附則第十四条及び第十五条に定めるもののほか、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る厚生年金保険法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（脱退一時金の額の計算に係る経過措置）

第二十三条　第二号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月）が平成二十五年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあっては同月分の国共済の掛金率（改正前国共済法第百条第三項の規定により国家公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあっては同月分の地共済の掛金率（改正前地共済法第百十四条第三項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合に基づき政令で定めるところにより計算した割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあっては同月分の国共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十七年十月から平成二十九年十月までの月分にあっては附則第八十三条の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

2　第三号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月）が平成二十五年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあっては同月分の地共済の掛金率（改正前地共済法第百十四条第三項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合に基づき政令で定めるところにより計算した割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあっては同月分の国共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十七年十月から平成二十九年十月までの月分にあっては附則第八十四条の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

3　第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前

年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月）が平成二十五年から平成四十年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあっては同月分の私学共済の掛金率（改正前私学共済法第二十七条第三項の規定により共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十五条第二項において同じ。）で定める改正前私学共済法第二十七条第三項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。）と、平成二十六年十月分にあっては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十七年十月から平成三十八年十月までの月分にあっては附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）と、平成三十九年十月分及び平成四十年十月分にあってはそれぞれ厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する率（附則第八十五条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特例）

第二十四条　附則第九十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下この条において「改正後施行法」という。）第十三条の二から第十三条の四までの規定並びに附則第九十八条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第十六条第八項、第十七条第三項、第二十一条第二項から第六項まで、第二十八条第二項、第二十九条第三項及び第五十七条の二から第五十七条の四までの規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに同法附則第三十二条第二項第一号に規定する特例年金給付の受給権者（改正後施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間を有する者に限る。）については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間、適用しない。

（給付水準の下限に関する経過措置）

第二十五条　平成二十七年度（施行日の属する月以後の期間に限る。）及び平成二十八年度における附則第九十四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「標準報酬平均額」とあるのは「標準報酬額等平均額」と、「厚生年金保険法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号において「改正前厚生年金保険法」という。）」と、同項第二号中「同法による」とあるのは「改正前厚生年金保険法による」とする。

（厚生年金保険事業に要する費用の特例）

第二十六条　附則第二十条各号に掲げる年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用（厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用として政令で定めるところにより計算した費用をいう。）は、同法第二条の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十一条第一項の規定の適用については、同項に規定する厚生年金保険事業に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十四条の三の規定の適用については、同条に規定するこれに相当する給付として政令で定めるものに要する費用とみなす。

（実施機関積立金の当初額）

第二十七条　各実施機関（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の積立金のうち、平成二十七年度の実施機関厚生年金保険事業費等（各実施機関に係る厚生年金保険法による保険給付に要する費用（改正後厚生年金保険法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用を除く。次項において同じ。）の額に、平成二十七年度において厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき厚生年金保険法による保険給付に要する費用（同条第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用に対する平成二十六年度の末日における改正後厚生年金保険法第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額の比率（次項において「政府積立比率」という。）を乗じて得た額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、それぞれ実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。次項において同じ。）として積み立てられたものとみなす。

2　前項の規定にかかわらず、地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。以下この項において同じ。）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金については、その総額は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当するものとし、当該総額のうち政令で定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会ごとに定めた額に相当する部分は、施行日において、それぞれ地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

（積立金基本指針等に関する経過措置）

第二十八条　主務大臣（改正後厚生年金保険法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。）は、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の四の規定の例により、同条第一項に規定する積立金基本指針を定め、これ

を公表することができる。

2　管理運用主体（改正後厚生年金保険法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。次項において同じ。）は、前項の規定により積立金基本指針が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の五の規定の例により、同条第一項に規定する資産の構成の目標を定め、これを公表することができる。

3　管理運用主体は、前項の規定により資産の構成の目標が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の六の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

4　第一項の規定により定められた積立金基本指針、第二項の規定により定められた資産の構成の目標及び前項の規定により定められた管理運用の方針は、施行日においてそれぞれ改正後厚生年金保険法第七十九条の四、第七十九条の五及び第七十九条の六の規定により定められたものとみなす。

（懲戒処分に関する経過措置）

第二十九条　改正後厚生年金保険法第七十九条の十二の規定は、改正後厚生年金保険法第七十九条の十に規定する運用職員による施行日以後の改正後厚生年金保険法第七十九条の十一の規定の違反について適用し、施行日前の同条の規定の違反に相当する違反に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

（改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置）

第三十条　施行日の前日において改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において国家公務員共済組合の組合員であるものに限る。）は、改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職（改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項、附則第三十二条第一項並びに附則第三十五条第四項及び第五項第二号において同じ。）をしたものとみなす。

（遺族の範囲の特例）

第三十一条　施行日の前日において遺族（改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2　施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　施行日の前日において改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなったときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としないものとする。

（障害一時金の支給）

第三十二条　施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であった者（同日において退職又は死亡した者を除く。）で同日において退職をするとしたならば、改正前国共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2　前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

（特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第三十三条　改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2　前項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第三十四条　改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

2　前項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同

法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

3　厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

4　第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。

（衛視等に対する老齢厚生年金等の特例）

第三十五条　旧国家公務員共済組合員期間のうちに特定衛視等であった期間を有する者に対する厚生年金保険法の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）」とあるのは「老齢厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）」とあるのは「遺族厚生年金」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

2　前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である国家公務員共済組合の組合員（以下この項及び次項において「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であった期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　基準日前の衛視等であった期間が十五年以上である者

二　次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であった期間の年月数と基準日以後の衛視等であった期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの

イ　基準日前の衛視等であった期間が十二年以上十五年未満である者　十五年

ロ　基準日前の衛視等であった期間が九年以上十二年未満である者　十六年

ハ　基準日前の衛視等であった期間が六年以上九年未満である者　十七年

ニ　基準日前の衛視等であった期間が三年以上六年未満である者　十八年

ホ　基準日前の衛視等であった期間が三年未満である者　十九年

3　改正前地共済法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この項において「警察職員」という。）であった衛視等に対する前二項の規定の適用については、警察職員であった間衛視等であったものとみなす。

4　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に国家公務員共済組合の組合員であった者で、その者に係る国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十七条第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあっては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続いて組合員であったものが、国家公務員法第七十七条第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（国家公務員法第七十八条（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び国家公務員法第七十九条（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等（次項において「組合員期間等」という。）が二十五年未満であって、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間（次項において「組合員期間」という。）が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

5　次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第十三条の三第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（以下この項において「特例継続組合員」という。）以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一　特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二　特例継続組合員であった者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となったものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。

（改正前国共済法による退職共済年金の支給）

第三十六条　旧国家公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前国共済法の退職共済年金のうち改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　施行日の前日において改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二　施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

（改正前国共済法による給付等）

第三十七条　施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3　第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4　第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第三十八条　改正前国共済法の規定による国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2　この法律の施行の際現に存する改正前国共済法附則第二十条の十一に規定する先取特権については、なお従前の例による。

（退職一時金の返還に関する経過措置）

第三十九条　次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（次項及び第三項において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。

一　昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二　昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

3　前項の申出があった場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4　第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第四十条　前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項及び附則第四十五条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2　前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第四十一条　改正前国共済施行法その他の政令で定める法令の規定により国家公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第四十六条から第四十八条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者については、国共済組合員等期間（第二号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2　前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金が支給される者の特例）

第四十二条　前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、国家公務員障害共済年金、地方公務員障害共済年金」とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第四十三条　国共済組合員等期間のうちに改正前国共済施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに改正前国共済施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間（以下この条から附則第四十五条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（国共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一　国共済組合員等期間が四十年以下の者　退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二　控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年を超える者　退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下この号において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同

じ。）の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三　国共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年以下の者　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額

ロ　控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2　前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、国共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第四十四条　国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額から、その額（同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額（厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であって政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第四十八条において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第四十六条　附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であって政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第四十八条において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第四十七条　附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基

礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を国共済組合員等期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2　前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

第四十八条　附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用するとしたならば支給されることとなる遺族共済年金にあっては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2　前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5　附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（費用の負担）

第四十九条　国家公務員共済組合連合会が附則第三十二条及び第三十七条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一　当該費用のうち、国家公務員共済組合の組合員であった期間以外の期間として年金額の計算の基礎となっているものに対応する費用については、改正前国共済施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二　当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三　当該費用のうち、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四　当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等（同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。）が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国等が負担する。

（地方公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金）

第五十条　国家公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第七十六条第三項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この項において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額（同条第四項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額をいう。以下この項において同じ。）を上回る場合には、地方の不足額から前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における国の組合の経過的

長期給付に係る積立金の額から当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあっては、当該限度額）を、地方公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十六条の二及び第百十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第五十条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

2　前項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る収入の額」とは、国の組合の経過的長期給付（附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であって、改正前国共済法第七十七条第二項、第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)の規定に基づく給付に相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ。）に係る国家公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。

3　第一項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る支出の額」とは、国の組合の経過的長期給付に係る国家公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

4　第一項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額」とは、国家公務員共済組合連合会の積立金のうち、国の組合の経過的長期給付に係る部分に相当する部分として政令で定める部分の額をいう。

5　前各項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。

（平成二十七年九月三十日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例）

第五十一条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における地方公務員等共済組合法第二章第二節第一款及び附則第十四条の三の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」と、同条第二項中「都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）」とあるのは「都市職員共済組合」と、同条第三項第一号中「構成組合」とあるのは「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）」と、同条第四項中「構成組合」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」と、同法附則第十四条の三第一項第一号中「第二十七条第二項」とあるのは「第二十七条第三項第一号」と、同条第五項中「第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二」とする。

（指定都市職員共済組合の長期給付に係る業務に関する権利義務の承継）

第五十二条　施行日前に指定都市職員共済組合が行っていた改正前地共済法第二十七条第二項各号に掲げる業務に関し指定都市職員共済組合が有していた権利義務は、施行日において全国市町村職員共済組合連合会（次項及び次条において「市町村連合会」という。）が承継する。

2　前項の規定により市町村連合会が承継する権利義務の範囲その他権利義務の承継に関し必要な事項は、市町村連合会の理事長と指定都市職員共済組合の理事長が総務大臣に協議して定める。

（審査請求等に関する経過措置）

第五十三条　施行日前に改正前地共済法第百十七条第一項の規定に基づき改正前地共済法第百十八条第一項の規定により指定都市職員共済組合に置かれた地方公務員共済組合審査会（以下この条において「指定都市職員共済組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものは第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条並びに附則第六十六条及び第六十七条において「改正後地共済法」という。）第百十七条第一項の規定に基づき改正後地共済法第百十八条第一項の規定により市町村連合会に置かれる地方公務員共済組合審査会（以下この条において「市町村連合会の審査会」という。）に対してされた審査請求と、施行日前に指定都市職員共済組合の審査会において行われた裁決とみなす。

（改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置）

第五十四条　施行日の前日において改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員（昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において地方公務員共済組合の組合員であるものに限る。）は、改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職（改正前地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項並びに附則第五十六条第一項並びに第五十九条第五項及び第六項第二号において同じ。）をしたものとみなす。

（遺族の範囲の特例）

第五十五条　施行日の前日において遺族（改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前地共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当

該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2　施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧地共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前地共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　施行日の前日において改正前地共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなったときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としないものとする。

（障害一時金の支給）

第五十六条　施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員であった者（同日において退職又は死亡した者を除く。）で同日において退職をするとしたならば、改正前地共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前地共済法第九十六条から第九十八条までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2　前項の障害一時金は、地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合連合会。附則第五十八条、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで及び第七十五条において「組合」という。）が支給する。

（特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

第五十七条　改正前地共済法附則第二十五条第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前地共済法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2　改正前地共済法附則第二十五条第三項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前地共済法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

3　前二項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

4　前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十五条及び第二十五条の二の規定に準じて、政令で定める。

（特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第五十八条　改正前地共済法附則第二十六条第二項に規定する者が改正前地共済法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

2　改正前地共済法附則第二十六条第三項に規定する者が改正前地共済法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

3　改正前地共済法附則第二十六条第四項に規定する者が改正前地共済法附則別表第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

4　前三項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

5　厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項から第三項までの規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前地共済法附則別表第三から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

6　第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第四項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

7　前各項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十六条の規定に準じて、政令で定める。

（警察職員等に対する老齢厚生年金等の特例）

第五十九条　警部補、巡査部長又は巡査である警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員である地方公務員共済組合の組合員（以下この条において「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に警察職員であった期間を有するもので次の各号のいずれ

かに該当する者は、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものと、前条の規定の適用については改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までの規定に規定する組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、これらの規定に規定する組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一　基準日前の警察職員であった期間が十五年以上である者

二　次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であった期間の年月数と基準日以後の警察職員であった期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるものイ　基準日前の警察職員であった期間が十二年以上十五年未満である者　十五年

ロ　基準日前の警察職員であった期間が九年以上十二年未満である者　十六年

ハ　基準日前の警察職員であった期間が六年以上九年未満である者　十七年

ニ　基準日前の警察職員であった期間が三年以上六年未満である者　十八年

ホ　基準日前の警察職員であった期間が三年未満である者　十九年

2　次に掲げる国の職員である地方公務員共済組合の組合員は、警察職員とみなして前項及び次項の規定を適用する。

一　警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二　皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

3　改正前国共済法附則第十三条第二項に規定する衛視等（以下この項において「衛視等」という。）であった警察職員に対するこの条の規定の適用については、衛視等であった間警察職員であったものとみなす。

4　前三項に定めるもののほか、第一項に規定する者に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十八条の四の規定に準じて、政令で定める。

5　地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下この項において「昭和五十六年法律第九十二号」という。）の公布の日において現に地方公務員共済組合の組合員であった者で、その者に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日（昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあっては、同条に規定する条例施行日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続いて地方公務員共済組合の組合員であったものが、地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（地方公務員法第二十八条の三（昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び地方公務員法第二十八条の四（昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前地共済法附則第二十八条の九に規定する組合員期間等が二十五年未満であって、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の同条に規定する組合員期間が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

6　次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の改正前地共済法附則第二十八条の十に規定する組合員期間（以下この項において「組合員期間」という。）のうち附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法附則第二十八条の七第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる地方公務員共済組合の組合員（以下この項において「特例継続組合員」という。）以外の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一　特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二　特例継続組合員であった者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を除く。）となったものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の改正前地共済法附則第二十八条の十第二号に規定する組合員期間等が二十五年未満であるとき。

（改正前地共済法による退職共済年金の支給）

第六十条　旧地方公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、改正前地共済法の退職共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　施行日の前日において改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二　施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受

給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

（改正前地共済法による給付等）

第六十一条　施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第四十条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2　前項に規定する給付は、組合が支給する。

3　第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4　第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第六十二条　改正前地共済法の規定による地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2　この法律の施行の際現に存する改正前地共済法第百四十四条の十五に規定する先取特権については、なお従前の例による。

（退職一時金の返還に関する経過措置）

第六十三条　次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該老齢厚生年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等を支給する組合に支払うものとし、当該支払があったときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する額を返還したものとみなす。

一　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二　昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金

2　前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、当該老齢厚生年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3　前項の申出があった場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4　第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十四条　前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項並びに附則第六十八条第五項及び第七十一条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金

である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2　前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前地共済法附則第二十八条の二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第六十五条　改正前地共済施行法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第七十二条から第七十四条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者については、地共済組合員等期間（第三号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2　前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金が支給される者の特例）

第六十六条　前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る改正後地共済法第六十八条の規定の適用については、同条第四項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、地方公務員障害共済年金、国家公務員障害共済年金」とする。

（標準報酬に関する経過措置）

第六十七条　地方公務員共済組合は、施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員であり、施行日以後引き続き地方公務員共済組合の組合員である者の施行日から平成二十八年八月三十一日までの間における改正後地共済法第五十四条の二第一項に規定する標準報酬の等級及び月額又は厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額については、その者が平成二十七年六月に受けた改正後地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬又は厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬（その者が同月二日から同年八月三十一日までの間に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の属する月の翌月に受けた当該報酬とし、その者が同年九月一日以後に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の現在の当該報酬とする。）の額に基づき、施行日において、改正後地共済法第五十四条の二第一項、第六項後段及び第十四項又は厚生年金保険法第二十条第一項、第二十二条第一項及び第二十四条第一項の規定の例により、決定するものとする。

（地方公共団体の長であった者に対する経過措置）

第六十八条　地方公共団体の長であった期間が十二年以上である者（施行日前に地方公共団体の長であった期間を有する者に限る。以下この条において同じ。）に支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

2　厚生年金保険法第四十七条若しくは第四十七条の二の規定による障害厚生年金のうち、その給付事由となった障害に係る傷病（同法第四十七条第一項に規定する傷病をいう。以下この項において同じ。）の初診日（同法第四十七条第一項に規定する初診日をいう。以下この項において同じ。）において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日（同法第四十七条第一項に規定する障害認定日をいう。以下この項において同じ。）までに地方公共団体の長であった期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金又は同法第四十七条の三の規定による障害厚生年金のうち、基準傷病（同条第一項に規定する基準傷病をいう。以下この項において同じ。）の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であった期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三

項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

3　障害厚生年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害厚生年金（以下この項及び第五項において「長の障害厚生年金」という。）を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合における厚生年金保険法第四十八条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして同条第一項から第三項までの規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た額に相当する額を加算した額とする。

4　前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5　地方公共団体の長であった期間が十二年以上である者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族厚生年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額の四分の三に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

6　地方公共団体の長であった期間が十二年以上である者に支給する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額は、第一項並びに同法第四十三条第一項及び附則第九条の二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。次条第一項第二号において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、厚生年金保険法第四十三条第一項又は附則第九条の二第二項の規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

7　前各項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び前二項に規定する平均標準報酬額の算定その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第六十九条　地共済組合員等期間のうちに改正前地共済施行法第二条第一項第二十二号に規定する共済控除期間及び改正前地共済施行法第七条第一項第三号から第五号までの期間並びに改正前地共済施行法第八十三条第一項第三号の期間（以下この条から附則第七十一条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する者に対する附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一　地共済組合員等期間が四十年以下の者　退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二　控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年を超える者　退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年国民年金等改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三　地共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年以下の者　次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ　控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額

ロ　控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2　前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、地共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第七十条　地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額から、その額（同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数を超える月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例）

第七十一条　地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族に対する附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第七十二条　附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であって政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第七十四条において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第七十三条　附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を地共済組合員等期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2　前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

第七十四条　附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を地共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用するとしたならば支給されることとなる遺族共済年金にあっては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2　前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5　附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（費用の負担）

第七十五条　組合が附則第五十六条及び第六十一条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一　当該費用のうち、地方公務員共済組合の組合員であった期間以外の期間として年金額の計算の基礎となっているものに対応する費用については、改正前地共済施行法第九十六条の規定による費用の負担の例による。

二　当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三　当該費用のうち、改正前地共済法第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年地共済改正法附則第百二十条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前地共済法第百十三条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四　当該費用のうち、昭和六十年地共済改正法附則第三十三条第一項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国又は地方公共団体が負担する。

（国家公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金）

第七十六条　地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第五十条第三項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この項において「国の不足額」という。）が前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額（同条第四項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額をいう。以下この項において同じ。）を上回る場合には、国の不足額から前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付に係る積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額から当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあっては、当該限度額）を、国家公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の二及び第百二条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第七

十六条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

2　前項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額」とは、地方の組合の経過的長期給付（附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付その他の給付であって、改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものに相当する給付として政令で定める給付をいう。以下この条において同じ。）に係る地方公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。

3　第一項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額」とは、地方の組合の経過的長期給付に係る地方公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

4　第一項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る積立金の額」とは、地方公務員共済組合連合会の積立金のうち、地方の組合の経過的長期給付に係る部分に相当する部分として政令で定める部分の額をいう。

5　前各項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。

（私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置）

第七十七条　施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における短期給付に係る標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（改正前私学共済法による退職共済年金の支給）

第七十八条　旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　施行日の前日において改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二　施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

（改正前私学共済法による給付）

第七十九条　施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付を含む。）及び旧私学共済法による年金である給付並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第八十条　改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

（日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置）

第八十一条　第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「改正後事業団法」という。）の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

（再評価率の適用の特例）

第八十二条　附則第二十条各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（保険料率の特例）

第八十三条　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十四条　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十五条　改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から平成三十二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
平成三十二年四月から平成三十三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
平成三十三年四月から平成三十四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
平成三十四年四月から平成三十五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
平成三十五年四月から平成三十六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
平成三十六年四月から平成三十七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇
平成三十七年四月から平成三十八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
平成三十八年四月から平成三十九年三月までの月分	千分の百八十二・四八

2　厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十七年十月から平成四十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一　平成二十七年十月から平成三十九年三月までの月分　前項の表の下欄に定める率から千分の十一・五一（九月から翌年三月までの月分にあっては、千分の七・九七）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二　平成三十九年四月から平成四十一年八月までの月分　厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の八・四九（平成三十九年九月から平成四十年八月までの月分にあっては千分の四・九五、同年九月から平成四十一年八月までの月分にあっては千分の一・四一）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3　日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定により保険料率を定めたときは、第一項の規定を適用するとした場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文部科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であって、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもって充てるものとする。

4　第一項又は第二項の場合における第四号厚生年金被保険者（厚生年金基金の加入員である者に限る。）に係る厚生年金保険法による保険料率については、第一項又は第二項の規定による保険料率から同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率とする。

（調整規定）

第八十六条　施行日が子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における改正後厚生年金保険法附則第二条の三第一項の規定の適用については、同項中「又は同項に規定する総合こども園を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園又は同項に規定する総合こども園」とあるのは、「（法人を除き、その設置する一の幼稚園」とする。

（国民年金法の一部改正）

第八十七条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「又は年金保険者」を「及び実施機関」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「年金保険者」を「実施機関」に、「国家公務員共済組合連合会」を「厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会」に改め、同項を同条第九項とする。

第七条第一項第一号中「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給

付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付」に、「被用者年金各法に基づく老齢給付等」を「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」に改め、同項第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第八条第三号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第四号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十二条第六項中「の被保険者」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）」を「同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）」に改め、同条第七項中「厚生年金保険法の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「同法第六条第一項」を「厚生年金保険法第六条第一項」に改める。

第十七条第一項中「五十円」を「五十銭」に、「百円」を「一円」に改める。

第十八条の三（見出しを含む。）中「失踪」を「失踪（そう）」に改め、同条を第十八条の四とし、第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（二月期支払の年金の加算）

第十八条の二　前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2　毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第二十条第一項中「被用者年金各法による年金たる給付（当該」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該」に、「被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金」を「同法による年金たる保険給付（遺族厚生年金」に改め、同条第二項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第二十一条第三項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十七条の二第二項第二号イ中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）」を「厚生年金保険の被保険者」に、「標準報酬平均額」を「標準報酬平均額（以下同じ）」を「以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ」に、「被用者年金被保険者等に」を「厚生年金保険の被保険者に」に改める。

第二十七条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「公的年金の被保険者（この法律又は厚生年金保険法の被保険者」に、「公的年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改める。

第二十七条の五第二項第四号中「得た率」の下に「（当該率が一を下回るときは、一）」を加える。

第二十八条第一項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢」に改める。

第三十条の二第四項中「若しくは第四十七条の二」を「又は第四十七条の二」に改め、「又は国家公務員共済組合法第八十一条第一項若しくは第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金」を削り、「厚生年金保険法第五十二条又は国家公務員共済組合法第八十四条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十九条」を「同法第五十一条」に、「第一項の請求」を「同項の請求」に改める。

第八十五条第一項第一号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に改める。

第八十七条第五項第二号イ中「被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額」を「厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額」に改める。

第八十九条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第九十条第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十条の二第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第九十条の三第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十一条の四第三項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十四条の二第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の三第一項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「厚生年金

保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」を「にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「及び被用者年金保険者」を「並びに政府及び実施機関」に改め、同条第三項中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の四中「各地方公務員共済組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「給料の総額等（」を「厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額（」に、「すべての」を「全ての指定都市職員共済組合、」に、「給料の総額等）」を「標準報酬の総額）」に改める。

第九十四条の五中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第百一条第六項中「被用者年金各法の」を「共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の」に、「被用者年金各法に」を「共済各法に」に改める。

第百八条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第百八条の二中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第百八条の二の二中「共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に、「組合員又は加入者」を「被保険者」に改める。

附則第三条中「「加入者」を「この被保険者」に改め、「、組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員」を削る。

附則第五条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第七項第二号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第六条中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七条の二中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三第一項中「被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三の二第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第七条の四第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改める。

附則第七条の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については」に改め、同条第三項中「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十条第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間に係る」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係る」に、「組合員又は加入者であつた期間に基づく」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく」に改める。

附則第七条の六を削る。

附則第八条中「その他の被用者年金各法」を「その他厚生年金保険法」に改める。

附則第九条の二第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法（第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「次の各号のいずれか」を「厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の五中「、厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用

者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。

附則第九条の四の四並びに第九条の四の六第一項及び第二項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第八号の二から第八号の五までを削り、同条第九号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項」を「第五条第一項、同条第二項、同条第八項、同条第九項」に改め、同条第十号中「による被保険者」の下に「（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）」を加え、同条第十一号及び第十二号中「による被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加え、同条第十九号中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定」に改める。

附則第八条第二項第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同項第二号中「国家公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に、「国家公務員共済組合の組合員であつた期間」を「当該第二号厚生年金被保険者期間」に、「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年改正前国共済法」という。）による国家公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第三号中「地方公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員であつた期間」を「当該第三号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「平成二十四年改正前地共済法」という。）による地方公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第四号中「私立学校教職員共済法による加入者期間（」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（」に、「により私立学校教職員共済法による加入者期間」を「により当該第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第三項中「同項第二号」を「前項第二号」に、「昭和六十年国家公務員共済改正法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」に改め、「附則第三十二条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項」を加え、「同項第三号」を「前項第三号」に、「昭和六十年地方公務員共済改正法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）」に改め、「附則第三十五条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項」を加え、同条第四項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第五項第四号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第十一項中「厚生年金保険の被保険者期間につき」を「第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間につき」に、「に係る厚生年金保険の被保険者期間」を「に係る当該第一号厚生年金被保険者期間」に、「当該被保険者期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第八条の二の見出しを「（厚生年金保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例）」に改め、同条中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は」に改め、「第三十二条第八項」と」の下に「、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るものに

ついては、当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」と」を加える。

附則第十一条第二項中「同法の」を「旧国民年金法の」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第三項中「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前国共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前地共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定による年金たる給付をいう。以下同じ。）のうち附則第三十一条第一項」に、「退職共済年金を除く。以下この項において同じ。」を「退職共済年金以外のもの（以下この項において「厚生年金保険法による年金たる保険給付等」という。」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（遺族厚生年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付等（遺族厚生年金」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（老齢厚生年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付等（老齢厚生年金」に改め、同条第五項中「（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く」を「（遺族厚生年金並びに」を「、「（遺族厚生年金及び」に、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「を除く。）若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（実施機関たる共済組合等」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「被用者年金各法による年金たる給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（昭和六十年改正法」に、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「実施機関たる共済組合等」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第七項中「あるのは」を「あるのは」に、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「を除く。以下この条において同じ。）若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（実施機関たる共済組合等」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「）を除く」と」の下に「、同条第二項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」とあるのは「厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付」と」を加える。

附則第十二条第一項第四号中「含む。）が」を「含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法第二条第一項第三号」を「厚生年金保険法第五十九条第一項」に、「第十一号」を「以下この項」に、「同法附則第十三条第一項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項」に、「同法による遺族共済年金（を「厚生年金保険法による遺族厚生年金（」に、「同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六」を「同条第四項若しくは第五項」に、「遺族共済年金を」を「遺族厚生年金を」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは第九条（国の施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（国の施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、同項第十二号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に改め、「及び第十五号」を削り、「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「同条第五項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第十三号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項又は第五項若しくは第六項」に改め、「（同法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。）」を削り、「同法による遺族共済年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金」に改め、同項第十五号中「地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項（地方の施行法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法」を「その者の遺族が平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定」に改め、同項第十六号中「又は同項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること」を削り、同

項第十七号中「（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）」を削り、「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による遺族共済年金」を「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金」に改め、「係るもの」の下に「であつて政令で定めるもの」を加え、同項第二十号中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十二条及び第二十七条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十五条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号イ」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。）附則第六条第一項第三号イ」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。

附則第三十八条の二第二項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

附則第四十三条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年改正前国共済法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年改正前地共済法」に改め、同条第二項中「（当該被保険者の資格を喪失した後に引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後に引き続く組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を削り、同条第三項中「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」を削り、同条第四項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第六項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」とあり、及び「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第九項中「又は第四号」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第四十七条第一項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第四十八条の二中「規定する組合員又は加入者であつた期間」及び「規定する組合員若しくは加入者であつた期間」を「二以上の種別の被保険者であつた期間」に、「附則第七十八条第五項」を「附則第七十八条第七項」に、「第八十七条第六項」を「第八十七条第八項」に、「当該組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」を、「ものの被保険者であつた期間」とあるのは「ものの当該組合員であつた期間等」と、「確認」とあるのは「確認（国民年金法等の一部を改正する法律附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち昭和六十一年四月一日前の期間に係るものにあつては、当該各号に掲げる期間に応じそれぞれ共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団の確認）」に改める。

附則第五十二条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間と」を「第一号厚生年金被保険者期間と」に改め、「附則第五条第二項」の下に「若しくは平成二十四年一元化法附則第七条第二項」を加え、「若しくは同条第三項」を「若しくは平成八年改正法附則第五条第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第七条第三項」に改める。

附則第五十六条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付」に改め、同条第四項中「を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金を「障害基礎年金を除く」に、「並びに」を「障害基礎年金及び」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金」を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「含む。）」を「含む。）を除く」に改め、同条第七項及び第八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「同法」を「旧船員保険法」に改める。

附則第五十九条第一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改め、同条第二項第二号イ中「又は平成八年改正法」を「、平成八年改正法」に改め、「第三項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項若しくは第三項」を加え、同条第三項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第六十条中「並びに第二十七条第十三項及び第十四項」を「、第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項から第十七項まで」に改める。

附則第六十一条第一項中「並びに第二十七条第十三項及び第十四項」を、「第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同条第二項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第六十六条、第六十九条第一項及び第七十一条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十三条第一項中「及び第二項」を削り、「これらの規定に定める額に、」を「同項第一号に定める額を、当該額に、」に、「額と」を「額として同項の規定を適用した額と」に改める。

附則第七十四条第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第七十八条第六項中「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改める。

附則第七十九条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第一号中「含む」を「含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る」に改める。

附則第八十四条第二項から第六項までの規定中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十七条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項及び第十五項中「同法」を「旧船員保険法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十九条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「改正後の国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法に基づく」を「昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち」に改める。

附則第十一条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第十八条第一項中「受給権者」の下に「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十三条第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）」を、「生まれた者」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「女子」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）であり、又は同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）」を、「生まれた者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（附則第二十条の二第一項、第四項及び第八項並びに第二十四条第三項第二号において「特定警察職員等」という。）である者であって昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

附則第十九条第一項、第四項及び第八項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者」の下に「（附則第二十条の二第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項若しくは第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加える。

附則第二十条第一項、第四項及び第八項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者」の下に「（次条第一項に規定する者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　特定警察職員等であって次の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2　前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3　厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4　特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5　厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条の二第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6　第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7　第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8　特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、厚生年金保険法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなった場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第二十一条第一項中「又は前条第一項」を「、第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項」に、「又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項」を「（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項」に、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）」を「総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、同条第二項中「支給するもの」の下に「であって、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくもの」を、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十二条中「男子であって附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同表」を「同項の表」に、「又は女子であって附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者」を「、附則第二十条第一項に規定する者」に、「は、当該老齢厚生年金」を「、又は附則第二十条の二第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十四条第三項各号列記以外の部分中「受給権者」の下に「（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加え、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同項第一号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を加え、同項第二号中「又は第二十条第一項」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であって昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

附則第二十四条第四項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「若しくは第二十条第三項」を「、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項」に改める。

附則第二十五条第二項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に改める。

附則第二十六条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改め、同条第四項中「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改める。

附則第二十七条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（附則第十九条第一項に規定する者であって同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの、附則第二十条第一項に規定する者であって同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であって同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に改め、同条第八項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に、「並びに第二十条第四項及び第五項」を「、第二十条第四項及び第五項並びに第二十条の二第四項及び第五項」に改め、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第十項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定

する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「附則第二十七条第十三項又は第十四項」を「附則第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「若しくは第十二項」を「若しくは第十三項」に、「及び第十二項」を「及び第十三項の規定」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九条並びに同法附則第二十七条第六項、第十一項及び第十四項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十三項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「若しくは第十二項」に、「及び第十一項」を「若しくは第十二項の規定」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第十二項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第十二項中「第九項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十一項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第九項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超える場合について準用する。

附則第二十八条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に改める。

附則第三十条第一項中「若しくは第二十条第二項及び第三項」を「、第二十条第二項及び第三項若しくは第二十条の二第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十一条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七条第一項第一号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）」に改める。

附則第十一条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十二条中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九条第二項及び第四項」を「第八十四条の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十五条の見出しを「（平成二十四年一元化法改正前国共済法による給付）」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

附則第十六条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第一項の規定を適用する。

附則第十七条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十条第二項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十一条の見出しを「（平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付）」に改め、同条中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第三十二条第二項第一号及び第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十六条第二項及び第百十六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「、第百十四条及び第百十六条の規定」を「及び第百十四条の規定」に、「同法第五条第一項」を「国家公務員共済組合法第五条第一項」に改め、「（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削り、「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第三号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第九十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百二十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百三十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百四十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百五十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百六十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百七十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百八十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第百九十九条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百一条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百二条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百五条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百七条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第二百八条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」

条第二項」を「第二十一条第七項」に改め、同条第七項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十一項及び第十四項中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十五項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第三十三条の二中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第四十二条第二項及び第五十四条の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十五条第二項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条」に改める。

附則第五十八条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

附則第六十一条中「第三条の規定による改正後」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前」に改め、「、「育児休業手当金」とあるのは「育児休業手当金並びに平成八年改正法附則第十六条第一項、第二項及び第七項に規定する年金たる給付並びに平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。）が平成八年改正法附則第三十二条第二項の規定により支給するものとされた同項第一号に規定する年金たる長期給付、同項第二号に規定する一時金たる長期給付及び一時金たる給付並びに同項第四号に規定する一時金たる給付」と」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第二十一条第二項中「並びに第二十条第二項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項」に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、同条第十一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十二項とし、第八項の次に次の三項を加える。

9　昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第九項に規定する旧国家公務員共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

10　昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

11　昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第十三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九条第二項及び第四項第二号」を「第八十四条の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に

改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。）の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

16　平成二十四年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

附則第四十四条第一項ただし書中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第四十六条第三項中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」に改める。

附則第六十条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十九条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

附則第百十七条中「遺族共済年金」を「規定する場合及び当該同一の事由により」に、「を含む。）」を「が支給される場合」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十四条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、「第七条の規定による改正後の」を削り、同項第二号中「（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法」を「（同法」に、「として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項」を「として同項」に改める。

附則第二十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第二十三条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「国民年金法第七条第一項第二号に規定する厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

附則第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第九十五条　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。

第二十一条第一項第四号中「厚生年金保険の被保険者」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加える。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第九十六条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

第十三条の二　第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び第十三条の四において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第

七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第十三条の三　追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合においては、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

第十三条の四　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（新法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定によ

る控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて遺族共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5　遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　新法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

第十三条の二第一項中「（平成二十四年法律第　　号）」を削り、「新法第七十二条の二」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間（施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

3　退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

4　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6　第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とする。

附則第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とする。

附則第三十一条第一項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、「支払われる長期給付」の下に「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正後の共済法第七十二条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）」を加え、同項第一号中「費用（」の下に「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第四十条の二第三項中「、前項」を「前項」に改め、「ついて」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について」を加える。

附則第四十条の三に次の一項を加える。

2　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関する処分について準用する。

附則第四十二条の二第四項中「、第二項」を「第二項」に改め、「ついて」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について」を加える。

附則第五十七条の次に次の三条を加える。

（追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例）

第五十七条の二　追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額（次項において「控除前退職年金等の額」という。）が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4　追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6　退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例）

第五十七条の三　追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2　追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第一項の規定を適用する場合にお

いて、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3　前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例）

第五十七条の四　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第四十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3　附則第五十七条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

附則第六十五条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第六十五条の二　附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十九条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の八中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第百条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

第十三条の二　第七条第一項各号の期間又は第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条、第二十二条の二及び第二十七条の二において「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員（第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を含む。以下この条において同じ。）に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（新法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、第二十二条の二及び第二十七条の二において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十九条第一項、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法第八十条の二第四項、新法第百二条第一項、新法附則第二十条の二第二項（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項及び第五項並びに新法附則第二十五条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、新法附則第二十五条の六第一項、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）並びに新法附則第二十六条第五項及び第十項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第二十二条の二　追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十七条第一項及び第三項、新法第八十八条第一項並びに新法第百三条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

第二十七条の二　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（新法第九十九条の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第百四条第一項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて遺族共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5　遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第百一条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方公務員等共済組

合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

第十三条の二第一項中「（平成二十四年法律第　号）」を削り、「新法第四十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第九十六条第三項中「これを組合」の下に「、指定都市職員共済組合、」を加える。

第九十七条第二項を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項及び第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

3　退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十条第一項」とあるのは、「新法第八十条第一項（同条第二項に定める金額について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

4　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6　第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関

する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第三十三条第一項中「新共済法第百十三条第三項」を「地方公務員等共済組合法第百十三条第四項」に、「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「支払われる長期給付」の下に「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）」を加え、同項第一号中「新共済法」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第四十七条の二第三項中「、前項」を「前項」に改め、「について」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について」を加える。

附則第四十七条の三に次の一項を加える。

2　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関する処分について準用する。

附則第四十八条の二第四項中「、第二項」を「第二項」に改め、「について」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について」を加える。

附則第九十八条の次に次の三条を加える。

（追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例）

第九十八条の二　追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額（次項において「控除前退職年金等の額」という。）が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第四十三条第一項及び第二項、附則第四十四条第一項及び第二項（附則第八十二条第一項においてその例による場合を含む。）、附則第四十五条第一項（附則第八十三条第一項においてその例による場合を含む。）、附則第六十三条第一項及び第二項、附則第六十四条第一項、附則第六十六条第一項、附則第七十二条第一項及び第二項、附則第七十三条第一項、附則第七十五条第一項、附則第八十六条第一項、附則第八十七条第一項及び第二項並びに附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4　追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第七十二条第四項、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三項、附則第八十六条第四項、附則第八十七条第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6　退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例）

第九十八条の三　追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十八条第二項、附則第六十七条第一項、附則第七十六条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2　追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定

額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3　前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例）

第九十八条の四　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第五十一条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3　附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

附則第百二十四条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第百二十四条の二　附則第四十七条の二第三項、附則第四十七条の三第二項及び附則第四十八条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「支払う長期給付」を「支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第一号中「長期給付」を「長期給付等」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第六条の二　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の五第三項中「私立学校教職員共済法による長期給付」を「日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第七号に規定する保険給付」に改める。

附則中第五条から第十条までを削り、第十一条を第五条とする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第百五条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に、「附則第二十九条第四項」を「附則第二十九条第五項」に改める。

第百六条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、「第十七条の二」を「第十七条」に、

「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条―第三十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第三十八条・第三十九条）
第五節　不服申立てに関する特例（第四十条）」を

「第三節　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例（第三十五条―第三十七条）
第四節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十八条―第四十一条）
第五節　二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第四十二条・第四十三条）
第六節　不服申立てに関する特例（第四十四条）」に、

「第一節　国
第二節　長
第一款
第二款
第三節　発
第四節　二
第五節　不

家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一条）
期給付等に関する特例
長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二条―第四十五条）
長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十六条―第四十九条）
効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十条―第五十二条）
以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十三条・第五十四条）
服申立てに関する特例等（第五十五条―第五十七条）

「第一節　国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一条―第四十八条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四十六条―第五十八条）」に、

「第一節　地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第五十九条―第六十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第六十三条―第六十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六十七条―第六十九条）
第四節　相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第七十条・第七十一条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第七十二条―第七十五条）」を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七十六条―第八十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第八十一条―第八十七条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八十八条・第八十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九十条―第九十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第九十三条―第九十五条）」に、

「第一節　地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第九十六条―第九十九条）
第二節　長期給付等に関する特例（第百条―第百三条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第百四条）
第四節　相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第百五条―第百七条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第百八条―第百十条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第百十一条―第百十三条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第百十四条―第百十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第百十七条―第百二十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第百二十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第百二十二条―第百二十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第百二十五条―第百二十七条）」を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第百二十八条―第百三十一条）
第二節　長期給付等に関する特例（第百三十二条―第百三十五条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第百三十六条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第百三十七条―第百三十九条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第百四十条―第百四十二条）」に、

「第一節　地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第百四十三条―第百四十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第百四十七条―第百五十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第百五十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第百五十二条―第百五十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第百五十五条―第百五十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第百五十八条―第百六十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第百六十一条―第百六十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第百六十五条―第百六十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第百六十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第百七十条―第百七十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第百七十三条―第百七十五条）」を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第百七十六条―第百七十九条）
第二節　長期給付等に関する特例（第百八十条―第百八十三条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第百八十四条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第百八十五条―第百八十七条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第百八十八条―第百九十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第百九十一条―第百九十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第百九十五条―第百九十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第百九十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第二百条―第二百二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第二百三条―第二百五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第二百六条―第二百八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第二百九条―第二百十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第二百十三条―第二百十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第二百十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第二百十八条―第二百二十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第二百二十一条―第二百二十三条）」を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第二百二十四条―第二百二十七条）
第二節　長期給付等に関する特例（第二百二十八条―第二百三十一条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第二百三十二条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第二百三十三条―第二百三十五条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第二百三十六条―第二百三十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第二百三十九条―第二百四十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第二百四十三条―第二百四十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第二百四十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第二百四十八条―第二百五十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第二百五十一条―第二百五十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第二百五十四条―第二百五十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第二百五十七条―第二百六十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第二百六十一条―第二百六十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第二百六十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第二百六十六条―第二百六十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第二百六十九条―第二百七十一条）」を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第二百七十二条―第二百七十五条）
第二節　長期給付等に関する特例（第二百七十六条―第二百七十九条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第二百八十条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第二百八十一条―第二百八十三条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第二百八十四条―第二百八十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第二百八十七条―第二百九十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第二百九十一条―第二百九十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第二百九十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第二百九十六条―第二百九十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第二百九十九条―第三百一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第三百二条―第三百四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第三百五条―第三百八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第三百九条―第三百十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第三百十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第三百十四条―第三百十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第三百十七条―第三百十九条）」を「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第三百二十条―第三百二十三条）
第二節　長期給付等に関する特例（第三百二十四条―第三百二十七条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第三百二十八条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第三百二十九条―第三百三十一条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第三百三十二条―第三百三十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第三百三十五条―第三百三十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第三百三十九条―第三百四十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第三百四十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第三百四十四条―第三百四十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第三百四十七条―第三百四十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第三百五十条―第三百五十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第三百五十三条―第三百五十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第三百五十七条―第三百六十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第三百六十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第三百六十二条―第三百六十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第三百六十五条―第三百六十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第三百六十八条―第三百七十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第三百七十一条―第三百七十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第三百七十五条―第三百七十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第三百七十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第三百八十条―第三百八十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第三百八十三条―第三百八十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第三百八十六条―第三百八十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第三百八十九条―第三百九十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第三百九十三条―第三百九十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第三百九十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第三百九十八条―第四百条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第四百一条―第四百三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四百四条―第四百六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第四百七条―第四百十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第四百十一条―第四百十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第四百十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第四百十六条―第四百十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第四百十九条―第四百二十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四百二十二条―第四百二十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第四百二十五条―第四百二十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第四百二十九条―第四百三十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第四百三十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第四百三十四条―第四百三十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第四百三十七条―第四百三十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四百四十条―第四百四十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第四百四十三条―第四百四十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第四百四十七条―第四百五十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第四百五十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第四百五十二条―第四百五十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第四百五十五条―第四百五十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四百五十八条―第四百六十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第四百六十一条―第四百六十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第四百六十五条―第四百六十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第四百六十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第四百七十条―第四百七十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第四百七十三条―第四百七十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四百七十六条―第四百七十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第四百七十九条―第四百八十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第四百八十三条―第四百八十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第四百八十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第四百八十八条―第四百九十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第四百九十一条―第四百九十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第四百九十四条―第四百九十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第四百九十七条―第五百条）
第二節　長期給付等に関する特例（第五百一条―第五百四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五百五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第五百六条―第五百八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第五百九条―第五百十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第五百十二条―第五百十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五百十五条―第五百十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第五百十九条―第五百二十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五百二十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第五百二十四条―第五百二十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第五百二十七条―第五百二十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第五百三十条―第五百三十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五百三十三条―第五百三十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第五百三十七条―第五百四十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五百四十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第五百四十二条―第五百四十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第五百四十五条―第五百四十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第五百四十八条―第五百五十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五百五十一条―第五百五十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第五百五十五条―第五百五十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五百五十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第五百六十条―第五百六十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第五百六十三条―第五百六十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第五百六十六条―第五百六十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五百六十九条―第五百七十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第五百七十三条―第五百七十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五百七十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第五百七十八条―第五百八十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第五百八十一条―第五百八十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第五百八十四条―第五百八十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五百八十七条―第五百九十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第五百九十一条―第五百九十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五百九十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第五百九十六条―第五百九十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第五百九十九条―第六百一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第六百二条―第六百四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第六百五条―第六百八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第六百九条―第六百十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六百十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第六百十四条―第六百十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第六百十七条―第六百十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第六百二十条―第六百二十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第六百二十三条―第六百二十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第六百二十七条―第六百三十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六百三十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第六百三十二条―第六百三十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第六百三十五条―第六百三十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第六百三十八条―第六百四十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第六百四十一条―第六百四十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第六百四十五条―第六百四十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六百四十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第六百五十条―第六百五十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第六百五十三条―第六百五十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第六百五十六条―第六百五十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第六百五十九条―第六百六十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第六百六十三条―第六百六十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六百六十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第六百六十八条―第六百七十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第六百七十一条―第六百七十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第六百七十四条―第六百七十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第六百七十七条―第六百八十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第六百八十一条―第六百八十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六百八十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第六百八十六条―第六百八十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第六百八十九条―第六百九十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第六百九十二条―第六百九十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第六百九十五条―第六百九十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第六百九十九条―第七百二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第七百三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第七百四条―第七百六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第七百七条―第七百九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第七百十条―第七百十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七百十三条―第七百十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第七百十七条―第七百二十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第七百二十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第七百二十二条―第七百二十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第七百二十五条―第七百二十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第七百二十八条―第七百三十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七百三十一条―第七百三十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第七百三十五条―第七百三十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第七百三十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第七百四十条―第七百四十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第七百四十三条―第七百四十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第七百四十六条―第七百四十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七百四十九条―第七百五十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第七百五十三条―第七百五十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第七百五十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第七百五十八条―第七百六十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第七百六十一条―第七百六十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第七百六十四条―第七百六十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七百六十七条―第七百七十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第七百七十一条―第七百七十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第七百七十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第七百七十六条―第七百七十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第七百七十九条―第七百八十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第七百八十二条―第七百八十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七百八十五条―第七百八十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第七百八十九条―第七百九十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第七百九十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第七百九十四条―第七百九十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第七百九十七条―第七百九十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第八百条―第八百二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第八百三条―第八百六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第八百七条―第八百十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八百十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第八百十二条―第八百十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第八百十五条―第八百十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第八百十八条―第八百二十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第八百二十一条―第八百二十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第八百二十五条―第八百二十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八百二十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第八百三十条―第八百三十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第八百三十三条―第八百三十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第八百三十六条―第八百三十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第八百三十九条―第八百四十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第八百四十三条―第八百四十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八百四十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第八百四十八条―第八百五十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第八百五十一条―第八百五十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第八百五十四条―第八百五十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第八百五十七条―第八百六十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第八百六十一条―第八百六十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八百六十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第八百六十六条―第八百六十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第八百六十九条―第八百七十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第八百七十二条―第八百七十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第八百七十五条―第八百七十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第八百七十九条―第八百八十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八百八十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第八百八十四条―第八百八十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第八百八十七条―第八百八十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第八百九十条―第八百九十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第八百九十三条―第八百九十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第八百九十七条―第九百条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九百一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九百二条―第九百四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第九百五条―第九百七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第九百八条―第九百十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第九百十一条―第九百十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第九百十五条―第九百十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九百十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九百二十条―第九百二十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第九百二十三条―第九百二十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第九百二十六条―第九百二十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第九百二十九条―第九百三十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第九百三十三条―第九百三十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九百三十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九百三十八条―第九百四十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第九百四十一条―第九百四十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第九百四十四条―第九百四十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第九百四十七条―第九百五十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第九百五十一条―第九百五十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九百五十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九百五十六条―第九百五十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第九百五十九条―第九百六十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第九百六十二条―第九百六十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第九百六十五条―第九百六十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第九百六十九条―第九百七十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九百七十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九百七十四条―第九百七十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第九百七十七条―第九百七十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第九百八十条―第九百八十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第九百八十三条―第九百八十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第九百八十七条―第九百九十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九百九十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九百九十二条―第九百九十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第九百九十五条―第九百九十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第九百九十八条―第千条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千一条―第千四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千五条―第千八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千十条―第千十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千十三条―第千十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千十六条―第千十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千十九条―第千二十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千二十三条―第千二十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千二十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千二十八条―第千三十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千三十一条―第千三十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千三十四条―第千三十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千三十七条―第千四十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千四十一条―第千四十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千四十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千四十六条―第千四十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千四十九条―第千五十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千五十二条―第千五十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千五十五条―第千五十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千五十九条―第千六十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千六十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千六十四条―第千六十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千六十七条―第千六十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千七十条―第千七十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千七十三条―第千七十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千七十七条―第千八十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千八十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千八十二条―第千八十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千八十五条―第千八十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千八十八条―第千九十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千九十一条―第千九十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千九十五条―第千九十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千九十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千百条―第千百二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千百三条―第千百五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千百六条―第千百八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千百九条―第千百十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千百十三条―第千百十六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千百十七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千百十八条―第千百二十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千百二十一条―第千百二十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千百二十四条―第千百二十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千百二十七条―第千百三十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千百三十一条―第千百三十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千百三十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千百三十六条―第千百三十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千百三十九条―第千百四十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千百四十二条―第千百四十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千百四十五条―第千百四十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千百四十九条―第千百五十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千百五十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千百五十四条―第千百五十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千百五十七条―第千百五十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千百六十条―第千百六十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千百六十三条―第千百六十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千百六十七条―第千百七十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千百七十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千百七十二条―第千百七十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千百七十五条―第千百七十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千百七十八条―第千百八十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千百八十一条―第千百八十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千百八十五条―第千百八十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千百八十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千百九十条―第千百九十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千百九十三条―第千百九十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千百九十六条―第千百九十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千百九十九条―第千二百二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千二百三条―第千二百六条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千二百七条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千二百八条―第千二百十条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千二百十一条―第千二百十三条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千二百十四条―第千二百十六条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千二百十七条―第千二百二十条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千二百二十一条―第千二百二十四条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千二百二十五条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千二百二十六条―第千二百二十八条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千二百二十九条―第千二百三十一条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千二百三十二条―第千二百三十四条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千二百三十五条―第千二百三十八条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千二百三十九条―第千二百四十二条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千二百四十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千二百四十四条―第千二百四十六条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千二百四十七条―第千二百四十九条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千二百五十条―第千二百五十二条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千二百五十三条―第千二百五十六条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千二百五十七条―第千二百六十条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千二百六十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千二百六十二条―第千二百六十四条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千二百六十五条―第千二百六十七条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千二百六十八条―第千二百七十条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千二百七十一条―第千二百七十四条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千二百七十五条―第千二百七十八条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第千二百七十九条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第千二百八十条―第千二百八十二条）
第五節　不服申立てに関する特例等（第千二百八十三条―第千二百八十五条）」を「第二節　不服申立てに関する特例等（第千二百八十六条―第千二百八十八条）」に、

「第一節　私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第千二百八十九条―第千二百九十二条）
第二節　長期給付等に関する特例（第千二百九十三条―

「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「法律によって組織された共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）であった期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（第三十二条第八項及び第百一条第一項において「共済組合等」という。）」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）については国家公務員共済組合連合会の確認を、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）については地方公務員共済組合の確認を、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）については日本私立学校振興・共済事業団」に改め、第六章第二節第二款中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条を第十六条とする。

第十七条の二中「第十一条から第十三条まで」を「第十条から第十二条まで」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「同条第七号」を「同条第五号」に改める。

第十九条第一項ただし書中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二十条第一項ただし書中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第四号中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に、「第十八条の三」を「第十八条の四」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十六条」に改める。

第二十三条中「第十四条第四項」を「第十三条第四項」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第三号中「及び第五号」を削り、同項第五号を削る。

第二十五条第一項中「厚生労働大臣」を「政令で定めるところにより、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該実施機関」に改め、同条第四項中「、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となったとき」を削る。

第二十六条中「又は第五号のいずれか」を削る。

第二十八条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項中「次条第二項」の下に「、第三十六条」を加え、「第三十六条第一項第二号」を「第三十九条第一項第二号」に改める。

第二十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第一項第二号」を「第三十九条第一項第二号」に改める。

第三十条第一項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項第二号」を「第三十七条及び第四十条第一項第二号」に改める。

第三十一条第二項中「被保険者期間であって政令で定めるものの月数」を「被保険者期間であって政令で定めるものの月数を合算した月数」に改め、同条第四項中「その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日」の下に「（厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあっては、その日）」を加える。

第三十二条第一項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同項第二号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同条第八項中「被用者年金被保険者等であった期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であった期間については、当該共済組合等」を「厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）については厚生労働大臣の確認を、第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第三十三条第一項中「第三十九条」を「第四十三条」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第五項中「第十七条の」を「第十六条の」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十四条中「、退職」を削る。

第八章第二節から第四節までを削る。

第四十一条第一項中「第二十条の三第四項」を「第二十条の二第四項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、第八章第一節中同条を第四十五条とする。

第四十条第一項を削り、同条第二項中「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「この項」を「この条」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同項を同条とし、第七章第五節中同条を第四十四条とし、同節を同章第六節とする。

第三十九条中「前二節」を「前三節」に改め、第七章第四節中同条を第四十三条とする。

第三十八条中「前二節」を「前三節」に改め、同条を第四十二条とし、第七章第四節を同章第五節とする。

第三十七条第一項第一号中「失踪（そう）」を「失踪」に改め、同条第八項第四号中「第十七条」を「第十六条」に改め、同項第五号中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の障害厚生年金等の特例）

第四十一条　第三十五条の規定は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金について、第三十六条の規定は第三十九条第一項の規定により支給する障害手当金について、第三十七条の規定は前条第一項の規定により支給する遺族厚生年金について、それぞれ準用する。

第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とし、第七章第三節を同章第四節とする。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）

第三十五条　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）の被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十六条　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例）

第三十七条　相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であって、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるものに第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

第五十五条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十二条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「国共済組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第八章第五節中同条を第四十六条とし、第五十六条を第四十七条とし、第五十七条を第四十八条とする。

第八章第五節を同章第二節とする。

第五十八条第二項を削り、第九章第一節中同条を第四十九条とする。

第九章第二節から第四節までを削る。

第七十二条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十二条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場

を含む。）」を削り、「地共済組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第九章第五節中同条を第五十条とし、第七十三条を第五十一条とし、第七十四条を第五十二条とし、第七十五条を第五十三条とする。

第九章第五節を同章第二節とする。

第七十六条第一項中「教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。）」を「私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「及び長期給付」を削り、「私学共済制度の加入者」を「私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（次項において「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次に掲げる者」を「第一項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者」に改め、「、それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、第十章第一節中同条を第五十四条とする。

第十章第二節から第四節までを削る。

第九十条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「、第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「私学共済加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第十章第五節中同条を第五十五条とし、第九十一条を第五十六条とし、第九十二条を第五十七条とする。

第十章第五節を同章第二節とする。

第十一章を削る。

第百条第一項第四号中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、第十二章中同条を第五十八条とする。

第百一条第一項中「共済組合等（」の下に「法律によって組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、」を加え、同条を第五十九条とする。

第百二条第一項中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十条とし、第百三条を第六十一条とする。

第百三条の二第一項第三号中「第三十七条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第六十二条とする。

第百三条の三を第六十三条とし、第百四条を第六十四条とし、第百五条を第六十五条とする。

第百六条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十六条とする。

第十二章を第十一章とする。

附則第五条中「被用者年金被保険者等」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第八十七条の規定による改正前の国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」に改める。

附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第二十九条の二」を「第十八条」に改める。

附則第十三条及び第十六条中「第七章第四節」を「第七章第五節」に改める。

附則第十八条から第二十九条までを削り、附則第二十九条の二を附則第十八条とする。

附則第三十条及び第三十一条を削る。

附則第三十二条を附則第十九条とし、附則第三十三条を附則第二十条とする。

附則第三十四条中「附則第三十二条」を「附則第十九条」に、「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第三十五条を附則第二十二条とする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第百七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項を次のように改める。

当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等（第百十一条第一項第一号ロに規定する年金保険者たる共済組合等をいう。第三項において同じ。）への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

附則第二十二条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を「同勘定に所属する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「基礎年金勘定に所属する」に、「同項の」を「同勘定に所属する」に、「基礎年金勘定」を「同勘定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

3　基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

第百八条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号ロ中「第五条第十項」を「第五条第九項」に、「年金保険者たる共済組

合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項第二号ハ中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三項第一号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ヲをワとし、ロからルまでをハからヲまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。）からの拠出金

第百十一条第三項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　実施機関への交付金

第百十一条第六項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号ロ中「日本年金機構」を「実施機関及び日本年金機構」に改める。

第百十三条第二項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十四条第一項第一号中「管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等」を「実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十六条第一項及び第四項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百二十条第一項中「各年金保険者たる共済組合等」を「各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　毎会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合

附則第二十二条第一項及び第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

附則第二十四条第一項中「厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに」を削り、「次項第二号」を「次項」に、「附則第十九条及び第二十条」を「附則第二十条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第百二十条第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九条　附則第百七条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十二条第一項及び第二項の規定は、平成二十四年度の決算から適用する。

第百十条　附則第百八条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

第百十一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第百八条第四項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

附則第十条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

（障害共済年金が支給される者の特例）

第百十二条　附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第百八条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」という。）の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とする。

（船員保険法の一部改正）

第百十三条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七十条第四項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

附則第二条中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改める。

（障害共済年金等が支給される者の特例）

第百十四条　附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給され

る者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の船員保険法（以下この条において「改正後船員保険法」という。）の規定の適用については、改正後船員保険法第七十条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「地方公務員障害共済年金」という。）の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金と」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金と」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、改正後船員保険法第八十六条第二項及び第八十九条中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、改正後船員保険法第百条第四項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第百十五条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「及び当該同一の事由により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を削る。

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百十六条　前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合及び当該同一の事由により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第四条第三号に規定する改正前国共済法、同条第六号に規定する改正前地共済法又は同条第九号に規定する改正前私学共済法の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」とする。

（障害共済年金等が支給される者の特例）

第百十七条　附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る附則第百十五条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下この条において「改正後労災保険法」という。）の規定の適用については、改正後労災保険法第十四条第二項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「地方公務員障害共済年金」という。）中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金（以下「国家公務員遺族共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下「地方公務員遺族共済年金」という。）」と、同号イ中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同号ロ中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「国家公務員障害共済年金」とあるのは「地方公務員遺族共済年金」と、同表第二号中「又は遺族厚生年金」とあるのは「若しくは遺族厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは国家公務員遺族共済年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは地方公務員遺族共済年金」とする。

（地方自治法の一部改正）

第百十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の項の次に次のように加える。

国家公務員等共済組合法等	附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	

別表第一国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の項の次に次のように加える。

の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）	の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）	附則第四十七条の二第三項、第四十七条の三第二項及び第四十八条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第百十九条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「ついては、」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第二条の規定による改正前の」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第百二十条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十条（この下に「同条第二項及び第六項を除き、」を加える。

第十九条及び第三十二条第二項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第百二十一条　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条第一項（長期給付の種類等）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条（長期給付の種類）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条（保険給付の種類）に規定する保険給付（政府から給されるものを除く。）並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）」に改め、「、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第二項（長期給付）」を削る。

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十二条　附則第三十七条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十一条第一項の規定による年金たる給付、附則第六十一条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十五条第一項の規定による年金たる給付並びに附則第七十九条に規定する年金である給付は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

（国民健康保険法の一部改正）

第百二十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の三第二項中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢」に改める。

附則第十二条第一項中「又は給料の月額及び期末手当等の額」を削り、「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第百二十四条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

第三十条中「公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合」を「法律によつて組織された共済組合」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十五条　附則第四条第三号に規定する改正前国共済法及び同条第四号に規定する改正前国共済施行法、同条第六号に規定する改正前地共済法及び同条第七号に規定する改正前地共済施行法並びに同条第九号に規定する改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

（住民基本台帳法の一部改正）

第百二十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第六十一条第一項の」に、「、地方公務員等共済組合法」を「又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改め、「又は同法附則第二十八条の十三第二項の脱退一時金」を削り、同表の四十

二の項中「国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の」に改め、「又は国家公務員共済組合法附則第十三条の十第二項の脱退一時金」を削り、同表の四十八の項中「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十九条の」に、「、同法第二十条第一項」を「又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項」に改め、「又は同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の十第二項の脱退一時金」を削り、同表の七十三の三の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表の七十四の項中「日本年金機構」の下に「、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会並びに日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同表の七十五の項及び七十六の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表の七十七の九の項中「第百一条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第百二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第百二十七条　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「被保険者であつて、」の下に「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。）及び同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。）並びに」を加える。

第十八条第一項中「坑内員」の下に「並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者」を加える。

第二十条中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第三十三条第三項中「第九十条第二項及び第三項」を「第九十条第三項及び第四項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第百二十八条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。

（調整規定）

第百二十九条　施行日が子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。	第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。 第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。 第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第百三十条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の見出し中「私学共済法」を「私学共済法等」に改め、同条第四項中「私学共済法の」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）第四条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の」に改め、同条第五項中「に係る」の下に「平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の」を、「その他同法」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、「同法の」を「これらの法律の」に改める。

第百四条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第百三十一条　高齢者の医療の確保に関する法律

（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百七条第二項中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢」に改める。

（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正）

第百三十二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正）

第百三十三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第百三十四条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法による老齢」に改める。

附則第八条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に、「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十五条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の三第一項第四号」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第百三十六条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下この条において「派遣先企業」という。）は、」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業」とする。

第十四条第四項を削る。

第二十六条第一項中「、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と」を削る。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第百三十七条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3　派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第百三十八条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。

第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二条第一項第四号及び第五号、第二十五条、第二十六条第三号、第二十七条第四号、第七十四条第二項、第七十七条第三項並びに第八十四条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第百十二条第六項中「第百三十三条の二」を「第百三十三条の二の二」に改める。

第百十三条第二項中「第九十一条から第九十一条の三まで」を「第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十一条の三」に改める。

第百十四条第三項中「積立金」を「特別会計積立金」に改める。

第百十七条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十九条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項を削り、同条第二項中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（確定拠出年金法の一部改正）

第百四十条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項を次のように改める。

6　この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）をいう。

第三条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「前条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第四条第一項第二号及び第三項並びに第五条第二項及び第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第二条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十条第三号、第十一条第四号及び第四十六条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第六十二条第三項第八号中「法律によって組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改める。

（独立行政法人農業技術研究機構法の一部改正）

第百四十一条　独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（推進機構の役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（推進機構の役職員であった被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「推進機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（推進機構の役員又は職員であった者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者（研究機構の役員又は職員となった者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（推進機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であった期間（研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第

三項」に、「、組合員期間」を「、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十二条　独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（開発センターの役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（開発センターの役職員であった被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「開発センターの役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（開発センターの役員又は職員であった者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者（センターの役員又は職員となった者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（開発センターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（センターの役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であった期間（センターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「、組合員期間」を「、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（放送大学学園法の一部改正）

第百四十三条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（私立学校教職員共済法の特例）

第十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第百四十四条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十二号中「年金たる給付」の下に「（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあっては、政府が支給するものに限る。）」を加える。

附則第五条の二第三項中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第百四十五条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「うち厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（調整規定）

第百四十六条　この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の施行の日前である場合には、同法附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第二項の改正規定中「附則第七条第二項」とあるのは、「附則第七条第一項」とする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第百四十七条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法

律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「（平成十五年法律第四十号）」を加え、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「「同条第四項」を「「同条第五項」に、「（同条第四項」を「（同条第五項」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　私立大学派遣検察官等に関する国共済法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

第十四条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条第一項中「、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を削り、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

第十六条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「（平成十五年法律第四十号）」を加え、「第二十二条第二項及び第七項」を「第二十二条第三項及び第八項」に、「「給与」を「「報酬」に、「同条第三項」を「同条第三項及び第五項」に改める。

第二十一条中「社会保険関係法」の下に「厚生年金保険法、」を加える。

（人事訴訟法の一部改正）

第百四十八条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「標準報酬等の按分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項の規定による処分をいう。）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第百四十九条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）

に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

第八条第四項を削る。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）

第百五十条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付（政府が支給するものを除く。）」に、「同法」を「国民年金法」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百五十一条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第九十四条第三項中「新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「国家公務員共済組合法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改める。

附則第九十五条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十二条　恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（文官等に給する普通恩給等の年額の特例）

第六条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第三号に定める日（以下「第三号施行日」という。）の属する月分以降の公務員（新昭和二十八年改正法附則第十条第一項に規定する旧軍人を除く。以下この条において同じ。）に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料（新恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料を除く。以下この条において同じ。）の年額（新恩給法第七十五条第二項又は新昭和五十一年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加給又は加算の年額を含む。以下この条において同じ。）は、この項の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

2　前項に定めるもののほか、第三号施行日の属する月分以降の公務員に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料の年額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本年金機構法の一部改正）

第百五十三条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第四号イ中「並びに同法第百十三条第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項に規定する権限に係る事務」を削り、同号ニ中「第百三条の二第一項」を「第六十二条第一項」に、「第百三条の三第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第三十八条第五項第三号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとする。

附則第四十条第二項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第百五十四条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「第九十一条から第九十一条の三までの規定及び」を「第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに」に改め、同条第三項中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百五十五条　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第六条に見出しとして「（厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（機構の事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（機構の役員又は職員であった者に限る。）で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となった者（研究所又はセンターの役員又は職員となった者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係る

ものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間（研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であった期間（研究所又はセンターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「、組合員期間」を「、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（家事事件手続法の一部改正）

第百五十六条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二編第二章第二十二節の節名中「厚生年金保険法等」を「厚生年金保険法」に改める。

別表第二中「厚生年金保険法等」を「厚生年金保険法」に改め、同表の十五の項中「、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百五十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十二の項中「、年金である給付又は脱退一時金」を「又は年金である給付」に改め、同表の二十四の項中「厚生労働大臣」の下に「又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）」を加え、同表の二十九の項中「による年金である給付若しくは脱退一時金」を削り、同表の三十九の項中「、年金である給付若しくは脱退一時金」を「若しくは年金である給付」に改め、同表の六十の項、六十六の項、七十四の項及び七十五の項中「管掌者」を「実施者」に改める。

別表第二の一の項中「（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）」を削り、「国民年金法又は被用者年金各法（」を「国民年金法、」に改め、「をいう。）」を削り、同表の三十四の項及び三十五の項を次のように改める。

三十四　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
三十五　削除			

別表第二の三十六の項中「三十六　厚生労働大臣」の下に「又は共済組合等」を加え、「共済組合等」を「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」に改め、同表の四十一の項及び六十の項中「による年金である給付若しくは脱退一時金」を削り、同表の八十五の項、九十二の項、百二の項及び百三の項中「管掌者」を「実施者」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第百五十八条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第七十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十九条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定中「六　事業所」を「五　事業所」に改める。

第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二条第一項の改正規定中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「

第三十二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

」を

「

第三十二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三十三級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三十四級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三十五級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
第三十六級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三十七級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第三十八級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第三十九級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第四十級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四十一級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四十五級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	

」に改める。

第二十七条のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の五の次に四条を加える改正規定（同法附則第十三条の六第一項第二号イに係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十八条のうち介護保険法附則に二条を加える改正規定（同法附則第十一条第三項に係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十九条のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法附則に二条を加える改正規定（同法附則第九条第三項に係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

附則第十六条中「同条第六号」を「同条第五号」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員（以下「公務員等」と総称する。）についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　厚生年金保険の被保険者資格について、公務員等に係る適用除外規定を削除すること。

2　公務員等に係る遺族給付の転給制度を廃止すること。

3　公務員等に係る厚生年金保険の保険料率について、段階的に引き上げることを法律上明記するとともに、公務員については平成三十年九月に、私立学校教職員については平成三十九年四月に公務員等以外に適用される保険料率（十八・三パーセント）に統一すること。

4　厚生年金保険の実施機関は、公務員等以外の被保険者等に係る事務については厚生労働大臣、公務員等の被保険者等に係る事務については、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団等とすること。

5　実施機関（厚生労働大臣を除く。以下同じ。）の積立金のうち共通財源として厚生年金保険事業に供する積立金については、平成二十七年度における実施機関の厚生年金保険の保険給付に要する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）に、平成二十六年度の末日における厚生年金保険の積立金等の額を平成二十七年度における政府が負担する厚生年金保険の保険給付に要する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）で除して得た率（積立比率）を乗じて得た額とすること。

6　追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額について、原則として、その年金額が控除調整下限額を超えるときは、当該年金額は、追加費用対象期間に係る当該年金額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とすること。

7　公務員等の職域加算額廃止後の新たな年金については、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けること。

8　この法律は、一部を除き、平成二十七年十月一日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員等についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするものであるが、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加える必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の次に次の一条を加える。

（適用事業所に関する経過措置等）

第二条の三　私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園を設置する者又は同項に規定する総合こども園（みなし幼保連携型認定こども園を設置する者又は特例設置幼保連携型認定こども園（みなし幼保連携型認定こども園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園又は同項に規定する総合こども園（みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）を設置する者又は特例設置幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の三第一項の規定の適用については、同項中「又は同項に規定する総合こども園（みなし幼保連携型認定こども園を設置する者又は特例設置幼保連携型認定こども園（就学前の子ども、みなし幼保連携型認定こども園又はみなし）に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第四条第一項に規定する総合こども園」とあるのは、「（法人を除き、その設置する一の幼稚園」とする。

第二項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下この項において同じ。）

（国民年金法の一部改正）

第八十七条　国民年金法の一部を次のように改正する。

附則第九条の二の五中「、厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の見出しを「（厚生年金保険の

被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例」に改め、同条中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は」に改め、「第三十二条第六項」と」の下に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」と」を加える。

附則第三十五条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第三号イ」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。）附則第六条第一項第三号イ」に、「年金保険者」を「実施機関」に改め、同項第一号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十一条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十四条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十七条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十九条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うときは、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項に規定する遺族のうち、次の順位の者に支給する。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　孫

五　祖父母

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項から第十五項まで」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項から第十七項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項及び第十九項から第二十二項まで」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条の次に次の三項を加える。

2　厚生年金保険の実施者は、前項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫又は祖父母であるときは孫又は祖父母、その者が父母であるときは祖父母、その者が孫であるときは祖父母であつて、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3　厚生年金保険の実施者は、前項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行うものとする。

4　厚生年金保険の実施者は、第二項に規定する者に対し、厚生年金保険法第七十八条第一項、第七十九条第一項及び第九十条第一項の規定による遺族厚生年金の支給を行

移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条の二第三項中「、前項」を「前項」に改め、「ついて」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について」を加える。

附則第四十条の三に次の一項を加える。

2　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関する処分について準用する。

附則第四十二条の二第四項中「、第二項」を「第二項」に改め、「ついて」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について」を加える。

附則第六十五条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第六十五条の二　附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十九条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の六中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第四十七条の二第三項中「、前項」を「前項」に改め、「について」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該退職年金等に関する処分について」を加える。

附則第四十七条の三に次の一項を加える。

2　国民年金法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は、前項の規定により同法の規定を適用するものとされた退職年金等に関する処分について準用する。

附則第四十八条の二第四項中「、第二項」を「第二項」に改め、「について」の下に「、同法第百八条第二項及び第百八条の二の三の規定は当該障害年金に関する処分について」を加える。

附則第百二十四条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第百二十四条の二　附則第四十七条の二第三項、附則第四十七条の三第二項及び附則第四十八条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第百三条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第六条の二　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済組合法附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の五第三項中「私立学校教職員共済法による長期給付」を「日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第七号に規定する保険給付」に改める。

第百六条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、「第十七条の二」を「第十七条」に、

「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条―第四十一条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第四十二条・第四十三条）」

を

「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条―第三十八条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第三十九条・第四十条）
第五節　不服申立てに関する特例（第四十一条）」

に、

「第一節　国民年金法による長期給付に関する特例（第三十五条―第三十七条）
第二節　厚生年金保険法による長期給付に関する特例（第三十八条―第四十一条）
第三節　発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第四十二条・第四十三条）
第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第四十四条）
第五節　不服申立てに関する特例（第四十五条―第五十

（第四十一条）

二条―第四十五条）を「第一節　不服申立て（第四十六条―第五十二条）に関する特例（第五十三条・第五十四条）」に、「第一節　国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十五条）」を「第一節　地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十六条―第四十八条）」に、「第二節　長期給付等に関する特例（第四十九条―第五十二条）」を「第二節　長期給付等に関する特例（第五十九条―第六十三条）」に、「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十四条―第五十八条）」を「第三節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例等（第六十四条―第六十八条）」に、「第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十九条―第六十二条）」を「第四節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第六十九条―第七十二条）」に、「第五節　不服申立てに関する特例（第六十三条）」を「第五節　不服申立てに関する特例等（第七十三条）」に改める。

地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第七十六条―第八十条）

第一節　私立学校教職員共済組合法の長期給付等に関する特例（第八十一条―第八十五条）

第二節　長期給付等の支給要件等に関する特例（第八十六条―第八十九条）

第三節　長期給付等の額の計算等に関する特例（第九十条―第九十四条）

第四節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九十五条―第九十八条）

第五節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九十九条―第百二条）

共済法の適用範囲に関する特例（第七十六条）

支給要件等に関する特例（第七十七条―第八十額の計算等に関する特例（第八十一条―第八十又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八十期間を有する者に係る長期給付等に関する特する特例等（第九十条―第九十二条）

務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第付等に関する特例

給付等の支給要件等に関する特例（第五十九給付等の額の計算等に関する特例（第六十三前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関立てに関する特例等（第七十二条―第七十五条）

五十八条）

条―第六十二条）

条―第六十六条）

例（第六十七条―第六十九条）

する特例（第七十条・第七十一条）」を「第一節　不服申立て（第七十二条―第七十五条）」に、「第二節　長期給付等に関する特例（第七十六条―第八十条）」を「第二節　長期給付等に関する特例（第八十一条―第八十五条）」に、「第三節　長期給付等の額の計算等に関する特例（第八十六条―第九十条）」を「第三節　長期給付等の額の計算等に関する特例（第八十六条―第九十四条）」に、「第四節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九十一条―第九十四条）」を「第四節　発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第九十五条―第九十八条）」に、「第五節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九十五条―第九十八条）」を「第五節　二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例等（第九十九条―第百二条）」に改める。

（調整規定）

第百二十九条　施行日が子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）	附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）	附則第四十七条の二第三項、第四十七条の三第二項及び第四十八条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
別表第一国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の項の次に次のように加える。	

附則第十八条を次のように改める。

附則第十八条から第二十九条までを削り、附則第二十九条の二を附則第十八条とする。

第十八条　削除

附則第三十条から第三十一条まで（十九）を削る。

（地方自治法の一部改正）

第百十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の項の次に次のように加える。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）	附則第四十条の二第三項、第四十条の三第二項及び第四十二条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）	附則第四十七条の二第三項、第四十七条の三第二項及び第四十八条の二第四項において準用する国民年金法第百八条の二の三の規定により市町村が処理することとされている事務

たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条　削除

第十七条の二中「第十一条から第十三条まで」を「第十条から第十二条まで」に改め、同条を第十七条とする。

附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第二十九条の二」を「第十八条」に改める。

（第十一条）

四条）を「第一節　私立学校教職員共済組合法の長期給付等に関する特例（第八十一条―第八十七条）」に、「第二節　不服申立てに関する特例等（第八十八条・第八十九条）」に改め、「第十一章　被用者年金各法の規定による給付に係る調整等（第九十三条―第九十六条）」を「第十二章　雑則（第百条―第百六条）」に、「第一節　被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る給付の支給の調整（第九十七条―第九十九条）」を「第一節　発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整（第百一条―第百三条）」に改める。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第六十一条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とする。

第十七条第二項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。

第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第百五十八条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第七十一条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第七十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十九条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二条第一項の改正規定中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「

第三十二級	六二〇、〇〇〇円

」を「

第三十二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三十三級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三十四級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六三五、〇〇〇円未満
第三十五級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第三十六級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満
第三十七級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満
第三十八級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上　七七〇、〇〇〇円未満
第三十九級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上　八一〇、〇〇〇円未満
第四十級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上　八五五、〇〇〇円未満
第四十一級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上　九〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上　九五五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上　一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上　一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十五級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上　一、一一五、〇〇〇円未満

」に改める。

社会保障制度改革推進法案

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十日

提出者

長妻　昭　　柚木　道義
白石　洋一　　鴨下　一郎
加藤　勝信　　西　博義

賛成者

樽床　伸二外五十三名

社会保障制度改革推進法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　社会保障制度改革の基本方針（第五条―第八条）
第三章　社会保障制度改革国民会議（第九条―第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

（基本的な考え方）

第二条　社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一　自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

二　社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

三　年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。

四　国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本的な考え方にのっとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（改革の実施及び目標時期）

第四条　政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第二章　社会保障制度改革の基本方針

（公的年金制度）

第五条　政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

一　今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

二　年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

（医療保険制度）

第六条　政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

一　健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。

二　医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。

三　医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。

四　今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

（介護保険制度）

第七条　政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

（少子化対策）

第八条　政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていな

いものをいう。）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章　社会保障制度改革国民会議

（社会保障制度改革国民会議の設置）

第九条　平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を置く。

（組織）

第十条　国民会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2　委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

4　国民会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

5　会長は、国民会議の会務を総理する。

6　委員は、非常勤とする。

（資料の提出）

第十一条　国の関係行政機関の長は、国民会議の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

（事務局）

第十二条　国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4　事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

（設置期限）

第十三条　国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十四条　国民会議に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（生活保護制度の見直し）

第二条　政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

一　不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

二　生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

理　由

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三千万円の見込みである。

社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外五名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大することにかんがみ、社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　社会保障制度改革は、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと等の事項を基本として行われるものとすること。

2　政府は、3に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、4の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとすること。

3　今後の公的年金制度について、財政の現況及び見通し等を踏まえ、4の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること等の改革の基本方針を定めるほか、医療保険制度、介護保険制度及び少子化対策のそれぞれについての改革の基本方針を定めること。

4　平成二十四年二月十七日に閣議において決

定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、1の基本的な考え方にのっとり、かつ、3に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議を置くこと。

また、社会保障制度改革国民会議は委員二十人以内をもって組織すること、委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命すること、委員は国会議員を兼ねることを妨げないこと等、社会保障制度改革国民会議の組織等に関し、必要な事項を定めること。

5　政府は、生活保護制度に関し、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと等の措置その他必要な見直しを行うものとすること。

6　この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三千万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して岡田国務大臣より「異議はない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘殿

子ども・子育て支援法案

右

国会に提出する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

子ども・子育て支援法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　子ども・子育て支援給付
第一節　通則（第八条）
第二節　子どものための現金給付（第九条・第十条）
第三節　子どものための教育・保育給付
第一款　通則（第十一条―第十八条）
第二款　支給認定等（第十九条―第二十六条）
第三款　こども園給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条―第三十条）
第三章　指定こども園及び指定地域型保育事業者
第一節　指定こども園（第三十一条―第四十三条）
第二節　指定地域型保育事業者（第四十四条―第五十五条）
第三節　業務管理体制の整備等（第五十六条―第五十八条）
第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十九条）
第四章　地域子ども・子育て支援事業（第六十条）
第五章　子ども・子育て支援事業計画（第六十一条―第六十五条）
第六章　費用等（第六十六条―第七十二条）
第七章　子ども・子育て会議等（第七十三条―第七十八条）
第八章　雑則（第七十九条―第八十三条）
第九章　罰則（第八十四条―第八十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三　子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2　都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3　国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条　国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条　この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2　この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条　この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2　この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3　この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4　この法律において「こども園」とは、総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、児童福祉法第三十九条に規定する保育所（以下「保育所」という。）及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうちその設置者が同法第五十九条の二第一項の規定による届出をしたもの（以下「届出保育施設」という。）をいう。

5　この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6　この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7　この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8　この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9　この法律において「事業所内保育」とは、次に掲げる施設において行われる保育をいう。

一　事業主がその雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもを保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもの保育を実施する施設

二　事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもを保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもの保育を実施する施設

三　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下「共済組合等の構成員」という。）の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもを保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもの保育を実施する施設

第二章　子ども・子育て支援給付

第一節　通則

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条　子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とする。

第二節　子どものための現金給付

第九条　子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第十条　子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節　子どものための教育・保育給付

第一款　通則

（子どものための教育・保育給付）

第十一条　子どものための教育・保育給付は、こども園給付費、特例こども園給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

（不正利得の徴収）

第十二条　市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　市町村は、第二十七条第一項に規定する指定こども園又は第二十九条第一項に規定する指定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該指定こども園又は指定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3　前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第十三条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2　内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3　第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（資料の提供等）

第十六条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（受給権の保護）

第十七条　子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（租税その他の公課の禁止）

第十八条　租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二款　支給認定等

（支給要件）

第十九条　子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する指定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育・保育、第二十九条第一項に規定する指定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

一　満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二　満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三　満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2　内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（市町村の認定等）

第二十条　前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当す

る同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2　前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3　市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間においてこども園給付費、特例こども園給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4　市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5　市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6　第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7　第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

（支給認定の有効期間）

第二十一条　支給認定は、内閣府令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（届出）

第二十二条　支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（支給認定の変更）

第二十三条　支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。

2　市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3　第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

5　第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　市町村は、第二項又は第四項の支給認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（支給認定の取消し）

第二十四条　支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一　当該支給認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二　当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

三　その他政令で定めるとき。

2　前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

（都道府県による援助等）

第二十五条　都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

（内閣府令への委任）

第二十六条　この款に定めるもののほか、支給認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款　こども園給付費及び地域型保育給付費等の支給

（こども園給付費の支給）

第二十七条　市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が指定するこども園（以下「指定こども園」という。）から当該指定に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては総合こども園又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては総合こども園において受ける教育・保育又は届出保育施設において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては総合こども園、保育所又は届出保育施設において受ける保育に限る。以下「指定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該指定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、こども園給付費を支給する。

2　指定こども園から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定こども園に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3　こども園給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該指定こども園の所在する地域等を勘案して算定される指定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二　政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4　内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　支給認定子どもが指定こども園から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該指定こども園に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、こども園給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該指定こども園に支払うことができる。

6　前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対しこども園給付費の支給があったものとみなす。

7　市町村は、指定こども園からこども園給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準（指定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8　前各項に定めるもののほか、こども園給付費の支給及び指定こども園のこども園給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例こども園給付費の支給）

第二十八条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する指定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例こども園給付費を支給することができる。

一　支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定教育・保育を受けたとき。

二　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、指定こども園（保育所又は届出保育施設に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、指定こども園（幼稚園又は保育所に限る。）から教育・保育（幼稚園にあっては教育に限り、保育所にあっては保育（地域型保育を除く。）に限る。以下「特別利用教育・保育」という。）を受けたとき（当該保育にあっては、地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

2　特例こども園給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　指定教育・保育　前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二　特別利用保育　特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当

該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　特別利用教育・保育　特別利用教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3　内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4　前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例こども園給付費（第一項第一号に係るものを除く。第四十一条第五号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　前各項に定めるもののほか、特例こども園給付費の支給及び指定こども園の特例こども園給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条　市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が指定する地域型保育を行う事業者（以下「指定地域型保育事業者」という。）から当該指定に係る地域型保育（以下「指定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該指定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2　指定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3　地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る指定地域型保育の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二　政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4　内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　満三歳未満保育認定子どもが指定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該指定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該指定地域型保育事業者に支払うことができる。

6　前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。

7　市町村は、指定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（指定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8　前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び指定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該指定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一　満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域型保育を受けたとき。

二　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、指定地域型保育事業者から指定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して

内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、指定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（指定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

四　指定教育・保育及び指定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（指定教育・保育及び指定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2　特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　指定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）　前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二　特別利用地域型保育　特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

三　特定利用地域型保育　特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

四　特例保育　特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3　内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4　前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十三条第五号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び指定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章　指定こども園及び指定地域型保育事業者

第一節　指定こども園

（指定こども園の指定）

第三十一条　第二十七条第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、こども園の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第五条第一項において同じ。）を除く。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げるこども園の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一　総合こども園　第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二　幼稚園　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三　保育所　第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四　届出保育施設　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2　市町村長は、第二十七条第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、第二十七条第一項の指定をしよ

うとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が法人でないとき。

二　当該申請に係るこども園の職員の人員が、第三十五条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定こども園の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

七　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第四十四条第四項第九号において同じ。）が、第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定こども園の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

八　申請者が、第四十一条の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十七条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九　申請者が、第三十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第四十一条の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第三十七条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十　申請者が、指定の申請前五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十一　申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第四号、第五号又は前号に該当する者

ハ　第四十一条の規定により指定を取り消されたこども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にそのこども園の設置者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定こども園の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ　第八号に規定する期間内に第三十七条の

規定による指定の辞退をしたこども園（当該指定の辞退について相当の理由があるこども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

5　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係るこども園（保育所及び届出保育施設を除く。以下この項において「申請こども園」という。）の所在地を含む教育・保育提供区域（第六十二条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における指定こども園に係る利用定員の総数（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該市町村若しくは当該教育・保育提供区域における指定こども園に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請こども園の指定によってこれを超えることになると認める場合、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十七条第一項の指定をしないことができる。

6　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係るこども園（幼稚園及び保育所を除く。以下この項において「申請こども園」という。）の所在地を含む教育・保育提供区域における指定こども園に係る利用定員の総数（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該市町村若しくは当該教育・保育提供区域における指定こども園に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請こども園の指定によってこれを超えることになると認める場合、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十七条第一項の指定をしないことができる。

7　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係るこども園（幼稚園を除く。以下この項において「申請こども園」という。）の所在地を含む教育・保育提供区域における指定こども園に係る利用定員の総数（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該市町村若しくは当該教育・保育提供区域における指定こども園に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請こども園の指定によってこれを超えることになると認める場合、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十七条第一項の指定をしないことができる。

（指定こども園の指定の変更）

第三十二条　指定こども園の設置者は、第二十七条第一項の指定において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該指定こども園に係る同項の指定の変更を申請することができる。

2　前条第三項から第七項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の更新）

第三十三条　第二十七条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　第三十一条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定こども園の設置者の責務）

第三十四条　指定こども園の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2　指定こども園の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該指定こども園における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該指定こども園を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該指定こども園の第二十七条第一項の指定において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　指定こども園の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十七条第四項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5　指定こども園の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6　指定こども園の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこ

の法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定こども園の基準）

第三十五条　指定こども園の設置者は、市町村の条例で定める員数の指定教育・保育（指定こども園が特別利用保育又は特別利用教育・保育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育・保育を含む。以下この節において同じ。）を担当する職員を有しなければならない。

2　指定こども園の設置者は、市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従い、指定教育・保育を提供しなければならない。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定こども園において指定教育・保育を担当する職員及びその員数

二　指定こども園に係る保育室の床面積その他指定こども園の設備に関する事項であって小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三　指定こども園に係る利用定員（第二十七条第一項の指定において定めるものに限る。第六項及び次条第二項において「利用定員」という。）

四　指定こども園の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4　内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするときは、並びに同項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、指定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　第一項の市町村の条例で定める員数及び第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準は、第二十七条第一項の指定を行う際に客観的に判断できるものでなければならない。

6　指定こども園の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十七条の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該指定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の指定こども園の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第三十六条　指定こども園の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　指定こども園の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（指定の辞退）

第三十七条　指定こども園は三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第三十八条　市町村長は、指定こども園の設置者による第三十五条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定こども園の設置者及び他の指定こども園の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定こども園の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、同一の指定こども園の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定こども園の設置者による第三十五条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定こども園の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3　内閣総理大臣は、同一の指定こども園の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定こども園の設置者による第三十五条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定こども園の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

（報告等）

第三十九条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、指定こども園又は指定こども園の設置者若しくは指定こども園の設置者であった者若しくは指定こども園の職員であった者（以下この項において「指定こども園の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定こども園の設置者若しくは指定こども園の職員若しくは指定こども園の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定こども園、指定こども園の設置者の事務所その他指定こども園の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第四十条　市町村長は、指定こども園の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定こども園の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　指定こども園の職員の人員について第三十五条第一項の市町村の条例で定める員数を満

たしていない場合　当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二　第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定こども園の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第三十五条第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定こども園の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定こども園の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定こども園の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第四十一条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定こども園に係る第二十七条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定こども園の設置者が、第三十一条第四項第四号、第五号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定こども園の設置者が、第三十四条第六項の規定に違反したと認められるとき。

三　指定こども園の設置者が、その行う指定教育・保育を担当する職員の人員について、第三十五条第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四　指定こども園の設置者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定こども園の運営をすることができなくなったとき。

五　こども園給付費又は特例こども園給付費の請求に関し不正があったとき。

六　指定こども園の設置者が、第三十九条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定こども園の設置者又はその職員が、第三十九条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定こども園の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定こども園の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八　指定こども園の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の指定を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定こども園の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定こども園の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　指定こども園の設置者の役員又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（公示）

第四十二条　市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定こども園の設置者の名称、当該指定こども園の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一　第二十七条第一項の指定をしたとき。

二　第三十七条の規定による第二十七条第一項の指定の辞退があったとき。

三　前条の規定により第二十七条第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあっせん及び要請）

第四十三条　市町村は、指定こども園に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、指定こども園を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に指定こども園を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は指定こども園の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、指定こども園の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2　指定こども園の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第二節　指定地域型保育事業者

（指定地域型保育事業者の指定）

第四十四条　第二十九条第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあっては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2　前項の指定は、当該指定をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3　市町村長は、第二十九条第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十九条第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る地域型保育事業所の職員の人員が、第四十八条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域型保育事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

五　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

八　申請者が、第五十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この項及び第五十三条第十一号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域型保育事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域型保育事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

九　申請者と密接な関係を有する者が、第五十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域型保育事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域型保育事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

十　申請者が、第五十三条の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十九条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　申請者が、第五十一条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十三条の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十九条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　第十号に規定する期間内に第四十九条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三　申請者が、指定の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四　申請者が、法人で、その役員等のうちに第五号から第八号まで又は第十号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、法人でない者で、その管理者が第五号から第八号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当する者であるとき。

5　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い定めるものとする。

6　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る地域型保育事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（第六十二条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下

この項において同じ。）における指定地域型保育事業所に係る利用定員の総数（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限り、事業所内保育事業所の労働者等の監護する小学校就学前子どもに係るものを除く。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該市町村若しくは当該教育・保育提供区域における指定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認める場合、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

7　第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

8　前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であって、第一項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の指定があったものとみなす。

一　所在地市町村長が第二十九条第一項の指定をしたとき　当該指定がされた時

二　所在地市町村長による第二十九条第一項の指定がされているとき　被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

9　所在地市町村長による第二十九条第一項の指定についての第四十六条第一項の規定による失効又は第五十三条の規定による取消し若しくは効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の指定の効力に影響を及ぼさない。

（指定地域型保育事業者の指定の変更）

第四十五条　指定地域型保育事業者は、第二十九条第一項の指定において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該指定地域型保育事業者に係る同項の指定の変更を申請することができる。

2　前条第四項から第九項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の更新）

第四十六条　第二十九条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　第四十四条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定地域型保育事業者の責務）

第四十七条　指定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2　指定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業（指定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員（第二十九条第一項の指定において定められた第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。）の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　指定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、こども園、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5　指定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。

6　指定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定地域型保育事業の基準）

第四十八条　指定地域型保育事業者は、当該指定地域型保育事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の当該指定地域型保育事業を担当する職員を有しなければならない。

2　指定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定地域型保育を提供しなければならない。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一　当該指定地域型保育事業所により行われる指定地域型保育事業を担当する職員及びその員数

二　指定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の指定において定めるものに限る。第六項及び次条第二項において「利用定員」という。）

三　指定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4　内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき及び同項第三号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、指定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　第一項の市町村の条例で定める員数及び第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準は、第二十九条第一項の指定を行う際に客観的に判断できるものでなければならない。

6　指定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止又は利用定員の減少の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域型保育を受けていた者であって、当該事業の廃止若しくは休止又は利用定員の減少の日以後においても引き続き当該指定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の指定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第四十九条　指定地域型保育事業者は、当該指定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域型保育事業を再開したときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　指定地域型保育事業者は、当該指定地域型保育事業の廃止若しくは休止又は利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止若しくは休止又はその利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第五十条　市町村長は、指定地域型保育事業者による第四十八条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域型保育事業者及び他の指定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、同一の指定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域型保育事業者による第四十八条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3　内閣総理大臣は、同一の指定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域型保育事業者による第四十八条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

（報告等）

第五十一条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、指定地域型保育事業者又は指定地域型保育事業者であった者若しくは指定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「指定地域型保育事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定地域型保育事業者若しくは指定地域型保育事業所の職員若しくは指定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定地域型保育事業者の指定地域型保育事業所、事務所その他指定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十二条　市町村長は、指定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　当該指定地域型保育事業所の職員の人員について第四十八条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二　第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域型保育事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第四十八条第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第五十三条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定地域型保育事業者が、第四十四条第四

項第五号から第七号まで、第十四号又は第十五号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定地域型保育事業者が、第四十七条第六項の規定に違反したと認められるとき。

三　指定地域型保育事業者が、その指定地域型保育事業所の職員について、第四十八条第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四　指定地域型保育事業者が、第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

五　地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。

六　指定地域型保育事業者が、第五十一条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定地域型保育事業者又はその指定地域型保育事業所の職員が、第五十一条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八　指定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　指定地域型保育事業者が法人である場合において、その役員等のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二　指定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（公示）

第五十四条　市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域型保育事業者の名称、当該指定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一　第二十九条第一項の指定をしたとき。

二　第四十九条第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三　前条の規定により第二十九条第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあっせん及び要請）

第五十五条　市町村は、指定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、指定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に指定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は指定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、指定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2　指定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第三節　業務管理体制の整備等

（業務管理体制の整備等）

第五十六条　指定こども園の設置者及び指定地域型保育事業者（以下「指定教育・保育提供者」という。）は、第三十四条第六項又は第四十七条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2　指定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一　その指定に係る全てのこども園又は地域型保育事業所（その指定に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する指定教育・保育提供者　市町村長

二　その指定に係るこども園又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定教育・保育提供者　内閣総理大臣

三　前二号に掲げる指定教育・保育提供者以外の指定教育・保育提供者　都道府県知事

3　前項の規定による届出を行った指定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4　第二項の規定による届出を行った指定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5　市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第五十七条　前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った指定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあっては、同項の規定による届出を行った指定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該指定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該

指定教育・保育提供者若しくは当該指定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該指定教育・保育提供者の当該指定に係るこども園若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該指定教育・保育提供者に係る指定を行った市町村長（次条第五項において「指定市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3　市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定教育・保育提供者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4　内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

5　第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十八条　第五十六条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った指定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあっては、同項の規定による届出を行った指定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2　市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長等は、第一項の規定による勧告を受けた指定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5　内閣総理大臣又は都道府県知事は、指定教育・保育提供者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を指定市町村長に通知しなければならない。

第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十九条　指定教育・保育提供者は、指定こども園又は指定地域型保育事業者（以下「指定こども園等」という。）の指定を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした指定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4　都道府県知事は、指定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該指定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5　都道府県知事は、指定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定こども園等の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6　都道府県知事は、指定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定こども園等の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

7　都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する指定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第四章　地域子ども・子育て支援事業

第六十条　市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十二条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が指定こども園等又

は特例保育を行う事業者と締結した指定保育（指定教育・保育（保育に限る。）、特別利用教育・保育（保育に限る。）、指定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該指定こども園等又は特例保育を行う事業者による指定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該指定こども園等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

二　支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが指定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育・保育、指定地域型保育又は特例保育（以下この号において「指定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は指定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

三　指定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した指定こども園等の設置又は運営を促進するための事業

四　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

五　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

六　児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

七　児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

八　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

九　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する病児保育事業

十一　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する子育て援助活動支援事業

十二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五章　子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十一条　内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二　次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十三条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十二条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の指定こども園に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、指定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における指定こども園等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の指定こども園等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十三条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の指定こども園に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三　指定教育・保育及び指定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五　前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　第二十七条第一項の指定に関する第三十一条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二　教育・保育情報の公表に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十八条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第六十四条　都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2　内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第六十五条　国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章　費用等

（市町村の支弁）

第六十六条　次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一　市町村が設置する指定こども園に係るこども園給付費及び特例こども園給付費の支給に要する費用

二　都道府県及び市町村以外の者が設置する指定こども園に係るこども園給付費及び特例こども園給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三　地域子ども・子育て支援事業に要する費用

（都道府県の支弁）

第六十七条　都道府県が設置する指定こども園に係るこども園給付費及び特例こども園給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の負担等）

第六十八条　都道府県は、政令で定めるところにより、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（次条第一項において「こども園給付費等負担対象額」という。）の四分の一を負担する。

2　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十九条　国は、政令で定めるところにより、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、こども園給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（拠出金の徴収及び納付義務）

第七十条　政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）及び地域子ども・子育て支援事業（第六十条第一号、第四号及び第十号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主

二　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三　地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2　一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第七十一条　拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

2　前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額、賦課標準の予想総額及び第六十九条第二項の規定により国が交付する額並びに児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の一・五以内において、政令で定める。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（拠出金の徴収方法）

第七十二条　拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2　前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3　前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。

4　厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5　財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6　国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者（次項において「納付義務者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7　国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8　厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。

9　政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10　第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第七章　子ども・子育て会議等

（設置）

第七十三条　内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

（権限）

第七十四条　会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3　会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

（会議の組織及び運営）

第七十五条　会議は、委員二十五人以内で組織する。

2　会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第七十六条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第七十七条　第七十三条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村等における合議制の機関）

第七十八条　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一　第二十七条第一項の指定に関し、第三十一条第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　第二十九条第一項の指定に関し、第四十四条第三項（第四十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十二条第七項に規定する事項を処理すること。

四　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2　前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び

子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4　都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十三条第五項に規定する事項を処理すること。

二　当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第八章　雑則

（時効）

第七十九条　子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2　子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3　拠出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第八十条　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（審査請求）

第八十一条　第七十二条第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第八十二条　子どものための教育・保育給付の支給に関する処分又は拠出金等その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（実施規定）

第八十三条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

第九章　罰則

第八十四条　第十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条　第三十九条第一項又は第五十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第八十七条　第十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第八十八条　市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3　市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の指定の手続（第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十四条の規定による第二十九条第一項の指定の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十三条の規定による都道府県子ども・子

育て支援事業支援計画の策定の準備（第七十八条第四項の審議会その他の合議制の機関（次号において「都道府県合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定　公布の日

二　第七章の規定並びに附則第三条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の指定の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十四条の規定による第二十九条第一項の指定の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十三条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定　平成二十五年四月一日

三　附則第十条の規定　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

四　附則第五条第一項ただし書及び同条第二項ただし書並びに附則第八条ただし書の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（保育の需要及び供給の状況の把握）

第三条　国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

（子どものための現金給付に関する経過措置）

第四条　第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）及び同法附則第二条第一項の給付」とする。

（指定こども園に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に存する幼稚園（国の設置するものを除く。）又は子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「整備法」という。）第七条の規定による改正前の児童福祉法（附則第八条及び第十条第一項において「旧児童福祉法」という。）第三十九条第一項に規定する保育所（整備法第九条第二項に規定する保育所を除く。）については、施行日に、第二十七条第一項の指定があったものとみなす。ただし、当該幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　この法律の施行の際現に存する整備法第九条第二項に規定する保育所については、施行日に、施行日から起算して三年を経過する日までの間に係る第二十七条第一項の指定があったものとみなす。ただし、当該保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条　前条第一項の規定により第二十七条第一項の指定があったものとみなされた幼稚園若しくは保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものに限る。）又は総合こども園法附則第四条の規定により設置された総合こども園に対する第三十一条第四項、第三十二条第二項及び第三十三条第四項の規定の適用については、第三十一条第四項中「次の各号（第一号を除く。）」と、「三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）」と、「三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。」とあるのは、「三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。」とあるのは「三の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　前条第二項の規定により第二十七条第一項の指定があったものとみなされた整備法第九条第二項に規定する保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものに限る。）に対する施行日から起算して三年を経過する日までの間の第三十一条第四項、第三十二条第二項及び第三十三条第四項の規定の適用については、第三十一条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）」と、「三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。」とあるのは「三の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるこども園の運営をすることができないと認められるとき。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前二項の規定を適用する場合におけるこの法律の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保育所に関する特例）

第七条　附則第五条の規定により整備法第九条第一項及び第二項に規定する保育所について第二十七条第一項の指定があったものとみなされた場合におけるこの法律の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日まで

の間は、同項中「教育・保育又は」とあるのは「教育・保育又は保育所（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「整備法」という。）第九条第一項及び第二項に規定する保育所に限る。）若しくは」と、第二十八条第一項第三号中「又は保育所」とあるのは「又は保育所（整備法第九条第一項及び第二項に規定する保育所を除く。以下この号において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　附則第五条第一項の規定により整備法第九条第一項に規定する保育所について第二十七条第一項の指定があったものとみなされた場合におけるこの法律の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過した日から施行日から起算して十年を経過する日までの間は、同項中「教育・保育又は」とあるのは「教育・保育又は保育所（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「整備法」という。）第九条第一項に規定する保育所に限る。）若しくは」と、第二十八条第一項第三号中「又は保育所」とあるのは「又は保育所（整備法第九条第一項に規定する保育所を除く。以下この号において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定地域型保育事業者に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十九条第一項の指定があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（こども園給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置）

第九条　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　こども園給付費の支給　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該こども園給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った指定こども園の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ　当該指定こども園の所在する地域の実情、指定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二　特例こども園給付費の支給　次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　指定教育・保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例こども園給付費の支給に係る指定教育・保育を行った指定こども園の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2)　当該指定こども園の所在する地域の実情、指定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ　特別利用保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例こども園給付費の支給に係る特別利用保育を行った指定こども園の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2)　当該指定こども園の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三　特例地域型保育給付費の支給　次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　特別利用地域型保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る

保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った指定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2)　当該指定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ　特例保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

(2)　当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

2　内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

3　第一項の場合における第六十八条第一項及び第六十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあるのは、「同条第二号に掲げる費用（附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。

4　都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

（保育の需要の増大等への対応）

第十条　旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。

2　特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。

5　国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（施行前の準備）

第十一条　内閣総理大臣は、第二十七条第三項第一号の基準、第二十八条第一項第二号の内閣府令、同条第二項第二号及び第三号の基準、第十九条第三項第一号の基準、第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十五条第三項の内閣府令で定める基準（指定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号及び第四号の内閣府令（指定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、第四十八条第三項の内閣府令で定める基準（指定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第三号の内閣府令（指定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、第六十一条第一項の基本指針並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十二条　前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の指定の手続、第四十三条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十四条の規定による第二十九条第一項の指定の手続、第五十五条の規定による情報の提供等、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十三条の規定に

よる都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十五条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども及び子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども及び子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

2　国及び都道府県は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこと。

3　子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とすること。

4　子どものための現金給付は児童手当の支給と、子どものための教育・保育給付はこども園給付費、地域型保育給付費等の支給とすること。

5　小学校就学前の子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に対し、同給付を受ける資格を有すること等についての認定を申請し、その認定を受けなければならないこと。

6　内閣総理大臣は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を定めるものとすること。

7　市町村及び都道府県は、国の定める基本指針に即して教育・保育の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとすること。

8　子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用は、市町村が支弁することを基本とし、国及び都道府県は、交付金の交付等の措置を講ずること。

9　内閣府に、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、子ども・子育て会議を置くこと。

10　市町村及び都道府県は、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議する等のため、審議会その他の合議制の機関を置くことができること。

11　この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども及び子どもを養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講じようとするものであるが、「教育・保育施設」を認定子ども園、幼稚園及び保育所とすること、市町村は、支給認定に係る小学校就学前子どもが、市町村長が確認する教育・保育施設から教育・保育を受けたときは、保護者に対し、施設型給付費を支給するものとすること、教育・保育施設の確認は、設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行い、また、地域型保育事業者についても、教育・保育施設に準じて、確認に関する規定を整備すること、政府は、公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること、政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとすること等の修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　子ども・子育て支援給付
第一節　通則（第八条）
第二節　子どものための現金給付（第九条・第十条）
第三節　子どものための教育・保育給付
第一款　通則（第十一条―第十八条）
第二款　支給認定等（第十九条―第二十六条）

第三款　施設型こども園給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条―第三十条）
第三章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
第一節　特定教育・保育施設指定こども園（第三十一条―第四十三条）
第二節　特定地域型保育事業者の指定（第四十四条―第五十五条）
第三節　業務管理体制の整備等（第五十六条―第五十八条）
第四節　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十九条）
第四章　地域子ども・子育て支援事業（第六十条）
第五章　子ども・子育て支援事業計画（第六十一条―第六十五条）
第六章　費用等（第六十六条―第七十二条）
第七章　子ども・子育て会議等（第七十三条―第七十八条）
第八章　雑則（第七十九条―第八十三条）
第九章　罰則（第八十四条―第八十八条）
附則

第七条　この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2　この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3　この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4　この法律において「こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する認定こども園をいう。

5　この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6　この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7　この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8　この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9　この法律において「事業所内保育」とは、次に掲げる施設において行われる保育をいう。

一　事業主がその雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもを保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもの保育を実施する施設

二　事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもを保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもの保育を実施する施設

三　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下「共済組合等の構成員」という。）の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもを保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもの保育を実施する施設

（子どものための教育・保育給付）

第十一条　子どものための教育・保育給付は、施設型こども園給付費、特例こども園給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

（不正利得の徴収）

第十二条　市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する指定こども園又は特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は指定こども園又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の

四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3　前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（資料の提供等）

第十六条　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況について、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（支給要件）

第十九条　子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用教育、特定同項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育・保育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

一　満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二　満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三　満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2　内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（市町村の認定等）

第二十条　前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2　前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3　市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において特定こども園給付費、特例こども園給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4　市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5　市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6　第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7　第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

第三款　特定こども園給付費及び地域型保育給付費等の支給

（特定こども園給付費の支給）

第二十七条　市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が特定こども園（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（特定地域型保育事業を行う者をいう。以下同じ。）の行う特定地域型保育事業に係る施設として確認する教育・保育施設をいう。以下同じ。）から当該支給認定子どもに係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては総合こども園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては総合こども園又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては総合こども園又は幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所その他内閣府令で定める施設において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）に係る支給認定子どもにあっては総合こども園又は保育所、認定こども園、小規模保育事業所その他内閣府令で定める施設において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校

就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては総合こども園（認定こども園、又は保育所又は届出保育施設において受ける保育に限る。以下「指定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該指定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、こども園給付費を支給する。

2　特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3　こども園給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該指定こども園の所在する地域等を勘案して算定される指定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二　政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4　内閣総理大臣は、○第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、○前項第一号の基準を定め、及び○第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣及び厚生労働大臣に、前項第二号の基準については文部科学大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　支給認定子どもが指定こども園から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該指定こども園に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、こども園給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該指定こども園に支払うことができる。

6　前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対しこども園給付費の支給があったものとみなす。

7　市町村は、指定こども園からこども園給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準（指定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8　前各項に定めるもののほか、こども園給付費の支給及び指定こども園のこども園給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例こども園給付費の支給）

第二十八条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する指定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例こども園給付費を支給することができる。

一　支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定教育・保育を受けたとき。

二　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、指定こども園（保育所又は届出保育施設に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、指定こども園（幼稚園又は保育所に限る。）から教育・保育（幼稚園にあっては教育に限り、保育所にあっては保育（地域型保育を除く。）に限る。以下「特別利用教育・保育」という。）を受けたとき（当該保育にあっては、地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）に該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

2　特例こども園給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　特定教育・保育　前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額

が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二　特別利用保育　特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　特別利用教育・保育　特別利用教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3　内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4　前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例こども園給付費（第一項第一号に係るものを除く。第四十一条○第四号五において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　前各項に定めるもののほか、特例こども園給付費の支給及び指定こども園の特例こども園給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条　市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認指定する地域型保育を行う事業者（以下「指定地域型保育事業者」という。）から当該確認指定に係る地域型保育（以下「指定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該指定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2　指定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3　地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る指定地域型保育の事業を行う事業所○（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二　政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4　内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　満三歳未満保育認定子どもが指定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該指定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該指定地域型保育事業者に支払うことができる。

6　前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。

7　市町村は、指定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（指定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8　前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び指定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該指定地域型保育（第三号に

規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一　満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定指定地域型保育を受けたとき。

二　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定指定地域型保育事業者から特定指定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定指定地域型保育事業者から特定利用地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定指定教育・保育及び特定指定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

四　特例保育　特定指定教育・保育及び特定指定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定指定教育・保育及び特定指定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2　特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　特定指定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）　前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定指定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定指定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二　特別利用地域型保育　特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定指定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定指定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　特定利用地域型保育　特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四　特例保育　特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3　内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4　前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十三条○第一項○第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定指定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指定こども園

第一節　特定教育・保育施設の特定こども園の指定

第三十一条　第二十七条第一項の指定こども園の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条第一項において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げるこども園の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一　認定こども園　第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二　幼稚園　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三　保育所　第十九条第一項○第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項○第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四　届出保育施設　第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の第二十七条第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の第二十七条第一項の指定をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が法人でないとき。

二　当該申請に係るこども園の職員の人員が、第三十五条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定こども園の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

七　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第四十四条第四項第九号において同じ。）が、第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定こども園の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

八　申請者が、第四十一条の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十七条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九　申請者が、第三十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第四十一条の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第三十七条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十　申請者が、指定の申請前五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十一　申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第四号、第五号又は前号に該当する者

ハ　第四十一条の規定により指定を取り消されたこども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にそのこども園の設置者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定こども園の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ　第八号に規定する期間内に第三十七条の規定による指定の辞退をしたこども園（当該指定の辞退について相当の理由があるこども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

5　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係るこども園（保育所及び届出保育施設を除く。以下この項において「申請こども園」という。）の所在地を含む教育・保育提供区域（第六十二条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における指定こども園に係る利用定員の総数（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該市町村若しくは当該教育・保育提供区域における指定こども園に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請こども園の指定によってこれを超えることになると認める場合、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十七条第一項の指定をしないことができる。

6　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係るこども園（幼稚園及び保育所を除く。以下この項において「申請こども園」という。）の所在地を含む教育・保育提供区域における指定こども園に係る利用定員の総数（第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該市町村若しくは当該教育・保育提供区域における指定こども園に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請こども園の指定によってこれを超えることになると認める場合、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十七条第一項の指定をしないことができる。

7　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係るこども園（幼稚園を除く。以下この項において「申請こども園」という。）の所在地を含む教育・保育提供区域における指定こども園に係る利用定員の総数（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十七条第一項の指定をしないことができる。

（特定教育・保育施設の指定こども園の設置者の変更）

第三十二条　特定教育・保育施設の指定こども園の設置者は、第二十七条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認指定こども園の確認指定の変更を申請することができる。

2　前条第三項から第七項までの規定は、前項の確認指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、第二十七条第一項の確認において定めた利用定員

を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

（指定の更新）

第三十三条　第二十七条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　第三十一条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定教育・保育施設の設置者の責務）

第三十四条　特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2　特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第二十七条第一項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十七条第四項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5　特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6　特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定教育・保育施設の基準）

第三十五条　特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準条例で定める員数の特定教育・保育（特定こども園が特別利用保育又は特別利用教育・保育を行う場合にあっては、特別利用教育・保育を含む。以下この節において同じ。）を担当する職員を有しなければならない。

一　認定こども園　認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第十三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第一号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二　幼稚園　学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

三　保育所　児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第一号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2　特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の設備及び運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一　特定教育・保育施設の設備及び運営に関する基準

二　特定教育・保育施設の利用定員

三　特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。）

四　特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4　内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び並びに同項第二号及び第四号の内閣府令を

定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　第一項の市町村の条例で定める員数及び第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準は、第二十七条第一項の指定を行う際に客観的に判断できるものでなければならない。

6　特定教育・保育施設の指定こども園の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の指定こども園の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第三十五条　特定教育・保育施設の指定こども園の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　特定教育・保育施設の指定こども園の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（確認の辞退）

第三十六条　特定教育・保育施設は、指定こども園は三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第三十七条　市町村長は、特定教育・保育施設の指定こども園の設置者による第三十五条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者及び他の特定教育・保育施設の指定こども園の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の指定こども園の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者による第三十五条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者による第三十五条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3　内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の指定こども園の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者による第三十五条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

（報告等）

第三十八条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設の指定こども園又は特定教育・保育施設の指定こども園の設置者若しくは特定教育・保育施設の指定こども園の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の指定こども園の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の指定こども園の設置者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の指定こども園の設置者若しくは特定教育・保育施設の指定こども園の職員若しくは特定教育・保育施設の指定こども園の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設の指定こども園、特定教育・保育施設の指定こども園の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の指定こども園の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第三十九条　市町村長は、特定教育・保育施設の指定こども園の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の指定こども園の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　指定こども園の職員の人員について第三十五条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合　当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二　第三十五条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って○適正な特定教育・保育施設の指定こども園の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第三十五条第六項に規定する便宜の提供を○施設型給付費の支給に係る施設として○適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可

基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

2 3 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

（指定の取消し等）

第四十一条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその特定教育・保育施設の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定こども園の設置者が、第三十一条第四項第四号、第五号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定こども園の設置者が、第三十四条第六項の規定に違反したと認められるとき。

三　指定こども園の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

四　指定こども園の設置者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な施設型給付費の支給に係る施設として特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

五　こども園給付費又は特例こども園給付費の請求に関し不正があったとき。

六　指定こども園の設置者が、第三十九条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定こども園の設置者又はその職員が、第三十九条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定こども園の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定こども園の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八　指定こども園の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定こども園の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定こども園の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　指定こども園の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその設置者が、この法律に基づく命令又は処分に違反したとき。

2　前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第二十一条第一項の申請をすることができない。

（公示）

第四十二条　市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設に係る指定こども園の設置者の名称、当該特定教育・保育施設に係る指定こども園の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一　第二十七条第一項の確認をしたとき。

二　第三十七条の規定による第二十七条第一項の確認の辞退があったとき。

三　前条の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあっせん及び要請）

第四十三条　市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2　特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により

行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

第二節　特定指定地域型保育事業者

（特定指定地域型保育事業者の確認）

第四十三条　第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2　前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3　市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二　当該申請に係る地域型保育事業所の職員の人員が、第四十八条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三　申請者が、第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域型保育事業の運営をすることができないと認められるとき。

四　当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

五　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

八　申請者が、第五十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この項及び第五十三条第十一号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域型保育事業者の指定の取消しのうち当該指定地域型保育事業者の指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域型保育事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

九　申請者と密接な関係を有する者が、第五十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域型保育事業者の指定の取消しのうち当該指定地域型保育事業者の指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域型保育事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

十　申請者が、第五十三条の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十九条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の

廃止の届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　申請者が、第五十一条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十三条の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十九条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　第十号に規定する期間内に第四十九条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三　申請者が、指定の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四　申請者が、法人で、その役員等のうちに第五号から第八号まで又は第十号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五　申請者が、法人でない者で、その管理者が第五号から第八号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当する者であるとき。

5　市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い定めるものとする。

6　市町村長は、第一項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る地域型保育事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（第六十二条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における指定地域型保育事業所に係る利用定員の総数（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限り、事業所内保育事業所の労働者等の監護する小学校就学前子どもに係るものを除く。）が、第六十二条第一項の規定により当該市町村が定める同項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該市町村若しくは当該教育・保育提供区域における指定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認める場合、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当するときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

7　第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

8　前項ただし書の規定により同項本文第四項第四号の規定が適用されない場合であって、第一項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認指定があったものとみなす。

一　所在地市町村長が第二十九条第一項の確認指定をしたとき　当該確認指定がされた時

二　所在地市町村長による第二十九条第一項の確認指定がされているとき　被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時

9　所在地市町村長による第二十九条第一項の確認指定についての第四十六条第一項の規定による失効又は第五十三条第一項の規定による取消し若しくは効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認指定の効力に影響を及ぼさない。

（特定地域型保育事業者の確認指定の変更）

第四十五条　特定地域型保育事業者は、第二十九条第一項の確認指定において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認指定の変更を申請することができる。

2　前条第四項から第六項までの規定は、前項の確認指定の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の更新）

第四十六条　第二十九条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　第四十四条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定指定地域型保育事業者の責務）

第四十五条　特定指定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2　特定指定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定指定地域型保育事業者に係る特定指定地域型保育事業（指定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員（第二十九条第一項の確認指定において定められた第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。）の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　特定指定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設こども園、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5　特定指定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。

6　特定指定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定指定地域型保育事業の基準）

第四十六条　特定指定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業所ごとに、市町村の条例で定める当該指定地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2　特定指定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従い、特定指定地域型保育を提供しなければならない。

3　市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一　当該指定地域型保育事業所により行われる指定地域型保育事業を担当する職員及びその員数

二　特定指定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認指定において定めるものに限る。第六項及び次条第二項において「利用定員」という。）

三　特定指定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4　内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定指定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5　第一項の市町村の条例で定める員数及び第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準は、第二十九条第一項の指定を行う際に客観的に判断できるものでなければならない。

6　特定指定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止又は利用定員の減少の届出をしたとき○又は第四十八条の規定による確認の辞退をするとき○又は、当該届出の日○又は同条に規定する予告期間の開始日の○前一月以内に当該特定指定地域型保育を受けていた者であって、当該事業の廃止若しくは休止又は利用定員の減少○又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定指定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定指定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第四十九条　特定指定地域型保育事業者は、当該特定指定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域型保育事業を再開したときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2　特定指定地域型保育事業者は、当該特定指定地域型保育事業の廃止若しくは休止又は利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止若しくは休止又はその利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（確認の辞退）

第四十八条　特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第四十九条　市町村長は、特定指定地域型保育事業者による第四十八条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定指定地域型保育事業者及び他の特定指定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定指定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、同一の特定指定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該

指定地域型保育事業者による第四十八条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3　内閣総理大臣は、同一の指定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域型保育事業者による第四十八条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

（報告等）

第五十一条　市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、指定地域型保育事業者又は指定地域型保育事業者であった者若しくは指定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「指定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定地域型保育事業者若しくは指定地域型保育事業所の職員若しくは指定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定地域型保育事業者の指定地域型保育事業所、事務所その他指定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十二条　市町村長は、指定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業所の職員の人員について第四十八条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合　当該員数を満たすこと。

二　第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域型保育事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第四十八条第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第五十三条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定地域型保育事業者が、第四十四条第四項第五号から第七号まで、第十四号又は第十五号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定地域型保育事業者が、第四十七条第六項の規定に違反したと認められるとき。

三　指定地域型保育事業者が、その指定地域型保育事業所の職員の人員について、第四十八条第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四　指定地域型保育事業者が、第四十八条第二項の市町村の条例で定める指定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をすることができなくなったとき。

五　地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。

六　指定地域型保育事業者が、第五十一条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　指定地域型保育事業者又はその指定地域型保育事業所の職員が、第五十一条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八　指定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十九　前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人その役員等のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二　特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2　前項の規定により第二十九条第二項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

（公示）

第五十三条　市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一　第二十九条第一項の確認の指定をしたとき。

二　第四十九条第二項の規定による第二十九条第一項の確認の辞退の届出があったとき。

三　前条〇の規定により第二十九条第一項の確認の指定を取り消し、又は確認の指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあっせん及び要請）

第五十四条　市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2　特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

（業務管理体制の整備等）

第五十五条　特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第三十四条第六項又は第四十七条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2　特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一　その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者　市町村長

二　その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者　内閣総理大臣

三　前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者　都道府県知事

3　前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4　第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5　市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第五十七条　前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあっては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係る確認を行った市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3　市町村長は、その行った又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣

又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4　内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

5　第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第五十八条　第五十六条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあっては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従って○適正な業務管理体制の整備を○施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者としていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2　市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　市町村長等は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5　内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

第五十九条　特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定こども園等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4　都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5　都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設確認こども園等の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6　都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設確認こども園等の指定を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。

7　都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第六十九条　市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十二条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二　支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号○及び附則第六条の号○において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特別利

用教育・保育（保育に限る。）、指定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該指定こども園等又は特例保育を行う事業者による指定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該指定こども園等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

二　支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが指定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育・保育、指定地域型保育又は特例保育（以下この号において「指定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は指定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

三　指定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した指定こども園等の設置又は運営を促進するための事業

四　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

五　児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

六　児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

七　児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

八　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

九　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する病児保育事業

十一　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する子育て援助活動支援事業

十二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

（基本指針）

第六十一条　内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二　次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十二条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の指定こども園に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、指定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護す

る小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五　前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　特定教育・保育施設の利用定員の設定第二十七条第一項の指定に関する第三十一条第三項（同条第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二　教育・保育情報の公表に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第六十四条　（略）

（国の援助）

第六十五条　（略）

（市町村の支弁）

第六十六条　次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一　市町村が設置する特定教育・保育施設指定こども園に係るこども園給付費及び特例こども園給付費の支給に要する費用

二　都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設指定こども園に係るこども園給付費及び特例こども園給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三　地域子ども・子育て支援事業に要する費用

（都道府県の支弁）

第六十七条　都道府県が設置する特定教育・保育施設指定こども園に係るこども園給付費及び特例こども園給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の負担等）

第六十八条　都道府県は、政令で定めるところにより、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（次条第一項において「こども園給付費等負担対象額」という。）の四分の一を負担する。

2　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（市町村に対する交付金の交付等）

第六十九条　国は、政令で定めるところにより、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、こども園給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十六条の規定により市町村が支弁する同条第三号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（拠出金の徴収及び納付義務）

第七十条　政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十八条第一項に規定するものに限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）及び地域子ども・子育て支援事業（第六十九条第一号、第四号及び第十号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主

二　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一条第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2　一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第七十一条　拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

2　前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額、賦課標準の予想総額及び第六十九条第二項の規定により国が交付する額並びに児童手当法第十八条第一項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の一・五以内において、政令で定める。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4　全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（拠出金の徴収方法）

第七十二条　（略）

（設置）

第七十三条　（略）

（権限）

第七十四条　（略）

（会議の組織及び運営）

第七十五条　（略）

（資料提出の要求等）

第七十六条　（略）

（政令への委任）

第七十七条　第七十三条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村等における合議制の機関）

第七十八条　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一　特定教育・保育施設の利用定員の設定第二十七条第一項の指定に関し、第三十一条第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　特定地域型保育事業の利用定員の設定第二十九条第一項の指定に関し、第四十四条第三項（第四十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十二条第七項に規定する事項を処理すること。

四　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2　前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4　都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十三条第五項に規定する事項を処理すること。

二　当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

（時効）

第七十九条　子どものための教育・保育給付を受ける権利及び拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2　子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3　拠出金等その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第八十条　（略）

（審査請求）

第八十一条　第七十二条第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第八十二条　（略）

（実施規定）

第八十三条　（略）

第八十四条　（略）

第八十五条　第三十九条第一項又は第五十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十六条　（略）

第八十七条　（略）

第八十八条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則○第二条第四項、○第十二条（第三十一条の規定による

第二十七条第一項の確認の手続（第七十八条第一項の審議会その他の合議制の機関（以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。）の意見を聴く部分に限る。）、第四十四条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十三条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十四条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十三条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定　平成二十五年四月一日

一　第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十四条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第四十四条の規定による第二十九条第一項の確認の手続（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備（市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。）及び第六十三条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備（都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。）に係る部分を除く。）及び第十三条の規定　公布の日

二　附則第十条の規定　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

四　附則第五条第一項ただし書及び同条第二項ただし書並びに附則第八条ただし書の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3　政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4　政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（財源の確保）

第三条　政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

（保育の需要及び供給の状況の把握）

第四条　（略）

（子どものための現金給付に関する経過措置）

第五条　（略）

（保育所に係る委託費の支払等）

第六条　市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

2　特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第二十二条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条の二第二項の規定は適用しない。

3　第一項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5　前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6　第四項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

7　第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

8　第四項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定教育・保育施設）

（指定こども園に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に存する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び幼稚園（国の設置するものを除く。）又は子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「整備法」という。）第七条の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）、幼稚園（国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）及び整備法第八条及び第十条第一項において「旧児童福祉法」という。）

む。）又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第六条の規定による改正前の児童福祉法（次条及び附則第十条第一項において「旧児童福祉法」という。）第三十九条第一項に規定する保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。）については、この限りでない。

2　この法律の施行の際現に存する整備法第九条第二項に規定する保育所については、施行日から起算して三年を経過する日までの間に係る第二十七条第一項の指定（確認）があったものとみなす。ただし、当該保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条　前条第一項の規定により第二十七条第一項の指定があったものとみなされた幼稚園若しくは保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものに限る。）又は総合こども園法附則第四条の規定により設置された総合こども園に対する第三十一条第四項、第三十二条第二項及び第三十三条第四項の規定の適用については、第三十一条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）」と、「三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認めるとき。」とあるのは「三　申請者が、第三十三条の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　前条第二項の規定により第二十七条第一項の指定があったものとみなされた整備法第九条第二項に規定する保育所（施行日において現に法人以外の者が設置するものに限る。）に対する施行日から起算して三年を経過する日までの間の第三十一条第四項、第三十二条第二項及び第三十三条第四項の規定の適用については、第三十一条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）」と、「三　申請者が、第三十五条第二項の市町村の条例で定める指定こども園の設備及び運営に関する基準に従って適正なこども園の運営をすることができないと認められるとき。」とあるのは「三　申請者が、第三十三条の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるこども園の運営をすることができないと認めるとき。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前二項の規定を適用する場合におけるこの法律の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保育所に関する特例）

第七条　附則第五条の規定により整備法第九条第一項及び第二項に規定する保育所について第二十七条第一項の指定があったものとみなされた場合におけるこの法律の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、同項中「教育・保育又は保育所（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「整備法」という。）第九条第一項及び第二項に規定する保育所に限る。）若しくは」と、第二十八条第一項第三号中「又は保育所」とあるのは「又は保育所（整備法第九条第一項及び第二項に規定する保育所を除く。以下この号において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　附則第五条第一項の規定により整備法第九条第一項に規定する保育所について第二十七条第一項の指定があったものとみなされた場合におけるこの法律の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過した日から施行日から起算して十年を経過する日までの間は、同項中「教育・保育又は」とあるのは「教育・保育又は保育所（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「整備法」という。）第九条第一項に規定する保育所に限る。）若しくは」と、第二十八条第一項第三号中「又は保育所」とあるのは「又は保育所（整備法第九条第一項に規定する保育所を除く。以下この号において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定（指定）地域型保育事業者に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十九条第一項の確認（指定）があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（施設型（こども園給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置）

第九条　第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　施設型こども園給付費の支給　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項におい

て同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型こども園給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設指定こども園の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ　当該特定教育・保育施設指定こども園の所在する地域の実情、特定指定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二　特例施設型こども園給付費の支給　次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　特定指定教育・保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型こども園給付費の支給に係る特定指定教育・保育を行った特定教育・保育施設指定こども園の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2)　当該特定教育・保育施設指定こども園の所在する地域の実情、特定指定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ　特別利用保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型こども園給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設指定こども園の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2)　当該特定教育・保育施設指定こども園の所在する地域の実情、特定指定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三　特例地域型保育給付費の支給　次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　特別利用地域型保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定指定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2)　当該特定指定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ　特例保育　次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1)　国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(2)　当該特定教育・保育施設指定こども園の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

2　内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

3　第一項の場合における第六十八条第一項及び第六十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とある

のは、「同条第二号に掲げる費用（附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。

4　都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

（施行前の準備）

第十一条　内閣総理大臣は、第二十七条（第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令、同条第三項の内閣府令、同条第一項の基準、第二十八条第一項第二号の内閣府令、同条第二項第二号及び第三号の基準、第二十九条第三項第一号の基準、第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十五条第三項の内閣府令で定める基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号及び第四号の内閣府令（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、第四十八条第三項の内閣府令で定める基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第三号の内閣府令（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、第六十一条第一項の基本指針並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十二条　前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の指定（確認）の手続、第四十三条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十四条の規定による第二十九条第一項の指定（確認）の手続、第五十五条の規定による情報の提供等、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十三条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十五条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

〔別紙〕

子ども・子育て支援法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとすること。

二　妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。

三　幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。

四　新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。

五　新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

六　放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十日

提出者

和田　隆志　　泉　健太
江端　貴子　　田村　憲久
馳　浩　　池坊　保子

賛成者

前原　誠司外二十三名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　認定こども園に関する認定手続等（第三条―第十一条）」を「第二章　認定こども園に関する特例（第十二条―第十五条）　第三章　雑則（第十六条）　第四章　罰則（第十七条）」に改める。

第一条中「法律は、」の下に「幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに」を加え、「伴い、」を「伴い」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「幼稚園及び保育所等における」を削る。

第二条第六項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）」を「保育機能施設」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第三項を同条第十項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

9　この法律において「保育機能施設」とは、保育を必要とする子どもの保育を行う機能を有する施設であって、主務省令で定めるものをいう。

第二条第一項中「次に掲げる施設」を「幼稚園、保育所及び認定こども園」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同項第二十六号を同項第二十五号とし、同項第二十七号を同項第二十六号とし、同項第二十八号を同項第二十七号とし、同項第二十九号を同項第二十八号とし、同項第三十号を同項第二十九号とし、同項第三十一号を同項第三十号とし、同項第三十二号を同項第三十一号とし、同項第三十三号を同項第三十二号とし、同項第三十四号を同項第三十三号とし、同項第三十五号を同項第三十四号とし、同項第三十六号を同項第三十五号とし、同項第三十七号を同項第三十六号とし、同項第三十八号を同項第三十七号とし、同項第三十九号を同項第三十八号とし、同項第四十号を同項第三十九号とし、同項第四十一号を同項第四十号とし、同項第四十二号を同項第四十一号とし、同項第四十三号を同項第四十二号とし、同項第四十四号を同項第四十三号とし、同項第四十五号を同項第四十四号とし、同項第四十六号を同項第四十五号とし、同項第四十七号を同項第四十六号とし、同項第四十八号を同項第四十七号とし、同項第四十九号を同項第四十八号とし、同項第五十号を同項第四十九号とし、同項第五十一号を同項第五十号とし、同項第五十二号を同項第五十一号とし、同項第五十三号を同項第五十二号とし、同項第五十四号を同項第五十三号とし、同項第五十五号を同項第五十四号とし、同項第五十六号を同項第五十五号とし、同項第五十七号を同項第五十六号とし、同項第五十八号を同項第五十七号とし、同項第五十九号を同項第五十八号とし、同項第六十号を同項第五十九号とし、同項第六十一号を同項第六十号とし、同項第六十二号を同項第六十一号とし、同項第六十三号を同項第六十二号とし、同項第六十四号を同項第六十三号とし、同項第六十五号を同項第六十四号とし、同項第六十六号を同項第六十五号とし、同項第六十七号を同項第六十六号とし、同項第六十八号を同項第六十七号とし、同項第六十九号を同項第六十八号とし、同項第七十号を同項第六十九号とし、同項第七十一号を同項第七十号とし、同項第七十二号を同項第七十一号とし、同項第七十三号を同項第七十二号とし、同項第七十四号を同項第七十三号とし、同項第七十五号を同項第七十四号とし、同項第七十六号を同項第七十五号とし、同項第七十七号を同項第七十六号とし、同項第七十八号を同項第七十七号とし、同項第七十九号を同項第七十八号とし、同項第八十号を同項第七十九号とし、同項第八十一号を同項第八十号とし、同項第八十二号を同項第八十一号とし、同項第八十三号を同項第八十二号とし、同項第八十四号を同項第八十三号とし、同項第八十五号を同項第八十四号とし、同項第八十六号を同項第八十五号とし、同項第八十七号を同項第八十六号とし、同項第八十八号を同項第八十七号とし、同項第八十九号を同項第八十八号とし、同項第九十号を同項第八十九号とし、同項第九十一号を同項第九十号とし、同項第九十二号を同項第九十一号とし、同項第九十三号を同項第九十二号とし、同項第九十四号を同項第九十三号とし、同項第九十五号を同項第九十四号とし、同項第九十六号を同項第九十五号とし、同項第九十七号を同項第九十六号とし、同項第九十八号を同項第九十七号とし、同項第九十九号を同項第九十八号とし、同項第百号を同項第九十九号とし、同項第百一号を同項第百号とし、同項第百二号を同項第百一号とし、同項第百三号を同項第百二号とし、同項第百四号を同項第百三号とし、同項第百五号を同項第百四号とし、同項第百六号を同項第百五号とし、同項第百七号を同項第百六号とし、同項第百八号を同項第百七号とし、同項第百九号を同項第百八号とし、同項第百十号を同項第百九号とし、同項第百十一号を同項第百十号とし、同項第百十二号を同項第百十一号とし、同項第百十三号を同項第百十二号とし、同項第百十四号を同項第百十三号とし、同項第百十五号を同項第百十四号とし、同項第百十六号を同項第百十五号とし、同項第百十七号を同項第百十六号とし、同項第百十八号を同項第百十七号とし、同項第百十九号を同項第百十八号とし、同項第百二十号を同項第百十九号とし、同項第百二十一号を同項第百二十号とし、同項第百二十二号を同項第百二十一号とし、同項第百二十三号を同項第百二十二号とし、同項第百二十四号を同項第百二十三号とし、同項第百二十五号を同項第百二十四号とし、同項第百二十六号を同項第百二十五号とし、同項第百二十七号を同項第百二十六号とし、同項第百二十八号を同項第百二十七号とし、同項第百二十九号を同項第百二十八号とし、同項第百三十号を同項第百二十九号とし、同項第百三十一号を同項第百三十号とし、同項第百三十二号を同項第百三十一号とし、同項第百三十三号を同項第百三十二号とし、同項第百三十四号を同項第百三十三号とし、同項第百三十五号を同項第百三十四号とし、同項第百三十六号を同項第百三十五号とし、同項第百三十七号を同項第百三十六号とし、同項第百三十八号を同項第百三十七号とし、同項第百三十九号を同項第百三十八号とし、同項第百四十号を同項第百三十九号とし、同項第百四十一号を同項第百四十号とし、同項第百四十二号を同項第百四十一号とし、同項第百四十三号を同項第百四十二号とし、同項第百四十四号を同項第百四十三号とし、同項第百四十五号を同項第百四十四号とし、同項第百四十六号を同項第百四十五号とし、同項第百四十七号を同項第百四十六号とし、同項第百四十八号を同項第百四十七号とし、同項第百四十九号を同項第百四十八号とし、同項第百五十号を同項第百四十九号とし、同項第百五十一号を同項第百五十号とし、同項第百五十二号を同項第百五十一号とし、同項第百五十三号を同項第百五十二号とし、同項第百五十四号を同項第百五十三号とし、同項第百五十五号を同項第百五十四号とし、同項第百五十六号を同項第百五十五号とし、同項第百五十七号を同項第百五十六号とし、同項第百五十八号を同項第百五十七号とし、同項第百五十九号を同項第百五十八号とし、同項第百六十号を同項第百五十九号とし、同項第百六十一号を同項第百六十号とし、同項第百六十二号を同項第百六十一号とし、同項第百六十三号を同項第百六十二号とし、同項第百六十四号を同項第百六十三号とし、同項第百六十五号を同項第百六十四号とし、同項第百六十六号を同項第百六十五号とし、同項第百六十七号を同項第百六十六号とし、同項第百六十八号を同項第百六十七号とし、同項第百六十九号を同項第百六十八号とし、同項第百七十号を同項第百六十九号とし、同項第百七十一号を同項第百七十号とし、同項第百七十二号を同項第百七十一号とし、同項第百七十三号を同項第百七十二号とし、同項第百七十四号を同項第百七十三号とし、同項第百七十五号を同項第百七十四号とし、同項第百七十六号を同項第百七十五号とし、同項第百七十七号を同項第百七十六号とし、同項第百七十八号を同項第百七十七号とし、同項第百七十九号を同項第百七十八号とし、同項第百八十号を同項第百七十九号とし、同項第百八十一号を同項第百八十号とし、同項第百八十二号を同項第百八十一号とし、同項第百八十三号を同項第百八十二号とし、同項第百八十四号を同項第百八十三号とし、同項第百八十五号を同項第百八十四号とし、同項第百八十六号を同項第百八十五号とし、同項第百八十七号を同項第百八十六号とし、同項第百八十八号を同項第百八十七号とし、同項第百八十九号を同項第百八十八号とし、同項第百九十号を同項第百八十九号とし、同項第百九十一号を同項第百九十号とし、同項第百九十二号を同項第百九十一号とし、同項第百九十三号を同項第百九十二号とし、同項第百九十四号を同項第百九十三号とし、同項第百九十五号を同項第百九十四号とし、同項第百九十六号を同項第百九十五号とし、同項第百九十七号を同項第百九十六号とし、同項第百九十八号を同項第百九十七号とし、同項第百九十九号を同項第百九十八号とし、同項第二百号を同項第百九十九号とし、同項第二百一号を同項第二百号とし、同項第二百二号を同項第二百一号とし、同項第二百三号を同項第二百二号とし、同項第二百四号を同項第二百三号とし、同項第二百五号を同項第二百四号とし、同項第二百六号を同項第二百五号とし、同項第二百七号を同項第二百六号とし、同項第二百八号を同項第二百七号とし、同項第二百九号を同項第二百八号とし、同項第二百十号を同項第二百九号とし、同項第二百十一号を同項第二百十号とし、同項第二百十二号を同項第二百十一号とし、同項第二百十三号を同項第二百十二号とし、同項第二百十四号を同項第二百十三号とし、同項第二百十五号を同項第二百十四号とし、同項第二百十六号を同項第二百十五号とし、同項第二百十七号を同項第二百十六号とし、同項第二百十八号を同項第二百十七号とし、同項第二百十九号を同項第二百十八号とし、同項第二百二十号を同項第二百十九号とし、同項第二百二十一号を同項第二百二十号とし、同項第二百二十二号を同項第二百二十一号とし、同項第二百二十三号を同項第二百二十二号とし、同項第二百二十四号を同項第二百二十三号とし、同項第二百二十五号を同項第二百二十四号とし、同項第二百二十六号を同項第二百二十五号とし、同項第二百二十七号を同項第二百二十六号とし、同項第二百二十八号を同項第二百二十七号とし、同項第二百二十九号を同項第二百二十八号とし、同項第二百三十号を同項第二百二十九号とし、同項第二百三十一号を同項第二百三十号とし、同項第二百三十二号を同項第二百三十一号とし、同項第二百三十三号を同項第二百三十二号とし、同項第二百三十四号を同項第二百三十三号とし、同項第二百三十五号を同項第二百三十四号とし、同項第二百三十六号を同項第二百三十五号とし、同項第二百三十七号を同項第二百三十六号とし、同項第二百三十八号を同項第二百三十七号とし、同項第二百三十九号を同項第二百三十八号とし、同項第二百四十号を同項第二百三十九号とし、同項第二百四十一号を同項第二百四十号とし、同項第二百四十二号を同項第二百四十一号とし、同項第二百四十三号を同項第二百四十二号とし、同項第二百四十四号を同項第二百四十三号とし、同項第二百四十五号を同項第二百四十四号とし、同項第二百四十六号を同項第二百四十五号とし、同項第二百四十七号を同項第二百四十六号とし、同項第二百四十八号を同項第二百四十七号とし、同項第二百四十九号を同項第二百四十八号とし、同項第二百五十号を同項第二百四十九号とし、同項第二百五十一号を同項第二百五十号とし、同項第二百五十二号を同項第二百五十一号とし、同項第二百五十三号を同項第二百五十二号とし、同項第二百五十四号を同項第二百五十三号とし、同項第二百五十五号を同項第二百五十四号とし、同項第二百五十六号を同項第二百五十五号とし、同項第二百五十七号を同項第二百五十六号とし、同項第二百五十八号を同項第二百五十七号とし、同項第二百五十九号を同項第二百五十八号とし、同項第二百六十号を同項第二百五十九号とし、同項第二百六十一号を同項第二百六十号とし、同項第二百六十二号を同項第二百六十一号とし、同項第二百六十三号を同項第二百六十二号とし、同項第二百六十四号を同項第二百六十三号とし、同項第二百六十五号を同項第二百六十四号とし、同項第二百六十六号を同項第二百六十五号とし、同項第二百六十七号を同項第二百六十六号とし、同項第二百六十八号を同項第二百六十七号とし、同項第二百六十九号を同項第二百六十八号とし、同項第二百七十号を同項第二百六十九号とし、同項第二百七十一号を同項第二百七十号とし、同項第二百七十二号を同項第二百七十一号とし、同項第二百七十三号を同項第二百七十二号とし、同項第二百七十四号を同項第二百七十三号とし、同項第二百七十五号を同項第二百七十四号とし、同項第二百七十六号を同項第二百七十五号とし、同項第二百七十七号を同項第二百七十六号とし、同項第二百七十八号を同項第二百七十七号とし、同項第二百七十九号を同項第二百七十八号とし、同項第二百八十号を同項第二百七十九号とし、同項第二百八十一号を同項第二百八十号とし、同項第二百八十二号を同項第二百八十一号とし、同項第二百八十三号を同項第二百八十二号とし、同項第二百八十四号を同項第二百八十三号とし、同項第二百八十五号を同項第二百八十四号とし、同項第二百八十六号を同項第二百八十五号とし、同項第二百八十七号を同項第二百八十六号とし、同項第二百八十八号を同項第二百八十七号とし、同項第二百八十九号を同項第二百八十八号とし、同項第二百九十号を同項第二百八十九号とし、同項第二百九十一号を同項第二百九十号とし、同項第二百九十二号を同項第二百九十一号とし、同項第二百九十三号を同項第二百九十二号とし、同項第二百九十四号を同項第二百九十三号とし、同項第二百九十五号を同項第二百九十四号とし、同項第二百九十六号を同項第二百九十五号とし、同項第二百九十七号を同項第二百九十六号とし、同項第二百九十八号を同項第二百九十七号とし、同項第二百九十九号を同項第二百九十八号とし、同項第三百号を同項第二百九十九号とし、同項第三百一号を同項第三百号とし、同項第三百二号を同項第三百一号とし、同項第三百三号を同項第三百二号とし、同項第三百四号を同項第三百三号とし、同項第三百五号を同項第三百四号とし、同項第三百六号を同項第三百五号とし、同項第三百七号を同項第三百六号とし、同項第三百八号を同項第三百七号とし、同項第三百九号を同項第三百八号とし、同項第三百十号を同項第三百九号とし、同項第三百十一号を同項第三百十号とし、同項第三百十二号を同項第三百十一号とし、同項第三百十三号を同項第三百十二号とし、同項第三百十四号を同項第三百十三号とし、同項第三百十五号を同項第三百十四号とし、同項第三百十六号を同項第三百十五号とし、同項第三百十七号を同項第三百十六号とし、同項第三百十八号を同項第三百十七号とし、同項第三百十九号を同項第三百十八号とし、同項第三百二十号を同項第三百十九号とし、同項第三百二十一号を同項第三百二十号とし、同項第三百二十二号を同項第三百二十一号とし、同項第三百二十三号を同項第三百二十二号とし、同項第三百二十四号を同項第三百二十三号とし、同項第三百二十五号を同項第三百二十四号とし、同項第三百二十六号を同項第三百二十五号とし、同項第三百二十七号を同項第三百二十六号とし、同項第三百二十八号を同項第三百二十七号とし、同項第三百二十九号を同項第三百二十八号とし、同項第三百三十号を同項第三百二十九号とし、同項第三百三十一号を同項第三百三十号とし、同項第三百三十二号を同項第三百三十一号とし、同項第三百三十三号を同項第三百三十二号とし、同項第三百三十四号を同項第三百三十三号とし、同項第三百三十五号を同項第三百三十四号とし、同項第三百三十六号を同項第三百三十五号とし、同項第三百三十七号を同項第三百三十六号とし、同項第三百三十八号を同項第三百三十七号とし、同項第三百三十九号を同項第三百三十八号とし、同項第三百四十号を同項第三百三十九号とし、同項第三百四十一号を同項第三百四十号とし、同項第三百四十二号を同項第三百四十一号とし、同項第三百四十三号を同項第三百四十二号とし、同項第三百四十四号を同項第三百四十三号とし、同項第三百四十五号を同項第三百四十四号とし、同項第三百四十六号を同項第三百四十五号とし、同項第三百四十七号を同項第三百四十六号とし、同項第三百四十八号を同項第三百四十七号とし、同項第三百四十九号を同項第三百四十八号とし、同項第三百五十号を同項第三百四十九号とし、同項第三百五十一号を同項第三百五十号とし、同項第三百五十二号を同項第三百五十一号とし、同項第三百五十三号を同項第三百五十二号とし、同項第三百五十四号を同項第三百五十三号とし、同項第三百五十五号を同項第三百五十四号とし、同項第三百五十六号を同項第三百五十五号とし、同項第三百五十七号を同項第三百五十六号とし、同項第三百五十八号を同項第三百五十七号とし、同項第三百五十九号を同項第三百五十八号とし、同項第三百六十号を同項第三百五十九号とし、同項第三百六十一号を同項第三百六十号とし、同項第三百六十二号を同項第三百六十一号とし、同項第三百六十三号を同項第三百六十二号とし、同項第三百六十四号を同項第三百六十三号とし、同項第三百六十五号を同項第三百六十四号とし、同項第三百六十六号を同項第三百六十五号とし、同項第三百六十七号を同項第三百六十六号とし、同項第三百六十八号を同項第三百六十七号とし、同項第三百六十九号を同項第三百六十八号とし、同項第三百七十号を同項第三百六十九号とし、同項第三百七十一号を同項第三百七十号とし、同項第三百七十二号を同項第三百七十一号とし、同項第三百七十三号を同項第三百七十二号とし、同項第三百七十四号を同項第三百七十三号とし、同項第三百七十五号を同項第三百七十四号とし、同項第三百七十六号を同項第三百七十五号とし、同項第三百七十七号を同項第三百七十六号とし、同項第三百七十八号を同項第三百七十七号とし、同項第三百七十九号を同項第三百七十八号とし、同項第三百八十号を同項第三百七十九号とし、同項第三百八十一号を同項第三百八十号とし、同項第三百八十二号を同項第三百八十一号とし、同項第三百八十三号を同項第三百八十二号とし、同項第三百八十四号を同項第三百八十三号とし、同項第三百八十五号を同項第三百八十四号とし、同項第三百八十六号を同項第三百八十五号とし、同項第三百八十七号を同項第三百八十六号とし、同項第三百八十八号を同項第三百八十七号とし、同項第三百八十九号を同項第三百八十八号とし、同項第三百九十号を同項第三百八十九号とし、同項第三百九十一号を同項第三百九十号とし、同項第三百九十二号を同項第三百九十一号とし、同項第三百九十三号を同項第三百九十二号とし、同項第三百九十四号を同項第三百九十三号とし、同項第三百九十五号を同項第三百九十四号とし、同項第三百九十六号を同項第三百九十五号とし、同項第三百九十七号を同項第三百九十六号とし、同項第三百九十八号を同項第三百九十七号とし、同項第三百九十九号を同項第三百九十八号とし、同項第四百号を同項第三百九十九号とし、同項第四百一号を同項第四百号とし、同項第四百二号を同項第四百一号とし、同項第四百三号を同項第四百二号とし、同項第四百四号を同項第四百三号とし、同項第四百五号を同項第四百四号とし、同項第四百六号を同項第四百五号とし、同項第四百七号を同項第四百六号とし、同項第四百八号を同項第四百七号とし、同項第四百九号を同項第四百八号とし、同項第四百十号を同項第四百九号とし、同項第四百十一号を同項第四百十号とし、同項第四百十二号を同項第四百十一号とし、同項第四百十三号を同項第四百十二号とし、同項第四百十四号を同項第四百十三号とし、同項第四百十五号を同項第四百十四号とし、同項第四百十六号を同項第四百十五号とし、同項第四百十七号を同項第四百十六号とし、同項第四百十八号を同項第四百十七号とし、同項第四百十九号を同項第四百十八号とし、同項第四百二十号を同項第四百十九号とし、同項第四百二十一号を同項第四百二十号とし、同項第四百二十二号を同項第四百二十一号とし、同項第四百二十三号を同項第四百二十二号とし、同項第四百二十四号を同項第四百二十三号とし、同項第四百二十五号を同項第四百二十四号とし、同項第四百二十六号を同項第四百二十五号とし、同項第四百二十七号を同項第四百二十六号とし、同項第四百二十八号を同項第四百二十七号とし、同項第四百二十九号を同項第四百二十八号とし、同項第四百三十号を同項第四百二十九号とし、同項第四百三十一号を同項第四百三十号とし、同項第四百三十二号を同項第四百三十一号とし、同項第四百三十三号を同項第四百三十二号とし、同項第四百三十四号を同項第四百三十三号とし、同項第四百三十五号を同項第四百三十四号とし、同項第四百三十六号を同項第四百三十五号とし、同項第四百三十七号を同項第四百三十六号とし、同項第四百三十八号を同項第四百三十七号とし、同項第四百三十九号を同項第四百三十八号とし、同項第四百四十号を同項第四百三十九号とし、同項第四百四十一号を同項第四百四十号とし、同項第四百四十二号を同項第四百四十一号とし、同項第四百四十三号を同項第四百四十二号とし、同項第四百四十四号を同項第四百四十三号とし、同項第四百四十五号を同項第四百四十四号とし、同項第四百四十六号を同項第四百四十五号とし、同項第四百四十七号を同項第四百四十六号とし、同項第四百四十八号を同項第四百四十七号とし、同項第四百四十九号を同項第四百四十八号とし、同項第四百五十号を同項第四百四十九号とし、同項第四百五十一号を同項第四百五十号とし、同項第四百五十二号を同項第四百五十一号とし、同項第四百五十三号を同項第四百五十二号とし、同項第四百五十四号を同項第四百五十三号とし、同項第四百五十五号を同項第四百五十四号とし、同項第四百五十六号を同項第四百五十五号とし、同項第四百五十七号を同項第四百五十六号とし、同項第四百五十八号を同項第四百五十七号とし、同項第四百五十九号を同項第四百五十八号とし、同項第四百六十号を同項第四百五十九号とし、同項第四百六十一号を同項第四百六十号とし、同項第四百六十二号を同項第四百六十一号とし、同項第四百六十三号を同項第四百六十二号とし、同項第四百六十四号を同項第四百六十三号とし、同項第四百六十五号を同項第四百六十四号とし、同項第四百六十六号を同項第四百六十五号とし、同項第四百六十七号を同項第四百六十六号とし、同項第四百六十八号を同項第四百六十七号とし、同項第四百六十九号を同項第四百六十八号とし、同項第四百七十号を同項第四百六十九号とし、同項第四百七十一号を同項第四百七十号とし、同項第四百七十二号を同項第四百七十一号とし、同項第四百七十三号を同項第四百七十二号とし、同項第四百七十四号を同項第四百七十三号とし、同項第四百七十五号を同項第四百七十四号とし、同項第四百七十六号を同項第四百七十五号とし、同項第四百七十七号を同項第四百七十六号とし、同項第四百七十八号を同項第四百七十七号とし、同項第四百七十九号を同項第四百七十八号とし、同項第四百八十号を同項第四百七十九号とし、同項第四百八十一号を同項第四百八十号とし、同項第四百八十二号を同項第四百八十一号とし、同項第四百八十三号を同項第四百八十二号とし、同項第四百八十四号を同項第四百八十三号とし、同項第四百八十五号を同項第四百八十四号とし、同項第四百八十六号を同項第四百八十五号とし、同項第四百八十七号を同項第四百八十六号とし、同項第四百八十八号を同項第四百八十七号とし、同項第四百八十九号を同項第四百八十八号とし、同項第四百九十号を同項第四百八十九号とし、同項第四百九十一号を同項第四百九十号とし、同項第四百九十二号を同項第四百九十一号とし、同項第四百九十三号を同項第四百九十二号とし、同項第四百九十四号を同項第四百九十三号とし、同項第四百九十五号を同項第四百九十四号とし、同項第四百九十六号を同項第四百九十五号とし、同項第四百九十七号を同項第四百九十六号とし、同項第四百九十八号を同項第四百九十七号とし、同項第四百九十九号を同項第四百九十八号とし、同項第五百号を同項第四百九十九号とし、同項第五百一号を同項第五百号とし、同項第五百二号を同項第五百一号とし、同項第五百三号を同項第五百二号とし、同項第五百四号を同項第五百三号とし、同項第五百五号を同項第五百四号とし、同項第五百六号を同項第五百五号とし、同項第五百七号を同項第五百六号とし、同項第五百八号を同項第五百七号とし、同項第五百九号を同項第五百八号とし、同項第五百十号を同項第五百九号とし、同項第五百十一号を同項第五百十号とし、同項第五百十二号を同項第五百十一号とし、同項第五百十三号を同項第五百十二号とし、同項第五百十四号を同項第五百十三号とし、同項第五百十五号を同項第五百十四号とし、同項第五百十六号を同項第五百十五号とし、同項第五百十七号を同項第五百十六号とし、同項第五百十八号を同項第五百十七号とし、同項第五百十九号を同項第五百十八号とし、同項第五百二十号を同項第五百十九号とし、同項第五百二十一号を同項第五百二十号とし、同項第五百二十二号を同項第五百二十一号とし、同項第五百二十三号を同項第五百二十二号とし、同項第五百二十四号を同項第五百二十三号とし、同項第五百二十五号を同項第五百二十四号とし、同項第五百二十六号を同項第五百二十五号とし、同項第五百二十七号を同項第五百二十六号とし、同項第五百二十八号を同項第五百二十七号とし、同項第五百二十九号を同項第五百二十八号とし、同項第五百三十号を同項第五百二十九号とし、同項第五百三十一号を同項第五百三十号とし、同項第五百三十二号を同項第五百三十一号とし、同項第五百三十三号を同項第五百三十二号とし、同項第五百三十四号を同項第五百三十三号とし、同項第五百三十五号を同項第五百三十四号とし、同項第五百三十六号を同項第五百三十五号とし、同項第五百三十七号を同項第五百三十六号とし、同項第五百三十八号を同項第五百三十七号とし、同項第五百三十九号を同項第五百三十八号とし、同項第五百四十号を同項第五百三十九号とし、同項第五百四十一号を同項第五百四十号とし、同項第五百四十二号を同項第五百四十一号とし、同項第五百四十三号を同項第五百四十二号とし、同項第五百四十四号を同項第五百四十三号とし、同項第五百四十五号を同項第五百四十四号とし、同項第五百四十六号を同項第五百四十五号とし、同項第五百四十七号を同項第五百四十六号とし、同項第五百四十八号を同項第五百四十七号とし、同項第五百四十九号を同項第五百四十八号とし、同項第五百五十号を同項第五百四十九号とし、同項第五百五十一号を同項第五百五十号とし、同項第五百五十二号を同項第五百五十一号とし、同項第五百五十三号を同項第五百五十二号とし、同項第五百五十四号を同項第五百五十三号とし、同項第五百五十五号を同項第五百五十四号とし、同項第五百五十六号を同項第五百五十五号とし、同項第五百五十七号を同項第五百五十六号とし、同項第五百五十八号を同項第五百五十七号とし、同項第五百五十九号を同項第五百五十八号とし、同項第五百六十号を同項第五百五十九号とし、同項第五百六十一号を同項第五百六十号とし、同項第五百六十二号を同項第五百六十一号とし、同項第五百六十三号を同項第五百六十二号とし、同項第五百六十四号を同項第五百六十三号とし、同項第五百六十五号を同項第五百六十四号とし、同項第五百六十六号を同項第五百六十五号とし、同項第五百六十七号を同項第五百六十六号とし、同項第五百六十八号を同項第五百六十七号とし、同項第五百六十九号を同項第五百六十八号とし、同項第五百七十号を同項第五百六十九号とし、同項第五百七十一号を同項第五百七十号とし、同項第五百七十二号を同項第五百七十一号とし、同項第五百七十三号を同項第五百七十二号とし、同項第五百七十四号を同項第五百七十三号とし、同項第五百七十五号を同項第五百七十四号とし、同項第五百七十六号を同項第五百七十五号とし、同項第五百七十七号を同項第五百七十六号とし、同項第五百七十八号を同項第五百七十七号とし、同項第五百七十九号を同項第五百七十八号とし、同項第五百八十号を同項第五百七十九号とし、同項第五百八十一号を同項第五百八十号とし、同項第五百八十二号を同項第五百八十一号とし、同項第五百八十三号を同項第五百八十二号とし、同項第五百八十四号を同項第五百八十三号とし、同項第五百八十五号を同項第五百八十四号とし、同項第五百八十六号を同項第五百八十五号とし、同項第五百八十七号を同項第五百八十六号とし、同項第五百八十八号を同項第五百八十七号とし、同項第五百八十九号を同項第五百八十八号とし、同項第五百九十号を同項第五百八十九号とし、同項第五百九十一号を同項第五百九十号とし、同項第五百九十二号を同項第五百九十一号とし、同項第五百九十三号を同項第五百九十二号とし、同項第五百九十四号を同項第五百九十三号とし、同項第五百九十五号を同項第五百九十四号とし、同項第五百九十六号を同項第五百九十五号とし、同項第五百九十七号を同項第五百九十六号とし、同項第五百九十八号を同項第五百九十七号とし、同項第五百九十九号を同項第五百九十八号とし、同項第六百号を同項第五百九十九号とし、同項第六百一号を同項第六百号とし、同項第六百二号を同項第六百一号とし、同項第六百三号を同項第六百二号とし、同項第六百四号を同項第六百三号とし、同項第六百五号を同項第六百四号とし、同項第六百六号を同項第六百五号とし、同項第六百七号を同項第六百六号とし、同項第六百八号を同項第六百七号とし、同項第六百九号を同項第六百八号とし、同項第六百十号を同項第六百九号とし、同項第六百十一号を同項第六百十号とし、同項第六百十二号を同項第六百十一号とし、同項第六百十三号を同項第六百十二号とし、同項第六百十四号を同項第六百十三号とし、同項第六百十五号を同項第六百十四号とし、同項第六百十六号を同項第六百十五号とし、同項第六百十七号を同項第六百十六号とし、同項第六百十八号を同項第六百十七号とし、同項第六百十九号を同項第六百十八号とし、同項第六百二十号を同項第六百十九号とし、同項第六百二十一号を同項第六百二十号とし、同項第六百二十二号を同項第六百二十一号とし、同項第六百二十三号を同項第六百二十二号とし、同項第六百二十四号を同項第六百二十三号とし、同項第六百二十五号を同項第六百二十四号とし、同項第六百二十六号を同項第六百二十五号とし、同項第六百二十七号を同項第六百二十六号とし、同項第六百二十八号を同項第六百二十七号とし、同項第六百二十九号を同項第六百二十八号とし、同項第六百三十号を同項第六百二十九号とし、同項第六百三十一号を同項第六百三十号とし、同項第六百三十二号を同項第六百三十一号とし、同項第六百三十三号を同項第六百三十二号とし、同項第六百三十四号を同項第六百三十三号とし、同項第六百三十五号を同項第六百三十四号とし、同項第六百三十六号を同項第六百三十五号とし、同項第六百三十七号を同項第六百三十六号とし、同項第六百三十八号を同項第六百三十七号とし、同項第六百三十九号を同項第六百三十八号とし、同項第六百四十号を同項第六百三十九号とし、同項第六百四十一号を同項第六百四十号とし、同項第六百四十二号を同項第六百四十一号とし、同項第六百四十三号を同項第六百四十二号とし、同項第六百四十四号を同項第六百四十三号とし、同項第六百四十五号を同項第六百四十四号とし、同項第六百四十六号を同項第六百四十五号とし、同項第六百四十七号を同項第六百四十六号とし、同項第六百四十八号を同項第六百四十七号とし、同項第六百四十九号を同項第六百四十八号とし、同項第六百五十号を同項第六百四十九号とし、同項第六百五十一号を同項第六百五十号とし、同項第六百五十二号を同項第六百五十一号とし、同項第六百五十三号を同項第六百五十二号とし、同項第六百五十四号を同項第六百五十三号とし、同項第六百五十五号を同項第六百五十四号とし、同項第六百五十六号を同項第六百五十五号とし、同項第六百五十七号を同項第六百五十六号とし、同項第六百五十八号を同項第六百五十七号とし、同項第六百五十九号を同項第六百五十八号とし、同項第六百六十号を同項第六百五十九号とし、同項第六百六十一号を同項第六百六十号とし、同項第六百六十二号を同項第六百六十一号とし、同項第六百六十三号を同項第六百六十二号とし、同項第六百六十四号を同項第六百六十三号とし、同項第六百六十五号を同項第六百六十四号とし、同項第六百六十六号を同項第六百六十五号とし、同項第六百六十七号を同項第六百六十六号とし、同項第六百六十八号を同項第六百六十七号とし、同項第六百六十九号を同項第六百六十八号とし、同項第六百七十号を同項第六百六十九号とし、同項第六百七十一号を同項第六百七十号とし、同項第六百七十二号を同項第六百七十一号とし、同項第六百七十三号を同項第六百七十二号とし、同項第六百七十四号を同項第六百七十三号とし、同項第六百七十五号を同項第六百七十四号とし、同項第六百七十六号を同項第六百七十五号とし、同項第六百七十七号を同項第六百七十六号とし、同項第六百七十八号を同項第六百七十七号とし、同項第六百七十九号を同項第六百七十八号とし、同項第六百八十号を同項第六百七十九号とし、同項第六百八十一号を同項第六

五項とし、同項の次に次の五項を加える。

6　この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7　この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8　この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。

9　この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

10　この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。

第二条第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。

「第二章　認定こども園に関する認定手続等」を「第二章　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等」に改める。

第三条の見出し中「教育、保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条第一項中「（以下「施設」という。）」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、「教育委員会。以下」の下に「この章及び第四章において」を加え、同条第二項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「の教育課程その他の保育内容」を削り、「ものをいう」を「事項をいう。第十条第二項において同じ」に、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同項第二号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法」に、「実施」を「利用」に改め、同条第三項中「保育所等」を「保育機能施設」に、「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第四項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

一　第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

二　当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三　当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。

四　次のいずれにも該当するものでないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当

該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

6　都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

7　都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一　当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

二　当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

三　当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

8　都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

第四条第一項第三号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員」に、「者の数」を「者に係る利用定員」に改

め、同項第四号中「施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「の数」を「に係る利用定員」に改め、同項第五号中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

第五条第二項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「実施」を「利用」に、「同法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改める。

第十六条中「第九条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、「これを」を削り、同条に次の各号を加える。

一　第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。

二　第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となったとき。

三　第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。

四　第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となったとき。

五　第三十一条第一項の規定に違反して、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

六　第三十一条第二項の規定に違反して、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

第十六条を第三十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第三十八条　第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章を第六章とする。

第十三条から第十五条までを削る。

第十二条中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「第二条第六項」を「第二条第十二項」に改め、同条を第三十二条とし、第三章中同条の次に次の五条を加える。

（児童福祉法の特例）

第三十三条　第三条第一項の認定を受けた公私連携型保育所（児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する公私連携型保育所をいう。）に係る同法第五十六条の八の規定の適用については、同条第一項中「保育及び」とあるのは、「保育（満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを含む。）及び」とする。

（公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例）

第三十四条　市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定（第十一項及び第十四項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

一　協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

二　公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項

三　市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四　協定の有効期間

五　協定に違反した場合の措置

六　その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

3　公私連携法人は、第十七条第一項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することができる。

4　市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

5　前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

6　公私連携法人は、第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。

7　市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

8　第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

9　第七項の規定により、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは公私連携幼保連携型認定こども園に立入検査をさせた市町村長（指定都市等の長を除く。）は、当該公私連携幼保連携型認定こども園につき、第二十条又は第二十一条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

10　市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。

11　市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

12　公私連携法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、第十七条第一項の規定による廃止の認可を都道府県知事に申請しなければならない。

13　公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

14　指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第三項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第六項の規定は、適用しない。

（緊急時における主務大臣の事務執行）

第三十五条　第十九条第一項、第二十条及び第二十一条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、園児の利益を保護する緊急の必要があると主務大臣が認める場合にあっては、主務大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るもの（同条第二項を除く。）に限る。）は、主務大臣に関する規定として主務大臣に適用があるものとする。

2　前項の場合において、主務大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（主務大臣等）

第三十六条　この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（政令等への委任）

第三十七条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては主務省令で定める。

「第三章　認定こども園に関する特例」を削る。

第十条及び第十一条を削る。

第九条に次の一項を加える。

2　何人も、幼保連携型認定こども園でないものについて、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第九条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　雑則

第八条第一項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「第十九条第一項に定めるもののほか、都道府県知事」に改め、同条を第三十条とする。

第七条第一項中「（第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）」及び「及び第十条第一項」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条を第二十九条とする。

第六条の見出し中「情報」を「教育・保育等に関する情報」に改め、同条中「とき」の下に「、第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、第十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第三項の書類の提出を受けたとき」を加え、「当該認定を受けた」を「これらに係る」に、「保育並びに子育て支援事業」を「保育等」に、「第三条第五項」を「第三条第九項」に改め、「場合」の下に「及び都道府県が幼保連携型認定こども園を設置する場合」を加え、同条を第二十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章　認定こども園に関する情報の提供等

第五条の次に次の三条及び一章を加える。

（教育及び保育の内容）

第六条　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。

（認定の取消し）

第七条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

一　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。

二　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が同条第五項第四号イからハまで、ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。

五　第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第一項又は第三項の認定を受けたとき。

六　その他第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

3　都道府県知事は、第三条第九項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

（関係機関の連携の確保）

第八条　都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。）に協議しなければならない。

2　地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第三章　幼保連携型認定こども園

（教育及び保育の目標）

第九条　幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

一　健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二　集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三　身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四　日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五　音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

六　快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育及び保育の内容）

第十条　幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2　主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3　幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

（入園資格）

第十一条　幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（設置者）

第十二条　幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

（設備及び運営の基準）

第十三条　都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2　都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

一　幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数

二　幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

三　幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

3　主務大臣は、前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、並びに同項第二号及び第三号の主務省令を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4　幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

5　幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

（職員）

第十四条　幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2　幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3　園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4　副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

5　副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

6　教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。

7　教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。

8　主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第十一項及び第十三項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

9　指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

10　保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

11　主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。

12　養護教諭は、園児の養護をつかさどる。

13　主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

14　栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

15　事務職員は、事務に従事する。

16　助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

17　講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。

18　養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

19　特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

（職員の資格）

第十五条　主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

2　主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

3　主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

4　助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。

5　養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。

（設置等の届出）

第十六条　市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第十七条　国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三　申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四　申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五　申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六　申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七　申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ　第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

二　第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3　都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4　指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6　都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一　当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

二　当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達

しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

三　当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7　都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

（都道府県知事への情報の提供）

第十八条　第十六条の届出を行おうとする者又は前条第一項の認可を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

2　指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

3　指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第十九条　都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善勧告及び改善命令）

第二十条　都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

（事業停止命令）

第二十一条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一　幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

二　幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

三　正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取消し）

第二十二条　都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（運営の状況に関する評価等）

第二十三条　幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第二十四条　幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（都道府県における合議制の機関）

第二十五条　第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

（学校教育法の準用）

第二十六条　学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」と、「大学及び高等専

門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第百三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（学校保健安全法の準用）

第二十七条　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第三条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十六条から第三十一条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第二項に規定する主務省令」と読み替えるほか、同法第九条中「学校教育法第十六条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一項」と、「第二十四条及び第三十条」とあるのは「第三十条」と、同法第十七条第二項中「第十一条から」とあるのは「第十三条から」と、「第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条」とあるのは「第十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園（同法第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び保育所（同法第二条第三項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。）であって、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなす。ただし、当該旧幼保連携型認定こども園の設置者が施行日の前日までに、新認定こども園法第三十六条第二項の主務省令（以下単に「主務省令」という。）で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）の設置者は、施行日から起算して三月以内に、同法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（指定都市等の区域内に所在するみなし幼保連携型認定こども園の設置者については、当該指定都市等の長）に提出しなければならない。

3　指定都市等の長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、速やかに、当該書類の写しを都道府県知事に送付しなければならない。

4　都道府県知事は、第二項の書類の提出又は前項の書類の写しの送付を受けたときは、新認定こども園法第二十八条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該書類又は当該書類の写しに記載された事項についてその周知を図るものとする。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第四条　施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であって、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、新認定こども園法第十二条の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園（新認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）を設置することができる。

一　新認定こども園法第十三条第一項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。

二　当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三　当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

2　前項の規定により幼保連携型認定こども園を設置しようとする者（法人以外の者に限る。）に係る新認定こども園法第十七条第二項の規定の適用については、「一　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とあるのは「一　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、一の二　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園の運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（保育教諭等の資格の特例）

第五条　施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

2　施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

3　施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、新認定こども園法第三十一条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置）

第七条　施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

（罰則に関する経過措置）

第八条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

第九条　この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（政令への委任）

第十条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（関係法律の整備等）

第十一条　この法律の施行に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定めるところによる。

理　由

認定こども園制度を拡充し、満三歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園に関する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外五名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的規定の改正

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものどあることを明記すること。

2　幼保連携型認定こども園

㈠　学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する学校教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうものとすること。

㈡　教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を、主務大臣が定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないものとすること。

㈢　入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とす

る子どもとすること。

㈣　国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができるものとし、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者である保育教諭等を置かなければならないものとすること。

㈤　設備及び運営について、都道府県は条例で基準を定めなければならないものとすること。

㈥　設置又は廃止等を行おうとするときは、市町村はあらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

㈦　国及び地方公共団体以外の者により設置され、都道府県の条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとすること。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとすること。

㈧　指導監督、大都市特例等の規定を整備すること。

3　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとすること。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとすること。

4　主務大臣

主務大臣を、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とすること。

5　施行期日等

㈠　この法律は、原則として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとすること。

㈡　政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格等について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

㈢　この法律の施行の際に現に存する幼保連携型認定こども園については、施行日に設置の認可があったものとみなすこと。

㈣　施行日の前日において現に幼稚園を設置している者であって、一定の要件を満たしたものは、当分の間、幼保連携型認定こども園を設置することができるものとすること。

㈤　施行日から起算して五年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の資格の登録を受けた者は、保育教諭等となることができるものとすること。

二　議案の可決理由

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘　殿

〔別紙〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとすること。

二　妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。

三　幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。

四　新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。

五　新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

六　放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右国会に提出する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の廃止）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）は、廃止する。

（健康保険法の一部改正）

第二条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第百五十九条の二中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第七十条」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

附則第八条の二及び第八条の三を次のように改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の二　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用

される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十条」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十条」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正後の健康保険法第百五十九条の二の規定にかかわらず、第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第四十条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第四条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十条第一項」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

附則第八条の二及び第八条の三を次のように改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の二　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十条第一項」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の船員保険法第百十九条の規定にかかわらず、第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中

「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三」を加え、同表児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項中「第二十二条の二から第二十二条の四まで」を「第二十条から第二十二条まで」に、「第二十二条の五」を「第二十二条の二」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同表私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の項第二号中「において」を「又は第二条の二第二項の規定により」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第七条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「保育所への入所」を「保育所への入所等」に改める。

第六条の三第二項中「おおむね十歳未満の」及び「、政令で定める基準に従い」を削り、同条第七項中「家庭において保育」の下に「（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）」を、「保育所」の下に「、総合こども園」を加え、同条第九項を次のように改める。

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一　保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかつているものについて、保育所、総合こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

一　児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。

二　児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

第七条第一項中「保育所」の下に「、総合こども園」を加える。

第二十一条の九中「及び一時預かり事業」を「、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業」に改める。

第二十一条の十一第一項中「情報の提供」を「情報の収集及び提供」に改め、同条第三項中「情報の提供」を「情報の収集及び提供」に、「及び助言」を「並びに助言」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「行われる」の下に「情報の収集、」を加える。

第二章第三節の節名中「入所」を「入所等」に改める。

第二十四条　市町村は、子ども・子育て支援法に定めるところによるほか、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童に必要な保育を、保育所、総合こども園若しくは第五十九条の二第一項の規定による届出をした施設のうち政令で定める基準に該当するもの（次項及び第四十六条の二第二項において「保育に係る施設」という。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）により確保するための措置を講じなければならない。

市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育に係る施設又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必

要と認められる場合には、保育に係る施設又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、当該保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは総合こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定するこども園給付費若しくは特例こども園給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。）又は同法に規定する地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは総合こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは総合こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

市町村は、第二項の規定による調整及び要請並びに第三項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第二十五条の八第三号中「助産」を「保育の利用等（助産）」に、「保育の実施（以下「保育の実施等」という」を「保育の利用若しくは第二十四条第四項の規定による措置をいう。以下同じ」に、「その保育の実施等」を「その保育の利用等」に改める。

第二十六条第一項第四号中「保育の実施等」を「保育の利用等」に改める。

第三十二条第三項中「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限」を「第二十四条第二項の規定による調整及び要請、同条第三項の規定による勧奨及び支援並びに同条第四項の規定による措置に関する権限」に改める。

第三十三条の四中「保育の実施等」を「助産の実施、母子保護の実施」に改め、同条第一号中「第二十一条の六」の下に「、第二十四条第四項」を加え、同条第三号中「及び保育の実施」及び「又は保育の実施」を削る。

第三十三条の五中「第二十一条の六」の下に「、第二十四条第四項」を加え、「保育の実施等」を「助産の実施、母子保護の実施」に改める。

第三十四条の八を次のように改める。

第三十四条の八　市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第三十四条の八の次に次の二条を加える。

第三十四条の八の二　市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たつては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の八の三　市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十五第一項中「市町村」を「国及び都道府県以外の者」に、「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に改め、同条第二項中「市町村」を「国及び都道府県以外の者」に改め、同条第三項中「市町村」を「国及び都道府県以外の者」に、「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に改める。

第三十四条の十六を次のように改める。

第三十四条の十六　都道府県は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会

的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二　家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十七第一項中「前条」を「前条第一項」に、「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に、「市町村に」を「者に」に改め、同条第三項中「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に、「前条」を「前条第一項」に、「市町村に」を「者に」に改め、同条第四項を次のように改める。

都道府県知事は、家庭的保育事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八を次のように改める。

第三十四条の十八　国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の次に次の二条を加える。

第三十四条の十八の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八の三　国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、子育て援助活動支援事業を行うことができる。

子育て援助活動支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十五条第一項中「及び保育所」を「、保育所及び総合こども園」に改め、同条第二項中「児童福祉施設」の下に「（総合こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）」を加える。

第三十九条第一項中「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」を「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものを日々保護者の下から通わせて保育を行うこと」に改め、「施設」の下に「（利用定員が二十人以上であるものに限り、総合こども園を除く。）」を加え、同条第二項中「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を」を「保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものを日々保護者の下から通わせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二　総合こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

総合こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）の定めるところによる。

第四十五条第二項第三号中「事項であつて、」の下に「保育所における保育の内容その他」を加える。

第四十六条の二中「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の」を「第二十四条第四項の規定による措置に関する」に改め、「若しくは保育所における保育を行うことの委託」を削り、同条に次の一項を加える。

保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第二項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条第五項中「第二十一条の六」の下に「、第二十四条第四項」を加え、「又は保育の実施等」を「、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定」に改める。

第四十九条中「及び家庭的保育事業」を「、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業」に改める。

第五十条第六号中「第六号の三」を「次号」に改め、同条中第六号の二を削り、第六号の三を第六号の二とし、第六号の四を第六号の三とする。

第五十一条第四号及び第五号を次のように改める。

四　第二十四条第四項の措置（都道府県又は

市町村の設置する保育所又は総合こども園に係るものに限る。）に要する費用

五　第二十四条第四項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所又は総合こども園に係るものに限る。）に要する費用

第五十一条中第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　第二十四条第四項の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援法第二十七条第一項又は第二十八条第一項（第二号に係るものを除く。）の規定によりこども園給付費又は特例こども園給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第五十三条中「、第六号の二」を削り、「及び第七号から第十二号まで」を「、第七号及び第八号」に改める。

第五十六条第三項中「第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は」を削り、「若しくは第五号に規定する保育費用」を「又は第五号に規定する費用」に、「当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額」を「その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部」に改め、同条に次の二項を加える。

保育所又は総合こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は総合こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は総合こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所又は総合こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一　子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する指定教育・保育を受けた乳児又は幼児　同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例こども園給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二　子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児　同条第二項第二号の規定による特例こども園給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三　子ども・子育て支援法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育・保育を受けた幼児　同条第二項第三号の規定による特例こども園給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育・保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一　子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する指定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児　同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域型保育に要した費用の額）の合計額

二　特別利用地域型保育を受けた幼児　子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型

保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三　特定利用地域型保育を受けた幼児　子ども・子育て支援法第三十条第二項第三号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二第一項中「者が設置する児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号中「保育の実施等」を「助産の実施若しくは母子保護の実施」に改める。

第五十六条の四の次に次の二条を加える。

第五十六条の四の二　市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び総合こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二　前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三　その他厚生労働省令で定める事項

市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十二条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三　市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の六第一項中「第二十一条の六」の下に、第二十四条第四項」を加え、「保育の実施等」を「保育の利用等」に改める。

第五十六条の七第一項中「保育の実施への需要が増大している」を削り、「市町村は」の下に「、必要に応じ」を、「をいう」の下に「。次項において同じ」を、「保育所」の下に「及び総合こども園」を加え、「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

第五十六条の八から第五十六条の十一までを削る。

第五十九条第一項中「第四十四条までの各条に規定する業務」を「第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務又は第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務」に改め、「第三十五条第三項の届出」の下に「若しくは総合こども園法第十一条の届出」を加え、「同条第四項」を「第三十五条第四項の認可若しくは同法第十二条第一項」に改め、「取り消されたもの」の下に「又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消されたもの」を加える。

第五十九条の二第一項中「業務」の下に「又は第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務」を、「第三十五条第四項の認可」の下に「又は総合こども園法第十二条第一項の認可」を、「取り消されたもの」の下に「又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消されたもの」を加え、「同条」を「第五十八条」に改め、「取り消された施設」の下に「又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消された施設」を加える。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条

の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

3　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

4　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十二項に規定する病児保育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

5　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する子育て援助活動支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から起算して三月」とする。

第九条　この法律の施行の際現に存する第七条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第三十五条第二項又は第三項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対するこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

2　この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対する施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

第十条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法」とする。

2　子ども・子育て支援法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過した日から施行日から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法」とする。

第十一条　子ども・子育て支援法附則第九条第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用されることども園給付費、特例こども園給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第四十条の規定による改正後の児童手当法第二十一条及び第二十二条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定によるこども園給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例こども園給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例こども園給付費の額及び同号イ(1)」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、同条第十二項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二条　施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条第一項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用についての市町村及び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2　施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第

五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第十三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「保育所」の下に「及び総合こども園」を加え、同条に次の一号を加える。

三十一　子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置するこども園に係るものを除く。）

（旅館業法の一部改正）

第十四条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区長。」の下に「第四項を除き、」を加え、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「以下単に「学校」を「次項において「第一条学校」に改め、「という。）」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下この条において「総合こども園」という。）」を加え、同項第二号中「児童福祉施設（」の下に「総合こども園を除くものとし、」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）」を、「、学校」の下に「（第一条学校及び総合こども園をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」を「国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校」に改め、「教育委員会」の下に「（総合こども園であるときは、地方公共団体の長）」を加え、「高等専門学校以外の私立学校」を「高等専門学校及び総合こども園以外の私立学校」に改め、「所管庁」の下に「、国及び地方公共団体以外の者が設置する総合こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）」を加える。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十五条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「うち、」の下に「学校（」を加え、「定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）」を「規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）」に改め、同条第二項中「この法律で」を「この法律において」に、「前項の学校」を「公立学校」に改め、「主幹教諭」の下に「（総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十一条中「の公立学校」の下に「（総合こども園を除く。）」を、「教育長」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（総合こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長」を加える。

第十二条第一項中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び総合こども園」に改め、「助教諭」の下に「、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十三条第二項第二号中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は総合こども園」に改める。

第二十三条第一項中「一年間の教諭」の下に「又は保育教諭」を加え、同条第二項中「、教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同条第三項中「教諭」の下に「又は保育教諭」を加える。

第二十五条の二第五項中「教育委員会規則」の下に「（総合こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中「、栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同項第一号中「、教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加える。

附則第四条第一項中「及び特別支援学校の幼稚部」を「、特別支援学校の幼稚部及び総合こども園」に、「幼稚園等の教諭等については、」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については」に改め、「教育委員会」の下に「、当該市町村の設置する総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、「教諭の職務」を「教諭又は保育教諭の職務」に改め、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第五条の見出し中「幼稚園」の下に「及び総合こども園」を加え、同条第一項中「幼稚園」の下に「及び総合こども園」を加え、「当該」を「幼稚園の教諭等については当該」に改め、「教育委員会」の下に「が、総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、「教諭の職務」を「教諭又は保育教諭の職務」に改め、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第六条（見出しを含む。）中「教育委員会」の下に「及び長」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第十六条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「とは、」の下に「学校（」を加え、「定める」を「規定する」に、「以下「学校」という。」を「第三項において「第一条学校」という。）並びに総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。」に改め、「主幹教諭」の下に「（総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」

を加え、同条第三項中「この法律で」を「この法律において」に、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」を「国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校」に改め、「又は公立学校」の下に「（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「以外の公立学校」の下に「（第一条学校に限る。）」を、「教育委員会」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（総合こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長」を、「私立学校」の下に「（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の総合こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）」を加える。

第三条に次の一項を加える。

5　総合こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、総合こども園法の定めるところによる。

第四条第二項中「中等教育学校」の下に「及び総合こども園」を加え、同条第三項中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び総合こども園」に改め、同条第四項中「中等教育学校」の下に「及び総合こども園」を加える。

第七条第二項中「設置する」の下に「学校法人等（を、「同じ。）」の下に「、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は適合設置法人（総合こども園法第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」を、「理事長」の下に「（適合設置法人にあつては、その適合設置法人を代表する権限を有する者。附則第十四項及び別表第三備考第二号において同じ。）」を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「及び総合こども園」を加える。

第十四条の二中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

第二十二条第一項中「教育職員」の下に「（総合こども園の教員を除く。次項において同じ。）」を加える。

附則第十四項中「、附則第五項の表備考第一号」を削り、「学校法人」を「学校法人等」に改め、「有する者）」の下に「及び総合こども園法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者及び同法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者」を加える。

附則第十五項中「幼稚園」の下に「及び総合こども園」を加える。

附則に次の一項を加える。

19　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、総合こども園法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三第三欄中「含む」を「含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、総合こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改め、同表備考第二号中「学校法人」を「学校法人等」に改め、同表備考第八号中「幼稚園」の下に「及び総合こども園」を加える。

別表第七第三欄中「又は中等教育学校」を「、中等教育学校又は総合こども園」に改める。

別表第八第三欄中「含む」を「含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、総合こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第十七条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この法律で」を「この法律において」に、「に基き」を「又は総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）に基づき」に改める。

第四十三条中「第一条第二項に規定する国立学校」を「第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び総合こども園法第二条第二項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するもの」に、「同項に規定する公立学校」を「第一条学校及び総合こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの」に改める。

第四十四条第二項中「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定す

る国立大学法人をいう。）」及び「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）」を削り、「大学及び高等専門学校」を「総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び総合こども園」に改める。

第四十八条第一項中「又は」を「若しくは総合こども園又は」に、「大学以外」を「大学及び総合こども園以外」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第十八条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）」を加える。

第四条中「都道府県知事」の下に「（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の総合こども園にあつては、当該指定都市等の長）」を加える。

第五条中「私立学校」の下に「（総合こども園を除く。第八条第一項において同じ。）」を加える。

附則第十二項中「、第五条」及び「、第八条第一項」を削り、「いう。）」の下に「並びに総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）によつて設置された当該総合こども園（以下「学校法人立等以外の総合こども園」という。）及び社会福祉法人によつて設置された総合こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校」を、「設置する者」の下に「並びに学校法人立等以外の総合こども園を設置する者及び総合こども園を設置する社会福祉法人」を加える。

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第十九条　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（第三項において「総合こども園」という。）」を加え、同条第三項中「大学」の下に「及び総合こども園」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第二十条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）に規定する総合こども園」を加える。

第百四十条の二第二項中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法第二条第一項に規定する総合こども園」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第二十一条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二(る)の項下欄第五号中「学校」の下に「（総合こども園を除く。）」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第二十二条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「に規定する公立学校」を「第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園であつて地方公共団体の設置するもの」に、「同法」を「学校教育法第七条（総合こども園法第二十条において準用する場合を含む。）」に、「、教員及び」を「及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項、第九十二条第一項及び第百二十条第一項並びに総合こども園法第九条第二項に規定する」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第二十三条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は小規模住居型児童養育事業」を「、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　総合こども園法（平成二十四年法律第　号）に規定する総合こども園を経営する事業

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二十四条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、社会福祉法人」の下に「、学校法人」を加え、同項第二号イ中「措置」の下に「（総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。）」を加え、同号中ニを削り、ホを二とし、同号に次のように加える。

ホ　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）の規定によるこども園給付費又は特例こども園給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三

条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）において、総合こども園の施設の用に供するとき。

第三条第一項第四号中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」を「学校法人」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第二十五条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「設置する者」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）の施行の日の前日において私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（同法第二条第一項に規定する総合こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者」を加える。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第二十六条　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び総合こども園」に改め、同条第二項中「、主幹教諭」の下に「（総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を、「、栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を、「養護助教諭」の下に「、助保育教諭」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十七条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）」を加える。

第二十三条第二号、第三号、第五号及び第十号中「学校」を「教育委員会の所管に属する学校」に改める。

第二十四条中「の各号」を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　総合こども園に関すること。

第二十六条第二項第六号中「第二十九条」を「第二十七条の二及び第二十九条」に改める。

第二十七条の二の見出しを「（私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助）」に改め、同条中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改め、同条を第二十七条の六とし、第二十七条の次に次の四条を加える。

（総合こども園に関する意見聴取）

第二十七条の二　地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務のうち、総合こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2　地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（総合こども園に関する意見の陳述）

第二十七条の三　教育委員会は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（総合こども園に関する資料の提供等）

第二十七条の四　教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（総合こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助）

第二十七条の五　地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる総合こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

第三十二条中「大学」の下に「及び総合こども園」を加える。

第五十四条の二中「前条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第五十四条の三とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（総合こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等）

第五十四条の二　地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八条第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

第六十三条中「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の二第一項の規則の制定は、施行日前においても

行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の一部改正）

第二十九条　公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

第三十条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（第五条第二項及び第十一条において「総合こども園」という。）」を加える。

第五条第二項中「教育委員会」の下に「（総合こども園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長）」を加える。

第十一条中「教育委員会」の下に「（総合こども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長）」を加える。

（道路交通法の一部改正）

第三十一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「又は幼稚園」を「、幼稚園、総合こども園その他の教育又は保育のための施設」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第三十二条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第十二条第一項の規定による認可を受けた総合こども園

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第四項に規定する申出施設等であるものに限る。）の経営者であった者であって、当該保育所又は幼稚園を廃止して総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第十二条第一項の規定により総合こども園の設置の認可を受けたものに係るもの（当該認可を受けるまでの間に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。）に限る。）は、総合こども園法第十二条第一項の規定による設置の認可を受けた日以後、当該認可を受けた総合こども園に係る退職手当共済契約とみなす。

2　施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によってしたものとみなす。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第三十四条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二　総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第六条又は附則第四条の規定により設置された総合こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）の災害復旧事業

第三条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項の規定により指定された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「指定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

第四条第五項中「第六号の二」を「第六号の三」に、「、地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、「係る事業」の下に「並びに同項第十一号の二に掲げる事業」を加え、「当該施設の設置者」を「これらの事業に係る施設の設置者」に改める。

第十七条第一項中「激甚災害を受けた」を「激甚災害を受けた指定私立幼稚園以外の」に改め、「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第三十五条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（指定こども園の利用等に関する特別の配慮）」に改め、同条中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項に規定する指定こども園（次項において「指定こども園」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する指定地域型保育事業（次項において「指定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定こども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する指定地域型保育事業者は、同法第三十四条第二項又は

第四十七条第二項の規定により当該指定こども園を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

（母子保健法の一部改正）

第三十六条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

第十五条中「保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては」を削る。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

別表第三中「、第三十三条」を削り、同表の一の項の第一欄中「私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第六十条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二の項中「第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は」を「第二十四条第四項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の五の四の項中「、第三項」を削る。

別表第三の七の二の項中「、第三項」を削る。

別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二　市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第六十条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の二の項中「第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は」を「第二十四条第四項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の四の四の項中「、第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「、第三項」を削る。

（著作権法の一部改正）

第三十九条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「もの」の下に「（適合設置法人（総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。第三十八条第一項において同じ。）であつて営利を目的とするものが設置する総合こども園（同法第二条第一項に規定する総合こども園をいう。第三十八条第一項において同じ。）を除く。）」を加える。

第三十八条第一項中「又は観衆」を「若しくは観衆」に改め、「受けない場合」の下に「又は適合設置法人であつて営利を目的とするものが設置する総合こども園において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育及び保育を行う活動に利用する場合」を加える。

（児童手当法の一部改正）

第四十条　児童手当法の一部を次のように改正する。

目次中「―第二十二条」を「・第十九条」に、「第二十二条の二」を「第二十条」に改める。

第一条中「法律は」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため」を加える。

第三条第一項及び第三項各号並びに第七条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十四条中「市町村長は」の下に「、地方税の滞納処分の例により」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十七条第一項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第二十条第一項各号」を「子ども・子育て支援法第七十条第一項各号」に改める。

第二十条から第二十二条までを削る。

第二十二条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、第四章中同条を第二十条とする。

第二十二条の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）」を削り、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料」を「児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条の四第一項中「により保育料」を

「により費用」に改め、「徴収する場合」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合」を加え、「保育料を支払うべき扶養義務者」を「同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者」に改め、「当該扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「に保育料」の下に「（同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十二条の五第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十二条の二とする。

第二十三条第一項中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を「徴収する」に改め、同条第三項中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に改める。

第二十六条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十九条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十九条の二を削る。

第二十九条の三中「第二十二条の二から第二十二条の五まで」を「第二十条から第二十二条の二まで」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第三十条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第二条第三項中「第十九条まで」を「第二十二条まで」に改め、「、第二十二条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで」及び「第二十四条の二及び」を削り、同条第五項中「第二十九条の三」を「第二十九条の二」に、「第二十二条の五」を「第二十二条の二」に、「第二十二条の四」を「第二十二条」に改める。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当（次条において「旧児童手当」という。）に要する費用については、なお従前の例による。

第四十二条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第四十三条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「幼稚園その他」を「幼稚園、総合こども園その他」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第四十四条　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表過疎地域自立促進特別措置法別表児童福祉施設の項の項中「保育所」の下に「又は総合こども園」を加える。

（私立学校振興助成法の一部改正）

第四十五条　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）」を加える。

第九条中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は総合こども園」に改める。

附則第二条の見出し中「設置者」を「設置者等」に改め、同条第一項中「（以下」を「（次項において」に改め、「いう。）」の下に「及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。同項において「学校法人等以外の総合こども園の設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）」を加え、同項の表第十二条第一号の項中「幼稚園」を「幼稚園若しくは総合こども園」に改め、同表第十二条第三号の項中「幼稚園」を「幼稚園又は総合こども園」に改め、同表第十二条第四号の項中「幼稚園の経営」を「幼稚園又は総合こども園の経営」に、「幼稚園を設置する」を「幼稚園又は総合こども園を設置する」に、「幼稚園について」を「幼稚園若しくは総合こども園について」に改め、同表第十三条第一項の項中「を設置する者（当該幼稚園」を「若しくは総合こども園を設置する者（当該幼稚園又は総合こども園」に改め、附則第二条第三項及び第五項中「設置者」を「設置者等」に改め、「係る幼稚園」の下に「又は総合こども園」を加え、同条第六項中「において」を「の規定により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（総合こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第二条の二　第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、総合こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2　前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該総合こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	総合こども園の経営に関係のある者
	質問させ	当該総合こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該総合こども園の経営に関する帳簿
第十二条第三号	予算が	当該総合こども園の経営に関する予算が
第十二条第四号	当該学校法人の役員	当該総合こども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該総合こども園についての処分
	当該役員の解職をすべき旨	当該総合こども園の経営を担当する役員の担当を解くべき旨
第十二条の二第一項から第三項まで（第十三条第二項において準用する場合を含む。）	所轄庁	都道府県知事
第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人の理事	当該総合こども園を設置する社会福祉法人の代表者
	解職しようとする役員	担当を解こうとする役員
第十四条第一項	文部科学大臣	附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学大臣
第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事

3　総合こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4　前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5　第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第四十六条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する私立学校」の下に「及び学校法人が設置する総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。附則第十三条において同じ。）」を加える。

附則第十三条中「の幼稚園」の下に「及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（以下この条において「学校法人以外の総合こども園の設置者」という。）によって設置された当該総合こども園」を加え、「同条」を「学校教育法附則第六条」に改め、「設置する学校法人以外の者」の下に「及び学校法人以外の総合こども園の設置者」を加える。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第四十七条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第七十条第一項第四号」に改める。

第十五条の二中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附則第四項及び第五項中「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改

正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第四十九条　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号を次のように改める。

十一　総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）

別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は総合こども園」を加える。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第五十条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「第二十条第一項第三号」を「第七十条第一項第三号」に改める。

附則第三条及び第四条中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるもの」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第五十二条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項に規定する指定こども園（次項において「指定こども園」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する指定地域型保育事業（次項において「指定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　指定こども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する指定地域型保育事業者は、同法第三十四条第二項又は第四十七条第二項の規定により当該指定こども園を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第五十三条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は総合こども園」に改める。

第十五条第一項第七号中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園（第三十条において「総合こども園」という。）」を加える。

第三十条中「教育委員会」の下に「（総合こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」を加える。

附則第八条の見出しを「（保育所等の災害共済給付）」に改め、同条第一項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、「いう。）」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設」を加え、同条第三項中「保育所」を「附則第八条第一項に規定する保育所及び同項に規定する届出保育施設」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五十四条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の項を次のように改める。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）	第二条第三項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
	第七条第二項	又は適合設置法人	、適合設置法人
		適合設置法人をいう。以下同じ。）	適合設置法人をいう。以下同じ。）又は学校設置会社
		、その適合設置法人を代表する権限を有する者	その適合設置法人を代表する権限を有する者とし、学校設置会社にあつてはその代表取締役又は代表執行役とする
	附則第五項の表備考第一号	理事長	理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改め、同表著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の項を次のように改める。

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	において同じ。）を除く。）	において同じ。）を除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項において同じ。）の設置する学校を含む
	第三十八条第一項	又は適合設置法人利用する場合	、適合設置法人利用する場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

第十三条第四項の表教育職員免許法の項を次のように改める。

教育職員免許法	第二条第三項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
	第七条第二項	又は適合設置法人	、適合設置法人
		適合設置法人をいう。以下同じ。）	適合設置法人をいう。以下同じ。）又は学校設置非営利法人
		、その適合設置法人を代表する権限を有する者	その適合設置法人を代表する権限を有する者とし、学校設置非営利法人にあつてはその代表権を有する理事とする
	附則第五項の表備考第一号	理事長	理事長又は学校設置非営利法人の代表権を有する理事

第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第五十五条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第七十条第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育

て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条　前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国立大学法人法の一部改正）

第五十七条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別支援学校」の下に「、総合こども園」を加える。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第五十八条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項中「あらかじめ」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに」を加え、「、総務大臣」を「総務大臣」に改める。

第八条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「市町村は」の下に「、市町村行動計画を策定したときは」を加える。

第九条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「都道府県は」の下に「、都道府県行動計画を策定したときは」を加える。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第五十九条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第七十条第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（発達障害者支援法の一部改正）

第六十一条　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「による児童手当」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）による地域子ども・子育て支援事業」を加える。

第百九条中「年金特別会計は、」の下に「内閣総理大臣及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2　年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあっては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

第百十条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十一条第五項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第二号イ中「児童手当法第二十条第一項第一号から第四号まで」を「子ども・子育て支援法第七十条第一項各号」に改め、同項第二号中ホを削り、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　子ども・子育て支援法第六十九条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）

第百十一条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第二号イ中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第七十条第一項第一号」に改める。

第百十二条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十三条第三項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「費用で」の下に「国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十六条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十九条第二項の規定により」を加える。

第百十四条第八項中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第七十条第一項第一号」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十八条の見出しを「（子ども・子育て支援勘定の積立金）」に改め、同条第一項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に改め、同条第二項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同条第三項中「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十九条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百二十条第二項第三号中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「金額」の下に「（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）」を加える。

第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

附則第三十一条の二の前の見出しを削り、同条及び第三十一条の三を次のように改める。

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第三十一条の二　子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「子ども・子育て整備法」という。）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第四十条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第三十一条の三　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用も手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用

を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

附則第三十一条の三の次に次の一条を加える。

第三十一条の四　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項及び第三項並びに平成二十四年法律第　号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第六十三条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条第二項中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）に規定する総合こども園」を加える。

（日本年金機構法の一部改正）

第六十四条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に改める。

第二十六条第二項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第二十七条第二項第一号中「児童手当法第二十二条第三項」を「子ども・子育て支援法第七十五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項及び第三項並びに平成二十四年法律第　号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

第四十八条第一項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

も・子育て支援法」に改める。

附則第十一条中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加える。

附則第十八条第二項第二号中「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）を加え、「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の下に「、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法」を加える。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正）

第六十五条　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「除く。）」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項に規定する総合こども園」を加え、「同法」を「学校教育法」に改める。

第四条第四項第一号中「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設」に改める。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前のＰＴＡ・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づき第一条の規定による廃止前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園であった旧児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものに係る共済事業として行われていた事業については、当分の間、前条の規定による改正後のＰＴＡ・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づく共済事業とみなす。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六十七条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六条中「、新障害者自立支援法」を「並びに新障害者自立支援法」に改め、「並びに第二十条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条」を削る。

（スポーツ基本法の一部改正）

第六十八条　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「公立学校」の下に「並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。）」を加える。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第六十九条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十八年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「保育所等」を「総合こども園等」に改め、同条中「保育所等」を「総合こども園等」に、「児童福祉法」を「総合こども園法（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項に規定する総合こども園又は児童福祉法」に改め、「規定する業務」の下に「若しくは同法第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務」を加え、「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園」を削る。

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第七十条　児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「平成二十八年度」の下に「又は子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「保育所における保育の実施」を「保育の措置」に改め、同表に次のように加える。

九十四	市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の十二の項中「保育所における保育の実施」を「保育の措置」に改め、同表に次のように加える。

百十七	市町村長	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		

（内閣府設置法の一部改正）

第七十二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表食品安全委員会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）

第七十三条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項に次の一号を加える。

四　子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。

第七十四条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。

二十七の四　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第七十条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の六　総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第　号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

第四条第三項第四十二号を次のように改める。

四十二　削除

第十一条の三中「第四条第一項第十九号」を「第四条第一項第二十号」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三　第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「（平成二十四年法律第　号）」を削る。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に「、子ども・子育て本部」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二　子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2　子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

3　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

4　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5　子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6　子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。

7　子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条第五項第四号を削る。

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第七十五条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第七十三条中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則第二条第四項」とする。

（文部科学省設置法の一部改正）

第七十六条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び総合こども園」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十七条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十八条及び第七十八条の規定　公布の日

二　第七十二条の規定　平成二十五年四月一日

三　第十六条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第七十三条及び第七十五条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五　第三十八条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

理　由

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の廃止及び児童福祉法その他の関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、関係法律の廃止及び規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止すること。

2　児童福祉法など五十六の関係法律についての規定の整備等を行うこと。

3　この法律は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法の施行の費から施行すること。

二　議案の修正議決理由

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など五十六の関係法律についての規定の整備等を行うものであるが、本案の全部を修正し、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めることを内容とする子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

子ども・子育て支援法及び総合こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律

（小字及び――は修正）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の廃止）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）は、廃止する。

（健康保険法の一部改正）

第二条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第百五十九条の二中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第七十九条（六十）」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

附則第八条の二及び第八条の三を次のように改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の二　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第〇（二十四）号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（○〔昭和四十六年法律第七十三号。〕以下「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十〔六十九〕条」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第○〔二十四〕　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十〔六十九〕条」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第○〔二十四〕　号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三〔二〕条　前条の規定による改正後の健康保険法第百五十九条の二の規定にかかわらず、第四十二〔三十八〕条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第四十〔三十六〕条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第四〔三〕条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十〔六十九〕条第一項」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

附則第八条の二及び第八条の三を次のように改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の二　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第○〔二十四〕　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（○〔昭和四十六年法律第七十三号。〕以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十〔六十九〕条第一項」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第○〔二十四〕　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　　号）第七十〔六十九〕条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第○〔二十四〕　号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五〔四〕条　前条の規定による改正後の船員保険法第百十九条の規定にかかわらず、第四十二〔三十八〕条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六〔五〕条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中

「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三」を加え、同表児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項中「第二十二条の二から第二十二条の四まで」を「第二十条から第二十二条まで」に、「第二十二条の五」を「第二十二条の二」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同表私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の項第二号中「において」を「又は第二条の二第二項の規定により」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第六七条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「保育所への入所」を「保育所への入所等」に改める。

第六条の三第二項中「おおむね十歳未満の」及び「、政令で定める基準に従い」を削り、同条第七項中「家庭において保育」の下に「（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を、「保育所」の下に、「、認定総合こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第九項を次のように改める。

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

第六条の三に次の五項を加える。

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一　保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一　保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一　保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ　事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ　事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかつているものについて、保育所、認定総合こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

一　児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。

二　児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

第七条第一項中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園、総合こども園」を加える。

第八条第一項中「第三十三条の十五第三項」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同条第三項中「市町村は、」の下に「第三十

四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び」を加える。

第二十一条の九中「及び一時預かり事業」を「、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業」に改める。

第二十一条の十一第一項中「情報の提供」を「情報の収集及び提供」に改め、同条第三項中「情報の提供」を「情報の収集及び提供」に、「及び助言」を「並びに助言」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「行われる」の下に「情報の収集、」を加える。

第二章第三節の節名中「入所」を「入所等」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　市町村は、○この法律及び○子ども・子育て支援法に定めるところによるほか、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところにより当該児童に必要な保育を、保育所、総合こども園若しくは第五十九条の二第一項の規定による届出をした施設（この法律及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。において保育しなければのうち政令で定める基準に該当するもの（次項及び第四十六条の二第二項において「保育に係る施設」という。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）により確保するための措置を講じなければならない。

市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育に係る施設又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、当該保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは総合こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一　当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二　当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

市町村は、第二項の規定による調整及び要請並びに第三項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第二十五条の八第三号中「助産」を「保育の利用等（助産」に、「保育の実施（以下「保育の実施等」という。）」を「保育の利用若しくは第二十四条第四項の規定による措置をいう。以下同じ。」に、「その保育の実施等」を「その保育の利用等」に改める。

第二十六条第一項第四号中「保育の実施等」を「保育の利用等」に改める。

第三十二条第三項中「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限」を「○並びに第二十四条第二項の規定による調整及び要請、同条第三項の規定による勧奨及び支援並びに同条第四項○又は第六項の規定による措置に関する権限」に改める。

第三十三条の四中「保育の実施等」を「助産の実施、母子保護の実施」に改め、同条第一号中「第二十一条の六」の下に「、第二十四条第四項○及び第六項○「及び」を「並びに」に改め、○同条第三号中「及び保育の実施」及び「又は保育の実施」を削る。

第三十三条の五中「第二十一条の六」の下に「、第二十四条第四項○若しくは第六項○を加え、「保育の実施等」を「助産の実施、母子保護の実施」に改める。

第三十四条の八を次のように改める。

第三十四条の八　市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第三十四条の八の次に次の二条を加える。

第三十四条の八の二　市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たつては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の八の三　市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十五及び第三十四条の十六を次のように改める。

第三十四条の十五　市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一　当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

二　当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

三　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四　次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ　申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ　へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第二項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

第三十四条の十五第一項中「市町村」を「国及び都道府県以外の者」に、「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に改め、同条第二項中「市町村」を「国及び都道府県以外の者」に改め、同条第三項中「市町村」を「国及び都道府県以外の者」に、「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に改める。

第三十四条の十六を次のように改める。

（市町村　都道府県）

第三十四条の十六　市町村　都道府県は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

（市町村　都道府県）

市町村　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二　家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十七第一項中○「前条」を「前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるしくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その○事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

（市町村長　都道府県知事）

第三十四条の十八　国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の次に次の二条を加える。

第三十四条の十八の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認め

（○「旨を」の下に「勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を」を加え、○同条第四項を次のように改める。）

（市町村長　都道府県知事）

前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その○事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八を次のように改める。

第三十四条の十八　国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の次に次の二条を加える。

第三十四条の十八の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認め

（○「都道府県知事」を「市町村長」に、○「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に、「前条」を「前条第一項」に、「市町村に」を「者に」に改め、○同条第四項を次のように改める。）

（市町村長　都道府県知事）

前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その○事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八を次のように改める。

第三十四条の十八　国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の次に次の二条を加える。

第三十四条の十八の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認め

る事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八の三　国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、子育て援助活動支援事業を行うことができる。

子育て援助活動支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十五条第一項中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園（総合こども園を除く。）」に改め、同条第二項中「児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園（総合こども園を除く。）を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）」を加える。

同条第六項中「一月前」の下に「（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）」を加え、同条第四項の次に次の五項を加える。

都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第二項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一　当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

二　当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。

三　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四　次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ　ヘに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。

都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援

事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条　保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第三十九条第一項中「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」を「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものを日々保護者の下から通わせて保育を行うこと」に改め、「施設」の下に「（利用定員が二十人以上であるものに限り、総合こども園を除く。）」を加え、同条第二項中「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を」を「保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものを日々保護者の下から通わせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二　幼保連携型認定総合こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

幼保連携型認定総合こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法（平成二十四年法律第　号）の定めるところによる。

第四十五条第一項第三号中「事項であつて、」の下に「保育所における保育の内容その他」を加える。

第四十六条の二中「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の」を「第二十四条第四項（五）○又は第六項の規定による措置に関する」に改め、「若しくは保育所における保育を行うことの委託」を削り、同条に次の一項を加える。

保育所若しくは認定こども園保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第二項（三）の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条第五項中「第二十一条の六」の下に「、第二十四条第四項（五）○若しくは第六項○」を加え、「又は保育の実施等」を「、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定」に改める。

第四十九条中「及び家庭的保育事業」を「、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、○事業所内保育事業、○病児保育事業及び子育て援助活動支援事業」に改める。

第五十条第六号中「第六号の三」を「次号」に改め、同条中第六号の二を削り、第六号の三を第六号の二とし、第六号の四を第六号の三とする。

第五十一条第四号及び第五号を次のように改める。

四　第二十四条第四項（五）○又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所（若しくは幼保連携型認定こども園○に係るものに限る。）又は総合こども園○に係るものに限る。）に要する費用

五　第二十四条第四項（五）○又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所（若しくは幼保連携型認定こども園○に係るものに限る。）に要する費用

第五十一条中第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　第二十四条第四項（五）○の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援法第二十七条第一項又は第二十八条第一項（第二号に係るものを除く。）○、第二十九条第一項又は第施設型○の規定によりこども園給付費又は特例こども園給付費○、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費○の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第五十三条中「、第六号の二」を削り、「及び第七号から第十二号まで」を「、第七号及び第八号」に改める。

第五十六条第三項中「第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は」を削り、「若しくは第五号に規定する保育費用」を「又は第五号に規定する費用」に、「当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額」を「その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部」に改め、同条に次の二項を加える。

保育所又は幼保連携型認定総合こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定総合こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定総合こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所○における保育を行うため必要であると認めるとき（同条第二項の規定により当該幼保連携型認定○又は総合こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一　子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児　同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額

を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型こども園給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定指定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二　子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児　同条第二項第二号の規定による特例施設型こども園給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三　子ども・子育て支援法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育・保育を受けた幼児　同条第二項第三号の規定による特例こども園給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育・保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一　子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定指定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児　同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定指定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定指定地域型保育に要した費用の額）の合計額

二　特別利用地域型保育を受けた幼児　子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定指定地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三　特定利用地域型保育を受けた幼児　子ども・子育て支援法第三十条第二項第三号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定指定地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二第一項中「者が設置する児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第二号中「保育の実施等」を「助産の実施若しくは母子保護の実施」に改め、同条第二項中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第五十六条の四の次に次の二条を加える。

第五十六条の四の二　市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二　前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三　その他厚生労働省令で定める事項

市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十二条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提

出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三　市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の六第一項中「第二十一条の六」の下に「、第二十四条第四項（五若しくは第六項）」を加え、「保育の実施等」を「保育の利用等」に改める。

第五十六条の七第一項中「保育の実施への需要が増大している」を削り、「市町村は」の下に「、必要に応じ」を、「をいう」の下に「。次項において同じ」を、「保育所」の下に「及び総合こども園」を加え、「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

第五十六条の八を次のように改める。

第五十六条の八　市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携保育法人」という。）として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定（第十一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

一　協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二　公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三　市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四　協定の有効期間

五　協定に違反した場合の措置

六　その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

市町村長は、公私連携保育法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。

市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七項の規定により、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対し報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは公私連携型保育所に立入検査をさせた市町村長は、当該公私連携型保育所につき、第四十六条第三項又は第四項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従つて保育等を行つていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従つて保育等を行うことを勧告することができる。

市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を都道府県知事に申請しなければならない。

公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第五十六条の八から第五十六条の十一までを削る。

第五十八条に次の一項を加える。

第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十九条第一項中「（第三十四条の十五第二項若しくは第四十六条から第四十四条までの各条に規定する業務」を「（第三十四条の十五第二項若しくは第四十六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務」に改め、「第三十五条第三項の届出」の下に「若しくは総合こども園法第十一条の届出（認定こども園法第十六条第四項（認定こども園法第十七条第一項（児童福祉施設同法第十二条第一項）に改め、「取り消されたもの（若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された認定こども園法第二十二条第一項の認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。）より総合こども園の認可を取り消されたもの」を加える。

第五十九条の二第一項中「（第三十九条第一項（第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条の二第一項に規定する保育を必要

条第一項」に、「とする乳児・幼児に対する保育を行う業務」を、「第三十五条第四項の認可」の下に「○又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可（認定こども園法第十七条第一項の認定こども園に係るものに限る。）」を、「総合こども園法第十二条第一項の認可」を、「○若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの」の下に「○又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消されたもの」を、「○若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設」の下に「○又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消された施設」を加える。

第五十九条の七第二項を削る。

附則に次の一条を加える。

第七十二条　第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　第四十六条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四条第五項」とあるのは「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第五項」と、「母子保護の実施のための委託」とあるのは「母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

3　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

4　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十二項に規定する病児保育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

5　この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する子育て援助活動支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日から起算して三月」とする。

第九条　この法律の施行の際現に存する第七条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第三十五条第二項又は第三項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対するこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

2　この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対する施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

第十条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十一条並びに第五十六条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法」とする。

2　子ども・子育て支援法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過した日から施行日から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六

条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法」とする。

第十八条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）附則第九条第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用される施設型こども園給付費、特例施設型こども園給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第二十六条第四十項の規定による改正後の児童手当法第二十一条及び第二十二条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定によるこども園給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定指定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型こども園給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例施設型こども園給付費の額及び同号イ(1)」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、同条第十二項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条　○施行日（この法律の施行の日（以下「○施行日」という。）をいう。）○前に行われた○旧児童福祉法（○第六条の規定による改正前の児童福祉法（以下「○旧法」という。）をいう。）○第二十四条第一項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用についての市町村及び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2　施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第二十条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「保育所」の下に「及び総合幼保連携型認定こども園」を加え、同条に次の一号を加える。

三十一　子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設で総合幼保連携型認定こども園に係るものを除く。）

（旅館業法の一部改正）

第二十一条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区長。」の下に「第四項を除き、」を加え、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「以下単に「学校」」を「次項において「第一条学校」に改め、「という。）」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項総合幼保連携型認定こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合幼保連携型認定こども園（以下この条において「総合幼保連携型認定こども園」という。）」を加え、同項第二号中「児童福祉施設（」の下に「総合幼保連携型認定こども園を除くものとし、」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）」を、「学校」の下に「（第一条学校及び総合幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「学校教育法第一条第二項に規定する国立学校」を「国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校」に改め、「教育委員会」の下に「（総合幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）」を加え、「高等専門学校以外の私立学校」を「高等専門学校及び総合幼保連携型認定こども園以外の私立学校」に改め、「所管庁」の下に「、国及び地方公共団体以外の者が設置する総合幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）」を加える。

（教育公務員特例法の一部改正）

第二十二条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「うち、」の下に「学校（」を加え、「定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）」を「規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項総合幼保連携型認定こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合幼保連携型認定こども園（以下「総合幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「この法律で」を「この法律において」に、「前項の学校」を「公立学校」に改め、「主幹教諭」の下に「（総合幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十一条中「の公立学校」の下に「（総合幼保連携型認定こども園を除く。）」を、「教育長」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（総合幼保連携型認定こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地

方公共団体の長」を加える。

第十二条第一項中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改め、「助教諭」の下に「、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十三条第二項第二号中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第二十三条第一項中「一年間の教諭」の下に「又は保育教諭」を加え、同条第二項中「、教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同条第三項中「教諭」の下に「又は保育教諭」を加える。

第二十五条の二第五項中「教育委員会規則」の下に「（幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中「、栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同項第一号中「、教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加える。

附則第四条第一項中「及び特別支援学校の幼稚部」を「、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園」に、「幼稚園等の教諭等については、」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については」に改め、「教育委員会」の下に「、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、「教諭の職務」を「教諭又は保育教諭の職務」に改め、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第五条の見出し中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第一項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「当該」を「幼稚園の教諭等については当該」に改め、「教育委員会」の下に「が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第六条（見出しを含む。）中「教育委員会」の下に「及び長」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第十六条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「とは、」の下に「学校（」を加え、「定める」を「規定する」に、「以下「学校」という。）並びに幼保連携型認定こども園法（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。」に改め、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加え、同条第三項中「この法律で」を「この法律において」に、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」を「国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校」に改め、「又は公立学校」の下に「（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「以外の公立学校」の下に「（第一条学校に限る。）」を、「教育委員会」の下に「、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長」を、「私立学校」の下に「（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）」を加える。

第三条に次の一項を加える。

5　幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園法の定めるところによる。

第四条第二項中「中等教育学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第三項中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第四項中「中等教育学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第七条第二項中「設置する」の下に「学校法人等（」を、「同じ。）」の下に「、又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は適合設置法人（総合こども園法第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」を、「理事長」の下に「（適合設置法人にあつては、その適合設置法人を代表する権限を有する者。附則第十四項及び別表第三備考第二号において同じ。）」を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第十四条の二中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

第二十二条第一項中「教育職員」の下に「（幼保連携型認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）」を加える。

附則第十四項中「、附則第五項の表備考第一号」を削り、「学校法人」を「学校法人等」に改め、「有する者）」の下に「○及び幼保連携型認定こども園法（並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この項及び改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者（附則第十九項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとし、第十四条の二の学校法人（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者及び同法附則第四条並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により総合こども園を設置する者」を加える。

附則第十五項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附則に次の一項を加える。

19　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法総合こども園法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三第三欄中「含む」を「含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携総合こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改め、同表備考第二号中「学校法人」を「学校法人等」に改め、同表備考第八号中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第七第三欄中「又は中等教育学校」を「、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第八第三欄中「含む」を「含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第十七条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この法律で」を「この法律において」に、「に基き」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき」に改める。

第四十三条中「第二条第二項に規定する国立学校」を「第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「総合こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するもの」に、「同項に規定する公立学校」を「第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの」に改める。

第四十四条第二項中「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）」を削り、「大学及び高等専門学校」を「幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第四十八条第一項中「又は」を「若しくは幼保連携型認定こども園又は」に、「大学以外」を「大学及び幼保連携型認定こども園以外」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第十八条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「総合こども園」という。）」を加える。

第四条中「都道府県知事」の下に「（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長」を加える。

第五条中「私立学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）」を加える。

第六十五条の三中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附則第十二項中「、第五条」及び「、第八条第一項」を削り、「学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を「学校法人立以外の私立の学校より私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園に設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に限る。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第二条の規定により社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）によつて設置された当該総合こども園（以

において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する下「学校法人立等以外の総合こども園」という。）

者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律及び社会福祉法人によつて設置された総合こど

第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下も園を含むものとし、第五条及び第八条第一項

この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立

連携型認定こども園法一部改正法附則第四条

以外の私立の学校」を、「○設置する者」の下に

第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をい

「並びに学校法人立等以外の

う。以下この項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置

置する者及び総合こども園を設置する社会福祉

された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第

法人」を加える。

八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外

の私立の学校」に改め、

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第十九条　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項

第二条第一項に規定する総合こども園（第三項

において「幼保連携型認定

総合こども園」という。）」を加え、同条第三項中「大学」の下に「及び

幼保連携型認定

総合こども園」を

加える。

（公職選挙法の一部改正）

第二十条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条中「規定する学校」の下に「及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

総合こども園法（平成二十四年法律第　号）

に規定する総合こども園」を加える。

第四十条の二第二項中「規定する学校」の下に「及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項

総合こども園法第二条第一項に規定する

幼保連携型認定

総合こども園」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第二十一条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二(る)の項下欄第五号中「学校」の下に

幼保連携型認定

「（総合こども園を除く。）」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第二十二条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「に規定する公立学校」を「第一条に規定する学校及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第一項に規定する

幼保連携型認定

総合こども園法（平成二十四年法律第　号）

幼保連携型認定

総合こども園であつて地方公共団体の設置するもの」に、「同法」を「学校教育法第七条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十六条

（総合こども園法第二十条において準用する場合を含む。）」に、「教員及び」を「及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、

第六十九条第一項、第九十二条第一項及び第百二十条第一項並びに

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第二項

総合こども園法第九条第二項に規定する」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第二十三条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は小規模住居型児童養育事業」を「、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

総合こども園法（平成二十四年法律第　号）に規定する

幼保連携型認定

総合こども園を経営する事業

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二十四条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、社会福祉法人」の下に「、学校法人」を加え、同項第二号イ中「措置」の下に「

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項

幼保連携型認定

総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する

幼保連携型認定

総合こども園（以下「総合こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。」を加え、同号中ニを削り、ホをニとし、同号に次のように加える。

ホ　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）の規定による

施設型

こども園給付費又は特例

施設型

こども園給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）において、

幼保連携型認定

総合こども園の施設の用に供するとき。

第三条第一項第四号中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」を「学校法人」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第二十五条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「設置する者」の下に「

並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項

及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）

幼保連携型認定

の施行の日の前日において私立の幼稚園を設置して

幼保連携型認定

いた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こど

以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則

前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。

以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則

第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置も園（同法第二条第一項に規定する総合こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者」に、「同法第七十七条第二項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を加える。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第二十六条　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び総合こども園」に改め、同条第二項中「、主幹教諭」の下に「（総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を、「、栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を、「養護助教諭」の下に「、助保育教諭」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十七条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第七項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）」を加える。

第二十三条第二号、第三号、第五号及び第十号中「学校」を「教育委員会の所管に属する学校」に改める。

第二十四条中「の各号」を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　総合こども園に関すること。

第二十六条第二項第六号中「第二十九条」を「第二十七条の二及び第二十九条」に改める。

第二十七条の二の見出しを「（私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助）」に改め、同条中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改め、同条を第二十七条の六とし、第二十七条の次に次の四条を加える。

（総合こども園に関する意見聴取）

第二十七条の二　地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務のうち、総合こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2　地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（総合こども園に関する意見の陳述）

第二十七条の三　教育委員会は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（総合こども園に関する資料の提供等）

第二十七条の四　教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（総合こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助）

第二十七条の五　地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる総合こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

第三十二条中「大学」の下に「及び総合こども園」を加える。

第五十四条の二中「前条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第五十四条の三とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（総合こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等）

第五十四条の二　地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八条第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村委員会」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

第六十三条中「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の二第一項の規則の制定は、施行日前においても行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ○当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の一部改正）

第二十九条　公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項幼保連携型認定こども園」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

第三十条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項幼保連携型認定こども園」を加える。

（道路交通法の一部改正）

第三十一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「又は幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第三十一条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条第一項の規定により総合こども園の設置の認可を受けたものに係るもの（当該認可を受けるまでの間○に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。）は、新認定こども園法第十四年法律第　号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）により改正された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「新認定こども園法」という。）第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたもの又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この条において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者○又はみなし幼保連携型認定こども園○に係る退職手当共済契約とみなす。

2　施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によってしたものとみなす。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第三十四条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条又は附則第四条の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）○又は認定こども園法一部改正法（以下「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園を除く。）○の災害復旧事業

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において特定「指定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

第四条第五項中「第六号の二」を「第六号の三」に、「、地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、「係る事業」の下に「並びに同項第十一号の二に掲げる事業」を加え、「当該施設の設置者」を「これらの事業に係る施設の設置者」に改める。

第十七条第一項中「激甚災害を受けた」を「激甚災害を受けた特定指定私立幼稚園以外の」に改め、「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第三十五条　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年

法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「特定教育・保育施設指定こども園の利用等に関する特別の配慮」に改め、同条中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設指定こども園（次項において「特定教育・保育施設指定こども園」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により相談、助言若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定教育・保育施設指定こども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十四条第二項又は第四十七条第二項の規定により当該特定教育・保育施設も園を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

（母子保健法の一部改正）

第三十六条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

第十五条中「保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては」を削る。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

別表第三中「、第三十三条」を削り、同表の一の項の第一欄中「私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第六十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二の項中「第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は」を「若しくは同条第二十四条第四項○の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の五の四の項中「、第三項」を削る。

別表第三の七の二の項中「、第三項」を削る。

別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の二の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二　市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第六十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の二の項中「第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は」を「若しくは同条第二十四条第四項○の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の四の四の項中「、第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「、第三項」を削る。

（著作権法の一部改正）

第三十九条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「もの」の下に「（適合設置法人（総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。第三十八条第一項において同じ。）であつて営利を目的とするものが設置する総合こども園（同法第二条第一項に規定する総合こども園をいう。第三十八条第一項において同じ。）を除く。）」を加える。

第三十八条第一項中「又は観衆」を「若しくは観衆」に改め、「受けない場合」の下に「又は適合設置法人であつて営利を目的とするものが設置する総合こども園において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育及び保育を行う活動に利用する場合」を加える。

（児童手当法の一部改正）

第四十条　児童手当法の一部を次のように改正する。

目次中「―第二十二条」を「・第十九条」に、「第二十二条の二」を「第二十条」に改める。

第一条中「法律は」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため」を加える。

第三条第一項及び第三項各号並びに第七条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十四条中「市町村長は」の下に「、地方税の滞納処分の例により」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十七条第一項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第二十条第一項各号」を「子ども・子育て支援法第七十九条第一項各号」に改める。

第二十条から第二十二条までを削る。

第二十二条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、第四章中同条を第二十条とする。

第二十二条の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）」を削り、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料」を「児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条の四第一項中「により保育料」を「により費用」に改め、「徴収する場合」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合」を加え、「保育料を支払うべき扶養義務者」を「同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者」に改め、「当該扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「に保育料」の下に「（同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十二条の五第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十二条の二とする。

第二十三条第一項中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を「徴収する」に改め、同条第三項中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条中「拠出金その他この法律」を「第十四条第一項」に改める。

第二十六条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十九条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十九条の二を削る。

第二十九条の三中「第二十二条の二から第二十二条の五まで」を「第二十条から第二十二条の二まで」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第三十条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第二条第三項中「第十九条まで」を「第二十二条まで」に改め、「、第二十二条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで」及び「第二十四条の二及び」を削り、同条第五項中「第二十九条の三」を「第二十九条の二」に、「第二十二条の五」を「第二十二条の二」に、「第二十二条の四」を「第二十二条」に改める。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当（次条において「旧児童手当」という。）に要する費用については、なお従前の例による。

第四十二条　施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第四十三条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「幼稚園その他」を「幼稚園、幼保連携型認定こども園その他」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第四十四条　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表過疎地域自立促進特別措置法別表児童福祉施設の項の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

（私立学校振興助成法の一部改正）

第四十五条　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「総合こども園」という。）」を加える。

第九条中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（学校法人以外の者が設置するものに限る。）」に改める。

附則第二条の見出し中「設置者」を「設置者等」に改め、同条第一項中「（以下」を「（次項において「学校教育法附則第六条の規定

により私立の幼稚園を設置する者（以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者（学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園の設置者（学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園の設置者という。）をいう。次項において同じ。）及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下この項において「認定こども園法」という。）附則第三条第一項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。）に改め、「及び総合こども園の経営」に、「幼稚園を設置する」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する」に、「幼稚園について」を「幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園について」に改め、同表第十三条第一項の項中「を設置する者（当該幼稚園」を「若しくは幼保連携型認定こども園を設置する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改め、附則第二条第三項及び第五項中「設置者」を「設置者等」に改め、「係る幼稚園」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同条第六項中「において」を「の規定により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第二条の二　第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2　前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務

学校法人の関係者	幼保連携型認定こども園の経営に関係のある者	
質問させ	当該幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ	
その帳簿	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿	
予算が	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が	
当該学校法人の役員	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員	
、法令	又は法令	
所轄庁	都道府県知事	
処分又は寄附行為	当該幼保連携型認定こども園についての処分	
当該役員の解職をすべき旨	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する役員の担当を解くべき旨	
所轄庁	都道府県知事	
当該学校法人の理事	当該幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の代表者	
解職しようとする役員	担当を解こうとする役員	
第十二条の二第一項から第三項まで（第十三条第二項において準用する場合を含む。）	第十四条第一項	文部科学大臣
第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事
第十四条第一項	文部科学大臣	附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学大臣
第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事

3　幼保連携型認定総合こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4　前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5　第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第四十六条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する私立学校」の下に「及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。）を除く。」を加える。

附則第十三条中「の幼稚園」の下に「及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（○学校法人を除く。○以下この条において「学校法人以外の総合こども園の設置者」という。）によって設置された当該総合こども園（○及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）に改め、「設置する学校法人以外の者」の下に「及び学校法人以外の総合こども園の設置者（○及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者○）」を加える。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第四十七条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第七十条第一項第四号」に改める。

第十五条の二中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附則第四項及び第五項中「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第四十九条　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号を次のように改める。

十一　総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）

別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は総合こども園」を加える。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第五十条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「第二十条第一項第三号」を「第七十条第一項第三号」に改める。

附則第三条及び第四条中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるもの」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三条第二項に規定する派遣職員に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によるこ

ととされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第五十二条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項に規定する指定こども園（次項において「指定こども園」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する指定地域型保育事業（次項において「指定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　指定こども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する指定地域型保育事業者は、同法第三十四条第二項又は第四十七条第二項の規定により当該指定こども園を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第五十三条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は総合こども園」に改める。

第十五条第一項第七号中「規定する学校」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第二項に規定する総合こども園」に改める。

第三十条中「教育委員会」の下に「（総合こども園にあっては、当該地方公共団体の長）」を加える。

附則第八条の見出しを「（保育所等の災害共済給付）」に改め、同条第一項中「第三十九条」を「第三十九条の二第一項」に改め、「いう。」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設」を加え、同条第三項中「保育所」を「附則第八条第一項に規定する保育所及び同項に規定する届出保育施設」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五十四条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の項を次のように改める。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）	第二条第三項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
	第七条第二項	又は適合設置法人	、適合設置法人
		適合設置法人をいう。以下同じ。）	適合設置法人をいう。以下同じ。）又は学校設置会社
		、その適合設置法人を代表する権限を有する者	その適合設置法人を代表する権限を有する者とし、学校設置会社にあつてはその代表取締役又は代表執行役とする
	附則第五項の表備考第一号	理事長	理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

第十二条第十一項の表著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の項を次のように改める。

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	において同じ。）を除く。	において同じ。）を除く。）を除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平

律第四十八号）		
	第三十八条第一項	成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項において同じ。）の設置する学校を含む
	又は適合設置法人	、適合設置法人
	利用する場合	利用する場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合

第十三条第四項の表教育職員免許法の項を次のように改める。

教育職員免許法	第二条第三項	、当該指定都市等の長）	当該指定都市等の長、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
	第七条第二項	又は適合設置法人	、適合設置法人
		適合設置法人をいう。以下同じ。）	適合設置法人をいう。以下同じ。）又は学校設置非営利法人
		、その適合設置法人を代表する権限を有する者	その適合設置法人を代表する権限を有する者とし、学校設置非営利法人にあつてはその代表権を有する理事とする
	附則第五項の表備考第一号	理事長	理事長又は学校設置非営利法人の代表権を有する理事

第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第五十五条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第七十条第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条　前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国立大学法人法の一部改正）

第五十七条　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別支援学校」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第五十八条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項中「あらかじめ」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに」を加え、「、総務大臣」を「総務大臣」に改める。

第八条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「市町村は」の下に「、市町村行動計画を策定したときは」を加える。

第九条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「都道府県は」の下に「、都道府県行動計画を策定したときは」を加える。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第五十九条五　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第七十九条六十第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十九条六十第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十条五十六　前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する第四十二条三十八の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（発達障害者支援法の一部改正）

第六十一条五十七　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「保育の実施○に当たって○」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定○により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定○による必要な保育を確保するための措置を講じる○場合」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十二条五十八　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「による児童手当」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）による地域子ども・子育て支援事業」を加える。

第百九条中「年金特別会計は、」の下に「内閣総理大臣及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2　年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあっては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

第百十条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十一条第五項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第一号イ中「児童手当法第二十条第一項第一号から第四号まで」を「子ども・子育て支援法第七十九条六十第一項各号」に改め、同項第二号中ホを削り、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　子ども・子育て支援法第六十九条八第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）

第百十一条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第二号イ中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第七十九条六十第一項第一号」に改める。

第百十二条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十三条第三項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「費用で」の下に「国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十六条五第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十九条八第二項の規定により」を加える。

第百十四条第八項中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第七十九条六十第一項第一号」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十八条の見出しを「（子ども・子育て支援勘定の積立金）」に改め、同条第一項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に改め、同条第二項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同条第三項中「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十九条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百二十条第二項第三号中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「金額」の下に「（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）」を加える。

第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

附則第三十一条の二の前の見出しを削り、同条及び第三十一条の三を次のように改める。

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第三十一条の二　子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当（子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号。以下「子ども・子育て整備法」という。）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第四十条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

（年金特別会計における子ども手当に関する経理）

第三十一条の三　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第○　号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ど

も・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

附則第三十一条の三の次に次の一条を加える。

第三十一条の四　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百二十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第〇〇〇号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第六十三条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条第二項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）幼保連携型認定総合こども園法（平成二十四年法律第　号）に規定する総合こども園」を加える。

（日本年金機構法の一部改正）

第六十四条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）」に改める。

第二十六条第二項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第二十七条第二項第一号中「児童手当法第二十二条第三項」を「子ども・子育て支援法第七十二条第三項」に改める。

第四十八条第一項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附則第十一条中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加える。

附則第十八条第二項第二号中「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧児童手

当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　子ども・子育て支援法及び総合こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第四十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

附則第十八条第三項中「（平成十六年法律第百六十六号）」の下に「、子ども・子育て支援法及び総合こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（○昭和四十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前児童手当法」という。）」を加え、「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の下に「、子ども・子育て支援法及び総合こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法」を加える。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正）

第十五条　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「除く。）」の下に「及び総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加え、「同法」を「学校教育法」に改める。

第四条第四項第一号中「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの」を「第二条第六項に規定する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設」に改める。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前のＰＴＡ・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づき第一条の規定による廃止前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である旧児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものに係る共済事業として行われていた事業については、当分の間、前条の規定による改正後のＰＴＡ・青少年教育団体共済法第四条第四項の規定に基づく共済事業とみなす。

（地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十七条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六条中「、新障害者自立支援法」を「並びに新障害者自立支援法」に改め、「並びに第二十条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条」を削る。

（スポーツ基本法の一部改正）

第十八条　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「公立学校」の下に「並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する総合こども園（幼保連携型認定こども園に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第十九条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「保育所等」を「総合こども園等」に改め、同条中「保育所等」を「総合こども園等」（第七条第一項」を「第二条第六項に改める。）に、「児童福祉法」を「総合こども園法（平成二十四年法律第　号）第二条第一項に規定する総合こども園又は児童福祉法」に改め、「規定する業務」の下に「若しくは同法第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務」を加え、「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園」を削る。

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第○二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「平成二十八年度」の下に「又は子ども・子育て支援法及び総合こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

六十五　第七十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「「実施」の下に「若しくは措置」を加え、「保育所における保育の実施」を「保育の措置」に改め、同表に次のように加える。

九十四　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の十二の項中「「実施」の下に「又は措置」を加え、「保育所における保育の実施」を「保育の措置」に改め、同表に次のように加える。

百十七　市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六十六条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）」に改め、同条中「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に、「第十七条」を「第十四条」に、「第五十三条」を「第四十九条」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

六十七　第七十二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表食品安全委員会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）

十九　子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。

二十七の四　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

六十八　第七十三条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項に次の一号を加える。

四　子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。

六十九　第七十四条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

二十七の五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第　号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第七十条（六十九）に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の六　認定総合こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第　号）に規定する（平成十八年法律第七十七号）ものをいう。）に関する制度に関すること。

第四条第三項第四十二号を次のように改める。

四十二　削除

第十一条の三中「第四条第一項第十九号」を「第四条第一項第二十号」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三　第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「（平成二十四年法律第　号）」を削る。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に「、子ども・子育て本部」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二　子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2　子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

3　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

4　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5　子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6　子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。

7　子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条第五項第四号を削る。

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第七十五条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第七十三条（六十八）中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則第二条第四項」とする。

（文部科学省設置法の一部改正）

第七十六条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び幼保連携型認定総合こども園」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十七条（二）　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十八条（三）　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十八条（五）及び第七十八条（三）の規定　公布の日

二　第七十二条（六十七）の規定　平成二十五年四月一日

三　第十六条（一）中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第七十三条（六十八）及び第七十五条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五　第六十六条の規定　この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日のいずれか遅い日

六　第三十八条（五）の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

〔別紙〕

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとすること。

二　妊婦検診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。

三　幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。

四　新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。

五　新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

六　放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律

（趣旨）

第一条　この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

（消費税法の一部改正）

第二条　消費税法の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

第九条第二項第一号中「次条第二項及び第十一条第四項」を「次条第二項、第十一条第四項及び第十二条の三第一項」に改め、同号ロ中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第九条の二第二項第二号中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第十二条の二の見出しを「（新設法人の納税義務の免除の特例）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の三　その事業年度の基準期間がない法人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（以下この項及び次項において「新設開始日」という。）において特定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。）が五億円を超えるもの（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2　新規設立法人がその新設開始日において特定要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と同項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人であつたもので、当該新規設立法人の設立の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内に解散したもののうち、その解散した日において当該特殊な関係にある法人に該当していたもの（当該新設開始日においてなお当該特殊な関係にある法人であるものを除く。以下この項において「解散法人」という。）がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみなして、当該新規設立法人につき、前項の規定を適用する。

3　前条第二項及び第三項の規定は、特定新規設立法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合について準用する。この場合において、前条第二項中「前項の新設法人」とあるのは「次条第一項の特定新規設立法人」と、「当該新設法人」とあるのは「当該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」とあるのは「、この項若しくは次条第一項」と読み替えるものとする。

4　第一項に規定する他の者は、特定要件に該当する新規設立法人から同項に規定する金額

が五億円を超えるかどうかの判定に関し必要な事項について情報の提供を求められた場合には、これに応じなければならない。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第六項及び第十一項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第二十九条中「百分の四」を「百分の六・三」に改める。

第三十条第一項中「百五分の四」を「百八分の六・三」に改め、同条第六項中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百五分の四」を「百八分の六・三」に改める。

第三十七条第二項第二号中「において同項」を「又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「同項に規定する調整対象固定資産」を「第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産」に改める。

第三十八条第一項中「百分の五」を「百分の八」に、「百五分の四」を「百八分の六・三」に改める。

第三十九条第一項中「百五分の四」を「百八分の六・三」に改める。

第四十二条第一項中「及び第六項」を「、第六項及び第八項」に改め、同条第六項中「この項」の下に「、第八項、第十項及び第十一項」を加え、同条第八項中「前各項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項の次に次の四項を加える。

8　第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下であることによりその六月中間申告対象期間につき、同項の規定による申告書（以下この項及び第十一項において「六月中間申告書」という。）を提出することを要しない事業者が、当該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間（同号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）については、第六項ただし書の規定は、適用しない。

9　前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

10　前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間については、第八項の規定による届出は、その効力を失う。

11　第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間の末日にその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

第四十四条中「場合」の下に「（第四十二条第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加え、「第四十二条第一項各号」を「同条第一項各号」に改める。

第五十七条第一項第三号中「又は第三十七条第四項」を「、第三十七条第四項又は第四十二条第九項」に改め、同条第二項中「第十二条の二第一項に規定する新設法人」を「事業者が第十二条の二第一項に規定する新設法人又は第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人」に、「事業者は」を「場合には」に、「当該事業者が新設法人に該当することとなつた」を「その」に改める。

第三条　消費税法の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号ロ及び第九条の二第二項第二号中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第二十九条中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

第三十条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改め、同条第六項中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十八条第一項中「百分の八」を「百分の十」に、「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十九条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

（所得税法の一部改正）

第四条　所得税法の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え五千万円以下の金額	百分の四十
五千万円を超える金額	百分の四十五

別表第二(八)を次のように改める。

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
1,250,000円		円 207,030	円 196,580	円 188,850	円 181,570	円 174,280	円 167,000	円 159,720	円 152,870	
1,250,000円を超え1,740,000円に満たない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,740,000円		円 368,730	円 358,280	円 350,550	円 343,270	円 335,980	円 328,700	円 321,420	円 314,570	円 680,500
1,740,000円を超え4,400,000円に満たない金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								680,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額
4,400,000円		円 1,432,730	円 1,422,280	円 1,414,550	円 1,407,270	円 1,399,980	円 1,392,700	円 1,385,420	円 1,378,570	
4,400,000円を超える金額		4,400,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち4,400,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書に告げられた扶養親族等の数に応じ、等に上つ額た税しの各欄によつて求めた税額から1人ごと1,580円を控除した金額

(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。

(一)　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二)　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考)　税額の求め方は、次のとおりである。

(一)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三㈦を次のように改める。

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え41,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額
41,500円		6,850	6,550	6,310	6,065	5,820	5,580	5,340	5,125		
41,500円を超え58,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額									
58,000円		12,295	11,995	11,755	11,510	11,265	11,025	10,785	10,570	22,610	8,258
58,000円を超え147,000円に満たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								22,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額	8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
147,000円		47,895	47,595	47,355	47,110	46,865	46,625	46,385	46,170		37,628
147,000円を超える金額		147,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち147,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額									37,628円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち147,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

別表第三に次のように加える。

（八）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										与の等提いに申載養数扶等に上よた控額給るて除がて合該記扶の、族と、にめら金たついて控書れ場合当に記扶の等し、ごとを、欄求から額した従に扶申出る告さ親族に養1人50円のつ税除	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021		
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	535
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	3,396	1,692	3,420	1,720	3,444	1,749	3,468	535	1,408
3,396	4,529	3,420	4,560	3,444	4,592	3,468	4,624		
4,529千円以上		4,560千円以上		4,592千円以上		4,624千円以上		1,408千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	901	872	925
28	847	910	876	936	901	962	925	987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38	1,551	3,301	1,579	3,325	1,607	3,349	1,636	3,373
41	3,301	4,402	3,325	4,434	3,349	4,465	3,373	4,497
45	4,402千円以上		4,434千円以上		4,465千円以上		4,497千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

（相続税法の一部改正）

第五条　相続税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号イ中「すべて」を「全て」に改め、「相続人の数」の下に「（当該相続人の数のうち次に掲げる者の合計数とし、その者が次の(1)から(3)までのうち二以上に該当する者である場合には、その者の数を一とする。）」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　二十歳未満の者

(2)　第十九条の四第二項に規定する障害者

(3)　相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた者

第十二条第一項第六号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額	百分の四十五
三億円を超え六億円以下の金額	百分の五十
六億円を超える金額	百分の五十五

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条ただし書中「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十九条の五第一項中「第二十一条の九第三項」の下に「（第七十条の二の四第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加える。

第七十条の二の二の次に次の二条を加える。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

第七十条の二の三　平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において二十歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の三十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超え四千五百万円以下の金額	百分の五十
四千五百万円を超える金額	百分の五十五

2　その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系卑属となつたときは、直系卑属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　贈与により第一項の規定の適用を受ける財産（第一号において「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（第二号において「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一　前条及び相続税法第二十一条の六の規定

による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4　第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6　第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の四　平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2　その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については、同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第二項第五号中「第七十条の二の二」の下に「及び第七十条の二の三」を加え、同条第三項第二号中「第二十一条の九第二項（」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加える。

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条　第二条から前条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一　消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ト(3)及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。次号ロにおいて同じ。）等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ　イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ハ　消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ニ　消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ニからヘまで及びリにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次

に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

(3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

(4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

(5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

ホ　取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税（消費税を含めた価格を表示しない価格表示の方法をいう。）、内税（消費税を含めた価格を表示する価格表示の方法をいう。）等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ヘ　医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

ト　住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

チ　消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

リ　酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

ヌ　酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ル　森林吸収源対策（森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。）及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ヲ　燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則の規定に基づく特例による税率をいう。）が維持されていること及び平成二十四年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

ワ　自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

カ　印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

二　個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税（下において「個人住民税」という。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ　扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。）の拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。

ハ　年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。

ニ　配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。

ホ　給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ヘ　年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ト　個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1)　税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2)　諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3)　個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

三　法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四　資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　事業承継税制（租税特別措置法第七十条の七から第七十条の七の四までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。）について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第五条の規定の施行に併せて見直しを行う。

ロ　相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

五　地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ　税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

六　番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布後、納税者の利便の向上、番号法第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十四項に規定する法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

七　国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

八　歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条の規定　公布の日

二　第四条から第六条までの規定及び附則第十九条から第二十五条までの規定　平成二十七年一月一日

三　第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定　平成二十七年十月一日

（消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下附則第十五条までにおいて「施行日」という。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。）及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）並びに施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る納税義務の免除等に関する経過措置）

第三条　事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第十九条に規定する課税期間中に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十一条第

四項若しくは第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高、同法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置）

第四条　新消費税法第十二条の三の規定は、施行日以後に設立される同条第一項に規定する新規設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する。

（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第五条　事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第二条の規定による改正前の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率による。

2　事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあっては、当該確定したもののうち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあっては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

3　事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日（以下この項から第五項まで及び附則第七条第一項において「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

4　事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一　当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。

二　事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三　契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

5　事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであって、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

一　当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二　事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

6　第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百八分の六・三」とあるのは「百五分の四」とする。

7　事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」とする。

8　事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知するものとする。

（長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第六条　事業者が、施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2　前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第七条　事業者が、指定日から施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項に規定する長期大規模工事（以下この項において「長期大規模工事」という。）又は同条第二項に規定する工事（以下この項において「工事」という。）の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、当該長期大規模工事又は工事の目的物のうち当該長期大規模工事又は工事の着手の日から施行日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2　附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3　附則第五条第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について準用する。

4　事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第八条　消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2　附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3　消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第九条　事業者が、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

（納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置）

第十条　新消費税法第三十六条第一項の事業者が、施行日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを施行日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2　前項の規定は、消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が、同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項の事業者」とあるのは「第三十六条第三項の個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、消費税法第三十六条第五項の事業者が、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなった場合について準用する。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十一条　新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

第十二条　新消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

（課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置）

第十三条　新消費税法第四十二条第八項の規定は、同項に規定する六月中間申告対象期間に係る課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。次項及び附則第十六条第一項において同じ。）が施行日以後に開始するものについて適用する。

2　施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合における当該中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。）にあっては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間。以下この項において同じ。）において附則第二条から前条まで及び次条

の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項の規定による申告書については、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第十四条　消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2　附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3　消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

4　消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が施行日前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十五条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条において「二十七年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第三号に定める日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条　附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十七年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行った課税仕入れにつき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行った課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間にあっては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三条中「施行日前」とあるのは「施行日から附則第一条第三号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日まで」と、「新消費税法」とあるのは「第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十七年新消費税法」という。）」と、附則第五条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「第二条」とあるのは「第三条」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「平成二十六年四月三十日」とあるのは「平成二十七年十月三十一日」と、「同月三十日」とあるのは「同月三十一日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「平成八年十月一日」とあるのは「平成二十五年十月一日」と、「平成二十五年十月一日」とあるのは「平成二十七年四月一日」と、「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第四項及び第五項中「平成八年十月一日から指定日」とあるのは「平成二十五年十月一日から二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、「、指定日」とあるのは「、二十七年指定日」と、附則第六条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第七条第一項中「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第八条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日ま

での間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項及び附則第九条中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、附則第十条第一項、第十一条及び第十二条中「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、附則第十三条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「規定する税率」とあるのは「規定する税率又は附則第十五条及び第十六条の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率」と、附則第十四条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「二十七年新消費税法」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法第二十九条に規定する税率」と、同条第四項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と読み替えるものとする。

2　附則第五条第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）に係る二十七年新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用について、附則第五条第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における二十七年新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用について、附則第五条第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行った場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第五条第六項中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とあるのは「百八分の六・三」と、同条第七項中「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とあるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。

3　前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ準用する。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消費税率の引上げに当たっての措置）

第十八条　消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2　この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

（所得税の税率に関する経過措置）

第十九条　第四条の規定による改正後の所得税法（以下附則第二十一条までにおいて「新所得税法」という。）第八十九条第一項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第二十条　平成二十七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第四条の規定による改正前の所得税法（次条において「旧所得税法」という。）第二編第三章第一節又は第百六十五条の規定を適用して計算した所得税の額による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第二十一条　新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、平成二十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十二条　第五条の規定による改正後の相続税法（以下附則第二十四条までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について

適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新相続税法の贈与税に関する規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（未成年者控除に関する経過措置）

第二十三条　新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第五条の規定による改正前の相続税法（以下この条及び次条において「旧相続税法」という。）第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（障害者控除に関する経過措置）

第二十四条　新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第二十五条　第六条の規定による改正後の租税特別措置法第六十九条の五第一項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項第二号の規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うための措置を講ずるほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税法、所得税法、相続税法等について所要の改正を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　消費税について、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、その使途を明確にするため、原則として、その税収を制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることを規

定した上で、現行四パーセントの消費税率を平成二十六年四月一日から六・三パーセントに、平成二十七年十月一日から七・八パーセントに引き上げることとするほか、事業者免税点制度等について所要の見直しを行うこと。

2　所得税について、所得再分配機能の回復等を図る観点から、課税所得のうち五千万円を超える部分に対して四十五パーセントの税率を新たに設け、平成二十七年分から適用すること。

3　資産課税について、資産再分配機能を回復する観点から相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の見直しを行うとともに、資産の現役世代への早期移転を促進する観点から、贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税制度の拡充を行い、平成二十七年以後の相続又は贈与について適用すること。

4　その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施設について、政府は平成二十四年二月十七日に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱に示された基本的方向性に沿って具体化に向けて検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならないことを規定すること。

5　消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずることとするほか、この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、1の消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずること。

6　この法律は別段の定めがあるものを除き、平成二十六年四月一日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税法、所得税法、相続税法等について所要の改正を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものであるが、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正に係る規定を削除するとともに、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施設に関する措置に係る規定並びに消費税率の引上げに当たっての措置に係る規定を改める等の修正の必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三　本案施行による増収見込額及び修正による減収見込額

本案施行による増収見込額は、平年度において、消費税は約十兆三千億円、その他の改正については約三千三百億円である。

本修正による減収見込額は、平年度において、約三千三百億円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して安住財務大臣より「特に異議はない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律

（趣旨）

第一条　この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

（所得税法の一部改正）

第四条○　所得税法の一部を次のように改正する。

○から第六条まで　削除

第八十九条第一項の表を次のように改める。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え五千万円以下の金額	百分の四十
五千万円を超える金額	百分の四十五

別表第二(八)を次のように改める。

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
1,250,000円		円 207,030	円 196,580	円 188,850	円 181,570	円 174,280	円 167,000	円 159,720	円 152,870	
1,250,000円を超え1,740,000円に満たない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,740,000円		円 368,730	円 358,280	円 350,550	円 343,270	円 335,980	円 328,700	円 321,420	円 314,570	円 680,500
1,740,000円を超え4,400,000円に満たない金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								680,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額
4,400,000円		円 1,432,730	円 1,422,280	円 1,414,550	円 1,407,270	円 1,399,980	円 1,392,700	円 1,385,420	円 1,378,570	
4,400,000円を超える金額		4,400,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち4,400,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額										従業員から給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、ついての給与等の金額につたる税額から、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が1,740,000円を超える場合には、当該税額から、扶養親族等の数が1人ごとに1,580円を控除した金額

(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。

(一)　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二)　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考)　税額の求め方は、次のとおりである。

(一)　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三(七)を次のように改める。

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え41,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額								12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125		
41,500円を超え58,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570	円 22,610	円 8,258
58,000円を超え147,000円に満たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								22,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額
147,000円		円 47,895	円 47,595	円 47,355	円 47,110	円 46,865	円 46,625	円 46,385	円 46,170		円 37,628
147,000円を超える金額		147,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち147,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									37,628円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち147,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額

別表第三に次のように加える。

（八）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出された場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を各欄について求めた控除額を税額から控除した金額	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021		
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	535
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	3,396	1,692	3,420	1,720	3,444	1,749	3,468	535	1,408
3,396	4,529	3,420	4,560	3,444	4,592	3,468	4,624		
4,529千円以上		4,560千円以上		4,592千円以上		4,624千円以上		1,408千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	901	872	925
28	847	910	876	936	901	962	925	987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38	1,551	3,301	1,579	3,325	1,607	3,349	1,636	3,373
41	3,301	4,402	3,325	4,434	3,349	4,465	3,373	4,497
45	4,402千円以上		4,434千円以上		4,465千円以上		4,497千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の

た金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す

該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に

当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判

に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場

の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この

の規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている

除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

（相続税法の一部改正）

第五条　相続税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号イ中「すべて」を「全て」に改め、「相続人の数」の下に「（当該相続人の数のうち次に掲げる者の合計数とし、その者が次の(1)から(3)までのうち二以上に該当する者である場合には、その者の数を一とする。）」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　二十歳未満の者

(2)　第十九条の四第二項に規定する障害者

(3)　相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた者

第十二条第一項第六号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額	百分の四十五
三億円を超え六億円以下の金額	百分の五十
六億円を超える金額	百分の五十五

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条ただし書中「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十九条の五第一項中「第二十一条の九第三項」の下に「（第七十条の二の四第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加える。

第七十条の二の二の次に次の二条を加える。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

第七十条の二の三　平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において二十歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の三十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超え四千五百万円以下の金額	百分の五十
四千五百万円を超える金額	百分の五十五

2　その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系卑属となつたときは、直系卑属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　贈与により第一項の規定の適用を受ける財産（第一号において「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（第二号において「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一　前条及び相続税法第二十一条の六の規定

による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4　第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6　第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の四　平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2　その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第二項第五号中「第七十条の二の二」の下に「及び第七十条の二の三」を加え、同条第三項第二号中「第二十一条の九第二項（」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加える。

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条　第二条から前条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一　消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ　○低所得者に配慮する観点から、○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ト(3)及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。次号ロにおいて同じ。）等の低所得者に配慮した再分配に関する施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討し、総合的な施策を導入する。

ロ　低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ　第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づイの再分配に関する総合的な施策の実現

ロ　き導入するまでの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ　消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ホ　消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ホからトまで及びリにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1)　消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2)　中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

(3)　取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

(4)　競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

(5)　適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

(6)　消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

ヘ　取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税（消費税を含めた価格を表示しない価格表示の方法をいう。）、内税（消費税を含めた価格を表示する価格表示の方法をいう。）等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ト　医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

チ　住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

リ　消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

ヌ　酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

ル　酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ヲ　森林吸収源対策（森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。）及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ワ　燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則の規定に基づく特例による税率をいう。）が維持されていること及び平成二十四年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

カ　自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

ヨ　印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

タ　個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税（以下「個人住民税」という。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ　扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。）の拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。

ハ　年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。

ニ　配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。

ホ　給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ヘ　年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ト　個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1)　税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2)　諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3)　個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

三　法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四　資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ　事業承継税制（租税特別措置法第七十条の七から第七十条の七の四までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。）について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第二十一条において同じ。）、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置（第五条の規定の施行に併せて見直しを行う。

ロ　相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

五　地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ　税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

六　番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布後、納税者の利便の向上、番号法第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十四項に規定する法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

七　国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

八　年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条〇の規定　公布の日

二　第四条から第六条までの規定及び附則第十九条から第二十五条までの規定　平成二十七年一月一日

三　第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定　平成二十七年十月一日

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十五条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条において「二十七年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第三号に定める日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条　附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十七年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第二項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行った課税仕入れにつき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行った課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三条中「施行日前」とあるのは「施行日から附則第一条第三号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間」と、「新消費税法」とあるのは「第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十七年新消費税法」という。）」と、附則第五条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「第二条」とあるのは「第三条」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「平成二十六年四月三十日」とあるのは「平成二十七年十月三十一日」と、「同月三十日」とあるのは「同月三十一日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「平成八年十月一日」とあるのは「平成二十五年十月一日」と、「平成二十五年十月一日」とあるのは「平成二十七年四月一日」と、「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第四項及び第五項中「平成八年十月一日から指定日」とあるのは「平成二十五年十月一日から二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、附則第六条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第七条第一項中「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第八条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項及び附則第九条中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、附則第十条第一項、第十一条及び第十二条中「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、附則第十三条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「規定する税率」とあるのは「規定する税率又は附則第十五条及び第十六条の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率」と、附則第十四条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「旧消費税法」と、同条第三項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの

間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、同条第四項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と読み替えるものとする。

2　附則第五条第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）に係る二十七年新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用について、附則第五条第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における二十七年新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用について、附則第五条第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行った場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第五条第六項中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とあるのは「百八分の六・三」と、同条第七項中「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とあるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。

3　前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ準用する。

（消費税率の引上げに当たっての措置）

第十八条　消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2　税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

3　この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前○二○項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

（所得税の税率に関する経過措置）

第十九条　第四条の規定による改正後の所得税法（以下附則第二十一条までにおいて「新所得税法」という。）第八十九条第一項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第二十条　平成二十七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第四条の規定による改正前の所得税法（次条において「旧所得税法」という。）第二編第三章第一節又は第百六十五条の規定を適用して計算した所得税の額による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第二十一条　新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、平成二十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十二条　第五条の規定による改正後の相続税法（以下附則第二十四条までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新相続税法の贈与税に関する規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（未成年者控除に関する経過措置）

第二十三条　新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第五条の規定による改正前の相続税法（以下この条及び次条において「旧相続税法」という。）第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受け

ることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（障害者控除に関する経過措置）

第二十四条　新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第二十五条　第六条の規定による改正後の租税特別措置法第六十九条の五第一項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項第二号の規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条　（略）

（所得税に係る措置）

第二十条　所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

（資産課税に係る措置）

第二十一条　資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　清算及び交付（第七十二条の百十四―第七十二条の百十六）」を「第四款　清算及び交付（第七十二条の百十四・第七十二条の百十六・第七十二条の百十七）」に改める。

第七十二条の八十三中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第七十二条の八十七第一項及び第二項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改め、同条第三項中「第四十二条第六項（この下に「同条第八項又は」を加え、「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の百四第一項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第七十二条の百十四第一項中「合算額」の下に「の十七分の十」を加え、「応じてあん分し」を「応じて按分し」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項及び第二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、前項に規定する合算額の十七分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

第七十二条の百十五第一項中「当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」を「前条第一項に規定する合算額の十七分の十」に、「前条」を「前条第一

項」に、「同条」を「同項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「あん分する」を「按分する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、前条第一項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、同条第二項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。

第二章第三節中第七十二条の百十六を第七十二条の百十七とし、第七十二条の百十五の次に次の款名及び一条を加える。

第五款　使途等

（地方消費税の使途）

第七十二条の百十六　道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

2　市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

附則第九条の十五中「第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項」を「第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで」に、「これらの規定」を「第七十二条の百十四第一項」に改め、「第七十二条の百十四第一項中」を削る。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の八十三、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の百四第一項中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

第七十二条の百十四第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

第七十二条の百十五第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第三条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十九・五」を「百分の二十二・三」に改める。

第四条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改める。

第五条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十九条の規定　公布の日

二　第四条の規定並びに附則第十六条、第二十二条及び第二十三条の規定　平成二十七年四月一日

三　第二条の規定及び附則第八条から第十三条までの規定　平成二十七年十月一日

四　第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定　平成二十八年四月一日

（第一条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第三条　新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十七の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。

第四条　新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が施行日以後に終了する消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、これらの事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十七各項の規定は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に六十三分の十七を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額
第二項	
同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に六十三分の十七を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額
第三項	
同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に六十三分の十七を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額

2　前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号。以下「消費税法等改正法」という。）附則第二条、第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により、消費税法等改正法第二条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3　第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一　施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。）

二　施行日前に事業者が保税地域から引き取った課税貨物

三　消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条又は第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等

四　消費税法等改正法附則第五条第七項（消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

五　前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第五条　新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下同じ。）に係る新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法等改正法附則第十四条第四項若しくは第二十六条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法等改正法第二条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

2　新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含ま

れ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

3　新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

4　新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

5　新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第五条第一項第二号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

6　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第六条　新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定は、施行日以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、これらの規定の適用については、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四第一項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定

財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この項及び次条第一項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項」と、「及び附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「前条第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項」と、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十五第一項中「第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「前条第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項」とする。

第七条　施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「十七分の十」とあるのは「十二分の十」と、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「十七分の七」とあるのは「十二分の二」とする。

（第二条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「二十七年新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第三号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第九条　二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十七の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が一部施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課税期間が施行日から一部施行日の前日までの間に開始した場合については、なお従前の例による。

第十条　二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定により申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、これらの事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれな

	第二項
かつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額	同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額

	第三項
額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額	同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額
同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額	

2　前項の二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法等改正法附則第十五条の規定、消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により、消費税法等改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「二十七年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3　第一項の二十七年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一　施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税仕入れ

二　施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が保税地域から引き取った課税貨物

三　消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等

四　消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第七項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

五　前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第十一条　二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ハ　当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等及び前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法等改正法附則第十四条第四項若しくは第二十六条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第十五条の規定、消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条

第三項の規定若しくは消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法等改正法第三条の規定による改正後の消費税法（八において「二十七年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

八　当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等及び前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、二十七年新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第二号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

2　二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第二号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

3　二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第二号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

4　二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象

課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

5　二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第二号イに掲げる金額、同号ロに掲げる金額及び同号ハに掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

6　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における二十七年新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十二条　二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定は、一部施行日以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、これらの規定の適用については、二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四第一項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この項及び次条第一項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項」と、「及び附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「前条第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の十四第一項」と、二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十五第一項中「第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「第七十二条の百十三第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二

十七年旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の十四第一項」とする。

第十三条　一部施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十六の規定の適用については、二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、「二十二分の七」とする。

2　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定の適用については、二十七年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十七年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、「二十二分の七」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十四条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第三条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十七年度分の地方交付税から適用し、平成二十六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十八年度分の地方交付税から適用し、平成二十七年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方消費税率の引上げに当たっての措置）

第十九条　地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2　この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第一条及び第二条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「百分の二十九・五」を「百分の二十二・三」に改める。

（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度分の予算から適用する。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十二条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改める。

（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度分の予算から適用する。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十四条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十八年度分の予算から適用する。

理　由

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行

政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引上げ及び引上げ分の地方消費税についての使途の明確化を行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方税法の改正に関する事項

㈠　地方消費税の税率を、平成二十六年四月一日から消費税額の六十三分の十七に、平成二十七年十月一日から消費税額の七十八分の二十二に、それぞれ引き上げること。

㈡　地方消費税のうち引上げ分に相当する額に係る市町村交付金については、各市町村の人口で按分して交付するものとすること。

㈢　道府県は地方消費税のうち引上げ分に相当する額から市町村に交付した額を控除した額を、市町村は当該引上げ分に相当する額として道府県から交付を受けた額を、それぞれ制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとすること。

2　地方交付税法の改正に関する事項

消費税の収入額に対する地方交付税の率を、平成二十六年度から二十二・三％に、平成二十七年度から二十・八％に、平成二十八年度から十九・五％に、それぞれ変更すること。

3　その他

㈠　地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三％程度かつ実質の経済成長率で二％程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずることとするほか、この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずること。

㈡　この法律は、一部の規定を除き、平成二十六年四月一日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引上げ及び引上げ分の地方消費税についての使途の明確化を行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の措置を講じようとするものであるが、地方消費税率の引上げに当たっての措置に関し、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することを追加する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三　本案施行による増収見込額

本案施行による増収見込額は、平年度において、地方消費税の税率の引上げにより約三兆二千億円、消費税に係る地方交付税の率の変更により約九千億円である。

右報告する。

平成二十四年六月二十六日

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長　中野　寛成

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

第四条　新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が施行日以後に終了する消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、これらの事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十七各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に六十三分の十七を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定により読み替えて適用して算出した譲渡割額に相当する金額
第二項	
同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に六十三分の十七を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額
第三項	
同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に六十三分の十七を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額

2　前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　　号。以下「消費税法等改正法」という。）附則第二条、第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法等改正法第二条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3　第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一　施行日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。）

二　施行日前に事業者が保税地域から引き取った課税貨物

三　消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条又は第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等

四　消費税法等改正法附則第五条第七項（消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

五　前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十九条の規定に基づく政令の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第五条　新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間（地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下同じ。）に係る新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法等改正法第二条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

2　新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を

提出する場合において、当該課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

3　新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

4　新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

5　新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第五条第一項第二号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

6　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十条　二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が一部施行日以後に終

了する消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、これらの事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額	同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額

第三項	
同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額	同法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして地方税法等改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される次条第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額

2　前項の二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法等改正法附則第十五条の規定、消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条（十九）の規定に基づく政令の規定により、消費税法等改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「二十七年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3　第一項の二十七年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一　施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税仕入れ

二　施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が保税地域から引き取った課税貨物

三　消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等

四　消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第七項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

五　前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十六条（十九）の規定に基づく政令の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第十一条　二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ハ　当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等及び前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二　次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ　当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法等改正法附則第十四条第四項若しくは第二十六条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

ロ　当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第十五条の規定、消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法等改正法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法等改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定により読み替えて適用される消費税法等改正法第三条の規定による改正後の消費税法（ハにおいて「二十七年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

ハ　当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等及び前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、二十七年新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

2　二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる

金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

3　二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

4　二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

5　二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）附則第十一条第一項第二号イに掲げる金額、同号ロに掲げる金額及び同号ハに掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

6　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における二十七年新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（地方消費税率の引上げに当たっての措置）

第十九条　地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい

経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2　税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

2 3　この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第一条及び第二条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前〇二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

第百七十七回国会衆議院会議録第二十九号中正誤

二三ページ三段末七行及び八二ページ三段末九行から末八行	「（平成二十三年法律第　　号）」は「（平成　　年法律第　　号）」の誤り。
第百七十九回国会衆議院会議録第三号中正誤	
二六ページ三段一七行	「（平成二十三年法律第　　号）」は「（平成　　年法律第　　号）」の誤り。

同　第十一号中正誤

九四ページ一段二四行及び一四六ページ一段末五行	「（平成二十三年法律第　　号）」は「（平成　　年法律第　　号）」の誤り。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部一、二六五円（本体一、二一〇円）